設　計

1　建築物編

基本的考え方

1　基本的考え方

本整備基準は、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりをすすめるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、利用しやすい施設への整備をすることを目的とする。

施設の計画時には、高齢者や障害者を含めた全ての人が利用する経路の動線計画を明確にし、整備の対象となる経路については、安全かつ円滑に利用できるように整備する必要がある。

本条例の主旨は、特定少数の者が利用する部分と普段は一般の利用に供しない部分を除いた全ての部分を整備することが原則である。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本整備基準は適用されない。（規則第 5 条第 5 項）

① 整備基準に適合させるための措置と同等以上であると知事が認める場合

② 地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると知事が認める場合

2　都市施設と特定都市施設

(1)　都市施設

本条例の対象施設は、多数の者が利用する建築物のうち規則で定めた建築物（都市施設）である。都市施設の所有者は、整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。なお、都市施設は利用者に応じて、「不特定かつ多数の者が利用する建築物」、「主として高齢者、障害者等が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」とに分けられる。（下表参照）

◆施設利用者に応じた用途の例◆

	都市施設 （多数の者が利用する建築物）		
	不特定かつ多数の者が利用する建築物	主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物
① 学校等施設	―	・特別支援学校	・学校（特別支援学校以外）
② 物品販売業を営む店舗等	・百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	―	・卸売市場
③ 事務所	・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	―	・事務所（左記以外）
④ 共同住宅等	―	―	・共同住宅等
⑤ 福祉施設	―	・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	・保育所

(2)　特定都市施設

特定都市施設は、都市施設のうち規則で定める用途及び規模の建築物である。特定都市施設の新築や増築等をしようとする者（特定整備主）は、整備基準のうち特に守るべき基準を遵守しなければならない。

◆特定都市施設の面積の判断◆
　バックヤードなどの従業員が利用する部分や物品倉庫、附属駐車場（建築物となるものに限る。）なども含めた建築全体の床面積で判断する。
　増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積で判断する。

3　整備基準の種類

　建築物の整備基準は、努力基準（適合に努めなければならない整備基準）と遵守基準（適合を遵守しなければならない整備基準）とに分かれている。努力基準は、遵守基準より水準の高い整備基準である。

(1)　努力基準

　都市施設に適用される整備基準で、都市施設所有者が適合に努めなければならない整備基準である。なお、都市施設のうち、共同住宅等には共同住宅等の努力基準が適用される。

(2)　遵守基準

　特定都市施設に適用される整備基準で、特定整備主が遵守しなければならない整備基準である。なお、床面積の合計が 200 ㎡未満の特定都市施設のうち規則で定める建築物（小規模建築物）については、小規模建築物の遵守基準が適用される。また、共同住宅等には共同住宅等の遵守基準が適用される。

－適用される整備基準－

	都市施設	
		特定都市施設
建築物（共同住宅等以外）	建築物（共同住宅等以外）の努力基準	建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
共同住宅等（※）	共同住宅等の努力基準	共同住宅等の遵守基準
小規模建築物	建築物（共同住宅等以外）の努力基準	小規模建築物の遵守基準

※ 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の整備基準の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。

4　届出と適合証の交付について

(1)　届出

　特定都市施設を新築や増築等をする際には、整備基準を遵守し、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。この際、適用される整備基準は、遵守基準である。ただし、次のいずれかに該当する場合は届出が免除される。

①　法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合（条例第 18 条）

②　その存する場所の属する区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合（条例第 29 条）

③　国等（区市町村含む）及び都が特定整備主となる場合（条例第 30 条）

また、建築物の用途及び規模に応じ、遵守基準となる基準（届出の必要な基準）を告示において定めている（P1-16～19 参照）。ただし、遵守基準とならない基準についても、可能な限り基準に適合した整備をおこなう必要がある。

(2)　適合証の交付

都市施設を努力基準に適合させているときは、整備基準適合証の交付を受けることができる。

5　整備の対象範囲について

(1)　整備基準の適用範囲

遵守基準と努力基準では、整備の対象範囲がそれぞれ異なる。遵守基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用される（※）。一方、努力基準は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用される。これは、遵守基準の適用範囲に、不特定少数の者が利用する部分と特定多数の者が利用する部分を追加したものである。

※　読み替え規定により、特定多数の者が利用する建築物においては、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」は「多数の者が利用する」となる。

◆読み替え規定とは◆（規則第 5 条第 4 項）
都市施設のうち「特定多数の者が利用する建築物」においては、建築物（共同住宅等以外）の遵守基準（小規模建築物の遵守基準を含む）の個々の整備基準の中で、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。これは、特定多数の者が利用する建築物に対して、それらの整備基準を適用させるための規定である。

(2)　建築物による整備基準の適用範囲の違い

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する建築物と特定多数の者が利用する建築物とで利用者が異なるため、遵守基準と努力基準の適用範囲が異なる。

①　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

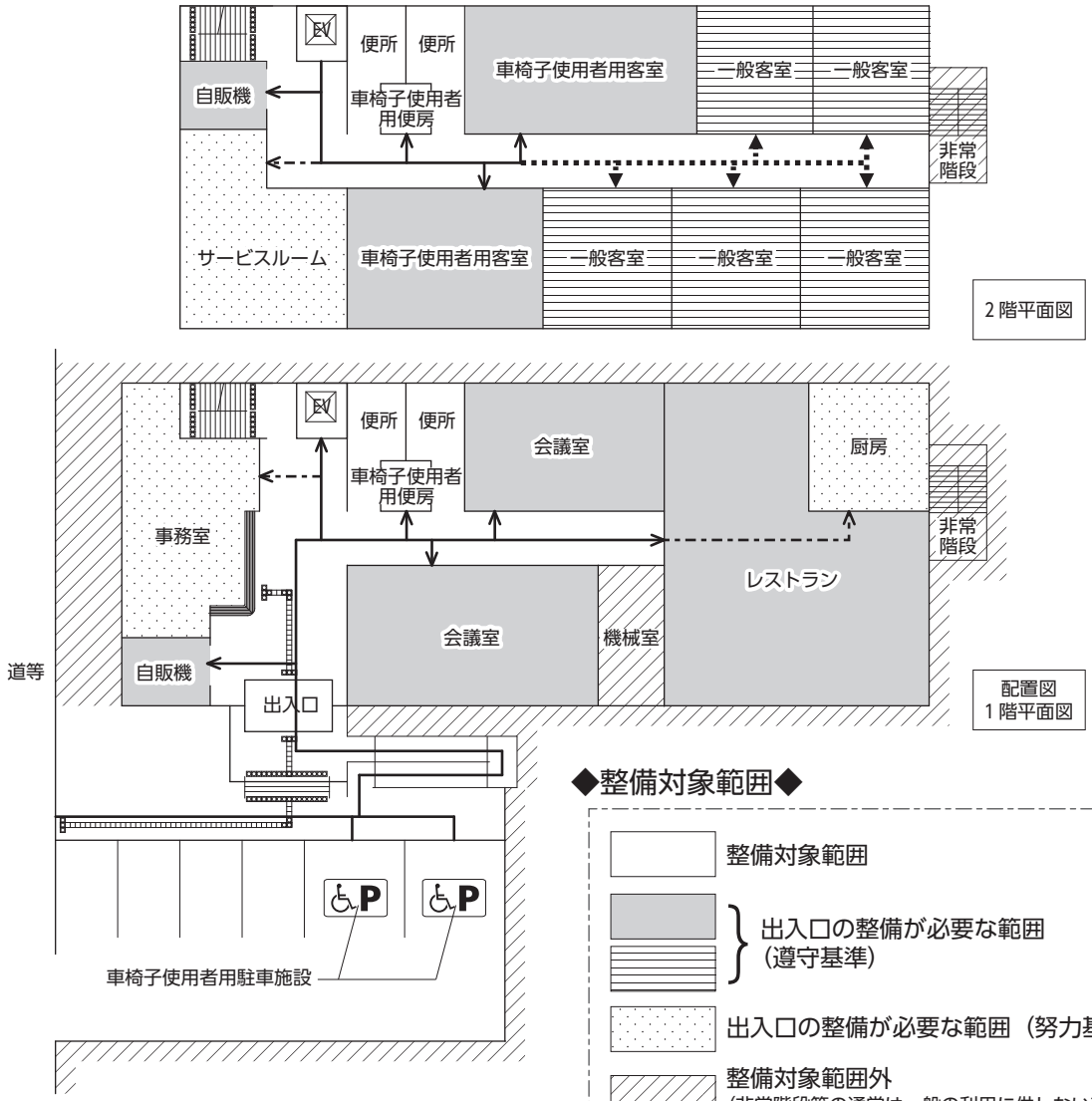
遵守基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用される（※）。したがって、倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが利用する部分には適用されない。

努力基準は、不特定かつ多数の者が利用する部分に加え、不特定少数の者が利用する部分や特定多数の者が利用する部分にも適用される。したがって、多数の従業員が利用する部分等にも適用される。

※　宿泊施設においては、不特定少数の者が利用する一般客室についても、遵守基準が適用される。

不特定かつ多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

■宿泊施設の例



◆整備対象範囲◆

- 整備対象範囲
- 出入口の整備が必要な範囲（遵守基準）
- 出入口の整備が必要な範囲（努力基準）
- 整備対象範囲外
 （非常階段等の通常は一般の利用に供しない部分、機械室等の特定少数の者が利用する部分等）

◆移動等円滑化経路等◆

- ——→ 整備基準への適合が遵守義務となる経路
- - - -→ 整備基準への適合が努力義務として追加される経路

◆宿泊者特定経路（道等から宿泊施設の一般客室までの段差又は段を設けない経路）◆

- ·····▸ 整備基準への適合が遵守義務となる経路
 ※ただし、同じ経路でも遵守基準では宿泊者特定経路、努力基準では移動等円滑化経路等となるので注意が必要。

◆利用居室と利用居室等の違い◆

利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室）
＝道等からの経路の整備が遵守義務となる居室

＋

一般客室
＝道等からの経路の整備が宿泊者特定経路の遵守義務となる居室

＋

利用居室及び一般客室に追加される居室等（不特定少数、特定多数の者が利用する居室等）
＝道等からの経路の整備が努力義務となる居室等
【例】バックヤード部分・屋上テラス・交通機関の出入口に通ずる部分

＝

利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等）

② **特定多数の者が利用する建築物**

特定多数の者が利用する建築物においては、遵守基準は、読み替え規定によって特定多数の者が利用する部分に適用される。したがって、特定多数の者が利用する建築物である事務所、工場等においては、従業員用の階段、便所など特定多数の者が通常利用する部分にも適用される。

また、努力基準も、特定多数の者が利用する部分に適用される。

(3) 整備基準の対象

努力基準及び遵守基準は、「①適用範囲内の全ての部分に係る基準（一般基準）」と「②高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路」に係る基準の２つに別れている（小規模建築物の遵守基準を除く。）。

① **一般基準**

それぞれの整備基準の中で、適用範囲内の全ての廊下等・階段・敷地内通路・駐車場・便所などを対象とした整備基準を設けている。

② **高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路**

(ｱ) 移動等円滑化経路等

高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路等として規定

(ｲ) 特定経路等

共同住宅等では、多数の者が円滑に利用できる経路を特定経路等として規定

(ｳ) 宿泊者特定経路

宿泊施設では、不特定少数の者が利用する一般客室までの経路を宿泊者特定経路として規定

(4) 遵守基準と努力基準の経路の設定の違い

移動等円滑化経路等、特定経路等は、遵守基準と努力基準でそれぞれ規定しているが、遵守基準より努力基準のほうが経路の範囲が広くなっている。

なお、宿泊者特定経路は遵守基準のみで規定しており、努力基準では移動等円滑化経路等の規定が適用される。

① **遵守基準の経路**

遵守基準では、移動等円滑化経路等として、「道又は公園、広場その他の空地（道等）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（利用居室）までの経路」・「利用居室から車椅子使用者用便房までの経路」・「利用居室から車椅子使用者用駐車施設までの経路」・「公共用歩廊の経路」の４つを規定している。ただし、読み替え規定により、特定多数の者が利用する建築物については、利用居室は「多数の者が利用する居室」となる。

また、共同住宅等の遵守基準では、特定経路として、道等から各住戸までの経路を規定している。

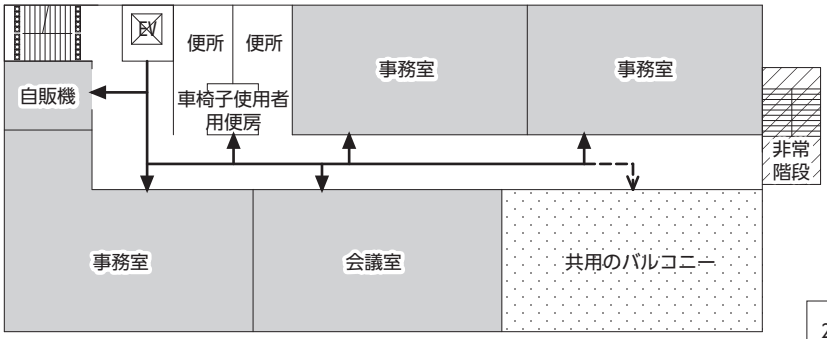
さらに、宿泊施設の遵守基準では、宿泊者特定経路として、道等から各一般客室までの経路を規定している。

② **努力基準の経路**

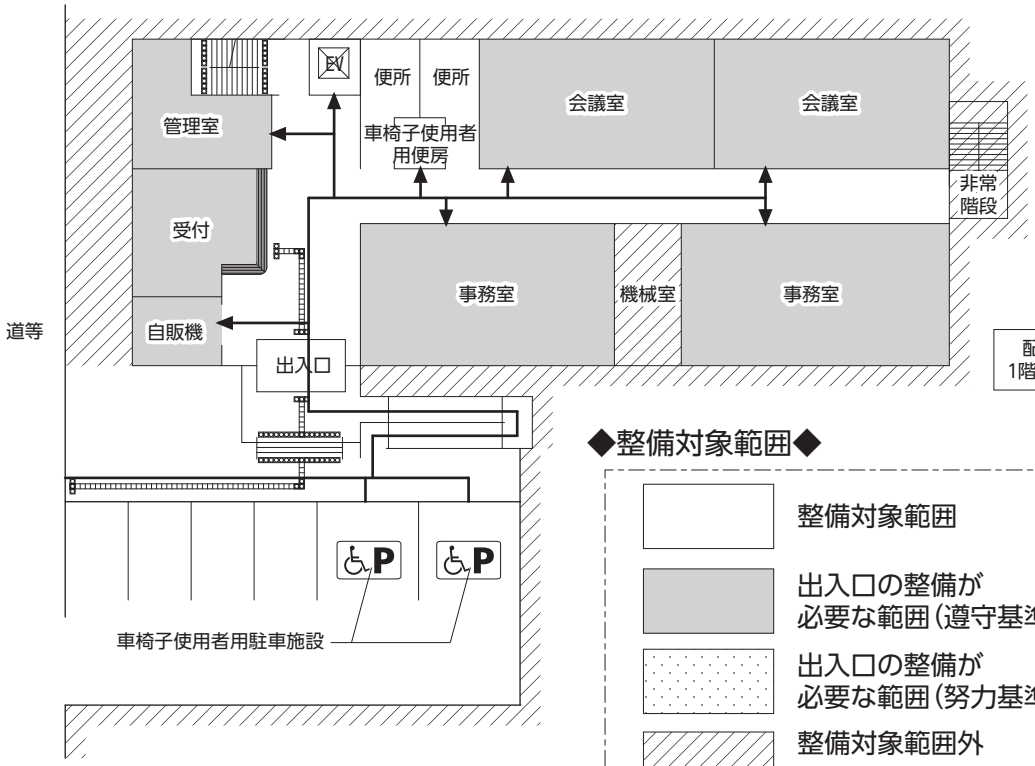
努力基準における移動等円滑化経路等は、遵守基準で「利用居室」となっていたものを、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（利用居室等）

特定多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

■事務所の例



2階平面図



配置図
1階平面図

◆整備対象範囲◆

- 整備対象範囲
- 出入口の整備が必要な範囲（遵守基準）
- 出入口の整備が必要な範囲（努力基準）
- 整備対象範囲外
 （非常階段等の通常は一般の利用に供しない部分、機械室等の特定少数の者が利用する部分等）

◆移動等円滑化経路等◆

- ——→ 整備基準への適合が遵守義務となる経路
- - - -→ 整備基準への適合が努力義務として追加される経路

◆利用居室と利用居室等の違い◆

利用居室（特定多数の者が利用する居室）
＝道等からの経路の整備が遵守義務となる居室

＋

「利用居室等」として利用居室に追加される居室等
＝道等からの経路の整備が努力義務となる居室等
【例】屋上テラス・交通機関の出入口に通ずる部分

＝

利用居室等（特定多数の者が利用する居室等）

として、経路を設定している。この「利用居室等」は、利用居室を含み、不特定少数の者が利用する居室や不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分ではあるが居室ではない屋上・テラス・交通機関の出入口に通ずる部分などが該当する。また、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物においては、従業員等が通常利用する特定多数の者が利用する居室も該当する。

また、共同住宅等の努力基準では、道等から各住戸までの経路に加え、各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路を特定経路等として規定している。

(5)　増築等の適用範囲（規則第 5 条第 3 項）

特定都市施設を増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）する場合の遵守基準は、次に掲げる部分に限り適用する。ただし、特定多数の者が利用する建築物においては、読み替え規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」は「多数の者が利用する」となる。

①　増築等に係る部分

②　道等から当該増築等に係る部分にある利用居室、共同住宅等の各住戸又はホテル若しくは旅館の一般客室までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

③　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

④　増築等に係る部分にある利用居室（当該増築等に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から、車椅子使用者用便房（③に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

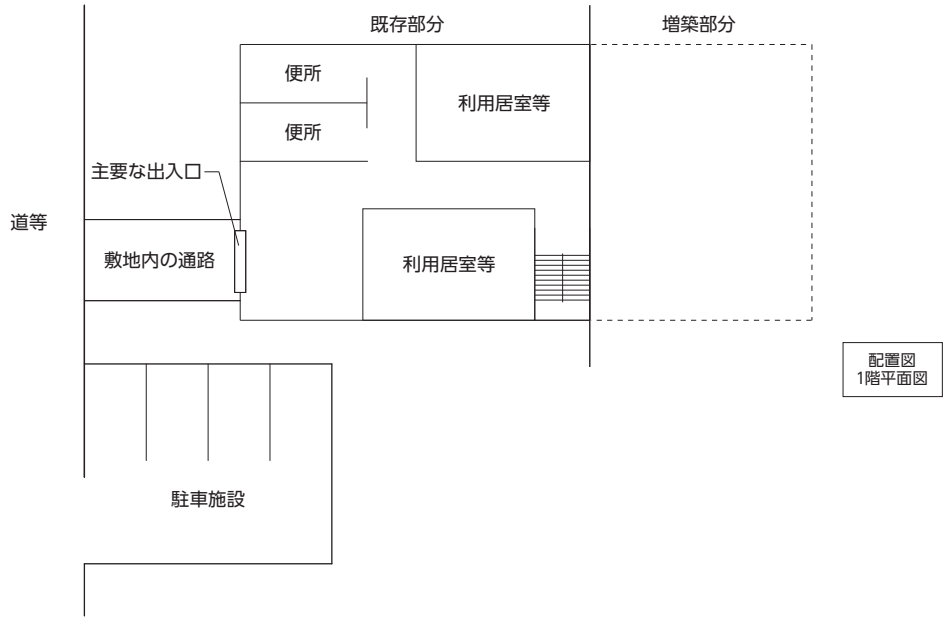
⑤　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

⑥　⑤に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者用駐車施設から増築等に係る部分にある利用居室（当該増築等に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又はホテル若しくは旅館の一般客室までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

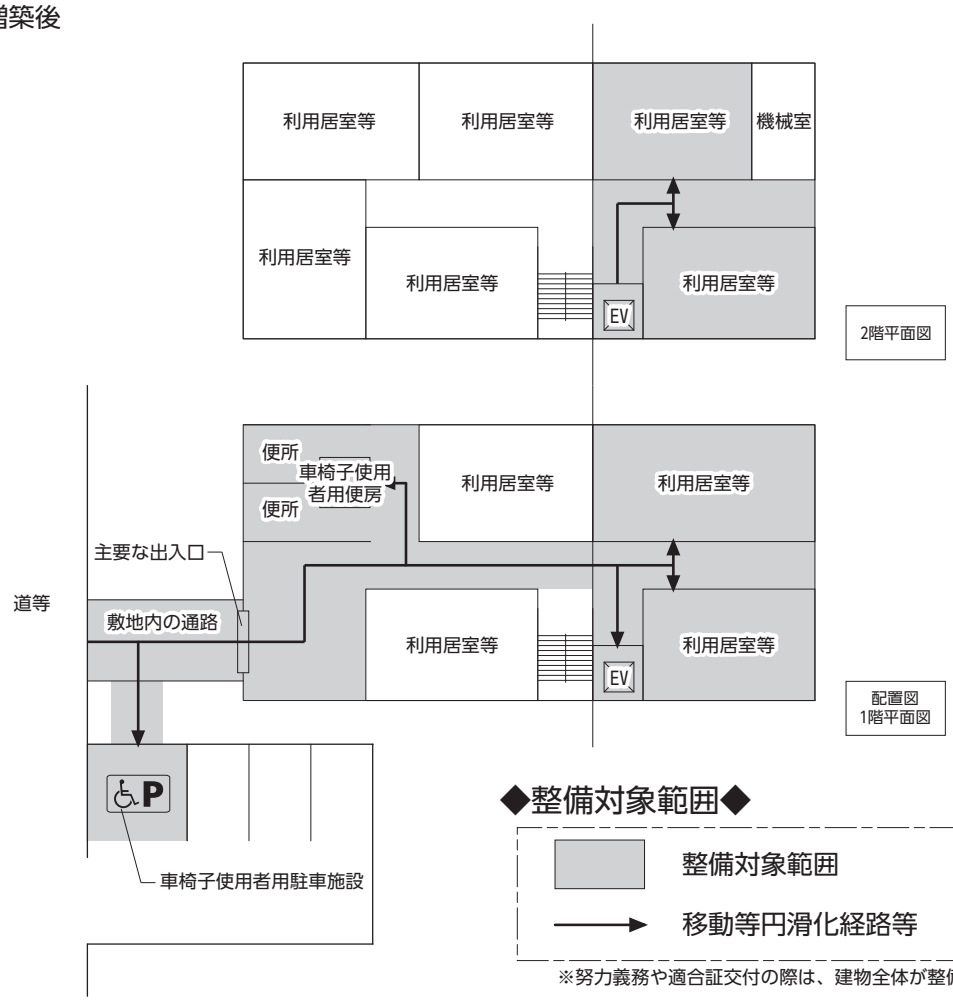
以上に掲げた増築等の適用範囲は、遵守義務及び届出のみに適用される。したがって、努力義務や整備基準適合証の交付に係る整備基準の適用範囲は、既存部分も含めた建築物全体となる。

増築の整備対象範囲

■増築前



■増築後



◆整備対象範囲◆

※努力義務や適合証交付の際は、建物全体が整備対象となる。

6　複合施設の考え方

都市施設の用途ごとに特定都市施設となる規模を定めているが、一つの建築物内に複数の対象用途があり、各対象用途が特定都市施設となる規模に満たない場合でも、各用途の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物は、複合施設として特定都市施設となる。

(1)　複合建築物の延べ面積2,000㎡未満の場合

床面積の合計が2,000㎡未満で複数の用途からなる建築物は、建築物全体としては特定都市施設にならないため、用途ごとの床面積で特定都市施設になるか判断する。

(2)　複合建築物の延べ面積2,000㎡以上の場合

床面積の合計が2,000㎡以上で複数の用途からなる建築物は、建築物全体としては特定都市施設となるため、用途ごとの床面積に関わらず全ての用途が特定都市施設となる。

7　設計におけるその他の配慮

本マニュアルでは、整備基準の定めがないが、配慮することが望ましい項目について掲載している。

○整備基準の定めがある項目

建築物（共同住宅等以外）…①移動等円滑化経路等～⑱子育て支援環境の整備
共同住宅等…①特定経路等～⑮公共的通路
小規模建築物…①出入口～③敷地内の通路

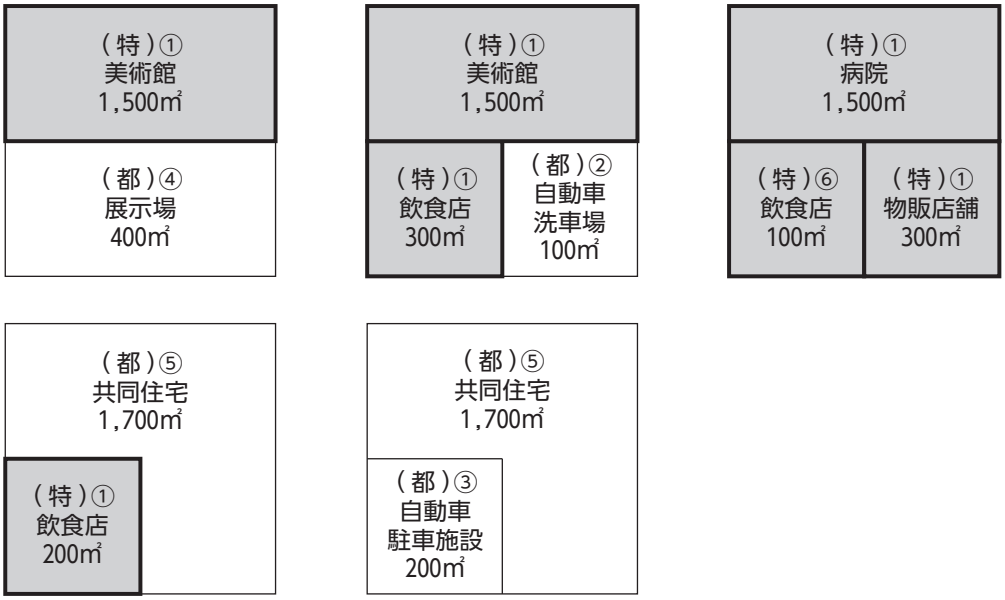
○整備基準の定めがない項目

建築物（共同住宅等以外）…⑲洗面所～㉙店舗内の通路や座席

複合建築物の面積の考え方

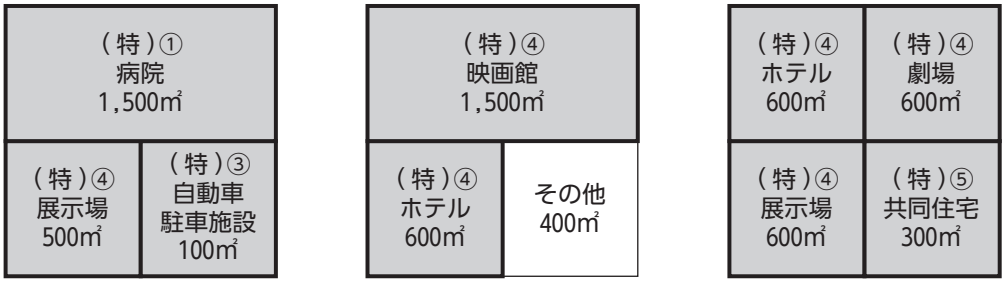
［1］複合建築物の延べ面積1,900㎡の場合

→用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の建築物は、複合施設として特定都市施設にならないため、用途ごとの床面積で特定都市施設になるか判断する。



［2］複合建築物の延べ面積2,100㎡の場合

→用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物は、複合施設として特定都市施設になるため、用途ごとの床面積に関わらずすべての用途が特定都市施設となる。



※以下のものは、異なる2以上の用途からなる複合建築物ではないので、同一用途の床面積の合計で特定都市施設になるか判断する。



→各飲食店は100㎡であるが、同一用途のため、400㎡で判断する。そのため、小規模建築物とはならない。

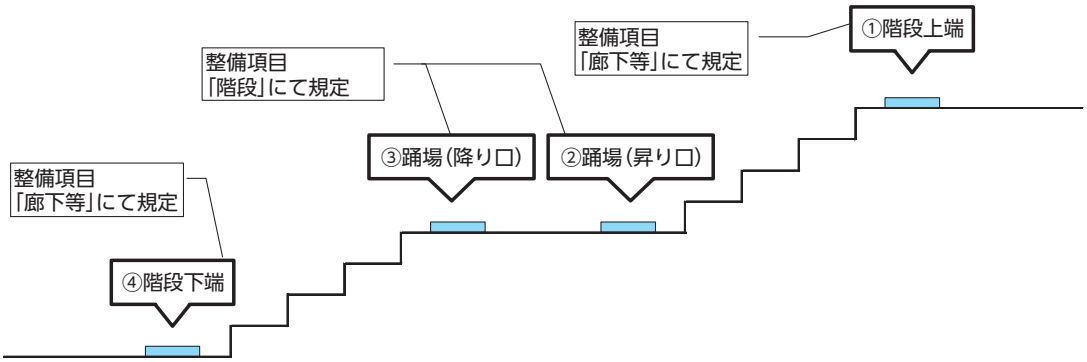
【凡例】
- （都）：都市施設
- （特）：特定都市施設
 - ①　：すべての規模が特定都市施設となる用途
 - ②　：200 ㎡以上が特定都市施設となる用途
 - ③　：500 ㎡以上が特定都市施設となる用途
 - ④　：1,000 ㎡以上が特定都市施設となる用途
 - ⑤　：2,000 ㎡以上が特定都市施設となる用途
 - ⑥　：小規模建築物（200 ㎡未満の規則で定めるもの）
- その他：都市施設でない用途

◆階段、傾斜路の点状ブロック等の敷設について◆

1　階段

階段の上下端に近接する廊下等の部分（下図①④）、段がある部分の上下端に近接する踊場の部分（下図②③）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、遵守基準においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限られる。また、自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの、段がある部分と連続して手すりが設けられている踊場、長さが 250㎝ 以下の直進の踊場については、一部除外規定がある。

公共的通路に設ける階段については、遵守基準、努力基準ともに、(2)の表による点状ブロック等の敷設が必要となる。また、共同住宅等の階段への点状ブロック等の敷設については、努力基準のみで規定されている。



(1)　遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

	一般基準		移動等円滑化経路等	
		自動車駐車施設		自動車駐車施設
①階段上端	○	×	○	×
②踊場（昇り口）	×	×	—	—
③踊場（降り口）	○	×	—	—
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊場	×	—	—	—
④階段下端	×	×	○	×

点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。

階段上端と踊場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。また、移動等円滑化経路等上にある廊下等においては、段がある部分と近接する部分に点状ブロック等の敷設が必要となる。

【凡例】

○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

(2)　努力基準（共同住宅等を含む。）

	一般基準（「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）
①階段上端	○
②踊場（昇り口）	○
長さが 250cm 以下の直進の踊場	×
③踊場（降り口）	○
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊場	○
長さが 250cm 以下の直進の踊場	×
④階段下端	○

階段上端、踊場（昇り口及び降り口）、階段下端には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる（段がある部分と連続して手すりが敷設されている踊場（降り口）を含む。）。

【凡例】

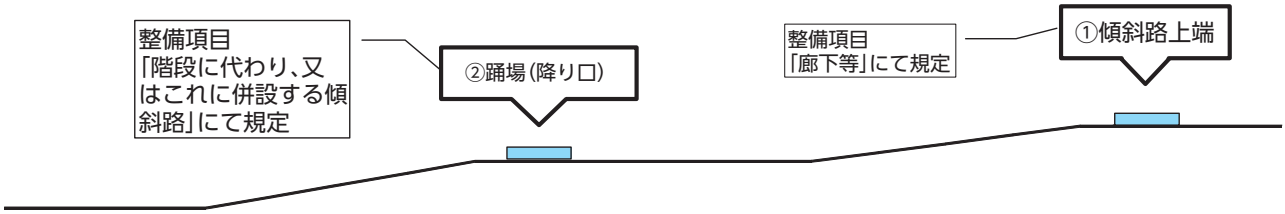
○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

2　傾斜路（建築物内に設けるものに限る。）

傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（下図①）、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（下図②）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。また、自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊場、長さが 250cm 以下の直進の踊場については、一部除外規定がある。

公共的通路（屋内）に設ける傾斜路については、遵守基準、努力基準ともに、(2)の表による点状ブロック等の敷設が必要となる。



(1)　遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

		一般基準（「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）		
		自動車駐車施設	勾配 1/20 以下	高さ 16cm 以下かつ勾配 1/12 以下
①傾斜路上端	○	×	×	×
②踊場（降り口）	○	×	×	×
傾斜がある部分と連続して手すりが設置されている踊場	×	×	×	×

傾斜路上端と踊場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。

【凡例】
○＝敷設が必要なもの
×＝除外されるもの

(2)　努力基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

		一般基準（「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）		
		自動車駐車施設	勾配 1/20 以下	高さ 16cm 以下かつ勾配 1/12 以下
①傾斜路上端	○	○	×	×
②踊場（降り口）	○	○	×	×
傾斜がある部分と連続して手すりが設置されている踊場	○	○	×	×
長さが 250cm 以下の直進の踊場	×	×	×	×

傾斜路上端、踊場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。(傾斜がある部分と連続して手すりが敷設されている踊場（降り口)、自動車の駐車の用に供する施設に設けるものを含む。)

【凡例】
○＝敷設が必要なもの
×＝除外されるもの

■福祉のまちづくり条例対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目

	都市施設の名称		特定都市施設 網掛け部分が特定都市施設 床面積（以上～未満） 200㎡	500㎡ 1,000㎡	2,000㎡ 3,000㎡	5,000㎡
1	学校等施設	学校（幼稚園を除く。）	○	○	○	○
		幼稚園			○	○
				○	○	
			○			
		その他これらに類する施設　※	●	●	●	●
2	医療等施設	病院又は診療所（患者の収容施設を有するもの。）				○
					○	○
				○	○	
			○			
		診療所（患者の収容施設を有しないもの。）			○	○
				○		
				●		
			★			
		助産所、施術所又は薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）※			●	●
				●		
				●		
			★			
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場			○	○
		その他これらに類する施設　※			●	●
4	集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が 200 ㎡を超えるもの。）				○
					○	○
				○	○	
		公会堂				○
					○	○
				○	○	
			○			
		集会場（冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が 200 ㎡以下のもの。）			○	○
		公民館　※				●
		その他これらに類する施設　※			●	●
				●		
5	展示施設等	展示場				○
					○	○
		その他これらに類する施設　※				●
					●	●
6	物品販売業を営む店舗等	卸売市場			●	●
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				○
					○	○
				○		
				●		
			★			
7	宿泊施設	ホテル又は旅館				○
					○	○
		その他これらに類する施設　※				●
					●	●
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署				○
					○	○
				○		
			○			
		事務所（他の施設に附属するものを除く。）			●	●

凡例の解説

※　東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるものは、福祉のまちづくり条例の届出は免除
●★　福祉のまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
○　東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるもの
（ただし、「観覧席・客席」「公共的通路」がある場合は、その整備項目について福祉のまちづくり条例の届出が必要）

●▲★届出が必要となる整備項目（ただし、バリアフリー法令・条例において義務化対象となるものについては届出免除）

① 移動円滑化経路等	② 出入口	③ 廊下等	③ 授乳場所等	④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及びその乗降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	⑧ 便所	⑧ ベビーチェア	⑧ ベビーベッド	⑨ 浴室又はシャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑪ サイトライン	⑪ 集団補聴設備等	⑫ 敷地内の通路	⑬ 駐車場	⑭ 標識	⑮ 案内設備	⑯ 案内設備までの経路	⑰ 公共的通路	施設利用者別用途一覧	
																						不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●	特別支援学校	左記以外
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●		
●	●	●		●	●	●	●	●			●					●	●	●	●	●	●		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●	全ての施設	
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	●		
●	●							●	●		●					●		●	●	●	●		
	★							★								★							
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●	●		●					●	●	●	●	●	●		
●	●							●	●		●					●		●	●	●	●		
	★							★								★							
○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	●	●	○	○	○	○	○	●	全ての施設	
●	●	●		●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	○	○	○	○	○	●	全ての施設	
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●			●					●	●	●	●	●	●		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	○	○	○	○	○	●	全ての施設	
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●			●					●	●	●	●	●	●	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	卸売市場
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	●		
●	●							●	●		●					●		●	●	●	●		
	★							★								★							
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	●	全ての施設	
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	●		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	事務所（他の施設に附属するものを除く。）
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●		
●	●	●		●	●	●	●	●			●					●	●	●	●	●	●		

凡例の解説

【福祉のまちづくり条例の届出が必要な遵守基準】
●：建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
★：小規模建築物の遵守基準
【建築物バリアフリー条例等と重複している遵守基準（届出不要のもの）】
○：建築物（共同住宅等以外）の遵守基準

	都市施設の名称		特定都市施設 網掛け部分が特定都市施設 床面積(以上～未満) 200㎡ / 500㎡ / 1,000㎡ / 2,000㎡ / 3,000㎡ / 5,000㎡
9	共同住宅等　※※	共同住宅	△ △ △
		寄宿舎又は下宿、その他これらに類する施設　※	▲ ▲ ▲
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	○ ○ ○ ○
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	○ ○
			○
11	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場	○ ○ ○ ○
		その他これらに類する施設　※	● ● ● ●
12	文化施設	博物館、美術館又は図書館	○
			○ ○ ○
			○ ○
			○
		その他これらに類する施設　※	●
			● ● ●
			● ●
			●
13	公衆浴場	公衆浴場	○ ○ ○ ○
14	飲食店等	飲食店	○ ○ ○ ○
			○
			●
			★
		料理店	○ ○ ○ ○
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	● ● ● ●
15	サービス店舗等	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	○ ○ ○ ○
			○
			●
			★
		一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所　※ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	● ● ● ●
			●
			●
			★
16	工業施設	工場その他これらに類する施設	● ● ●
17	停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
18	自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	○ ○ ○ ○
		上記以外の自動車の停留又は駐車のための施設	● ● ● ● ●
		自動車修理工場、自動車洗車場	● ● ● ● ● ●
		給油取扱所	● ● ● ● ● ●
			★
		自動車教習所	● ● ● ●
19	公衆便所	公衆便所	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
20	公共用歩廊	公共用歩廊	○ ○ ○
21	地下街	地下街その他これらに類する施設	● ● ●
22	複合施設　※※※ (個々の都市施設の規模では対象とならないが、同一の敷地内にある複数の都市施設の面積の合計が2,000㎡以上となる場合に遵守基準適合義務が生じる。)	東京都建築物バリアフリー条例第４条第２項に定める複合建築物	○ ○ ○
		上記以外の１の項から２１の項までに掲げる都市施設の複合建築物	● ● ●

凡例の解説

※　東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるものは、福祉のまちづくり条例の届出は免除

※※　共同住宅等に利用居室等・車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設がある場合は、そこまでの経路が移動等円滑化経路等となり、建築物（共同住宅等以外）の遵守基準が適用される。

●▲★　福祉のまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模

○△　東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるもの
（ただし、「観覧席・客席」「公共的通路」がある場合は、その整備項目について福祉のまちづくり条例の届出が必要）

凡例の解説

【福祉のまちづくり条例の届出が必要な遵守基準】
●：建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
▲：建築物（共同住宅等）の遵守基準
★：小規模建築物の遵守基準
【建築物バリアフリー条例等と重複している遵守基準（届出不要のもの）】
○：建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
△：建築物（共同住宅等）の遵守基準

●▲★届出が必要となる整備項目（ただし、バリアフリー法令・条例において義務化対象となる建築物については届出免除）																					施設利用者別用途一覧		
① 移動円滑化経路等（△▲は特定経路等）	② 出入口	③ 廊下等	授乳場所等	④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及びその乗降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	⑧ 便所	ベビーチェア	ベビーベッド	⑨ 浴室又はシャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	サイトライン	集団補聴設備等	⑫ 敷地内の通路	⑬ 駐車場	⑭ 標識	⑮ 案内設備	⑯ 案内設備までの経路	⑰ 公共的通路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物
△	△	△		△	△	△	△	△			△					△	△	△	△		▲		全ての施設
▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲			▲					▲	▲	▲	▲		▲		
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	○	○	○	○	○	●	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、若しくはボーリング場又は遊技場	左記以外
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	○	○	○	○	○	●	全ての施設	
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	●	●	○	○	○	○	○	●		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	●	●	○	○	○	○	○	●	全ての施設	
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●	飲食店	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	●		
●	●							●	●		●					●		●	●	●	●		
	★							★								★							
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●		
●	●	●		●	●	●	●	●			●					●	●	●	●	●	●		
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	●	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	●		
●	●							●	●		●					●		●	●	●	●		
	★							★								★							
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●		
●	●	●		●	●	●	●	●	●		●					●	●	●	●	●	●		
●	●							●			●					●		●	●	●	●		
	★							★								★							
●	●	●		●	●	●	●	●			●					●	●	●	●	●	●		全ての施設
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●	全ての施設	
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	左記以外
●	●	●		●	●	●	●	●			●					●	●	●	●	●	●		
●	●							●			●					●	●	●	●	●	●		
●	●							●			●					●	●	●	●	●	●		
	★							★								★							
●	●	●		●	●	●	●	●			●					●	●	●	●	●	●		
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●	全ての施設	
○	○	○		○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	●	全ての施設	
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●		全ての施設
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	●	各々の用途による	各々の用途による
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

※※※【複合施設において「授乳場所等」「ベビーチェア」「ベビーベッド」「観覧席・客席」が遵守基準となるもの】
複合施設内の各用途と規模が、単独の場合に特定都市施設となるときに「授乳場所等」「ベビーチェア」「ベビーベッド」「観覧席・客席」を遵守基準としているものについて、複合施設内の当該用途でそれらの整備項目が遵守基準となる。ただし、「患者の収容施設を有しない医療等施設」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「飲食店」「サービス店舗等」部分が 500 ㎡未満のときは、当該用途部分については、「ベビーチェア」は遵守基準とならない。また、「地下街」にあっては、当該用途部分が 200 ㎡以上のときに「ベビーチェア」が、1,000 ㎡以上のときに「ベビーベッド」がそれぞれ遵守基準となる。

Ⅰ　建築物（共同住宅等以外）

①移動等円滑化経路等

【基本的考え方】

だれでもが建築物を円滑に利用することができるように、建築物の敷地の接する道等から利用居室等に至る経路のうちそれぞれ１以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とした経路（移動等円滑化経路等）とする。また、当該利用居室等から車椅子使用者用便房に至る経路、当該利用居室等から車椅子使用者用駐車施設に至る経路のうちそれぞれ１以上の経路についても移動等円滑化経路等とする。さらに、公共用歩廊の経路についても移動等円滑化経路等とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上（(4)に掲げる場合にあっては、その全て）を移動等円滑化経路等にしなければならない。	[1] 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上（(4)に掲げる場合にあっては、その全て）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。
(1) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）	(1) 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
(2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）	(2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
(3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）	(3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
(4) 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通	(4) 同左

過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	
[2] 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	[2] 同左

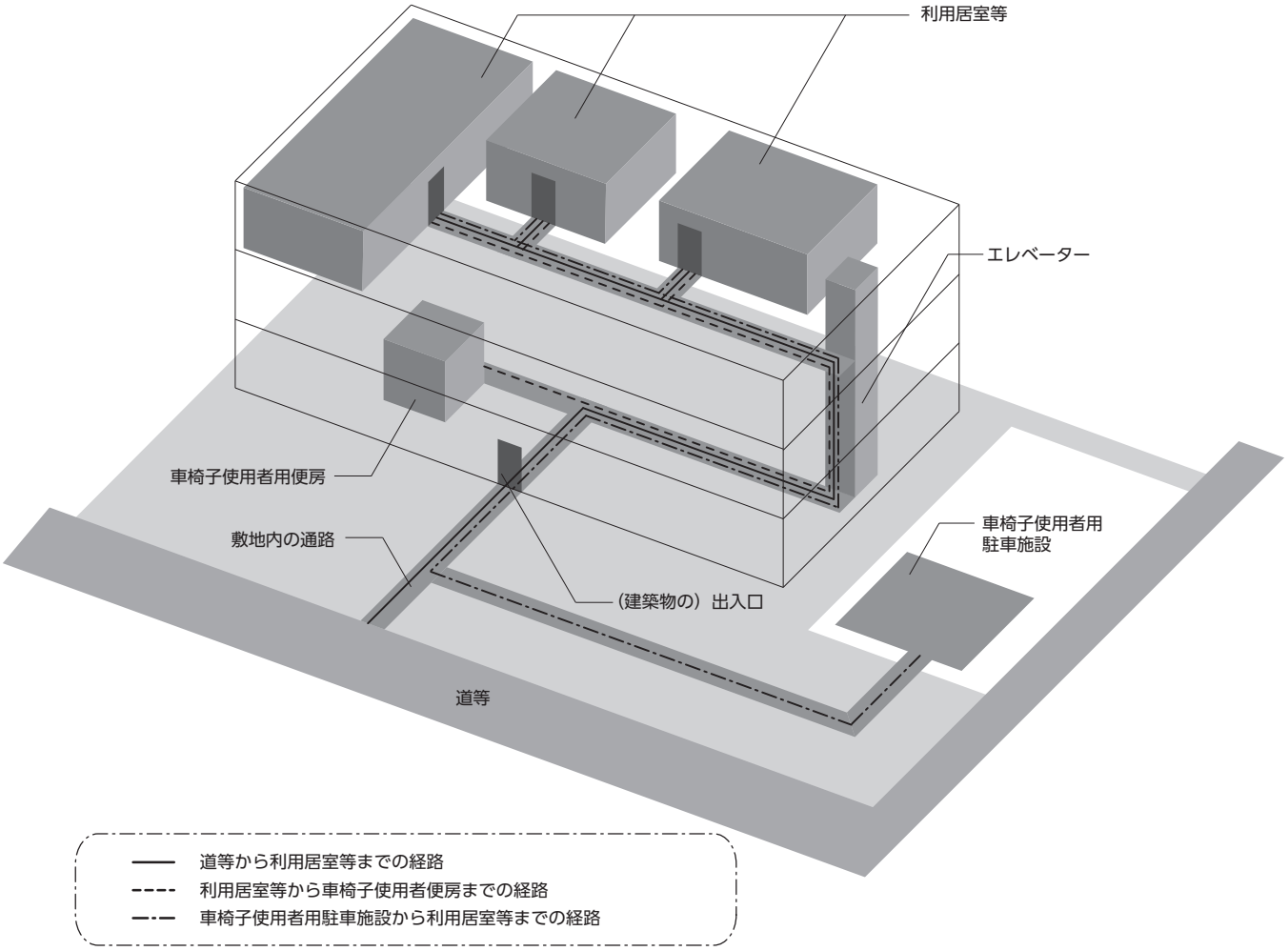
■整備基準の解説

[1] 移動等円滑化経路等	● (1) から (4) までの経路のうちそれぞれ 1 以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。 ● 移動等円滑化経路等上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、各整備項目の移動等円滑化経路等の整備基準に適合させる。	→【図 1.1】参照
(1) 利用居室等までの経路	● 移動等円滑化経路等として、道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（利用居室）までの経路を挙げている。 ● ただし、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」においては、地上階又はその直上階のみに利用居室を設ける場合や、地上階又はその直下階のみに利用居室を設ける場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等としない。 ● 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」には、郵便局、銀行は含まない。その他これらに類するサービス業を営む店舗の例として、美容院、レンタルビデオ屋、損害保険代理店が挙げられる。 ○ 経路として、道等から不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（利用居室等）までの経路を挙げている。 ○ 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、全ての階層の利用居室等に至る経路は移動等円滑化経路等とする。	→【図 1.2】参照
(2) 車椅子使用者用便房までの経路	● 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等となる。 ● したがって、(1) で利用居室までの経路のうち上下の移動に係る部分が移動等円滑化経路等として除外されていたとしても、その利用居室がある階に車椅子使用者用便房が設置されていない場合は、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設ける必要がある。 ○ 利用居室等から車椅子使用者用便房までの経路のうち、それぞれ 1 以上を移動等円滑化経路等とする。	
(3) 車椅子使用者用駐車施設までの経路	● 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等とする。 ○ 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路のうち、それぞれ 1 以上を移動等円滑化経路等とする。	
(4) 公共用歩廊	● 公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペデストリアンデッキなどで、建築物であるものをいい、不特定かつ多数の者が利用し、建築物と一体ではなく独立しているも	

	のが対象となる。	
[2]段差の禁止	● 移動等円滑化経路等上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、移動等円滑化経路等上に階段や段差がある場合には、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を必ず併設する必要がある。	→【図 1.3】参照

《 参 考 図 》

【図1.1】移動等円滑化経路等

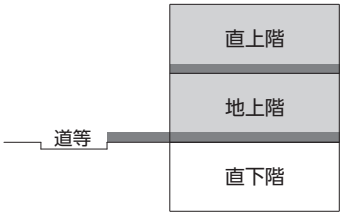


《 参 考 図 》

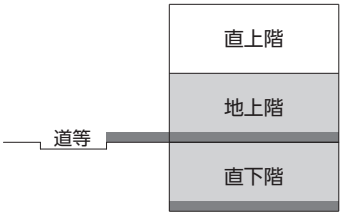
【図1.2】移動等円滑化経路等とならない上下の移動に係る経路

■遵守基準における幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗の道等から利用居室までの移動等円滑化経路等（断面図）

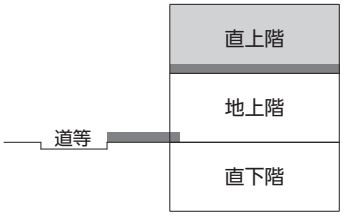
①地上階とその直上階のみに利用居室がある場合



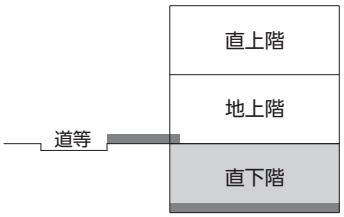
②地上階とその直下階のみに利用居室がある場合



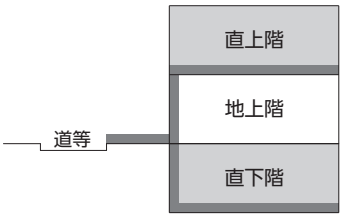
③地上階の直上階のみに利用居室がある場合

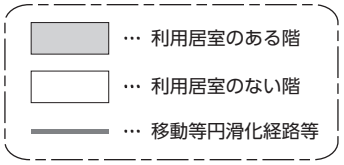


④地上階の直下階のみに利用居室がある場合



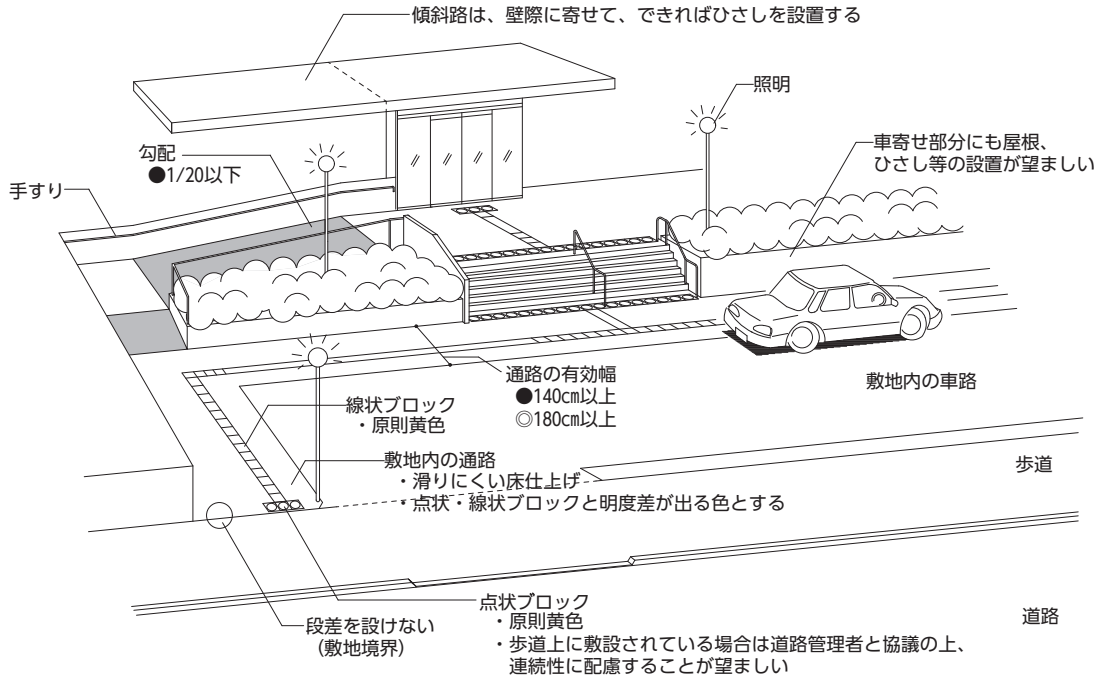
⑤地上階の直上階と直下階のみに利用居室がある場合





※ ①～④の場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等とならない。ただし、車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設を設けた階までの経路は、移動等円滑化経路等となる。また、努力基準の場合は上下の移動に係る部分も移動等円滑化経路等となる。

【図1.3】移動等円滑化経路等に傾斜路を設けた例



②出入口

【基本的考え方】

建築物の玄関やメインエントランス等の直接地上へ通ずる出入口、各利用居室等の出入口、車椅子使用者用便房の出入口、車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口等のうち、移動等円滑化経路等上にある出入口は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。また、移動等円滑化経路等以外の屋外へ通ずる出入口のうち１以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
－	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口（移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の１を除く。）の１以上は、次に掲げるものでなければならない。
－	(1) 幅は、85cm 以上とすること。
－	(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	[2] 同左
(1) 幅は、85cm 以上とすること（(2)に掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。	(1) 幅は、85cm 以上とすること（(2)に掲げるもの並びにエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。
(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm 以上とすること。	(2) 同左
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(3) 同左

■整備基準の解説

有効幅	● 移動等円滑化経路等上にある出入口の有効幅は 85cm 以上とする。ただし、エレベーターの籠及び昇降路の出入口は除く。	
	● 直接地上へ通ずる出入口の有効幅は 100cm 以上とする。	→【図 2.1】
	○ 屋外へ通ずる出入口が 2 つ以上ある建築物において、移動等円滑化経路等上にある直接地上へ通ずる出入口が 1 つのみの場合は、当該出入口以外の屋外へ通ずる出入口のうち 1 以上の出入口の有効幅は、85cm 以上とする。	【図 2.2】参照
	● 幅は、開放時の有効幅とする。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅（戸厚を含めない幅）とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。また、両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。	→【図 2.3】参照
	● 設計にあたっては、ドアの開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定する。	→【図 2.4】参照
戸	● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順であ	

	る。	
	● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。	→【図 2.5】参照
	● 自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。	
	● 廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、戸幅以上のアルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。	→【図 2.6】 【図 2.7】参照
	● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。	→【図 2.8】参照
	● ドアチェックを設ける場合は、開閉速度が調節できるものがよい。	
	● ドアハンドルは、車椅子使用者や子供にも使いやすい高さに設ける。また、握り玉は上肢や手に障害のある人が使いにくいので避ける。	→【図 2.9】参照
	● 出入口マットは埋込式とする。ハケ状のものは足を取られたり、車椅子のキャスターが沈み込んだりして通行の支障となりやすいので用いない。	
	● 回転ドアは基本的に車椅子での利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため設けない。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を移動等円滑化経路等の出入口として併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する。	
	● 自動ドアの起動装置は、視覚障害者、車椅子使用者等の通行に支障なく作動するよう配慮する。	
	● 戸の前後には、150cm 以上の水平部分を設ける。ただし、床面積の合計が 500 ㎡以下の店舗等で、敷地の形状等により 150cm 以上の水平部分を設けることが困難なときは、最低限車椅子使用者が止まって戸を開閉できる水平スペースを設ける。	
	● 扉ガラス衝突防止やドアに挟まれないよう、ドア走行部で存在検出を行うため、ドア枠の左右かつ安全な高さに安全装置（補助光電センサー）を設置する。	
その他の注意事項	● 外部出入口の周辺は雨掛りや、傘の持込み等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。	
	● 外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際にはすりつけを設ける等、車椅子使用者の通行に支障とならない配慮を行う。	→2cm 以下の段差は許容

■望ましい整備

	◎ 全ての出入口を基準に適合させる。	
有効幅	◎ 直接地上へ通ずる出入口及び屋外へ通ずる出入口の有効幅は 120cm 以上とし、それ以外の出入口の有効幅を 90cm 以上とする。	
	◎ 車椅子使用者の利用が多い施設等では、200cm 程度の有効幅をとると、杖使用者の通過や車椅子使用者同士のすれ違いも円滑に行える。	
構造	◎ 有効幅を 120cm 以上とした直接地上へ通ずる出入口のうち 1 以上は、戸を自動的に開閉する構造とする。	
	≪扉への配慮≫	
	◎ 扉ガラスには、車椅子あたりを設け、ガラスの選定に配慮する（割れにくい材料）。	
	◎ 扉ガラスには、ガラスが認識できるように衝突防止用のステッカー等を目の高さに設ける。	
	◎ 鍵の設置高さや施錠開錠方法に配慮する。	
	≪自動扉への配慮≫	
	◎ 開きは早く、閉はゆっくりとする。	
	◎ 非常時対応手動扉を設ける。	

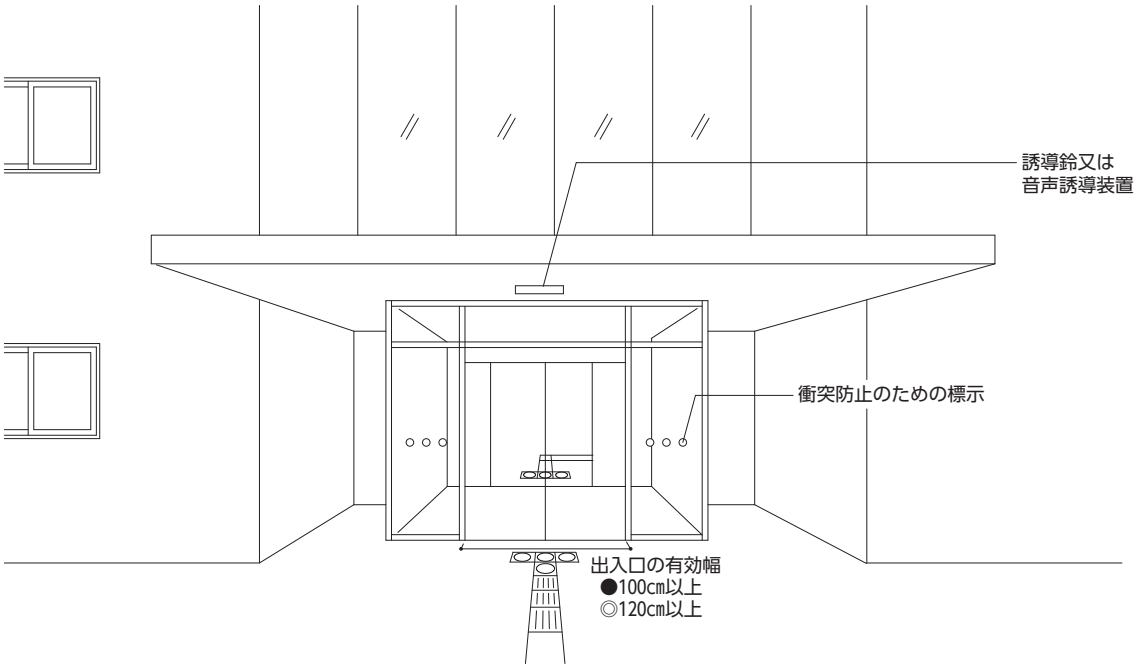
	≪手動扉への配慮≫ ◎　開き戸にはなるべく小窓を設ける。また、窓は車椅子使用者や子供等が容易に利用できる高さ・位置とする。 ≪風除室への配慮≫ ◎　風除室内で自動扉が感知しない空間を長さ 100㎝ 以上確保し、車椅子が入った場合でも両側の扉が開くことのない構造とする。 ◎　必要に応じ手すりを設ける。 ◎　風除室は、ゆとりのあるスペースとし、方向転換しない計画とする。 ≪出入口廻りの配慮≫ ◎　誘導鈴又は音声誘導装置を設ける。 ◎　建築物の出入口には屋根、ひさしを設ける。	
その他の注意事項	◎　玄関ホールに車椅子を常備する。 ◎　靴を履き替えるところには、高齢者、障害者等が履き替えしやすいように椅子を常備する。 ◎　出入口にインターホンを設ける場合には、周囲に妨げとなるものを置かない。	

－出入口幅の比較－

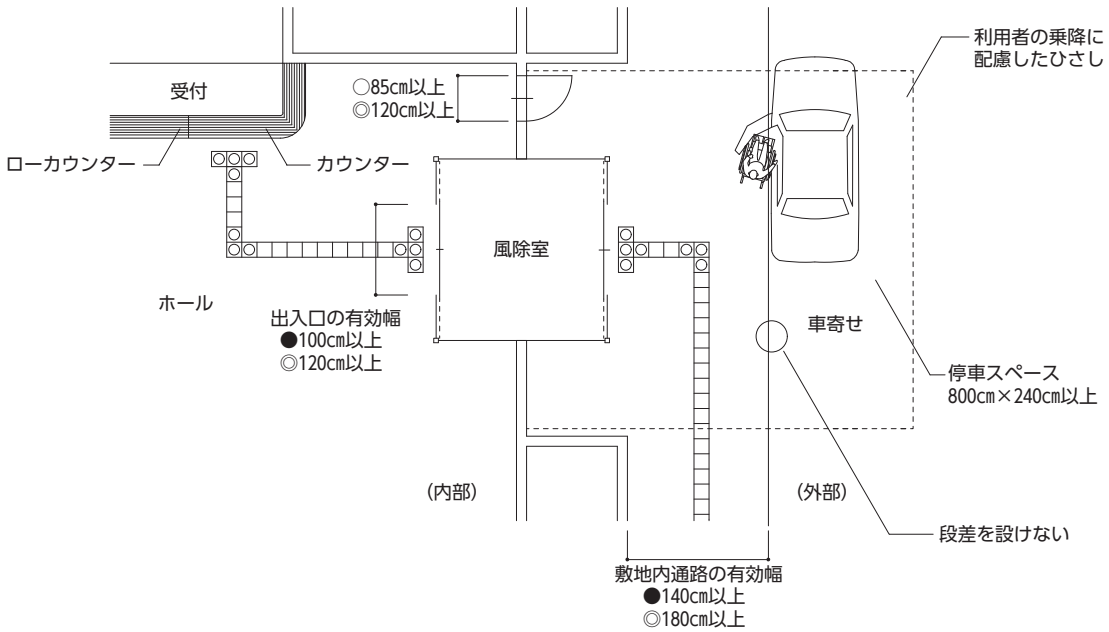
	出入口の種類	遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
移動等円滑化経路等	直接地上へ通ずる出入口	100㎝ 以上	100㎝ 以上	120㎝ 以上	②出入口
	車椅子使用者用便房の出入口	85㎝ 以上	85㎝ 以上	90㎝ 以上	
	車椅子使用者用客室の出入口	85㎝ 以上	85㎝ 以上	90㎝ 以上	
	エレベーターの籠及び昇降路の出入口（床面積の合計が 5,000 ㎡以下の建築物）	80㎝ 以上	80㎝ 以上	90㎝ 以上	⑥エレベーター及びその乗降ロビー
	エレベーターの籠及び昇降路の出入口（床面積の合計が 5,000 ㎡を超える建築物）	90㎝ 以上	90㎝ 以上	90㎝ 以上	
	上記以外の移動等円滑化経路等上にある出入口	85㎝ 以上	85㎝ 以上	90㎝ 以上	②出入口
宿泊者特定経路	宿泊施設の一般客室の出入口	80㎝ 以上	80㎝ 以上	90㎝ 以上	⑩宿泊施設の客室
一般基準	屋外へ通ずる出入口	―	85㎝ 以上	120㎝ 以上	②出入口
	浴室又はシャワー室の出入口	85㎝ 以上	85㎝ 以上	90㎝ 以上	⑨浴室又はシャワー室

《 参 考 図 》

【図2.1】主要な出入口の例



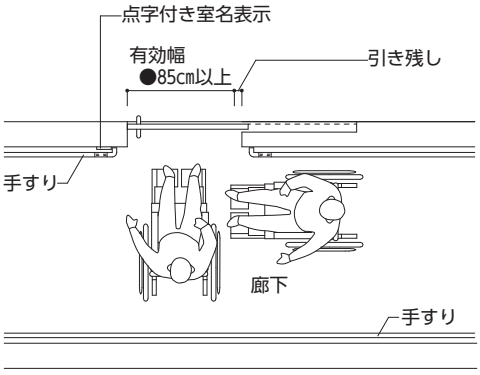
【図2.2】建物の出入口の例



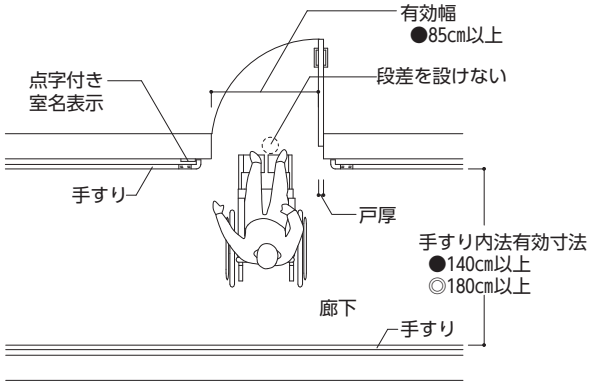
《 参 考 図 》

【図2.3】戸幅の寸法

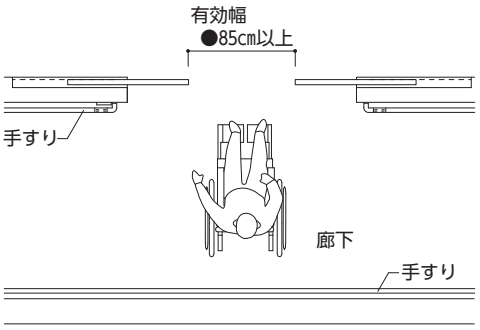
■引き戸の場合



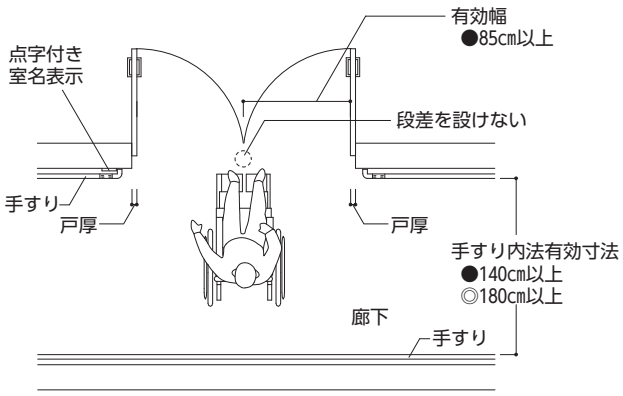
■開き戸の場合



■自動扉の場合

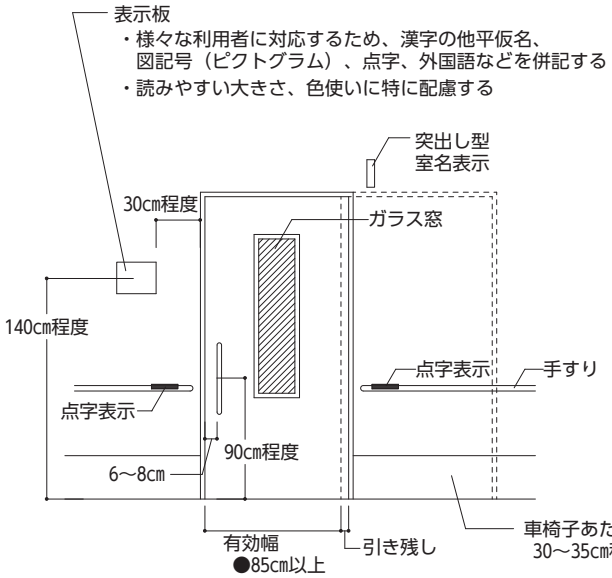


■両開き戸の場合

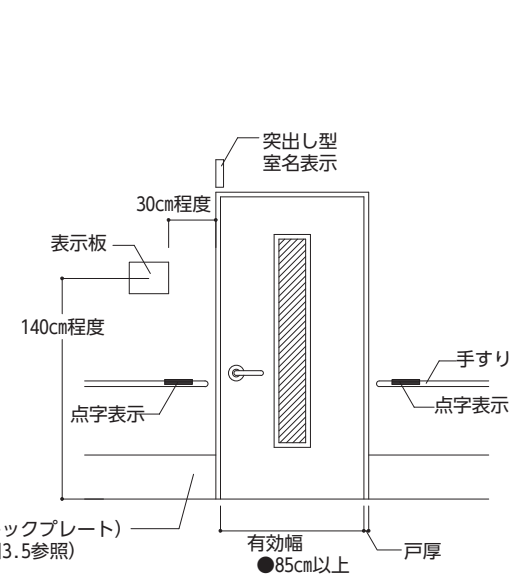


【図2.4】出入口の例

■引き戸の場合

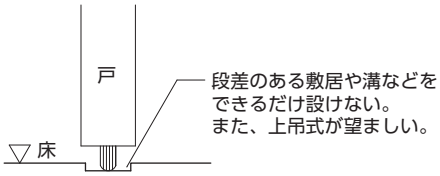


■開き戸の場合

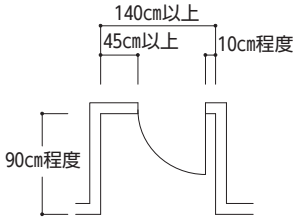


《 参 考 図 》

【図2.5】引き戸への配慮



【図2.6】アルコーブの各部寸法

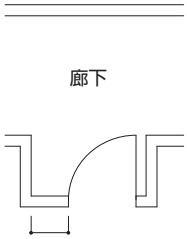


【図2.7】開き戸への配慮

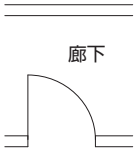
■内開き ○



■外開き（アルコーブ付） ○



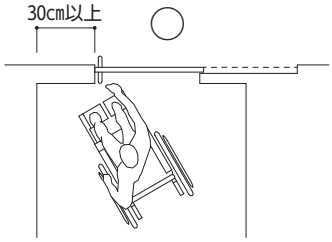
■外開き ×



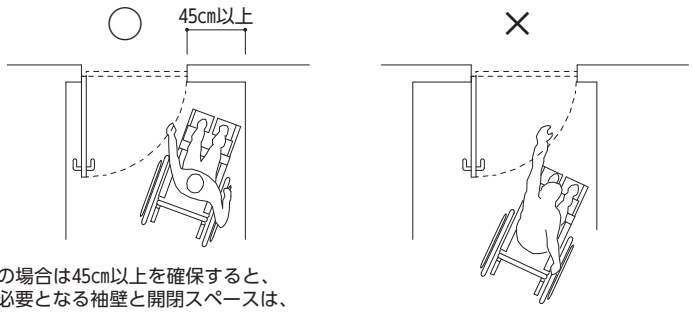
※外開き戸は、高齢者、障害者等の利用を考慮すると好ましくない。そのため建築基準法施行令第118条で内開き戸が禁止されている建築用途にあって外開き戸を設置する際にはアルコーブを設ける等の配慮が必要である。

【図2.8】車椅子使用者のための開閉スペースの設置

■引き戸の場合



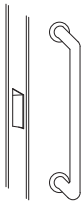
■開き戸の場合



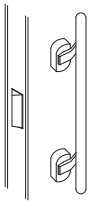
※袖壁は、引き戸の場合は30cm以上、開き戸の場合は45cm以上を確保すると、車椅子使用者が戸を開閉しやすい。また、必要となる袖壁と開閉スペースは、戸の開閉機構、取っ手の形状、周囲の状況等によって異なるため、設計にあたってはそれらを考慮したうえで、袖壁と開閉スペースを確保する。

【図2 9】取っ手の使いやすさ

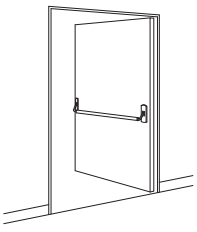
■棒状 ○



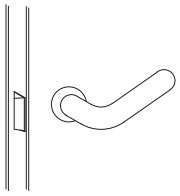
■プッシュプルハンドル ○



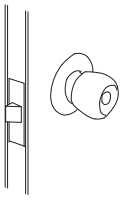
■パニックバー ○



■レバーハンドル ○



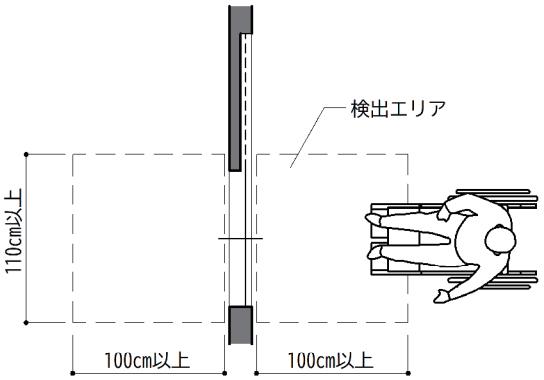
■握り玉 ×



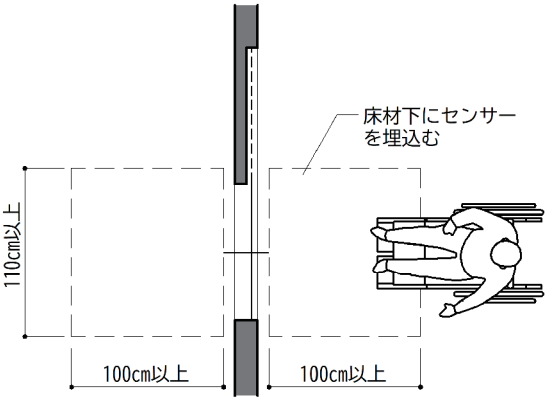
《 参 考 図 》

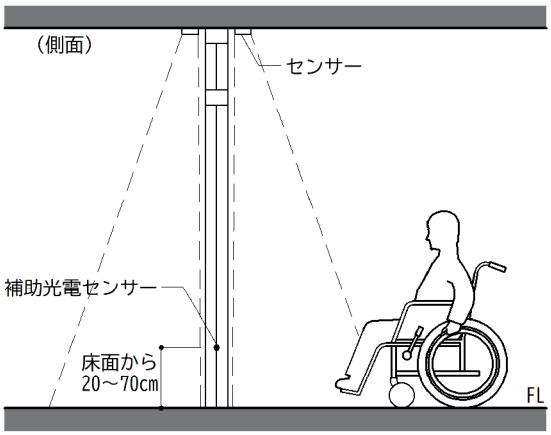
【図2.10】自動式引き戸の例（有効幅員80cmの場合）

■光線式反射スイッチ（平面）



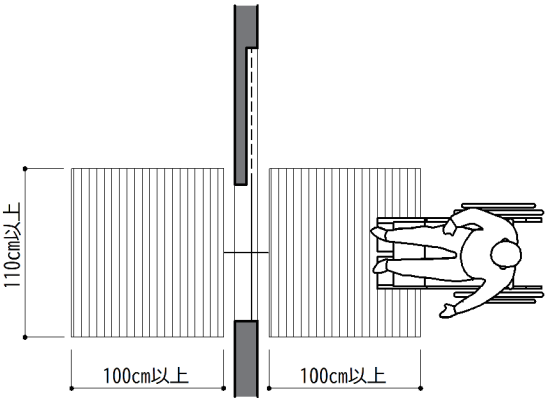
■床埋込センサー式スイッチ



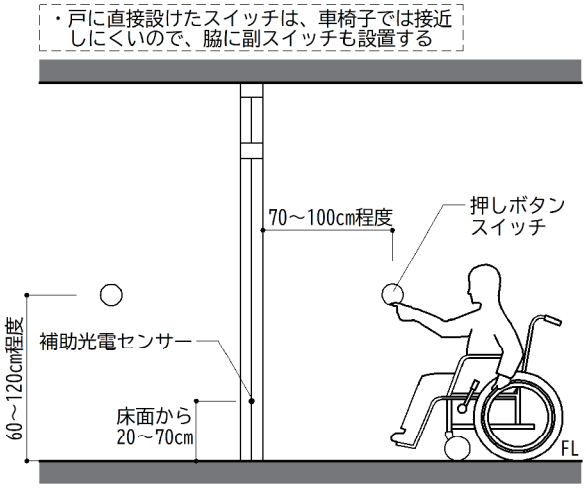


※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で開口が広い場合に使われる

■マットスイッチ



■押しボタンスイッチ



③廊下等

【基本的考え方】

廊下等は建築物内を円滑に利用するための最も重要な部分であり、最低限車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができ、車椅子使用者が転回できるだけの幅が必要となる。また、視覚障害者の利用に配慮し、階段の上下端及び傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 同左
(2) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。	(2) 階段の上下端に近接する廊下等の部分又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。
[ｱ] 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	[ｱ] 同左
[ｲ] 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	[ｲ] 同左
[ｳ] 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの	－
[2] 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	[2] 同左
(1) 幅は、140cm 以上とすること。	(1) 同左
(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(2) 同左
(3) 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。）。	－
(4) 授乳及びおむつ交換のできる場所を 1 以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。	(3) 同左

■整備基準の解説

◆一般基準

(1)床面	● 滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込む。 ● 特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
(2)点状ブロック	● 視覚障害者に階段及び傾斜路の位置を知らせるためのものである。 ● 階段及び傾斜路の上端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 ● ただし、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものについては、この限りでない。 ○ 階段の下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 ○ 主として自動車の駐車の用に供する施設についても、階段の上下端及び傾斜路の上端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。 ○ 主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどして段を識別しやすくし、注意を喚起すること等でも可とする。	→P1-12～14 参照

◆移動等円滑化経路等

	● 床面には段差を設けないこと。	
(1)有効幅	● 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅が 140cm である。 ● 幅のとり方については、手すり等を設置する場合はその内法有効寸法である。	→【図 3.1】参照
(2)戸	● 「②出入口」の整備基準の解説「戸」を準用する。	
(3)点状ブロック	● 階段の下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。	→P1-12・13 参照
(4)授乳及びおむつ交換場所	● 「⑱子育て支援環境の整備」を参照。	

■望ましい整備

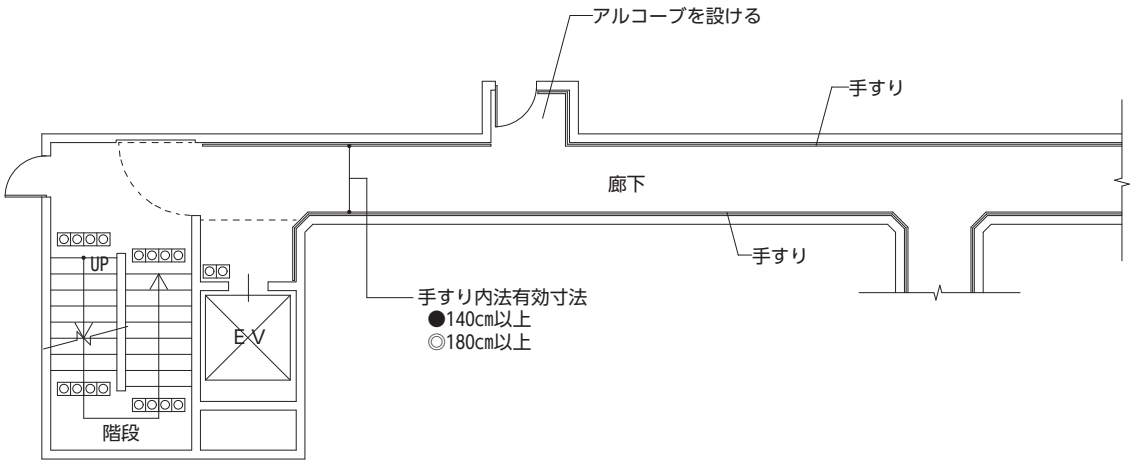
	◎　全ての廊下を基準に適合させる。	
有効幅	◎　有効幅は 180cm 以上とする。	→【図 3.2】参照
戸	◎　廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行に安全上支障がないよう、戸幅以上のアルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。 ◎　戸は、衝突防止のため、廊下等の曲り角部分から十分に離れた位置に設置する。	→【図 2.6】 【図 2.7】参照
突出物	◎　原則として突出物を設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう必要な措置を講ずる（高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は突き出し部分を 10cm 以下とする。）。	→【図 3.3】参照
手すり	◎　手すりは、開口部分等についても設置するよう配慮し、できるだけ連続性を確保する。	→【図 3.4】参照
壁仕上げ	◎　壁仕上げは手触りの良いものとする。 ◎　壁面には、床上 30～35cm 程度まで車椅子あたりを取り付ける。 ◎　曲がり角部分には「隅きり」又は「面取り」を設けたり、鏡を設けるなどにより、危険防止の配慮をする。 ◎　床から壁の立ち上がり境を視認しやすくするため、床仕上げ材料と壁は、明度、色相、又は彩度の差の大きいものとする。	 →【図 3.5】参照 →【図 3.6】参照
その他の注意事項	◎　階段の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を 2 列敷設する。 ◎　傾斜がある部分の下端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を設ける。 ◎　休憩のためのスペース及び設備を適切な位置に設ける。（例:腰掛け等を設置） ◎　照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとする。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置する。 ◎　衝突のおそれのある箇所には、安全ガラス等を用いる。 ◎　主な部屋の出入口では、両側の手すり及び取っ手側の壁面の高さ 140cm 程度の位置に室名などを点字で表示する。 ◎　部屋の入口左右の手すりの一定の位置に室名の墨字と点字を表示する。 ◎　部屋番号については、浮き出し文字（一般の数字を浮き出しにして触察できるようにしたもの）により、分かりやすい位置に表示する。 ◎　防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とする。	 →JIS T 0921 資-232・233 参照 →JIS T 0921 資-232・233 参照 →「㉖緊急時の設備・施設」参照

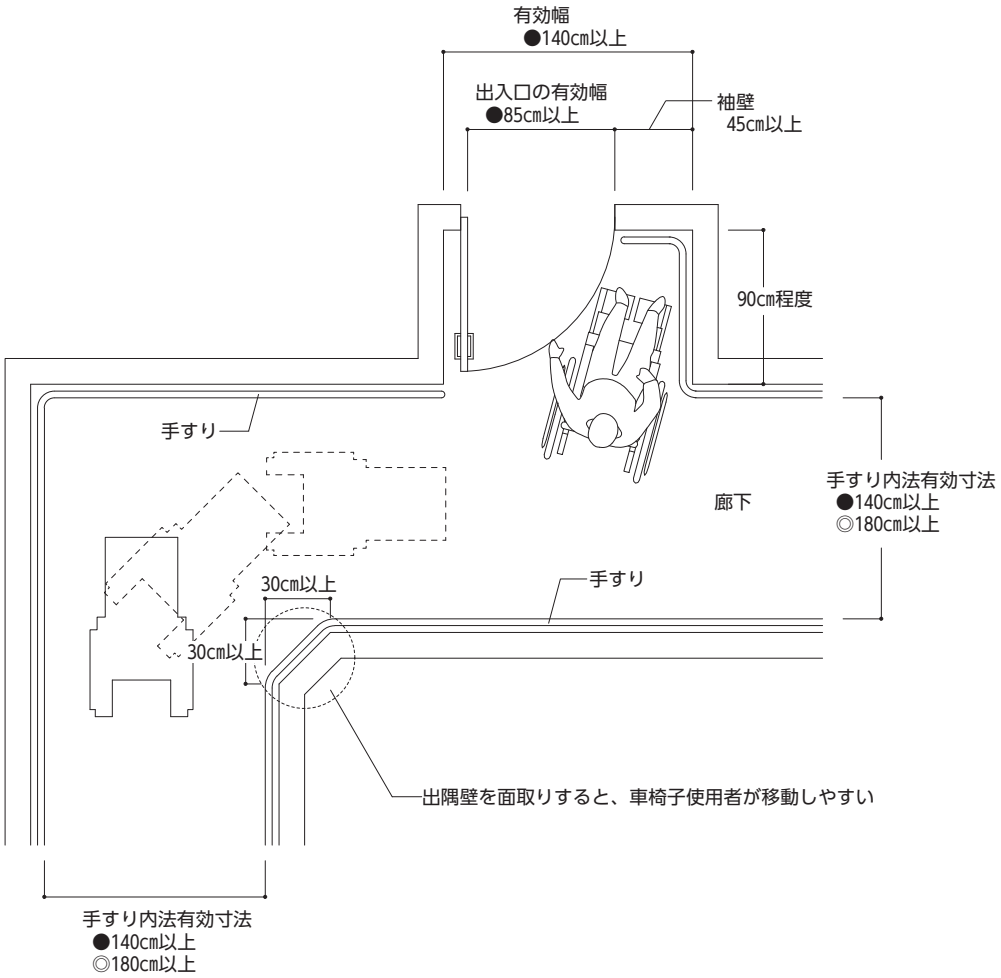
－廊下幅の比較－

	遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
一般基準	－	－	180cm 以上	③廊下等
移動等円滑化経路等	140cm 以上	140cm 以上	180cm 以上	③廊下等

《 参 考 図 》

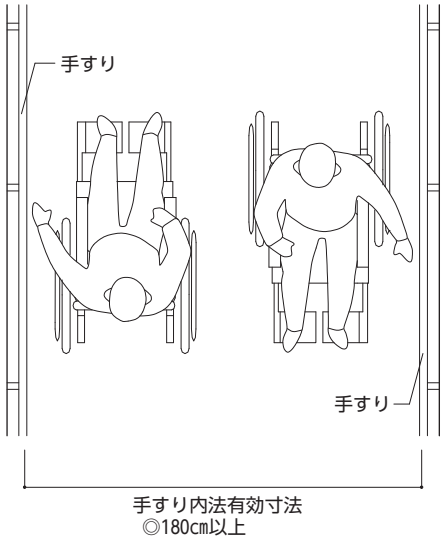
【図3.1】廊下の基本的な考え方



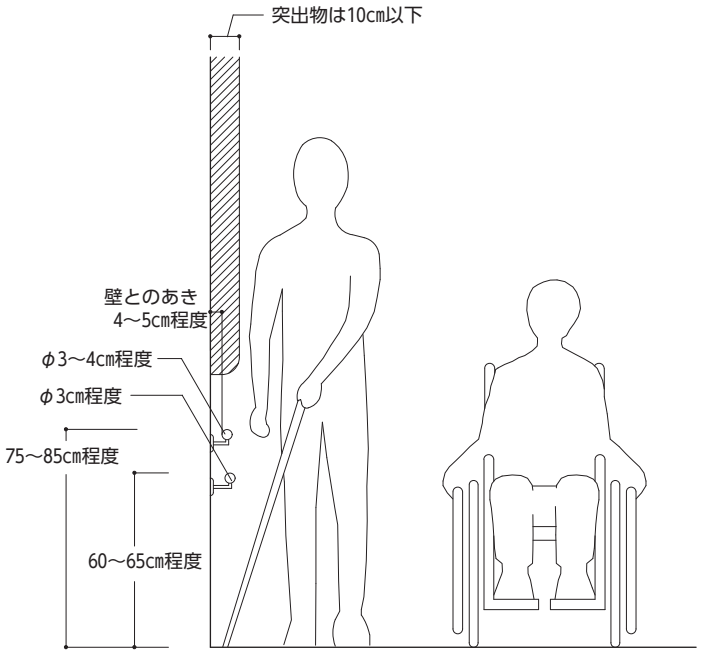


《 参 考 図 》

【図3.2】車椅子使用者同士がすれ違える寸法
（車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法）

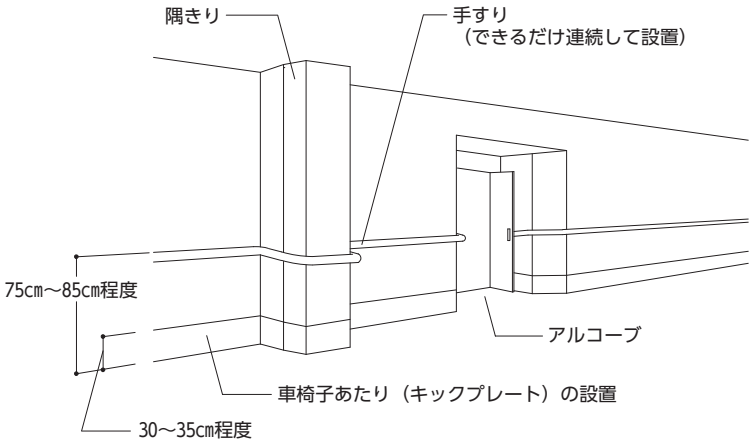


【図3.3】壁面の配置例

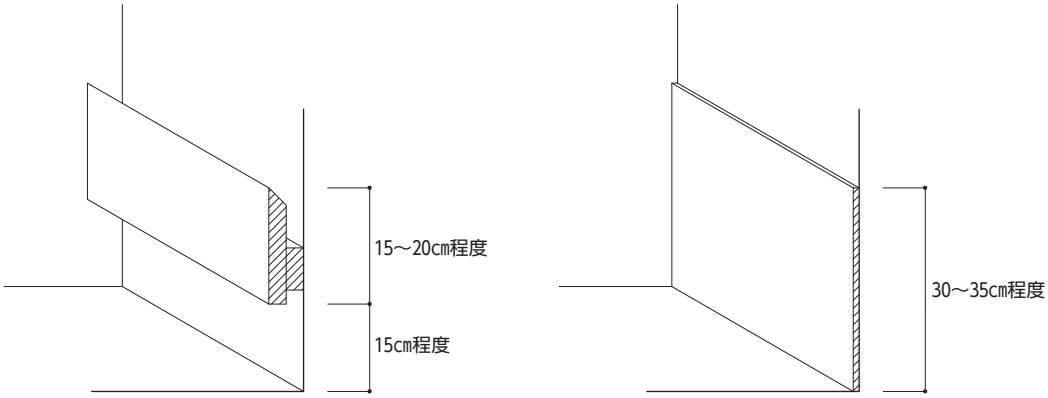


《 参 考 図 》

【図3.4】廊下に柱型等が出ている場合の手すりの設置例

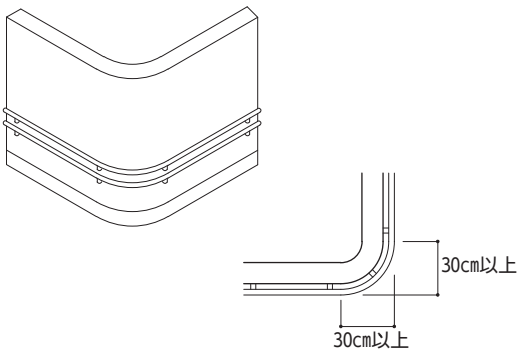


【図3.5】車椅子あたり（キックプレート）の設置例

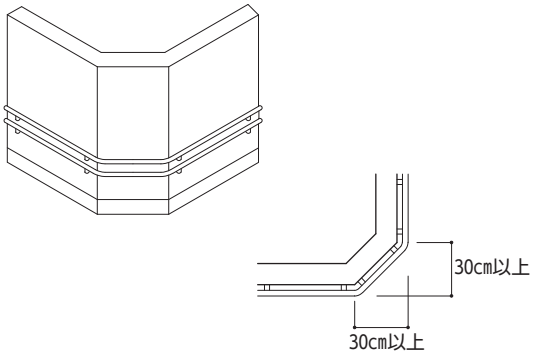


【図3.6】廊下の角の例

■面取り



■隅きり



④階段

【基本的考え方】

階段は、高齢者、杖使用者、視覚障害者等の安全かつ円滑な通行を配慮した構造とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。
(1) 段がある部分に、手すりを設けること。	(1) 踊場を含めて、手すりを設けること。
(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(2) 同左
(3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	(3) 同左
(4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(4) 同左
(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるものである場合又は段がある部分と連続して手すりが設けられているものである場合においては、この限りでない。	(5) 段がある部分の上下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場が250cm 以下の直進のものである場合においては、この限りでない。
(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	(6) 同左
[2] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち 1 以上は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。	[2] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち 1 以上は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
(1) 踊場に手すりを設けること。	(1) 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。
(2) けあげの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とすること。	(2) 同左
(3) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。）は、120cm 以上とすること。	(3) 同左
[3] [2]の規定は、６の項[1]に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。	[3] [2]の規定は、６の項に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

■整備基準の解説

◆階段

(1)手すり	● 手すりは片麻痺者等の利用を考慮すると、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、少なくとも片側に設ける。 ● 段がある部分には、手すりを設ける。階段のうち 1 以上は、踊場にも連続して手すりを設ける。 ○ 踊場を含め、手すりを設ける。階段のうち 1 以上は、踊場も含め両側に連続して手すりを設ける。 ● 手すりは断面が円形又は楕円形とし、壁面から 4～5cm 程度の空きを確保する。この空き寸法は、手すりと壁の間に手が滑り込まないで、しかも手すりをつかみやすいものとするのに必要な寸法である。	→【図 4.1】【図 4.2】参照 →【図 27.1】参照
(2)床面	● 階段の床面仕上げは、滑りにくいものとする。特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
(3)踏面	● 段鼻に滑り止めを設けることが有効であるが、滑り止めは金属製のものは杖が滑るので避け、踏面及びけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。 ● 踏面は、段鼻（滑り止め）の色と明度の差の大きい色とする等により、段を識別しやすいものとする。	
(4)形状	● けこみは 2cm 以下とする。 ● けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。 ● 段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。 ● 杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm 以上）を設ける。	→【図 4.3】参照 →【図 4.4】参照 →【図 4.5】参照
(5)点状ブロック等	● 視覚障害者に階段の位置を知らせるためのものである。 ● 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。 ● ただし、階段が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合においては、この限りでない。 ● 階段の上下端に近接する廊下等の部分に敷設する点状ブロック等については「③廊下等」において規定している。 ● 点状ブロック等は、視覚障害者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅いっぱいに敷設する。 ○ 階段が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられているものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合を含め、段がある部分の上下端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。 ○ ただし、踊場の長さが 250cm 以下の直進のものである場合はこの限りでない。 ○ 主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどして段を識別しやすくし、注意を喚起すること等でも可とする。	→P1-12・13 参照
(6)回り階段	● 主たる階段は、回り階段とはしない。ただし、改修等で既存の回り階段以外の階段を新たに設けることが構造上困難である場合等はこの限りでない。	→【図 4.6】参照

その他の注意事項	● 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等がぶつかる危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。	→【図 4.7】参照

◆階段のうち 1 以上

(2) 形状	● けあげの寸法は 18cm 以下とし、踏面の寸法は 26cm 以上とする。同一の階段においては同一寸法を原則とする。	→【図 4.3】参照
(3) 有効幅	● 歩行困難者が円滑に通行できる幅は 120cm 以上となっている。	

◆除外規定

除外規定	● [2] の規定は、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路等の基準を満たす設備を併設する場合には、適用しない。ただし、病院・老人ホームなどの主として高齢者、障害者等が利用する階段には適用する。	

■望ましい整備

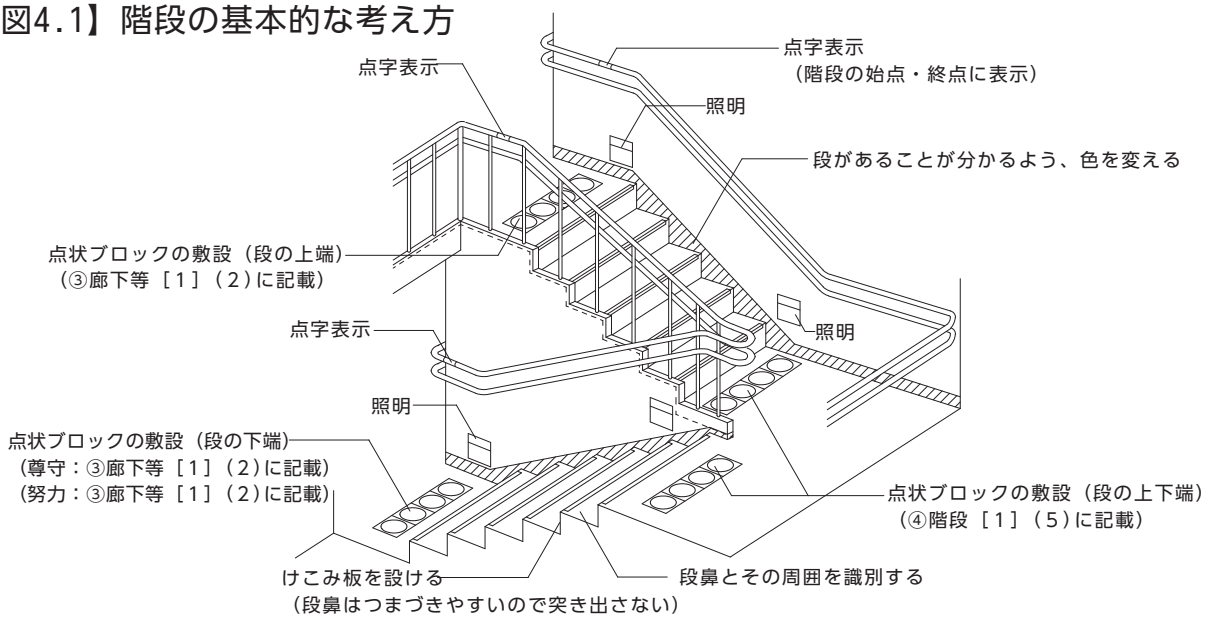
	◎ 全ての階段を基準に適合させる。	
手すり	◎ 手すりは両側に連続して設ける。 ◎ 手すりは、利用者が使いやすいよう、必要に応じて 2 段とする。 ◎ 階段の始点・終点の手すり部分には、点字や浮き彫りの数字により階を表示する。 ◎ 階段の幅が 300cm を超える場合は、中央にも手すりを設置する（高さ 100cm 以下の階段を除く。）。 ◎ 階段の上端部分の手すり端部及び踊場部分の手すり端部には 45cm 以上、階段の下端部分の手すり端部には 30cm 以上の水平部分を設け、廊下の手すりと連続させる。	
形状	◎ 回り段は設けない。 ◎ けあげは 16cm 以下、踏面は 30cm 以上とする。 ◎ 階段は、杖の転落を防止するために両側を側壁とするか、立ち上がり（5cm 以上）を設置する。	→【図 4.3】参照
有効幅	◎ 階段及び踊場の有効幅は、150cm 以上とする（2 本杖使用者が昇降しやすい寸法）。	
その他の注意事項	◎ 適宜、足元灯・非常用照明装置を設置する。 ◎ 照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとする。 ◎ 外壁に面する階段においては、自然光が入る小窓等を設け、採光に配慮する。 ◎ 床面や壁面に大きめの算用数字で階数番号を表示する。 ◎ 避難階段等には車椅子使用者の一時避難スペースを確保する。 ◎ 折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設ける。	→「⑳緊急時の設備・施設」参照

－階段の一般基準の比較－

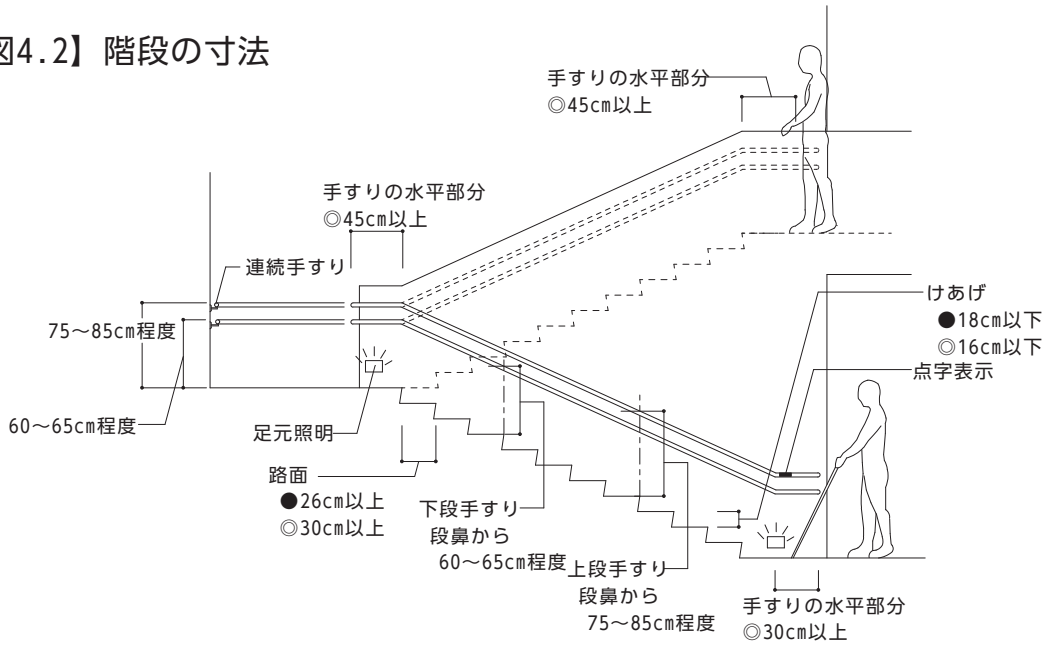
	遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
手すり	段がある部分	踊場を含め、設置	両側に 連続して設ける	④階段 ㉗手すり
手すり（1以上の階段）	踊場に設置	踊場を含め、 両側に設置	両側に 連続して設ける	④階段 ㉗手すり
けあげ（1以上の階段）	18cm 以下	18cm 以下	16cm 以下	④階段
踏面（1以上の階段）	26cm 以上	26cm 以上	30cm 以上	④階段
階段の幅（1以上の階段）	120cm 以上	120cm 以上	階段及び踊場の 有効幅 150cm 以上	④階段

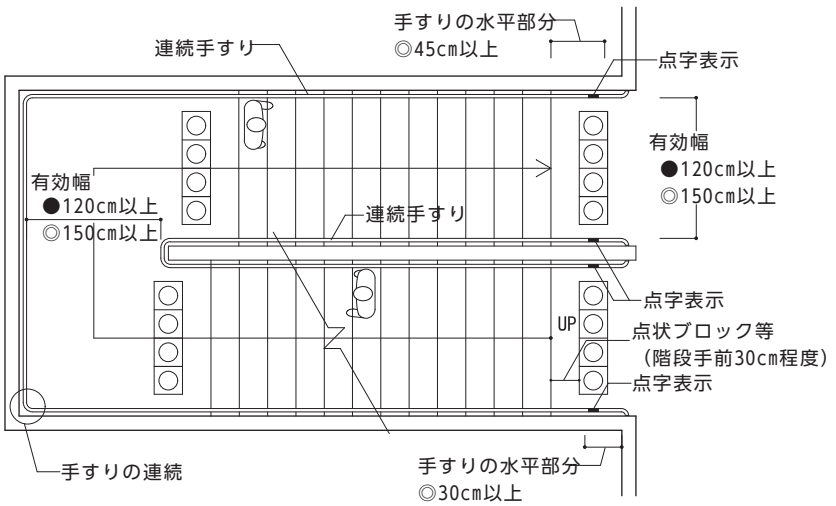
《 参 考 図 》

【図4.1】階段の基本的な考え方



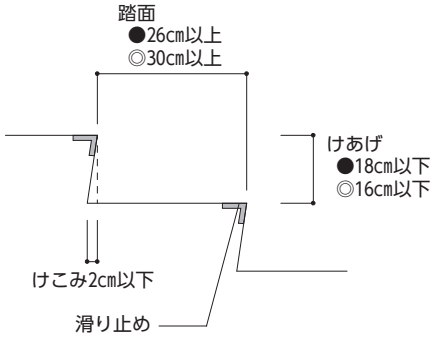
【図4.2】階段の寸法



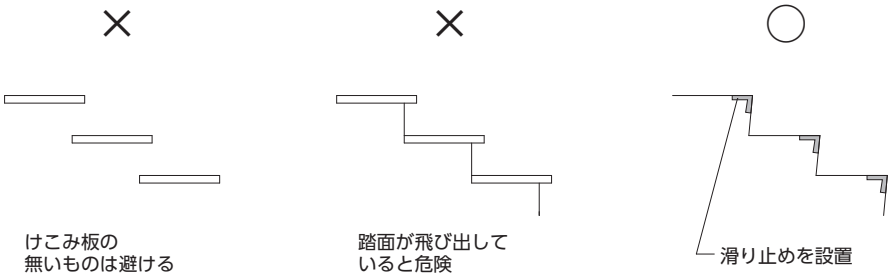


《 参 考 図 》

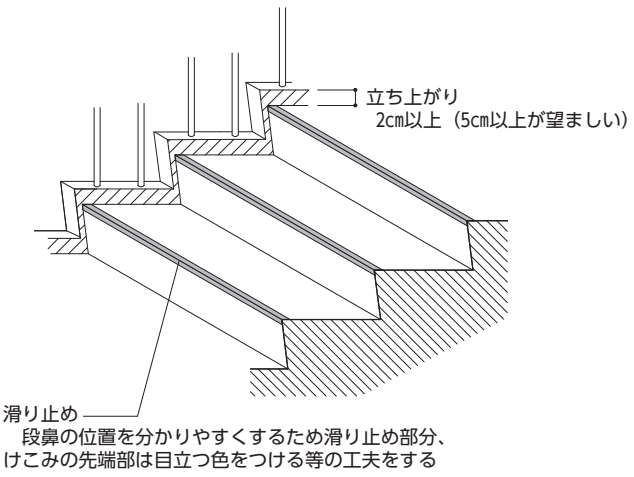
【図4.3】踏面端部の例



【図4.4】けあげ、踏面の形状（つまずきにくい構造の例）



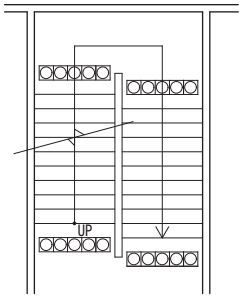
【図4.5】踏面端部の例



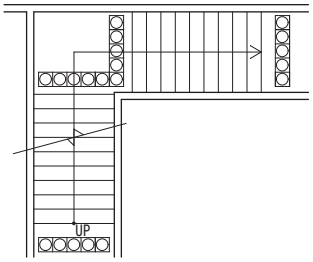
《 参 考 図 》

【図4.6】階段の形状

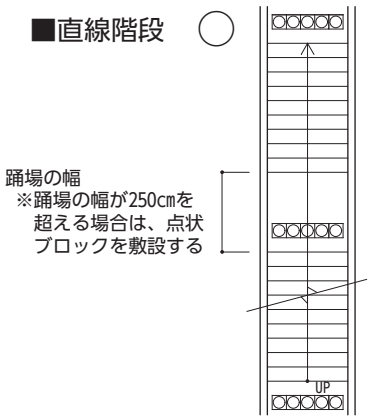
■折返し階段 ○



■折返し階段 ○

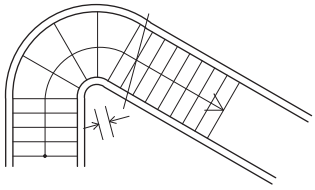


■直線階段 ○



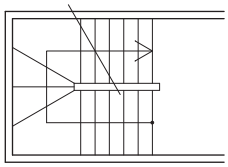
■回り階段 △

（構造上困難な場合に限る。
また踏面の最少寸法は30㎝必要）



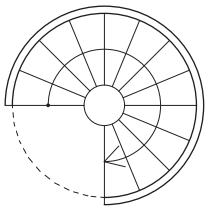
■回り階段 △

（構造上困難な場合等に限る）

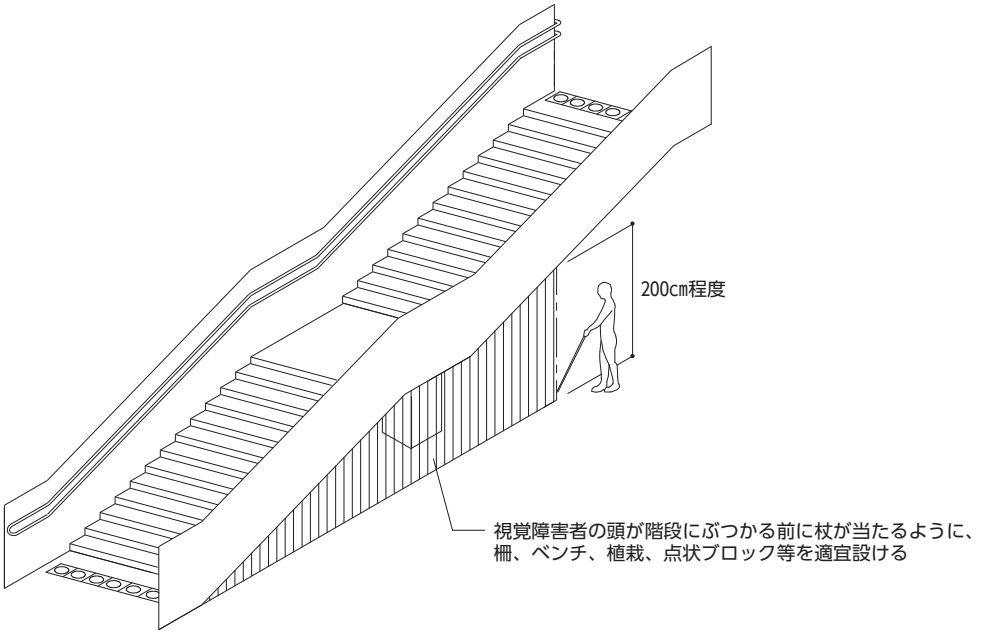


■らせん階段 ×

（らせん階段は主階段としない）



【図4.7】視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例



⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

【基本的考え方】

建築物には設計上段差が生じるのをどうしても避けられない場合がある。しかし、車椅子使用者は 1 段でも段差があると前進することができなくなるので、傾斜路を設ける。傾斜路は、車椅子使用者はもとより高齢者やベビーカーの通行などにも有効なものである。なお、この項目では屋内の傾斜路について規定している。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。
(1) 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	(1) 手すりを設けること。
(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(2) 同左
(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	(3) 同左
(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。	(4) 同左
[ｱ] 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	[ｱ] 同左
[ｲ] 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	[ｲ] 同左
[ｳ] 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの	－
[ｴ] 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの	－
－	[ｳ] 直進で、長さが 250cm 以下の踊場に設けるもの
[2] 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	[2] 同左
(1) 幅は、階段に代わるものにあっては 140cm 以上、階段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。	(1) 同左
(2) 勾配は、1/12 を超えないこと。	(2) 同左
(3) 高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。	(3) 同左

(4) 手すりを設けること（[1]の(1)に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。	－
(5) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	(4) 同左
(6) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	(5) 同左
[3] 道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路（以下「宿泊者特定経路」という。）を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。	－
(1) 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16 cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	－
(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	－
(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	－
(4) 幅は、階段に代わるものにあっては 120 cm 以上、階段に併設するものにあっては 90 cm 以上とすること。	－
(5) 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16 cm 以下のものにあっては、1/8 を超えないこと。	－
(6) 高さが 75 cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。	－
(7) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	－
(8) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	－

■整備基準の解説

◆一般基準

(1)手すり	● 手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ● 手すりは、片麻痺者等の利用を考慮すると両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設ける。 ○ 手すりは、勾配や高さに関係なく、全ての傾斜路に設ける。	→【図 5.1】参照
(2)床面	● 勾配が急になると、車椅子はスリップして昇降できなくなる。したがって、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
(3)傾斜部分	● 傾斜のある部分は、平坦部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。	
(4)点状ブロック等	● 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設する。 ● ただし、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの、傾斜のある部分と連続して手すりを設けるものについては、この限りでない。 ○ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの、傾斜のある部分と連続して設けるものについても、点状ブロック等を敷設する。 ○ ただし、直進で長さが 250cm 以下の踊場の部分に設けるものについては、この限りでない。	→P1-14 参照

◆移動等円滑化経路等

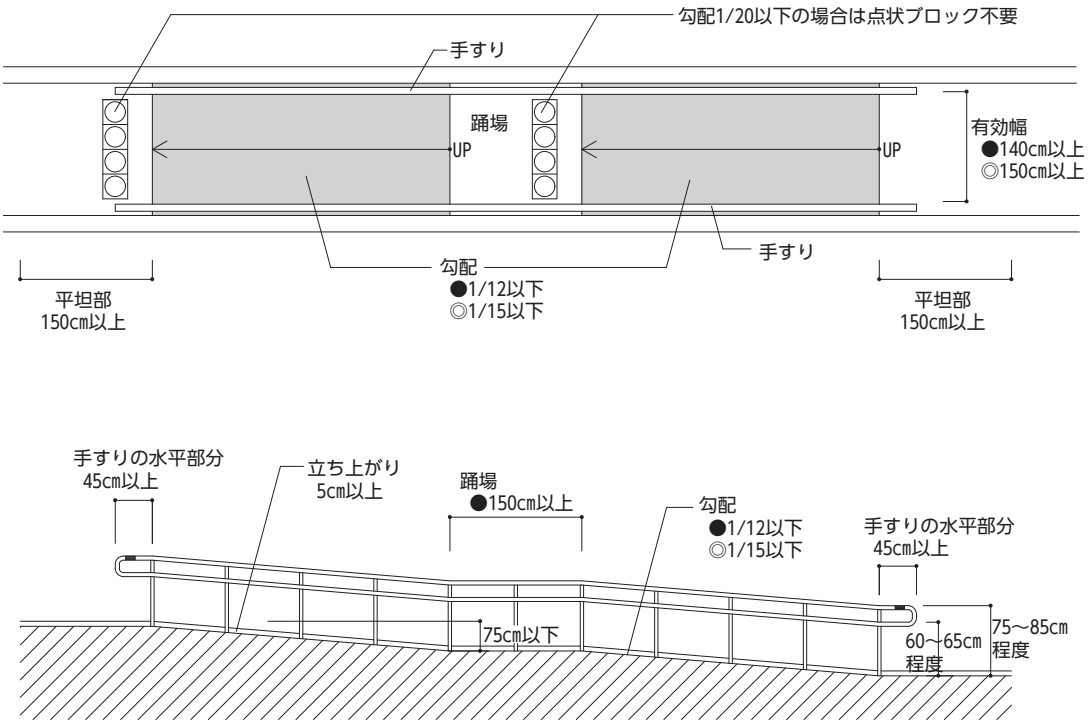
(1)有効幅	● 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅は、140cm 以上である。 ● 階段を併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため 90cm 以上とすることができる。	→【図 5.2】参照
(2)勾配	● 車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。車椅子使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、1/12 以下である。	
(3)踊場	● 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では 9m ごとに長さ 150cm 以上の踊場の設置を求めることとしている（この間隔を勾配 1/12 で高さに換算すると 75cm となる。）。 ● 車椅子使用者が安全に転回するためには水平な踊場が必要である。	→【図 5.3】参照
(4)手すり	● 手すりは、勾配や高さに関係なく設ける。	
(5)立ち上がり	● 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。	
(6)平坦部	● 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平坦部を設ける。	

■望ましい整備

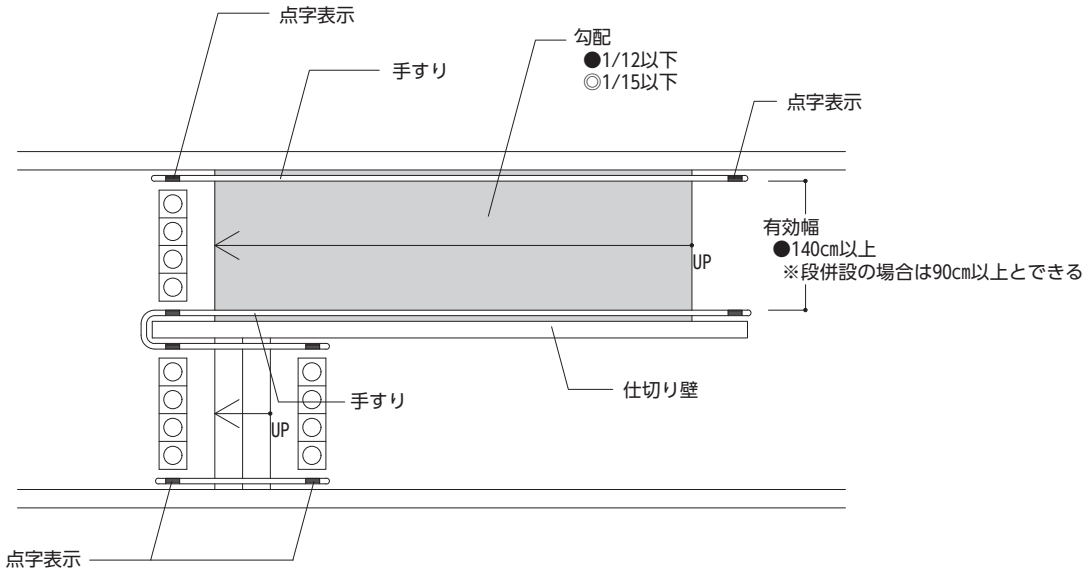
	◎　全ての傾斜路を基準に適合させる。	
手すり	◎　手すりは両側に設け、必要に応じて 2 段とする。 ◎　傾斜路の上端、下端では 45cm 以上の水平部分を設ける。 ◎　始点、終点には、点字表示を設ける。	
点状 ブロック等	◎　傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を設ける。	
有効幅	◎　階段に代わるものにあっては 150cm 以上、階段に併設するものにあっては 120cm 以上とする。	
勾配	◎　傾斜路の勾配は 1/15 以下とする。	
平坦部	◎　全ての傾斜路の始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平坦部を設ける。	
その他の 注意事項	◎　側壁には、床面から 30～35cm 程度の車椅子あたりをつける。	

《 参 考 図 》

【図5.1】傾斜路の仕様

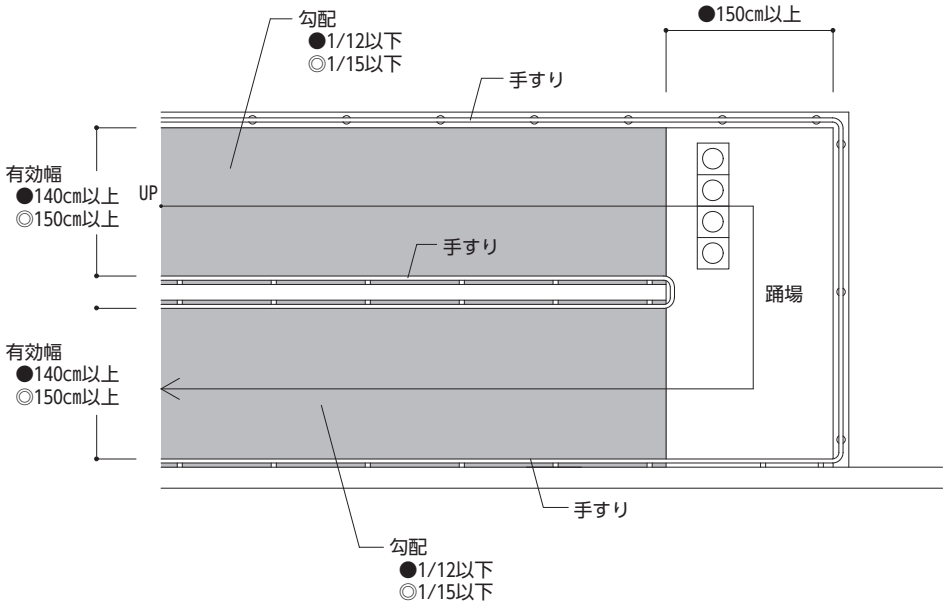


【図5.2】段併設の例



《 参 考 図 》

【図5.3】踊場の設置例



【図5.4】案内表示例



⑥エレベーター及びその乗降ロビー

【基本的考え方】

エレベーターは高齢者、障害者等の垂直移動手段として最も有効なものである。エレベーターは、だれもが容易に認識でき、利用しやすい場所に設ける。また、籠及び乗降ロビーの構造は、車椅子使用者、視覚障害者等に配慮したものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	同左
(1) 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	[1] 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。
(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm 以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が 5000 ㎡を超える場合にあっては、90cm 以上とすること。	[2] 同左
-	[3] 籠の内部については、次に掲げるものとすること。
(3) 籠の奥行きは、135cm 以上とすること。	(1) 奥行きは、135cm 以上とすること。
-	(2) 幅は、140cm 以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。
-	(3) 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が 5000 ㎡を超える場合にあっては、幅は、160cm 以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの、又は 15 人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。
(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm 以上とすること。	[4] 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm 以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとする。
(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	[5] 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び(1)又は(2)に類するもの

(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	[6] 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	[7] 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
-	[8] その他高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。
(8) 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が 2000 ㎡以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定めるもののほか、次に掲げるものであること。	―
[ｱ] 籠の幅は、140㎝ 以上とすること。	―
[ｲ] 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。	―
(9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1)から(8)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。	―
[ｱ] 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	―
[ｲ] 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。 (ｱ) 文字等の浮き彫り (ｲ) 音による案内 (ｳ) 点字及び(ｱ)又は(ｲ)に類するもの	―
[ｳ] 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	―
[2] 宿泊者特定経路を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	―
(1) 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	―
(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80㎝ 以上とすること。	―
(3) 籠の奥行きは、115㎝ 以上とすること。	―

(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150㎝以上とすること。	−
(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	−
(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	−
(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	−

■整備基準の解説

(1)停止階	● 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること。 ○ 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。したがって、通常は一般の利用に供しない部分や機械室等の特定少数の者が利用する部分のみしかない階を除いた全ての階に停止する必要がある。	
(2)出入口の有効幅	● 籠及び昇降路の出入口の有効幅80㎝は、車椅子使用者が通過できる最低幅である。直進できないと乗降には困難を伴うため、籠内及び乗降ロビーは直進での乗降の支障となるような障害物、突起物を設けない。特に手すりについては籠内に設けることが望ましいが、設置位置については車椅子使用者の乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置する。 ● 床面積の合計が5000㎡を超える建築物については、多くの人が利用することが想定されることから、エレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅を、車椅子使用者がより通過しやすい幅90㎝以上とする。	→【図6.1】【図6.2】参照
(3)籠の大きさ	● 籠の奥行き寸法は、135㎝以上とする。この寸法は、電動車椅子使用者でも利用できる大きさである。 ● 床面積の合計が2,000㎡以上の不特定かつ多数の者が利用する建築物では、籠の幅は、140㎝以上とする。 ○ 床面積の合計が5,000㎡以下の建築物では、籠の幅は、140㎝以上とする。 ○ 構造上やむを得ない場合とは、床面積の合計が500㎡未満の建築物や改修等の場合において、幅140㎝のエレベーターを設置することが構造上困難である場合のことである。 ○ 床面積の合計が5,000㎡を超える建築物では、籠の幅は、160㎝以上とすること。 ○ ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの（籠内で転回することなく利用できるエレベーター）、又は15人乗り寝台用エレベーター（籠幅150㎝×籠奥行き250㎝）を設置する場合はこの限りでない。	→【図6.1】参照
(4)乗降ロビー	● 乗降ロビーは、エレベーターへの乗降の前後に車椅子使用者が回転できる空間（150㎝角以上）を確保する。 ● 床の表面は水平とするとともに滑りにくい仕上げとする。 ○ 新築の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。 ○ 改修等でエレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止に十分配慮する。	→【図6.1】参照 →【図6.2】参照

籠内及び乗降ロビーに設ける設備	● 籠内及び乗降ロビーには以下の設備を設けること。 ① 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。 ② 籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を分かりやすく表示する装置を設ける。 ③ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を分かりやすく表示する装置を設ける。	→【図 6.3】 【図 6.4】 【図 6.5】 【図 6.6】 【図 6.7】参照
	○ 高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するための籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、以下の仕様に配慮すること。 ① 車椅子使用者対応乗場ボタンは、車椅子使用者が操作しやすい高さとして 100cm 程度とする。 ② 籠内左右の側板には車椅子使用者対応操作盤のボタンを設け、中心位置が床から 100cm 程度の高さとする。 ③ 籠入口正面壁面に、出入口状況確認用の床上 40cm から 150cm 程度まである鏡（ステンレス製又は安全ガラス等）を設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角 2 方向型及びトランク付型の籠の場合には凸面鏡等でもよい。 ④ 乗降者検出装置を設置する。 ⑤ 籠内に車椅子使用者対応位置表示器を設置する。 ⑥ 操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。 ⑦ 車椅子使用者対応操作盤のボタンを操作することにより、戸の開閉時間が通常より長くなる配慮を行う。また、その際はその旨の表示をする。	→一般社団法人日本エレベーター協会「車椅子兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）」及び、「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515E）」参照
視覚障害者のための設備	● 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設ける。 ● 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置を設ける。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。 ● 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤（車椅子使用者対応操作盤を除く。）は、各ボタン面かその付近に点字や浮き彫りの階数表示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者等が円滑に操作することができる構造とする。 ● 乗降ロビーの扉及び乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等識別しやすいものとする。	

■望ましい整備

	◎　全てのエレベーターを基準に適合させる。	
有効幅	◎　籠及び昇降路の出入口の幅を、90cm 以上とする。	
乗降ロビー	◎　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm 以上とする。 ◎　乗り場ボタンの位置に点状ブロックを敷設する。 ◎　乗り場ボタンへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ◎　乗り場ボタン付近など、車椅子使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。	
ボタン等	◎　エレベーターのボタンは、ボタン操作時に音声と光・触感で反応する等、ボタン操作への応答が視覚・聴覚・触覚で分かるものとする。また、直感で分かるなど、図記号（ピクトグラム）によるサインにも配慮する。 ◎　ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者（ロービジョン）の操作性に配慮する。 ◎　同一建築物内のエレベーターの操作盤等のボタン配置は、統一する。 ◎　操作盤の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一する。 ◎　点字表示については、点字の表示原則等について定めた JIS T 0921 を参照し、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行う。 ◎　過負荷、非常時は音声と電光表示等で案内する。	→資-232・233 参照
手すり	◎　手すりは両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状とする。	
その他の注意事項	◎　非常時における聴覚障害者のための配慮として、非常時聴覚障害者用ボタンを設けるとともに、視覚的情報伝達方法となる電子文字標示盤、聴覚障害者モニター、又はこれに代わるものを設置する。 ◎　籠内の防犯や事故等の安全確保のため、籠内が確認できるガラス窓を設置する。 ◎　大きいサイズの車椅子を使用している人の乗降や担架、ストレッチャーの運搬を考慮して奥行き 200cm 以上のエレベーターとする。 ◎　床上 30～35cm 程度まで車椅子あたりを設ける。 ◎　車椅子使用者対応エレベーターをできるだけ近くに、複数台設置する。 ◎　乗降ロビーの扉は、周囲の壁と異なる色にするなど、その位置が視認しやすいようにする。 ◎　籠内の床面の色は、乗降ロビーと容易に区別できるものにする。 ◎　エレベーターが複数ある場所においては、高齢者、障害者、乳幼児を連れた者などが混雑時においても円滑にエレベーターを利用できるよう、整備基準に適合したエレベーター付近にはそれらの人が優先である旨の表示をする。 ◎　出入口が 2 方向あるエレベーターの籠内には、扉の開く方向、階数等を案内する音声案内装置を設ける。	

エレベーター基準比較表

遵守基準		整備内容	努力基準	
不特定かつ多数の者が利用するもの	多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するもの		5,000㎡以下の建築物	5,000㎡を超える建築物
1以上のエレベーター	1以上のエレベーター		1以上のエレベーター	1以上のエレベーター
○	○	必要階停止	○	○
80cm以上	80cm以上	出入口幅	80cm以上	90cm以上
135cm以上	135cm以上	籠奥行き	135cm以上	135cm以上
140cm以上	—	籠の幅寸法	140cm以上（※1）	160cm以上（※2）
○	—	車椅子の転回に支障がない構造	—	—
○	○	乗降ロビー高低差排除	○	○
150cm以上	150cm以上	乗降ロビー幅・奥行き	150cm以上	150cm以上
—	—	乗降ロビー転落防止策	○	○
○	○	車椅子使用者対応制御装置	○	○
○	○	停止予定階・現在位置の表示	○	○
○	○	昇降方向の表示	○	○
○	○	到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○	○
○	○	制御装置の点字表示	○	○
○	○	昇降方向の音声案内	○	○

5,000㎡を超える建築物に設けるものは、90cm以上

2,000㎡以上の建築物に設けるものに限る

ただし書きあり

自動車車庫に設けるものを除く（遵守基準）

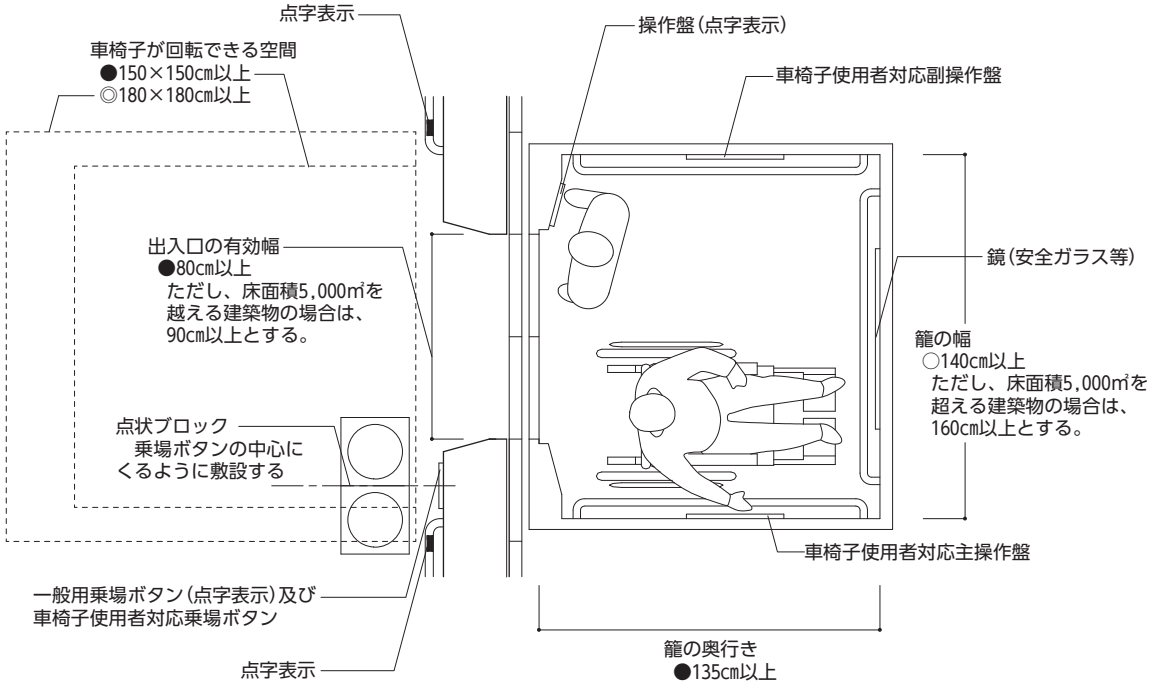
主として視覚障害者が利用するものに限る

※1　構造上やむを得ない場合において、車椅子で使用できる機種を採用する場合はこの限りでない。

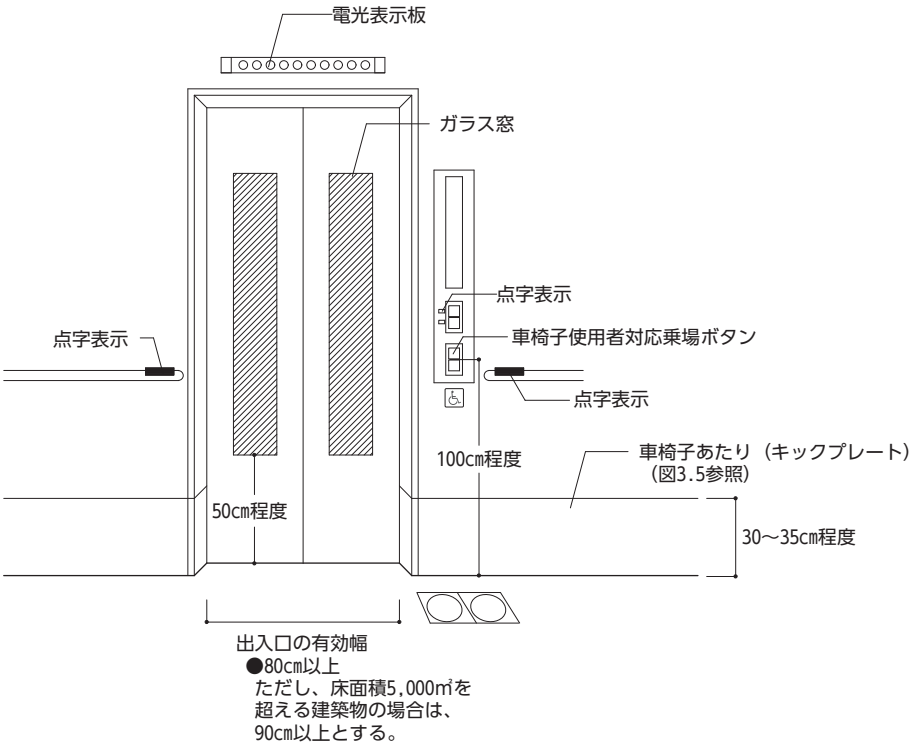
※2　籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの、又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合はこの限りでない。

《 参 考 図 》

【図6.1】エレベーターの平面図



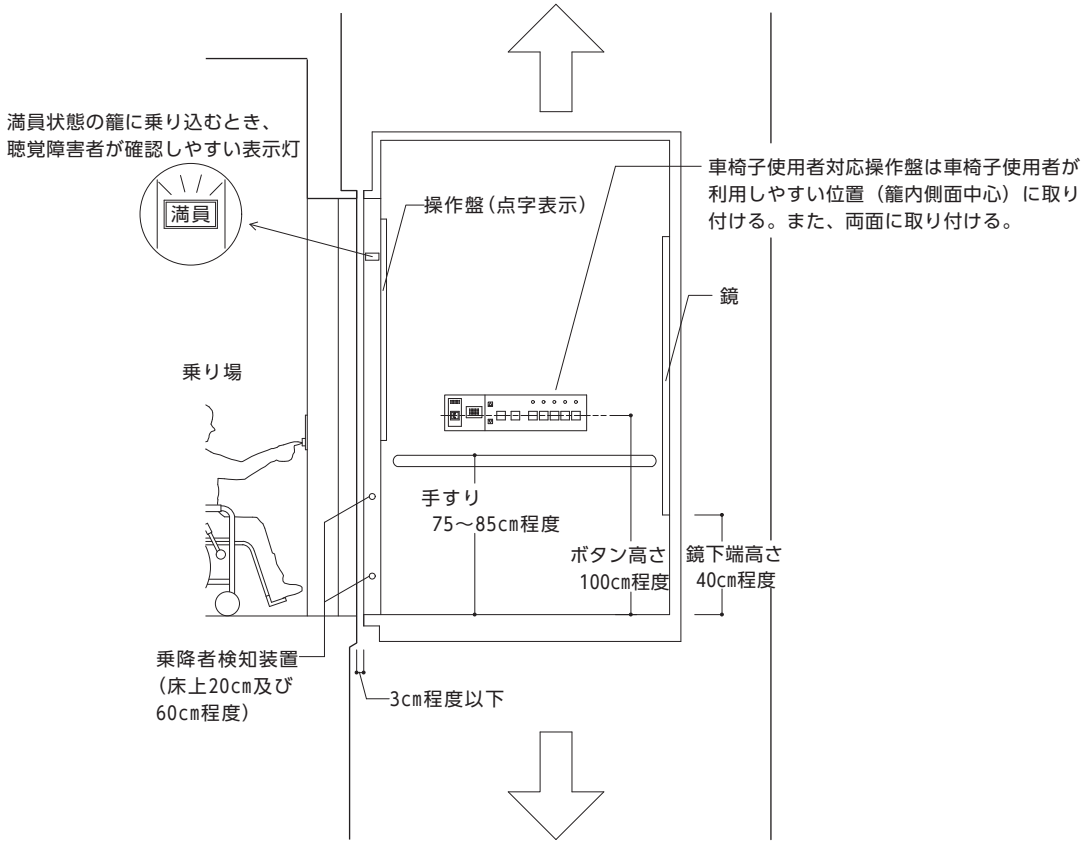
【図6.2】エレベーターの出入口(乗り場)



※エレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設けない。
やむを得ず設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分配慮する。

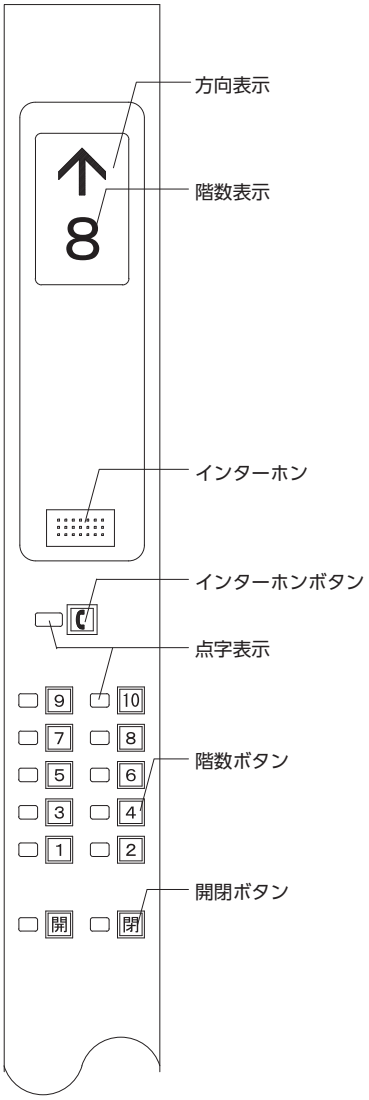
《 参 考 図 》

【図6.3】籠内の断面図

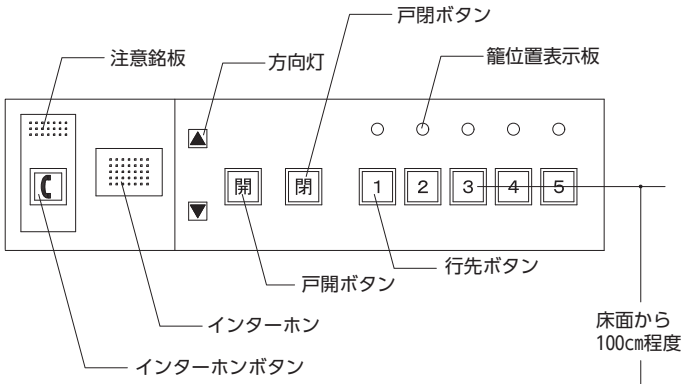


《 参 考 図 》

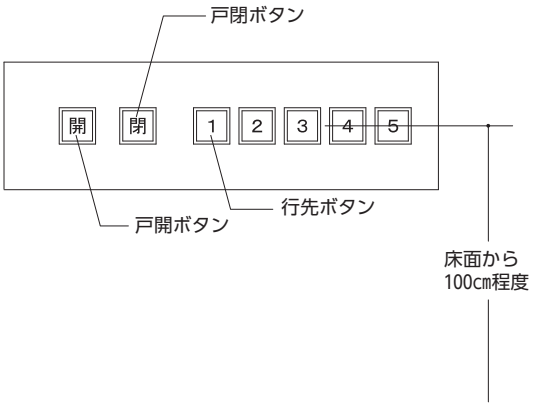
【図6.4】縦型操作盤



【図6.5】車椅子使用者対応主操作盤

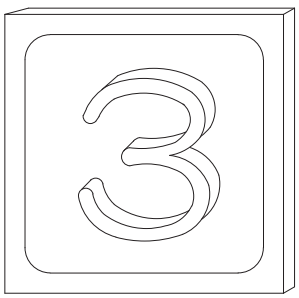


【図6.6】車椅子使用者対応副操作盤



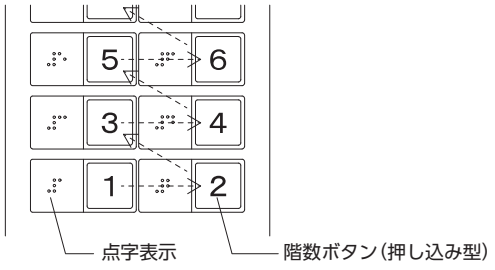
【図6.7】階数ボタン

■浮き文字ボタン



※階数ボタンは浮き彫り階数表示が望ましい

■千鳥配列



※階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい

⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

【基本的考え方】

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合にあっても、エレベーターや傾斜路を設けることが原則であるが、エレベーターや傾斜路による段差解消が困難な場合には、段差解消機を設置する。

また、やむを得ず移動等円滑化経路等にエスカレーターを設置する場合には、車椅子使用者対応エスカレーターとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 1 に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。	移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 1 第 1 号に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。
[1] エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	－
(1) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものとすること。	[1] 同左
(2) 籠の幅は 70cm 以上とし、かつ、奥行きは 120cm 以上とすること。	[2] 同左
(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。	[3] 同左
[2] エスカレーターにあっては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものであること。	－

■整備基準の解説

[1]段差解消機	● この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。 ① 昇降行程が 4m 以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーター ② 籠の定格速度が 15m 毎分以下 ③ 床面積が 2.25 ㎡以下	→【図 7.1】【図 7.2】参照
(構造)	● 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものとする。	→資-218・219 参照
(籠の大きさ)	● 籠の幅は 70cm 以上、奥行き 120cm 以上とする。 ● 籠内で車椅子使用者が 90 度転回して乗降する必要がある場合の籠の大きさは、間口 140cm 以上、奥行き 140cm 以上とする。	→【図 7.3】参照
[2]エスカレーター	● この項目のエスカレーターは、以下に掲げるものである。 ① 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター ② 運転時において、踏段の定格速度 30m 毎分以下 ③ 2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	→【図 7.4】参照
(構造)	● 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものとする。	→資-220 参照

	● 踏段、くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。	
その他の注意事項	○ 移動等円滑化経路等上には、エスカレーターではなく「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」を設ける。	

■望ましい整備

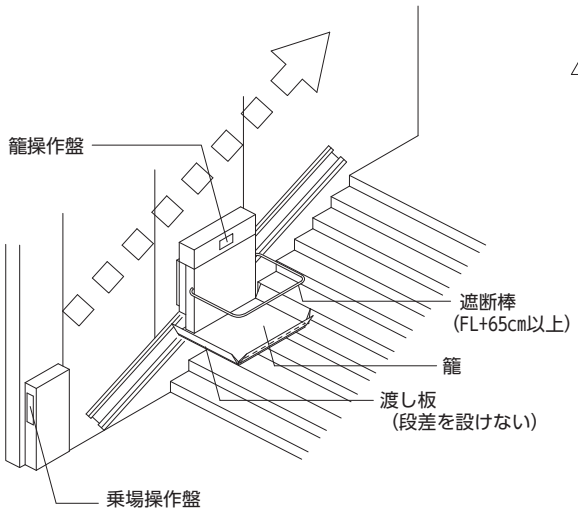
[1]段差解消機	◎ 全ての段差解消機を基準に適合させる。	
(乗降スペース)	◎ 乗降スペースは、車椅子使用者の方向転換が必要な場合を考慮し、間口 150cm 以上、奥行き 150cm 以上のスペースをとる。 ◎ 乗降スペースの床は水平とする。 ◎ 周辺には、車椅子使用者の転落等が生じる可能性がある段などを設けない。	
(斜行型段差解消機)	◎ 昇降路には、階段と区画した専用路型と共存型があり、使用者が単独で使用する場合は、安全上、専用路型が望ましい。 ◎ 共存型の場合は、はさまれ防止措置を講じる。 ◎ 改修の場合等、専用路を設けるスペースがない場合は共存型とするが、階段の有効幅員の確保に留意する。	
その他の注意事項	◎ 昇降路と籠の床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講ずる。	
[2]エスカレーター	◎ 全てのエスカレーターを基準に適合させる。	
(乗降口)	◎ 乗降口の足元は適宜照明を行い、安全性を高める。	
(手すり)	◎ 乗り口・降り口ともに、くしから 70cm 程度の移動手すりを設ける。 ◎ 歩行困難者の中には移動手すりの動きに足がついて行かずに転倒することがあるので、乗降口には長さ 100cm 程度の固定手すりを設ける。 ◎ 手すりには点字又は記号による案内表示（現在位置、階数、運転方向）を取り付ける。	
(ステップ)	◎ ステップの水平部分は 3 枚程度、定常段差に達するまでのステップは 5 枚程度とする。 ◎ ステップの端部に縁取りを行う等により、ステップ相互の認知をしやすくする。	
(くし)	◎ くしはできるだけ薄くし、車椅子のキャスターが乗り越えやすくする。 ◎ くしは、色を変えるなどして、ステップの部分とはっきり区別がつくようにする。	
その他の注意事項	◎ 介助係員呼出しインターホン、車椅子使用者利用可の案内標示を設ける。 ◎ エスカレーターの始終端部に近接する通路の床には、点状ブロック等を敷設する。 ◎ 乗降口の近くの壁面又は柱面等に非常停止ボタンを設ける。 ◎ エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起する。	

	◎　時間帯等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時点での進行方向を床面や手すり付近に表示、又は音声案内する。 ◎　エスカレーターの音声案内装置の設置に当たっては、周囲の状況を踏まえて、聞き取りやすい音量や音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。 ◎　表示サインを設置する場合、ベルトにマークを付けるなど、進行方向が分かりやすい表示とする。 ◎　床面積 2,000 ㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物では、エスカレーターの乗降口付近に、音声案内装置を設ける。	

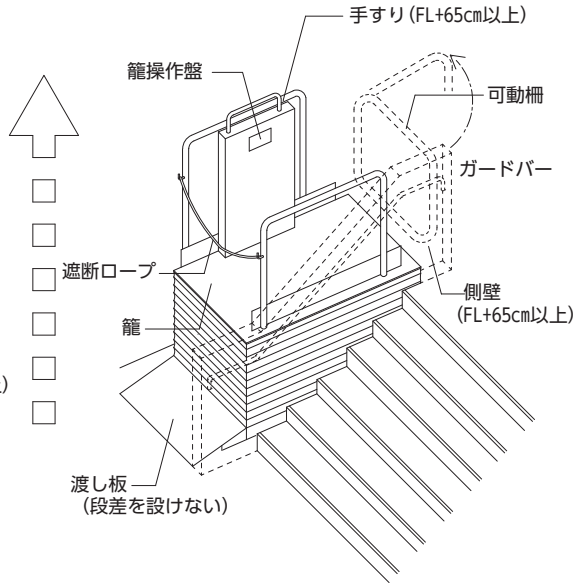
《 参 考 図 》

【図7.1】斜行型段差解消機

※障害物検知装置を設置した場合
壁又は囲いは設けなくてよい

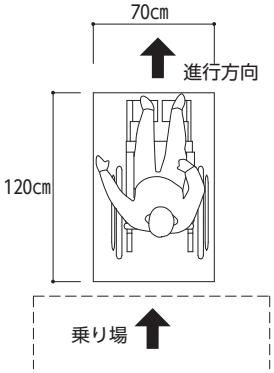


【図7.2】垂直型段差解消機



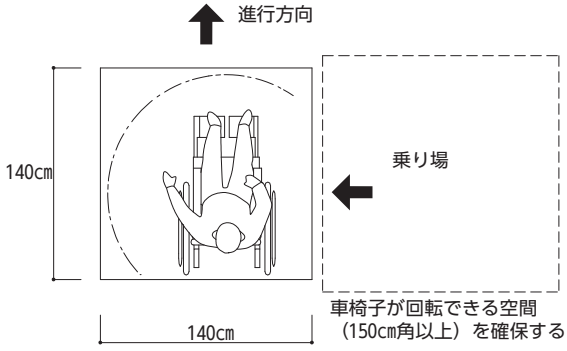
【図7.3】籠の大きさ

■定員1名の籠（直線形式の場合）



車椅子が回転できる空間（150cm角以上）
を確保することが望ましい

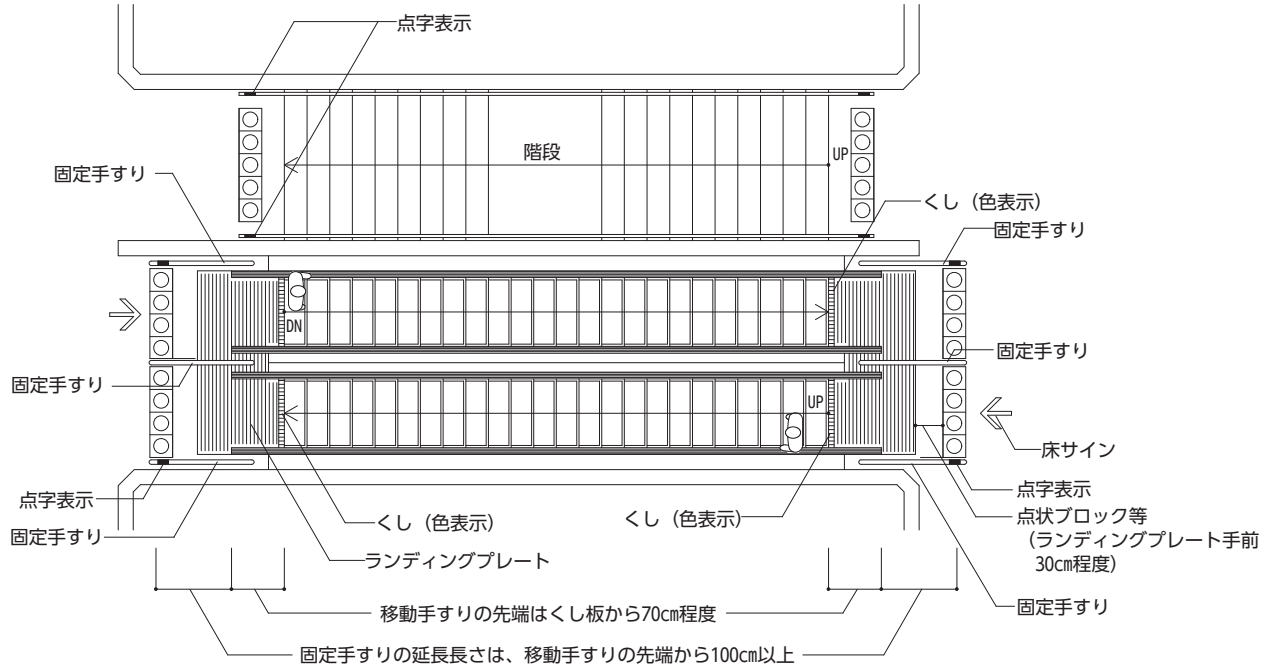
■定員1名の籠（90度の転回形式の場合）

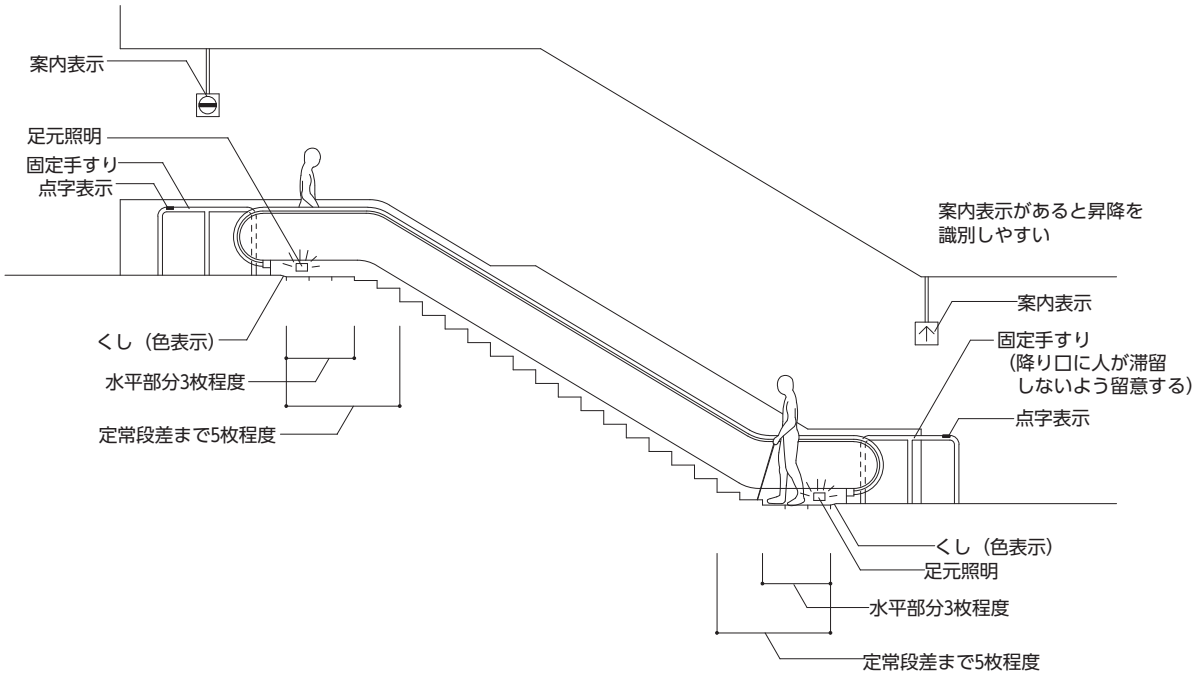


車椅子が回転できる空間
（150cm角以上）を確保することが望ましい

《 参 考 図 》

【図7.4】エスカレーターの例





⑧便所（トイレ）

【基本的考え方】

車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、便所の利用である。だれでもが便所を快適に利用できるようにするためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドを設けるなど、便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。

施設用途や規模、施設内の便所設置階・位置を踏まえ、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者用便房）を必要な数以上設置するほか、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設置する。

上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、車椅子使用者用便房に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房とはせず、以下のとおり、個別の機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方【図 8.1】参照）

第１に、車椅子使用者用便房のほか、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア及びベビーベッドの子育て支援設備を設けた便房をそれぞれ別々に設置する。さらに、多数の利用者が見込まれる場合は、当該利用者のための簡易型機能を有する便房や複数の個別機能を有する便房を追加することが望ましい。

第２に、第１が便所の規模等により困難であるときは、多機能便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房を設置する。

第３に、第１及び第２が困難であり、施設の用途及び規模から多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房のみを設置する。この場合でも、利用の集中を軽減するため、できるだけ複数設置することが望ましい。

高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。
(1) 不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。
[ｱ] 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を１以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの	[ｱ] 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を１以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
[ｲ] 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第２　１の部及び２の部の都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第２条第 19 号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第５条第１号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあっては多数の者）（以下この項において「不	[ｲ] 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	
(2) 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。	(2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。
(3) 不特定多数利用便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
[2] 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち１以上に、車椅子使用者用便房を１以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設けなければならない。	[2] [1]に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち１以上に、車椅子使用者用便房を１以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設けなければならない。
[3] [1]の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち１以上（次に掲げる(1)の場合にあっては、(1)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を１以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。	[3] [1]の規定により[1]に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち１以上（次に掲げる(1)の場合にあっては、(1)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を１以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。
(1) 当該階の床面積が 10,000 ㎡を超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の[ｱ]又は[ｲ]に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。	(1) 当該階の床面積が 10,000 ㎡を超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の[ｱ]又は[ｲ]に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける[1]に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。
[ｱ] 便所設置階の床面積が 10,000 ㎡を超え、40,000 ㎡以下の場合　2	[ｱ] 便所設置階の床面積が 10,000 ㎡を超え、40,000 ㎡以下の場合　2
[ｲ] 便所設置階の床面積が 40,000 ㎡を超える場合　当該床面積に相当する数に 1/20,000 を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	[ｲ] 便所設置階の床面積が 40,000 ㎡を超える場合　当該床面積に相当する数に 1/20,000 を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
(2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。	(2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。
[ｱ] 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を１以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する	[ｱ] 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を１以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する

位置にある場合	位置にある場合
[ｲ] 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合	[ｲ] 便所設置階の[1]に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の[1]に規定する便所に設ける場合
[ｳ] 次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める場合	[ｳ] 次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める場合
(ｱ) 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合	(ｱ) 男子用の[1]に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該[1]に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
(ｲ) 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合	(ｲ) 女子用の[1]に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該[1]に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
[ｴ] 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000㎡未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に[3]本文の規定により床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（(2)(ｱ)に規定する施設が(2)(ｱ)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合	[ｴ] 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000㎡未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける[1]に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に[3]本文の規定により床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（(2)(ｱ)に規定する施設が(2)(ｱ)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の[1]に規定する便所及び女子用の[1]に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合
(3) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。	(3) 同左
[ｱ] 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ	[ｱ] 同左

と。	
［イ］車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	［イ］同左
－	［ウ］一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
－	［エ］車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
[4]［2]及び[3]に定めるもののほか、[1]の規定により設ける不特定多数利用便所のうち１以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設けなければならない。	[4]［2]及び[3]に定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所のうち１以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設けなければならない。
[5]［2]から[4]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける不特定多数利用便所のうち１以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。	[5]［2]から[4]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所のうち１以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。
[6]［2]から[5]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける不特定多数利用便所のうち１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。	[6]［2]から[5]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所のうち１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。
－	[7]［2]から[6]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所のうち１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ１以上）は、次に掲げる構造としなければならない。
－	(1) 床面には、段差を設けないこと。
－	(2) 大便器は、１以上を腰掛式とすること。
－	(3) 腰掛式とした大便器の１以上に、手すりを設けること。
[7]［2]から[6]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける不特定多数利用便所であって、男子用小便器を設けるもののうち１以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けなければならない。	[8]［2]から[7]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち１以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。

■整備基準の解説

◆便所全般

	● 車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。	→【図 8.1】参照
	● 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。	→「⑭標識」参照
	● 原則、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（【解説 8.1】の①～④を除く）の数以上、便所を設ける。設置にあたっては特定の階に偏ることなく設け、その利用に支障が生じない位置に設ける。	→【解説 8.1】【解説 8.2】参照
床面	● 水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。	

◆車椅子使用者用便房

設置数	● 原則、便所を設ける階には車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。（以下①②を除く） ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合 ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合	→【解説 8.3】参照
	● 階の床面積によって、車椅子使用者用便房の必要設置数は以下のとおりとする。 ③ 10,000 ㎡を超える階（大規模階）を有する場合 ・10,000 ㎡を超え、40,000 ㎡以下の階　⇒各階２以上設置 ・40,000 ㎡以上の階 ⇒［当該床面積］÷20,000（端数切り上げ）以上設置	→【解説 8.4】参照
	④1,000 ㎡未満の階（小規模階）を有する場合 ・［小規模階の床面積の合計］÷1,000（端数切捨て）以上設置 ※小規模階の面積の合計は、便所を設置しない小規模階も含め、各階の不特定多数の者等が利用する部分の床面積を合計した面積とする。 ・なお、小規模階のみで構成されており、かつ、小規模階の床面積の合計が、1,000 ㎡未満の建築物の場合、車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。	→【解説 8.5】参照
出入口	● 車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。	
	● 出入口の有効幅は、85cm 以上とする。	→【図 8.2】【図 8.4】参照
	● 車椅子使用者用便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。	
戸	● 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。	
	● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。	
	● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。	
	● 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。	
	● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。	→【図 8.5】参照
	● 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避け	

	る。	
手すり	● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。 ● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりと反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から 20cm から 25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように設置する。	→【図 8.2】参照 【図 8.6】参照
便房の大きさ	● 車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で 200cm×200cm 以上とし、直径 150cm 以上の円程度が内接できる空間を確保する。（ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は内法寸法に含めないことを原則とする。） ● 車椅子から便座への移乗は便器の側面（障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易）又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。） ● 床面積 2,000 ㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、改修等で対応が困難な場合を除き、原則として介助用ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の（電動）車椅子使用者が 360 度回転できるよう、直径 180 ㎝以上の円程度が内接できるスペースを設ける。 ● 便房内の設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わることに留意する。	→【図 8.2】参照
	● 床面積の合計が 1,000 ㎡以下の施設等（公共施設を除く。）で 200cm×200cm 以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、車椅子使用者も利用できる広めの便房を確保する。 直進又は側方進入の場合：幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上 側方進入の場合：幅 150cm、奥行きは 180cm 以上	→【図 8.4】参照
位置	● 異性による介助・同伴利用等に配慮し、少なくとも 1 以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。 ● 車椅子使用者用便房の設置数の基準を満たせば、建築物の利用形態等を勘案して車椅子使用者用便房を、利用上の支障が生じない任意の位置に設けることが可能である。 ○ 車椅子使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ○ 車椅子使用者用便房は、利用対象者が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。	→【図 8.1】参照
表示	● 車椅子使用者用便房の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ○ トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。	→「⑭標識」参照

	なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。	
	● 建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障害者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房の位置を表示する。	→「⑮案内設備」参照
その他の注意事項	● 車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとする。	
	● 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。	
	● 洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。	
	● 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。	→【図 8.7】参照
	● 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。	
	● 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水洗器具はレバー式など操作が容易なものとする。	
	● 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。	→【図 8.6】参照
	● 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。	
	● 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。	

◆水洗器具

水洗器具	● 水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。	→【図 8.8】【図 8.9】参照
	● 便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に設置する。	
	● オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。	→「⑭標識」参照
	● ペーパーホルダーを設置する。	

◆ベビーチェア・ベビーベッド

ベビーチェア	● 「⑱子育て支援環境の整備」を参照	
ベビーベッド	● 「⑱子育て支援環境の整備」を参照	

◆一般便所

大便器（床面）	○ 便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障害者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。	

（構造）	○　高齢者などの下肢機能が低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものを設ける。	
（手すり）	○　便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものやＬ型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。	→【図 8.10】参照
小便器 （構造）	●　男子用小便器のうち 1 以上は、小児等の利用に配慮し、床置式又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。 ○　上記の構造の小便器に手すりを設け、便所の出入口から最も近い位置に設ける。	→【図 8.11】参照
（手すり）	○　小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取りつけることとし、高さは 120cm 程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔 60cm 程度、高さは 80～90cm 程度とする。	→【図 8.11】参照
その他の 注意事項	○　男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示は JIS Z 8210 を適用する。	→「⑭標識」参照

■望ましい整備

◆便所全体

配置	◎　整備基準により設置した便房及び設備とは別に、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者も利用できる広めの便房、オストメイト用汚物流し又は簡易型水洗器具を設けた便房を設置する。また、ベビーチェア、ベビーベッドを複数設置する。	
表示・誘導	◎　案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示するとともに、点字等による表示を行う。 ◎　同一建築物内においては便所の位置･男女の位置が統一されていると分かりやすい。 ◎　便所内部の配置を、出入口付近の外部に表示する。さらに、視覚障害者に配慮して点字等による表示や触知案内図の設置を行う。 ◎　使用中の場合を考慮して、他の階や場所にある便所とその個別機能を表示する。 ◎　視覚障害者は車椅子使用者用便房以外の便所に誘導する。 ◎　便房内の便器や設備・ボタンの位置を案内する音声案内装置を設置する。	→【図 8.12】参照
戸	◎　外開き戸の場合、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。 ◎　内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。 ◎　便房の戸は、使用時以外は開いていることが望ましい。 ◎　弱視者（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく、文字で表示する。 ◎　手動式引き戸の場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示する。	

紙巻き器・ボタン	◎　新設等の場合には、洗浄装置等のボタン等の形状・設置場所は、JIS S 0026 に準ずる。 ◎　同一建築物内では、洗浄装置等の使用方法やボタン等の形状・設置場所を統一する。 ◎　便器洗浄ボタン及び呼び出しボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とする。 ◎　ボタンは手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも押しやすい等、操作性に配慮する。 ◎　紙巻き器は手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも操作しやすいよう、片手で紙が切れる等、操作性に配慮する。	→JIS S 0026 資-245・246 参照 →洗浄装置等に表示する操作性ピクトグラムは、一般社団法人日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラム参照
介助用ベッド	◎　車椅子使用者用便房のうち 1 以上を介助用ベッド付き便房とし、異性による介助・同伴利用等に配慮し男女が共用できる位置に設ける。 ◎　介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される介助用ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、介助用ベッド周囲に十分なスペースをとるようにする。 ◎　転落の危険がある介助用ベッドの場合には、その旨の表示をして注意喚起をする等の転落防止策を講ずる。 ◎　介助用ベッドの寸法の検討に際しては、施設を利用する障害者等のニーズを踏まえて決定する。 ◎　介助用ベッドを設置する際には、車椅子使用者の利用に支障がないよう配置を工夫する。 ◎　折り畳み式介助用ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とする。 ◎　戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には介助用ベッドを設けない。 ◎　緊急時において、折り畳み式介助用ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、介助用ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。 ◎　据置型の介助用ベッドを据え付けるためのスペースの確保が難しい場合は、備品としての移動式介助用ベッドを導入し、施設内に保管した上で、利用の申し出があった場合に貸し出すなどの対応をする。	→【図 8.13】参照 →【図 8.14】参照
警報装置	◎　緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備える。 ◎　フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、全ての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便所内に表示する。	→「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成 28 年 9 月 6 日付け消防予第 264 号）参照
男女共用トイレ	◎　視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設ける。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。	

	◎　男女が共用利用できる便房を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。 ◎　男女共用トイレには、汚物入れを設置する。	
その他の注意事項	◎　便座は、温水洗浄便座とする。 ◎　便座には背もたれを設置する。 ◎　発達障害等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や、音や光について可能な限り低刺激である設備機器の採用を行う。 ◎　便房の近くには、介助者が待つためのベンチ等を設ける。 ◎　乳幼児設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。	

◆車椅子使用者用便房

設置数	◎　便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が 200 以下の場合は便房総数の 1/50 を乗じて得た数以上、当該階の便房の総数が 200 を超える場合は便房総数の 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とする。 ◎　同時に多数の利用者が便所・便房を使用することが想定される劇場・競技場等では、車椅子使用者用客席から容易に到達できるよう、車椅子使用者用客席と同一の階に複数の車椅子使用者用便房を設ける。	
戸	◎　手動式の戸の握り手は棒状のものとし、自動的に戻らないタイプとする。 ◎　大きなレバーとする等、指の不自由な人でも容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して、外部から解錠できるものとする。 ◎　電気施錠とし、使用中ランプ、扉の開閉を連動させる。 ◎　戸の開閉ボタンと照明等との連動は、特に介助者が外に出て閉ボタンを押す場合等に消灯しないような配慮も必要となる。 ◎　開閉ボタンは、手かざしセンサー式を避け、操作しやすい押しボタン式とする。 ◎　視覚障害者等の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。	
便器	◎　車椅子のフットサポートのあたりにくい便器とする。	
スペース	◎　便器の前方に 120cm 以上、側面に 70cm 以上の空間を確保して、衛生機器等を設置する。	
その他の注意事項	◎　一般より大きい汚物入れを設ける。 ◎　大型の電動車椅子等が回転できない場合に後進で退出することを配慮し、後方確認用の鏡を設置する。 ◎　トイレの利用形態は、障害によって多種多様である。このため、車椅子使用者用便房を複数設ける場合には、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人の利用が可能となるよう配慮する。 ◎　複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便器へのアクセスを右側・左側からのどちらでも選択できるようにする。 ◎　介助者がトイレを一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するなど配慮する。 ◎　確認ランプ付呼出し装置、廊下標示ランプ、事務所警報盤を設ける。 ◎　温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボ	→【図 8.15】参照

	ックスではなく、壁付けとする。 ◎　複数テナントが入居するテナントビルにおいては、あらかじめ共用部分に車椅子使用者用便房とオストメイト用設備を有する便房を設ける。 ◎　テナントビル等で共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント（店舗）が利用可能とする。	

◆車椅子使用者も利用できる広めの便房

車椅子使用者も利用できる広めの便房	◎　車椅子使用者用便房として設けた便房とは別に、一般便所の中に車椅子使用者も利用できる広めの便房を設ける場合は、当該便房までのアクセスに支障のない空間を確保し、当該便房出入口の戸は引き戸を原則とする。 直進又は側方進入の場合：幅 130㎝ 以上、奥行きは 200㎝ 以上 側方進入の場合：幅 150㎝、奥行きは 180㎝ 以上 ◎　壁の隅に出入口がある場合には、車椅子使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車椅子使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。	→【図 8.4】参照

◆水洗器具

水洗器具	◎　汚物流しは、腹部の洗浄のため温水が出るようにする。 ◎　オストメイト用設備を設けた便房の鏡は、全身を映すことができるものとする。 ◎　手荷物等をかけるフック、手荷物置き場、パウチ等の廃棄等のための汚物入れ、着替え台を設置する。 ◎　腹部等を洗浄しやすいよう水栓はハンドシャワー型とする。 ◎　手洗い用の石けん、ペーパータオル又はハンドドライヤーを設置する。 ◎　オストメイト用設備をより多く整備するため、オストメイト用汚物流しを複数設ける。また、複数設置するスペースをとれない場合には、オストメイト用汚物流しを設けた便房以外に、オストメイト用簡易型水洗器具を設置した便房を設ける。 ◎　各種設備機器については、開発途上のものもあり、今後技術革新や製品開発の進捗によって適宜導入を図る。	→【図 8.16】参照

◆一般便所

戸	◎　一般便所の出入口には原則として戸は設けない。 ◎　車椅子使用者用便房を設置していない一般便所においても、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
便器	◎　男女とも、各便所に 1 以上の車椅子使用者も利用可能な腰掛便座を設け、着座や立ち上がり等のための手すりを設置して、便房扉は外開き戸又は引き戸等とする。	
手すり	◎　和洋式を問わず、全ての便房に L 型手すりなどの使用しやすい手すりを設置する。	
呼出しボタン	◎　非常用の呼出しボタンには、点字による表示を行う。 ◎　便座及び車椅子に座った状態から、手の届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置にも設ける。	
洗面・	◎　水栓金具はレバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。	

水栓金具	◎　車椅子使用者が利用できるよう洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ◎　吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ◎　鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100㎝ 以上の高さで設置する。 ◎　1 以上の洗面器には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。 ◎　手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 ◎　子供等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ 55 ㎝程度、奥行き 45 ㎝以内、洗面台の端部から吐水口まで 30 ㎝以内の洗面器も設ける。 ◎　液体石けんを吐出する装置は、上肢に障害のある人でも使いやすいよう、センサー式とすることが望ましい。	
設備・ 備品等	◎　小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。	
その他の 注意事項	◎　一般用便所は、車椅子使用者用便房に近接した位置に設ける。 ◎　トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置するとともに、音声や点字により男女別位置等を案内する。 ◎　洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。 ◎　洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。	

◆ソフト面の工夫

	◎　「車椅子使用者用便房しか利用できない人がいるため、車椅子使用者用便房の利用に当たっては優先される人がいる」ということについて、使用ルールの明示や普及啓発等を行う。 ※記載例 「一般トイレを利用できる方が、車椅子使用者用対応トイレを長時間利用することは控えましょう。」	

－ニーズと対応した便所・便房と設備の組み合わせ（●：遵守基準、○努力基準、◎望ましい整備）－

区分	車椅子使用者用便房			オストメイト対応	乳幼児対応	男女共用
	十分な空間の確保	介助用ベッド付き	出入口幅			
2,000 ㎡以上の建築物	● 直径 180cm の内接円、かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3	◎ ※2	●○ 85cm 以上 ◎ 90cm 以上	●○	●○	◎
2,000 ㎡未満の建築物	● 直径 150cm の内接円、かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3・4	◎ ※2	●○ 85cm 以上 ◎ 90cm 以上	●○	●○	◎
200 ㎡未満の建築物（小規模建築物の基準）	● 便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・4・5	—	● 80cm 以上 ○ 85cm 以上	○	○	—

※1　視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。

※2　車椅子使用者用便房のうち 1 以上

※3　ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は、内法寸法に含めないことを原則とする。

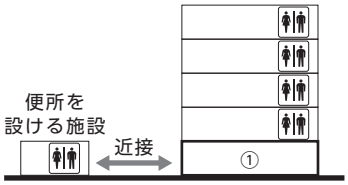
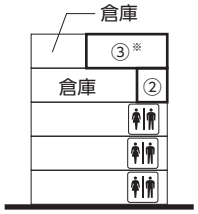
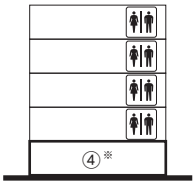
※4　建築物の延べ床面積の合計が 1,000 ㎡以下の施設で構造上やむを得ない場合等：便房の内法 130cm×200cm（直進及び側方進入）又は、150cm 以上×180cm（側方進入）以上の車椅子使用者も利用できる広めの便房を確保する。

※5　既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合は、内法 120cm×220cm 以上（側方進入）、又は、内法 100cm×180cm 以上（直進進入）のものを設置する。

《 解　説 》

【解説8.1】不特定多数の者等＊が利用する階から除外する階

① 地上階で、**便所を設ける施設が**同一敷地内かつ
その階の**出入口付近（近接）にある階**
② 不特定多数の者等が利用する部分の**床面積が著しく小さい階**
③ 不特定多数の者等が**滞在する時間が短い階**
④ ②、③のほか、**管理運営上やむを得ない階**
（例）ホテルで、客室内に便所が設置されている客室のみのフロア等

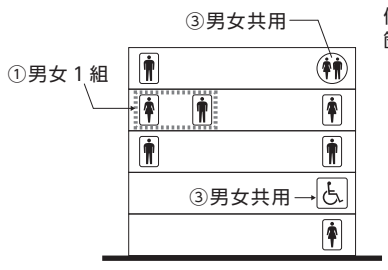
	ケース１ （①の場合）	ケース２ （②③の場合）	ケース３ （④の場合）
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ	 ※便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする	 ※ATM・駐車場のみ	 ※商業施設の１階部分で施設の管理運営上設置が困難
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数　**(A)**	5	5	5
除外する階の数　**(B)**	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数 （**(A)**-**(B)**の数）	**４以上**	**３以上**	**４以上**

【解説8.2】便所の数の考え方について

① 男子用及び女子用の**区別を設け、その両方**が設置されている場合、
男子用と女子用の１組で１箇所とする。
※ 同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の１組で１箇所と考える。

② 男子用及び女子用の**区別を設け、そのいずれか一方のみ**が設置されている場合、
当該便所ごとに１箇所とする。
※ 男女１組に加え、男子用または女子用の便所を設ける場合は２箇所とする。
※ 同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合、
当該便所ごとに１箇所とする。

③ 男子用及び女子用の**区別を設けず、共用便所として**設置されている場合、
当該便所ごとに１箇所とする。

不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ	
不特定多数の者等が利用する便所の箇所数	**8** （内訳：男女１、男子３、女子２、共用２）

＊努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

《 解　説 》

【解説8.3】車椅子使用者用便房の設置基準

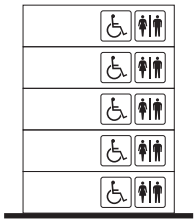
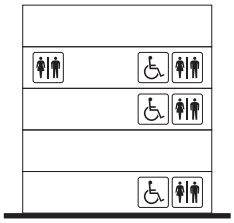
《遵守》不特定多数の者等＊が利用する便所を設ける階ごとに１以上設置
ただし、以下の場合は除く。

① 地上階で、**車椅子使用者用便房**を設ける施設が
同一敷地内かつその階の**出入口付近（近接）にある場合**

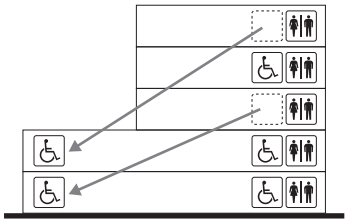
② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を**別の階に設ける**場合

③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が
10,000㎡を超える階（大規模階）の場合（解説8.4参照）

④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が
1,000㎡未満の階（小規模階）の場合（解説8.5参照）

	ケース１	ケース２ （便所がない階がある場合）
車椅子使用者用便房 の設置イメージ		
不特定多数の者等が 利用する便所設置階数	5	3
車椅子使用者用便房 の必要設置数	**５以上**	**３以上**

＊ケース２の４階のように、「不特定多数の者等が利用する便所」が同じフロアに複数個所設置されていても、車椅子使用者用便房は１箇所以上の設置で足りる。

	ケース３ （①の場合）	ケース４ （②の場合）
車椅子使用者用便房 の設置イメージ	※サービスエリアなど	
不特定多数の者等が 利用する便所設置階数	1	5
車椅子使用者用便房 の必要設置数	**１以上**	**５以上**

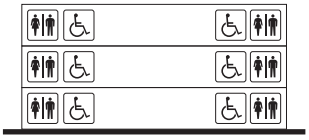
車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

・男子用、女子用をそれぞれ１箇所ずつ設ける必要がある。
・ただし、男子用（又は女子用）のみの不特定多数の者等が利用する便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる。

＊努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

《 解 説 》

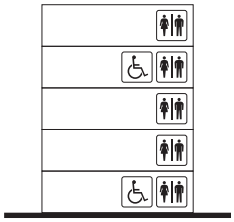
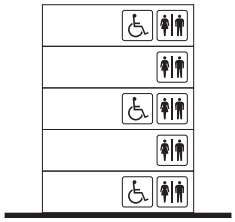
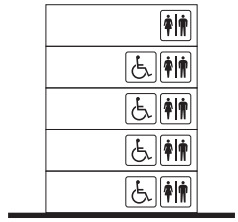
【解説8.4】車椅子使用者用便房の設置基準（10,000㎡を超える階（大規模階）の場合）

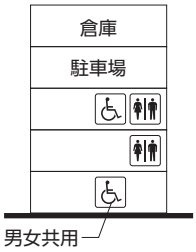
<table>
<tr><th></th><th>ケース１
（30,000㎡/階 の場合）</th><th colspan="2">ケース２
（70,000㎡/階 の場合）</th></tr>
<tr><td>車椅子使用者用便房
の設置イメージ</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>各階の床面積から算定する
車椅子使用者用便房の
必要設置数 （A）</td><td>40,000㎡以下のため
2</td><td colspan="2">70,000㎡×1/20,000＝3.5（１未満切り上げ）
⇒ ４以上</td></tr>
<tr><td>当該階の
不特定多数の者等＊が
利用する便所設置数 （B）</td><td>2</td><td>《１階・２階》
3</td><td>《３階》
5</td></tr>
<tr><td>当該階に設ける
車椅子使用者用便房の
必要設置数
（(A)と(B)の少ない方の数）</td><td>２以上</td><td>３以上</td><td>４以上</td></tr>
</table>

＊努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

《 解 説 》

【解説8.5】車椅子使用者用便房の設置基準（1,000㎡未満の階（小規模階）の場合）

	ケース１ （480㎡/階 の場合）	ケース２ （700㎡/階 の場合）	ケース３ （960㎡/階 の場合）
車椅子使用者用便房の設置イメージ			
延べ床面積	2,400㎡	3,500㎡	4,800㎡
床面積から算定する車椅子使用者用便房の必要設置数 **（A）**	2,400㎡×1/1,000＝2.4 （１未満切り捨て） ⇒ ２以上	3,500㎡×1/1,000＝3.5 （１未満切り捨て） ⇒ ３以上	4,800㎡×1/1,000＝4.8 （１未満切り捨て） ⇒ ４以上
不特定多数の者等＊が利用する便所設置数 **（B）**	5	5	5
車椅子使用者用便房の必要設置数 （**(A)**と**(B)**の少ない方の数）	**２以上**	**３以上**	**４以上**

	ケース４ （960㎡/階 の場合）	ケース５ （800㎡/階 の場合）	ケース６ （400㎡/階 の場合）	ケース７ （300㎡/階 の場合）
車椅子使用者用便房の設置イメージ				
各階の不特定多数の者等が利用する部分の床面積の合計	2,880㎡ ※2階,3階,4階の床面積の合計	2,400㎡ ※1階,2階,3階の床面積の合計	800㎡	300㎡
床面積から算定する車椅子使用者用便房の必要設置数 **（A）**	2,880㎡×1/1,000＝2.88 （１未満切り捨て） ⇒ ２以上	2,400㎡×1/1,000＝2.4 （１未満切り捨て） ⇒ 2以上	800㎡×1/1,000＝0.8 （１未満切り捨て） ※ただし、床面積に関係なく、最低１以上必要 ⇒ １以上	300㎡×1/1,000＝0.3 （１未満切り捨て） ※ただし、床面積に関係なく、最低１以上必要 ⇒ １以上
不特定多数の者等が利用する便所設置数 **（B）**	3	3※	2	1
車椅子使用者用便房の必要設置数 （**(A)**と**(B)**の少ない方の数）	**２以上**	**２以上**	**１以上**	**１以上**

※不特定多数の者等が利用する便所が１階と２階、３階に設置されているため。

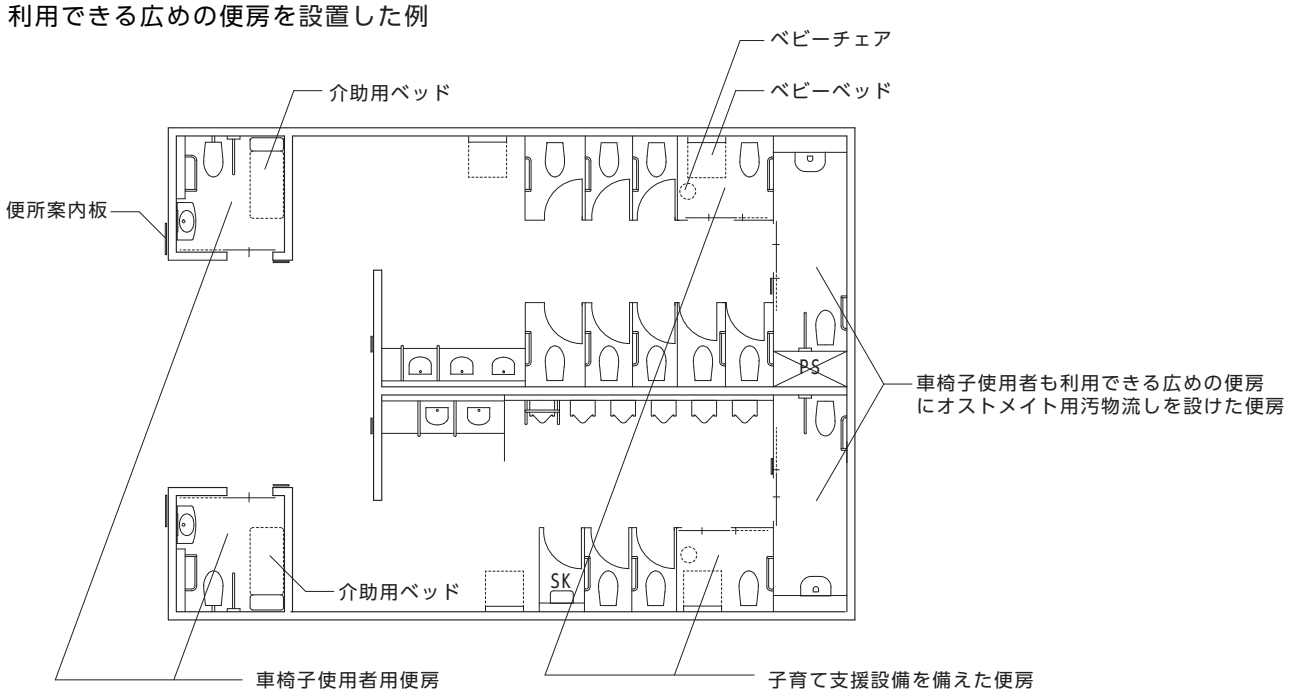
＊努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

《 参 考 図 》

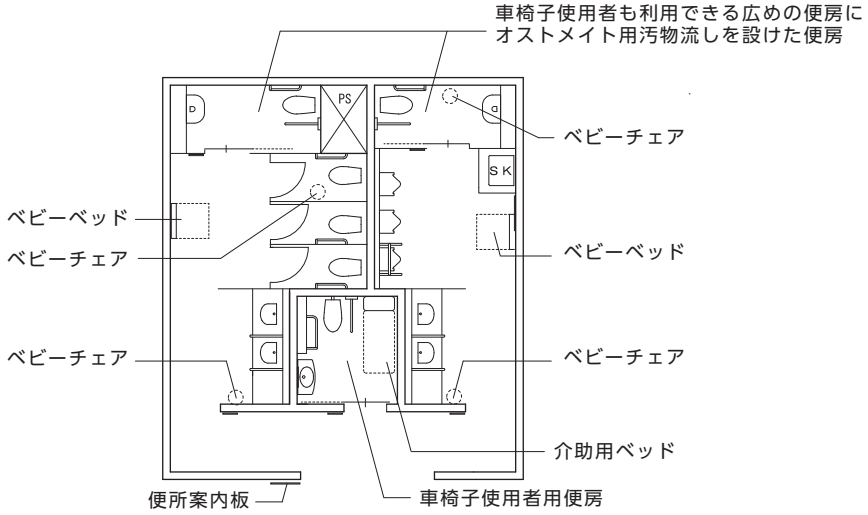
【図8.1】機能分散に配慮した便所の配置例

(1) 車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し及び子育て支援設備を設けた各便房を分散して設置した例

■多数の車椅子使用者を見込み、複数の車椅子使用者用便房と車椅子使用者も利用できる広めの便房を設置した例



■ベビーベッドを便房の外におき、便房数を確保した例



■便房設備の表示例

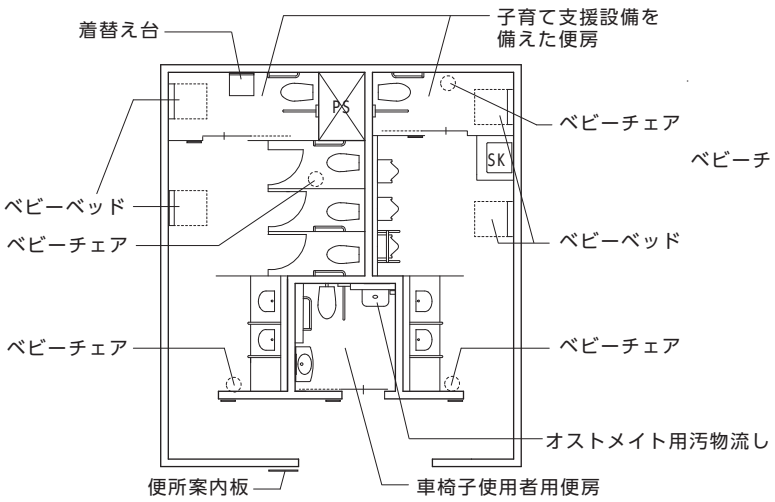
・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。



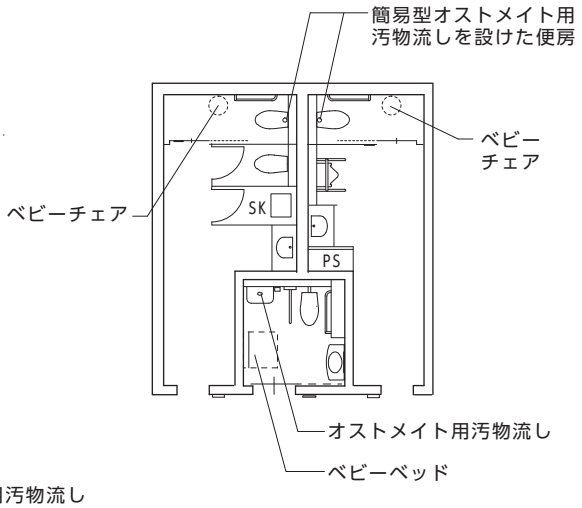
《 参 考 図 》

（2）全ての機能を分散して配置することが困難である場合で、車椅子使用者用便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別の機能を持った便房や簡易型便房を設置した例

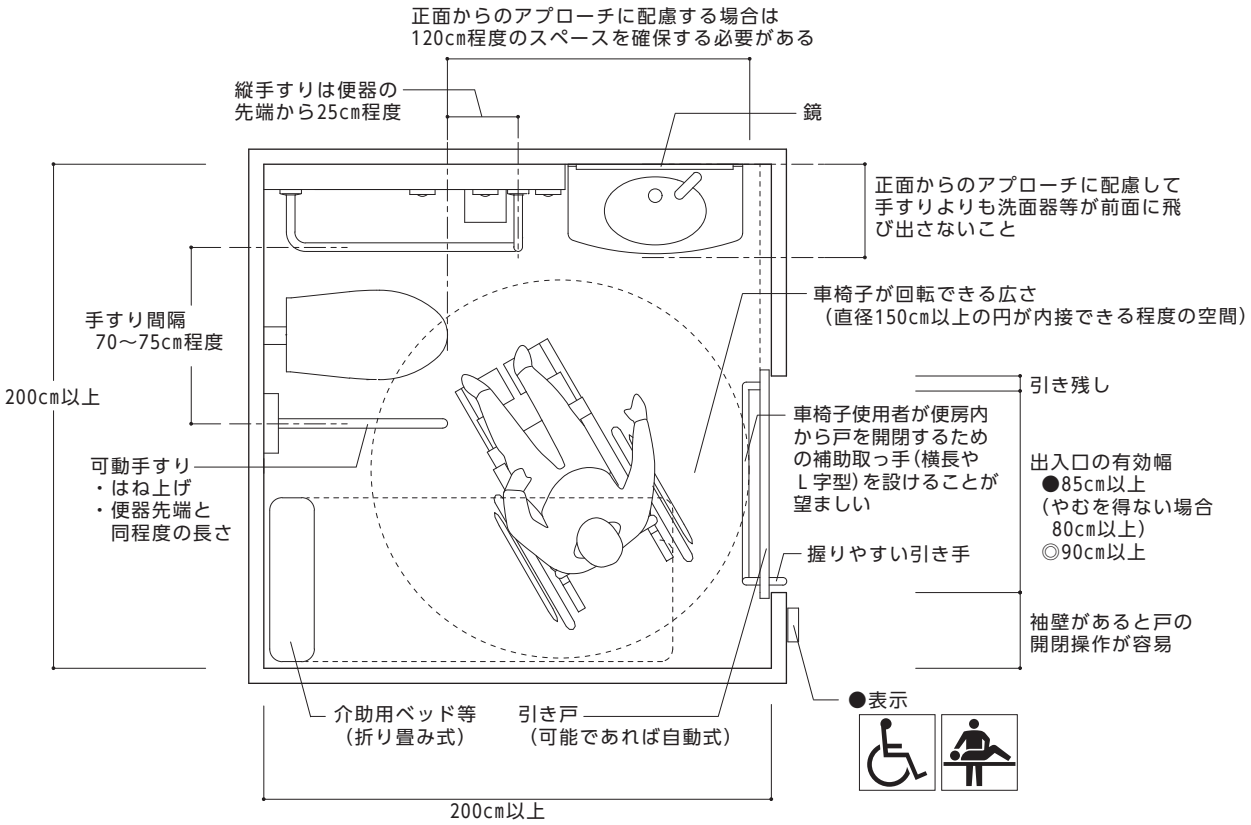
■車椅子使用者用便房と別に子育て支援設備を設けた便房を設置した例（乳幼児連れの利用者が見込まれる施設では利用集中を避ける）



■車椅子使用者用便房と別に簡易オストメイト設備を設けた便房を設置した例



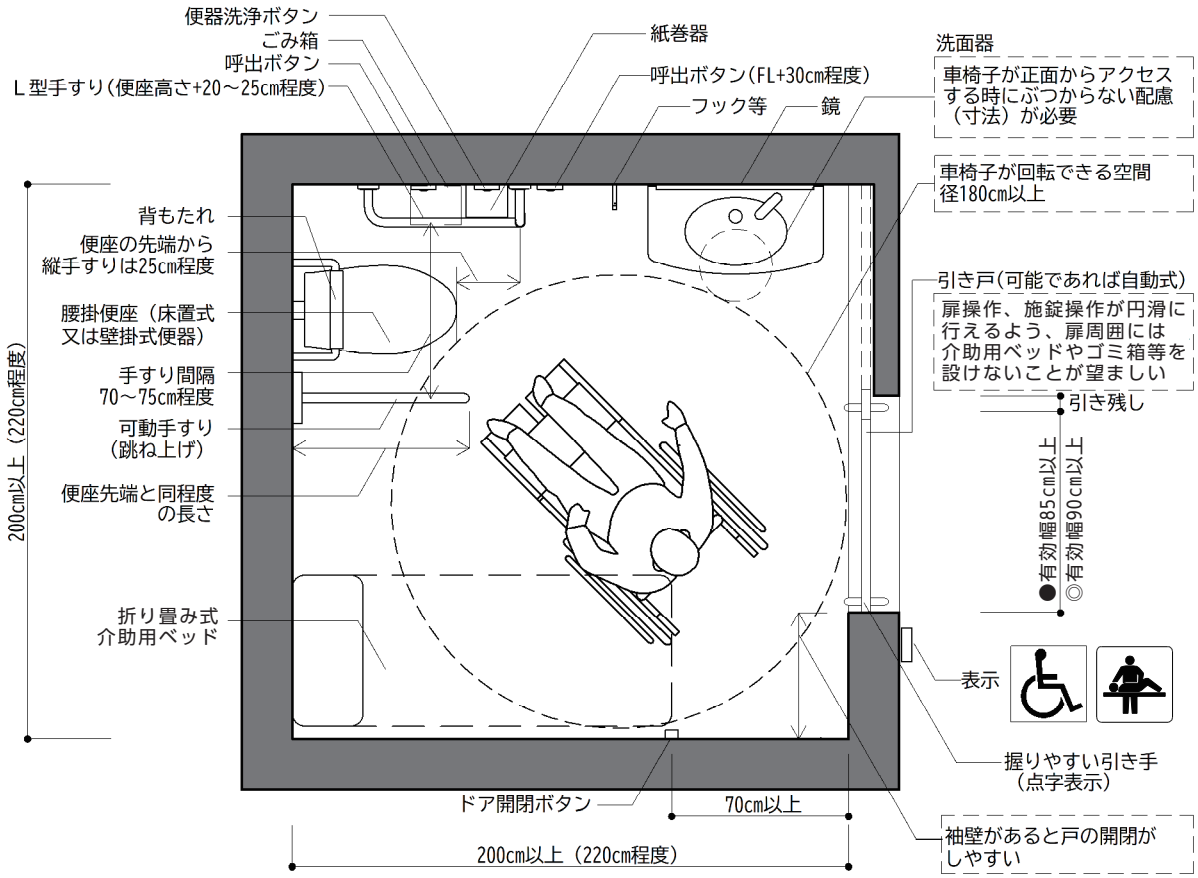
【図8.2】車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。
また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

《 参 考 図 》

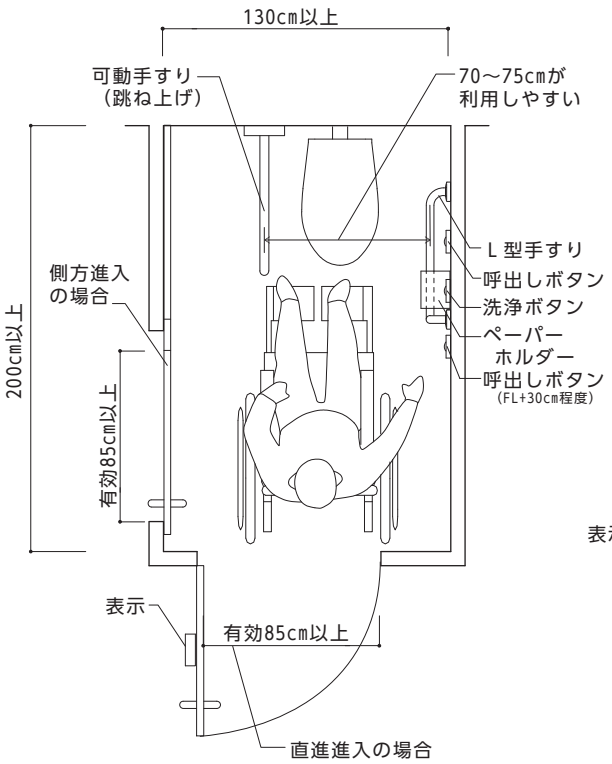
【図8.3】床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける車椅子使用者用便房の例



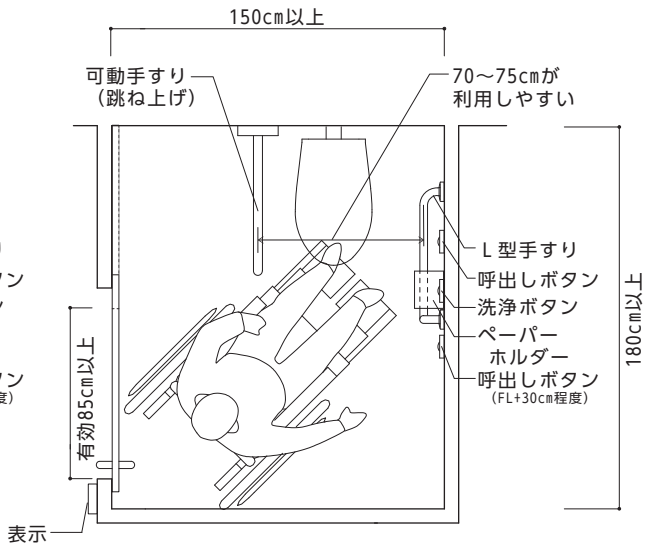
《 参 考 図 》

【図8.4】車椅子使用者も利用できる広めの便房の例

■直進又は側方進入の場合

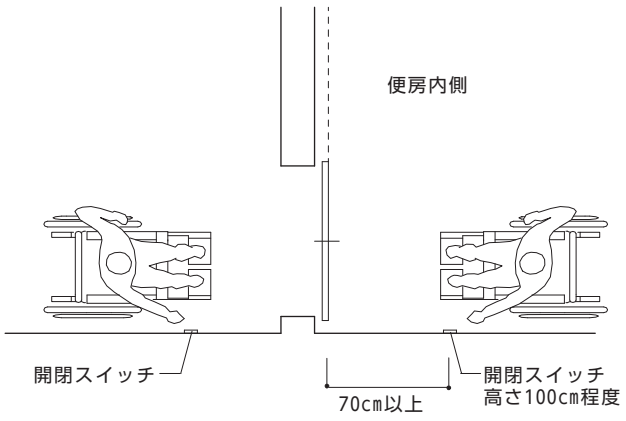


■側方進入の場合

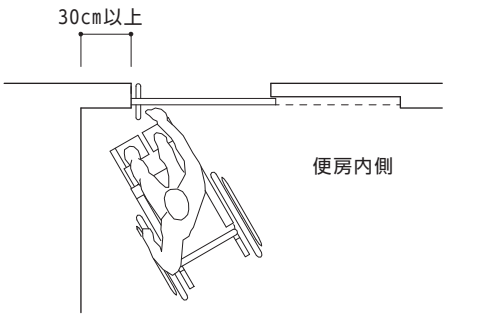


【図8.5】開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合



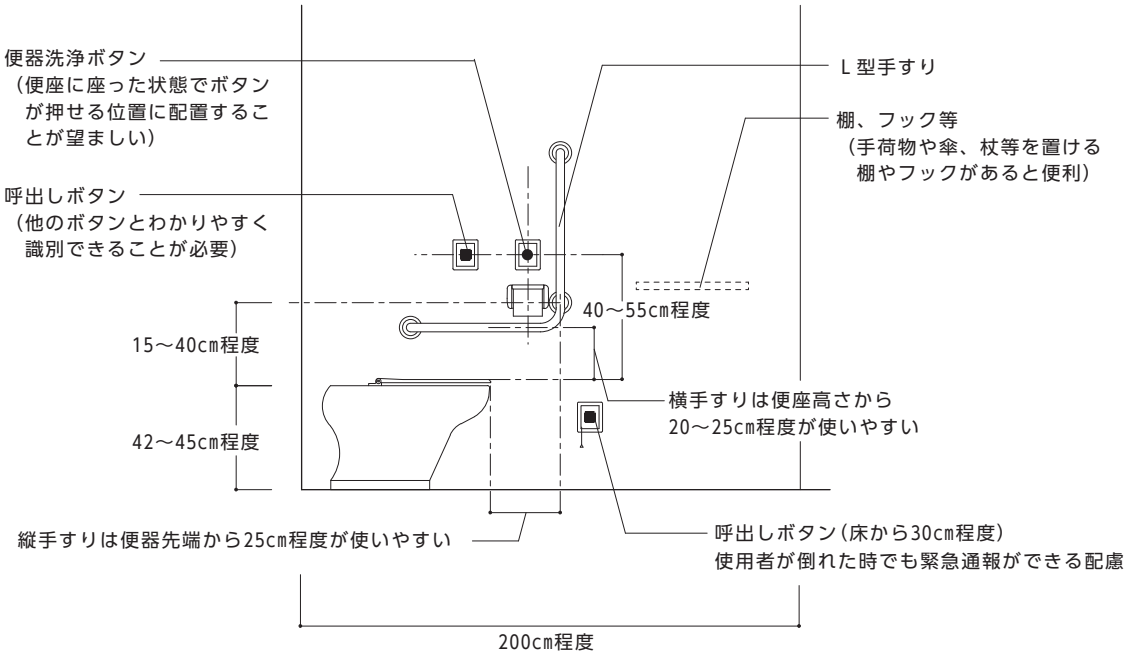
■手動ドア（引き戸）の場合



横長かL字型の取っ手をドアに設置するか、
袖壁を30cm以上確保する

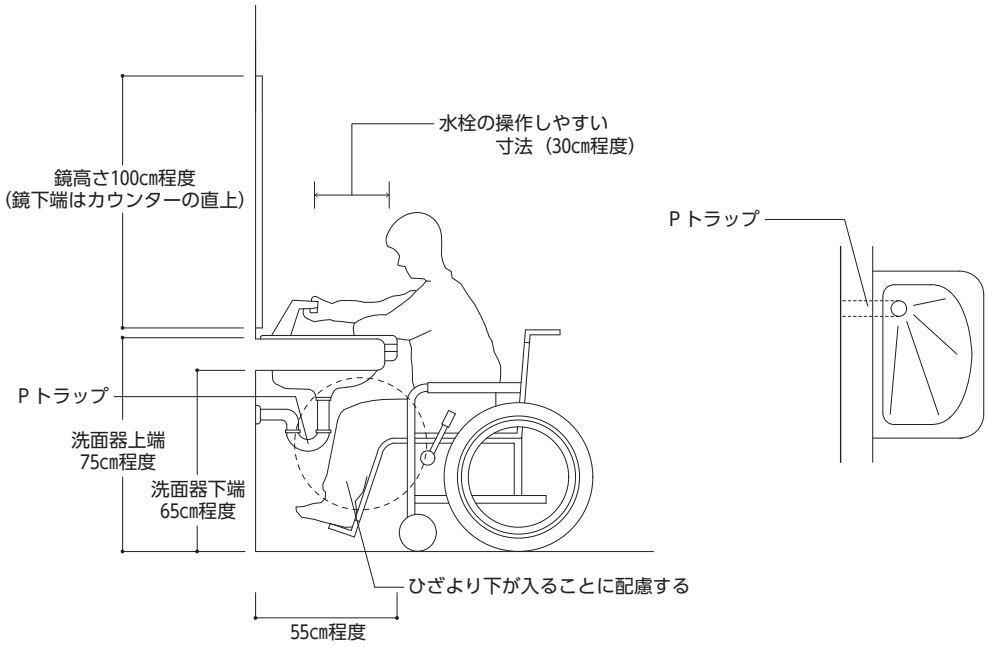
《 参 考 図 》

【図8.6】ボタンの配置例



※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

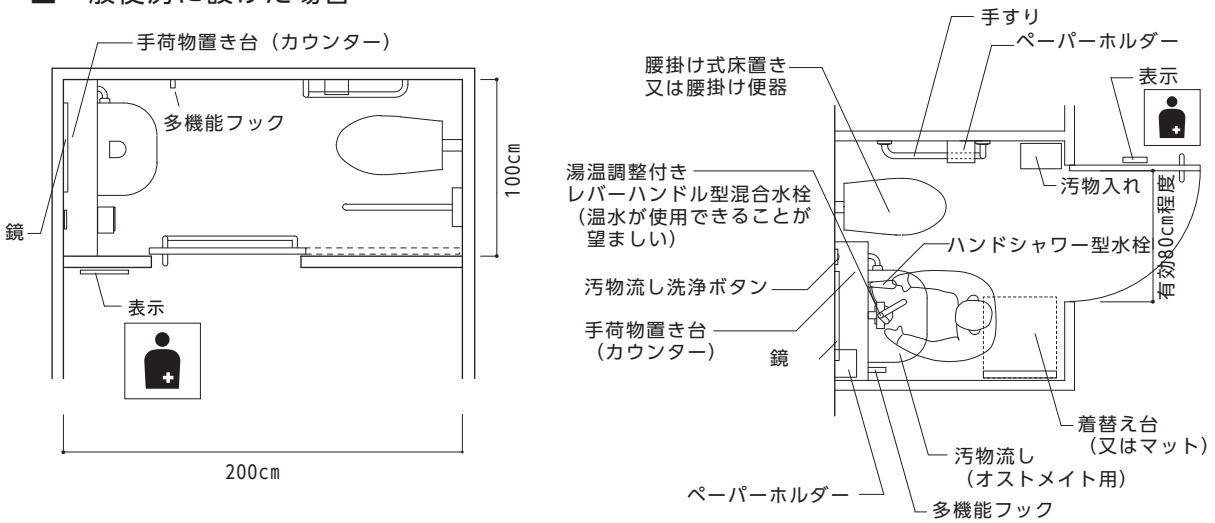
【図8.7】車椅子使用者が利用しやすい洗面台



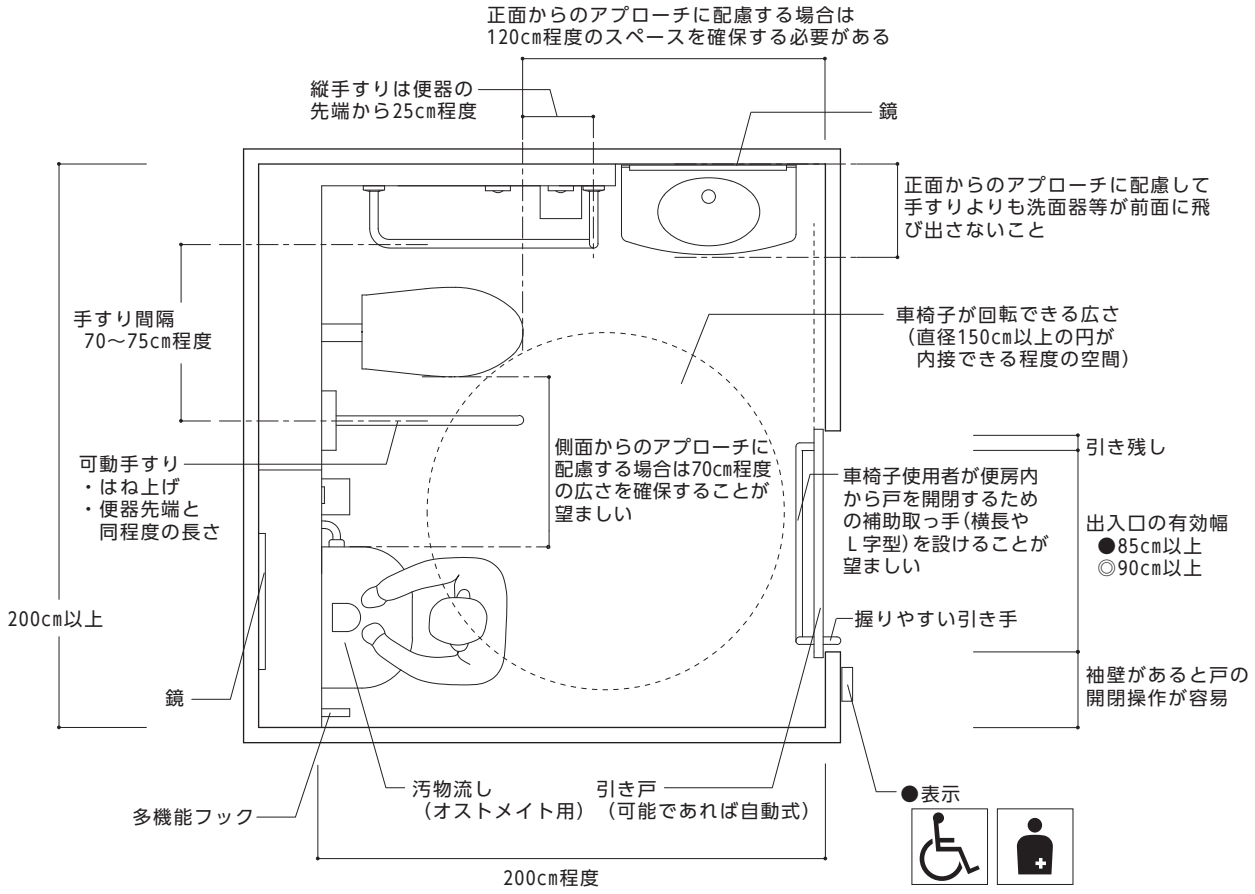
《 参 考 図 》

【図8.8】オストメイト用汚物流しを設けた例

■一般便房に設けた場合

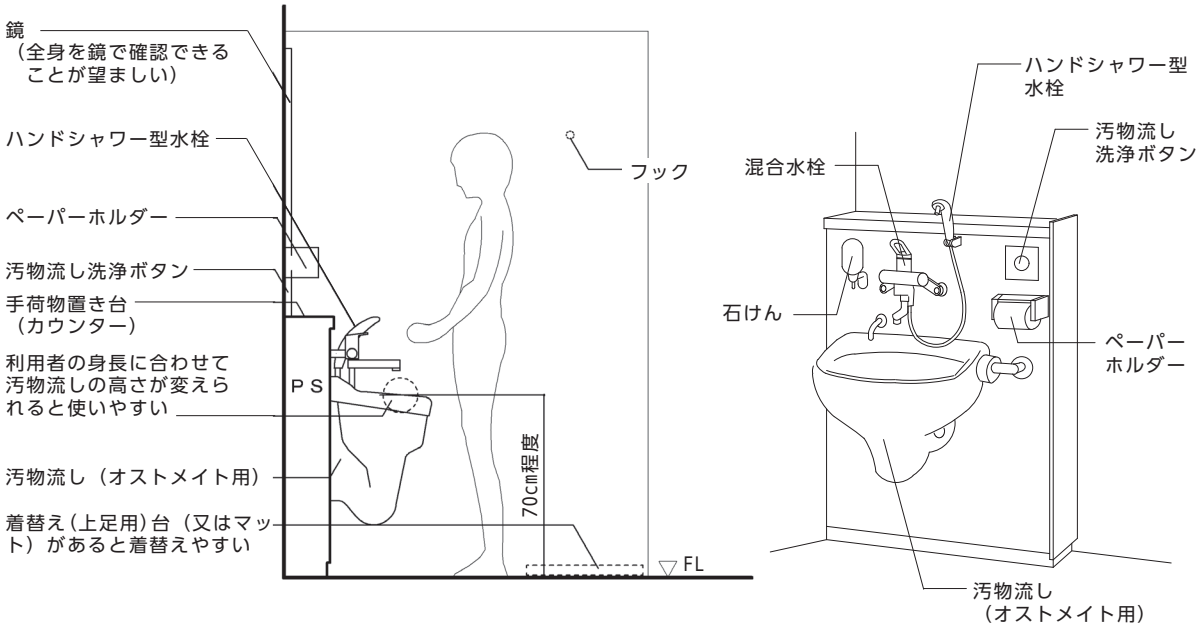


■車椅子使用者用便房に設けた場合

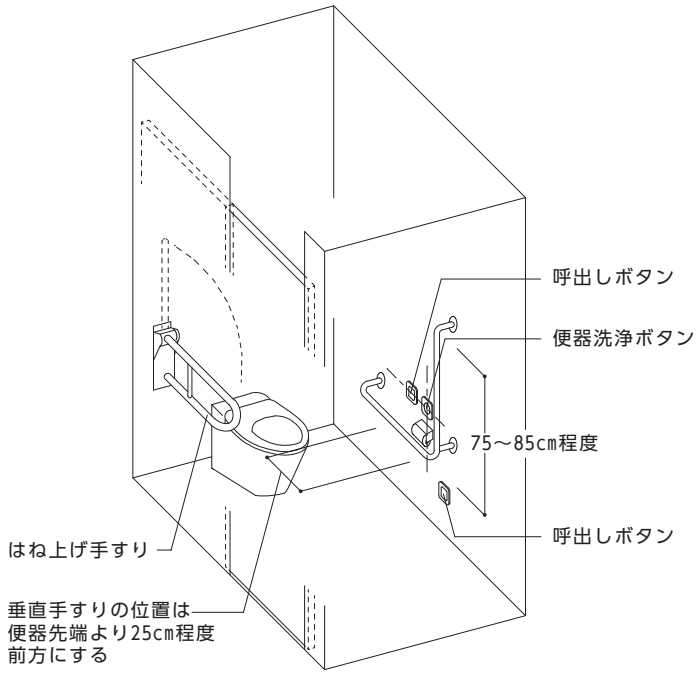


《 参 考 図 》

【図8.9】オストメイト用汚物流しの例



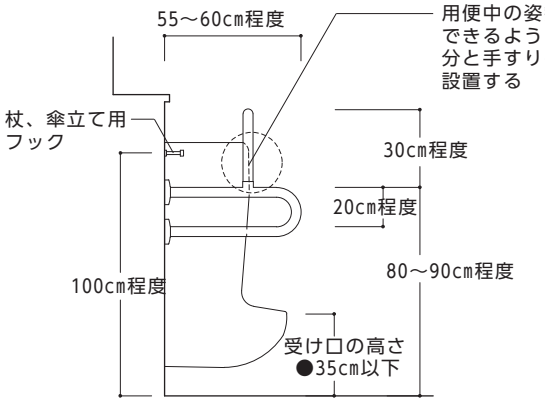
【図8.10】大便器の手すりの例



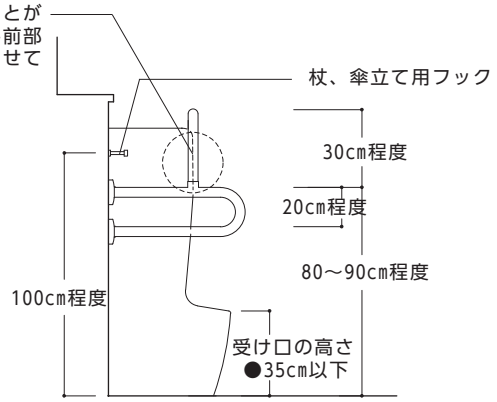
《 参 考 図 》

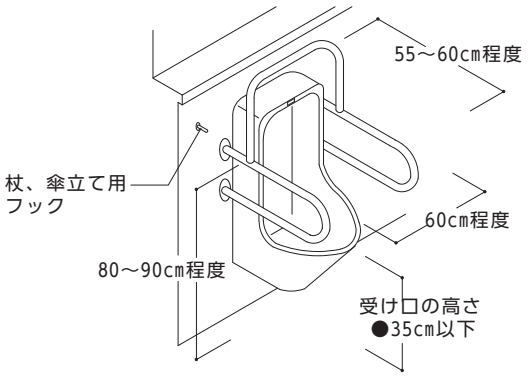
【図8.11】小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

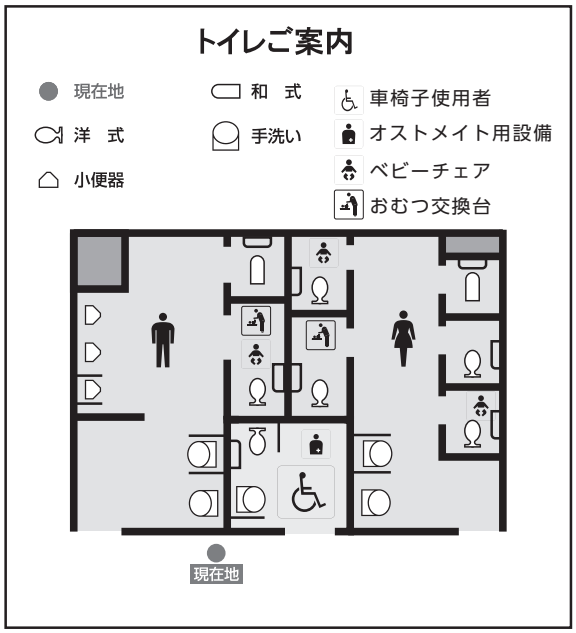


■床置き式ストール





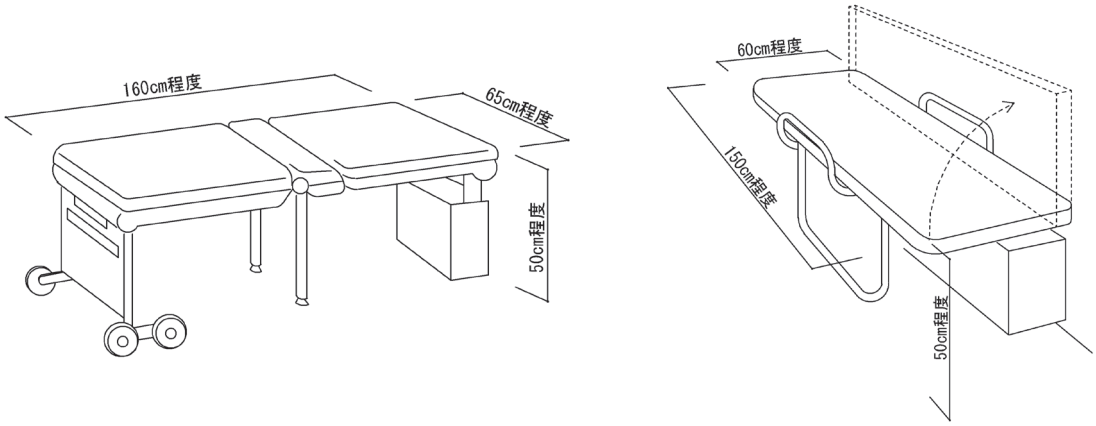
【図8.12】視覚障害者に配慮した便所の案内板の例



・触知案内図はJIS T 0922 に準じる。

《 参 考 図 》

【図8.13】据置型の折り畳み式介助用ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型）

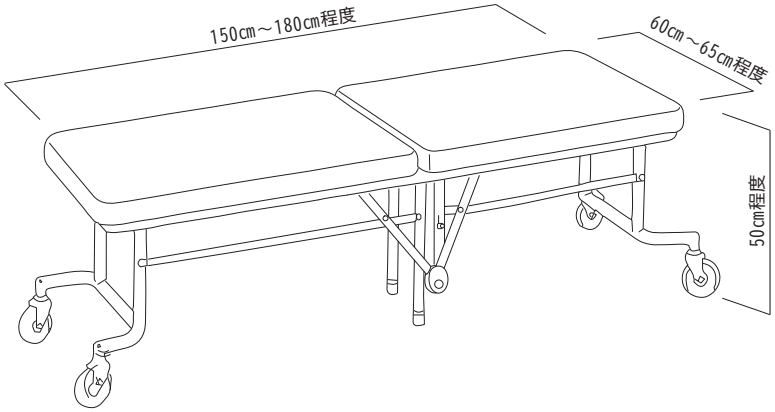


※１　介助用ベッドを設置した施設については、当該ベッドが利用可能であることについて、案内用図記号（ピクトグラム）や使用方法を案内するステッカー等により、トイレに分かりやすく表示すること。

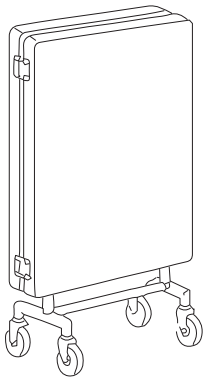
※２　介助用ベッドを設置した施設において、当該ベッドについて清掃等の衛生管理や定期点検、事故防止のための安全な取扱い等の管理及び運用体制を整備すること。

【図8.14】移動式介助用ベッドの例

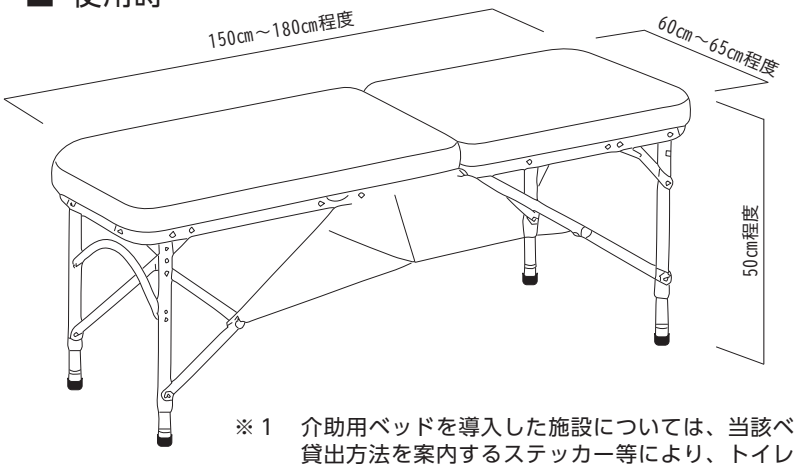
■ 使用時（キャスター付き）



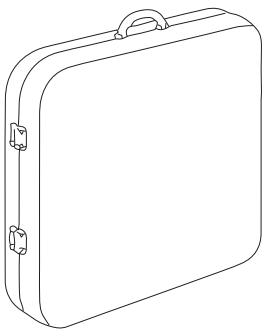
■ 収納時



■ 使用時



■ 収納時



※１　介助用ベッドを導入した施設については、当該ベッドが利用可能であることについて、貸出方法を案内するステッカー等により、トイレに分かりやすく表示すること。

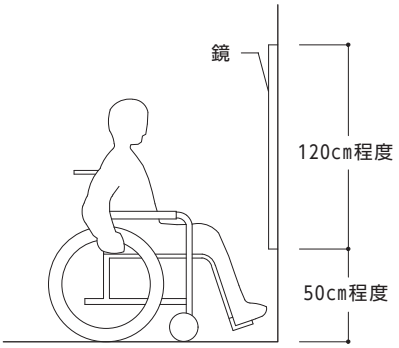
※２　介助用ベッドを導入した施設において、当該ベッドについて清掃等の衛生管理や定期点検、事故防止のための安全な取扱い等の管理及び運用体制を整備すること。

《 参 考 図 》

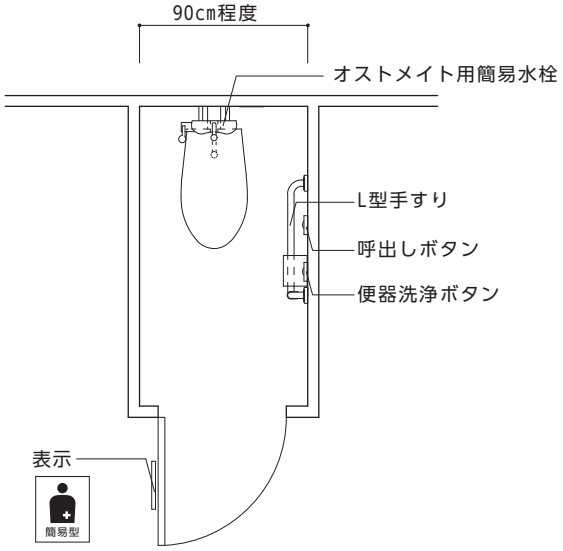
【写真8.1】背もたれ



【図8.15】便房内の身づくろい用鏡の高さの例



【図8.16】オストメイト用簡易水栓を設けた例



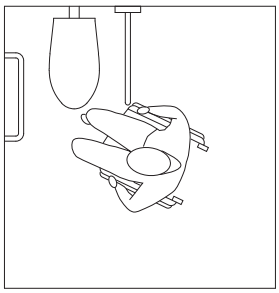


《 参 考 図 》

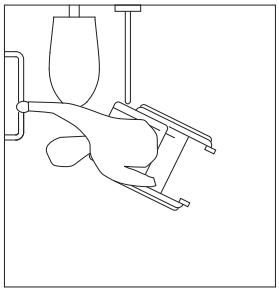
【図8.17】車椅子による便器へのアプローチの例

■便器へ斜めからアプローチする例
（腕の力だけで身体を支えることができる人の場合の一例）

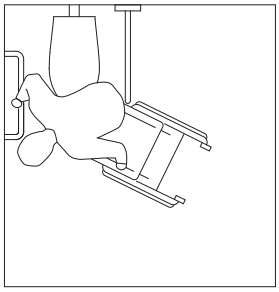
1
車椅子を便器に近づけブレーキをロックする。



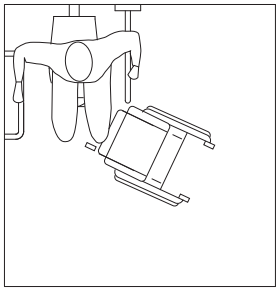
2
右手で手すりの横位置を、左手で車椅子の左側のアームサポートを握ってプッシュアップ。



3
身体を回しながら便器に移乗する。

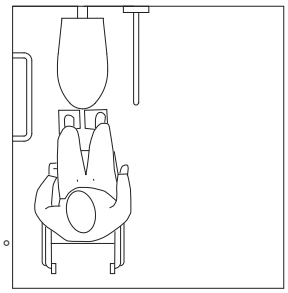


4
左右の手すりを握って座位バランスをとる。

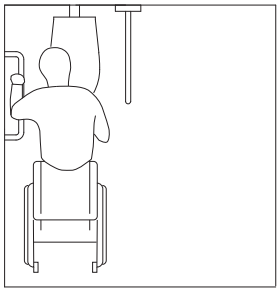


■便器へ正面からアプローチする例
（多少、足に体重をかけることができる人の場合の一例）

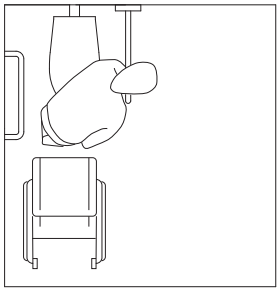
1
左手と右足を使いながら便器にアプローチし、ブレーキをロックする。左手で右足をフットサポートからおろし、フットサポートを上げる。



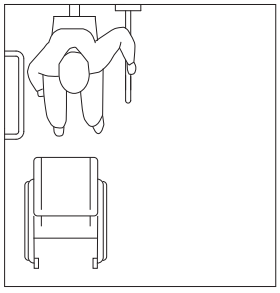
2
左手でＬ型手すりの縦位置を持って立ち上がり、Ｌ型手すりの横位置に持ち替える。



3
左足を軸に身体を回しながら反対側の手すりに持ち替える。



4
左手で手すりを持ったまま便器に座る。右手で手すりを持って座位バランスをとる。



⑨浴室又はシャワー室

【基本的考え方】

浴室又はシャワー室は下肢の不自由な障害者が利用できることを最低条件とし、車椅子が横付けできるスペースや、できれば介助者用のスペースを確保するとよい。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
[2] [1]の浴室等のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。	[2] 同左
(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	(1) 同左
(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	(2) 同左
(3) 出入口は、次に掲げるものであること。	(3) 同左
[ｱ] 幅は、85cm 以上とすること。	[ｱ] 同左
[ｲ] 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	[ｲ] 同左

■整備基準の解説

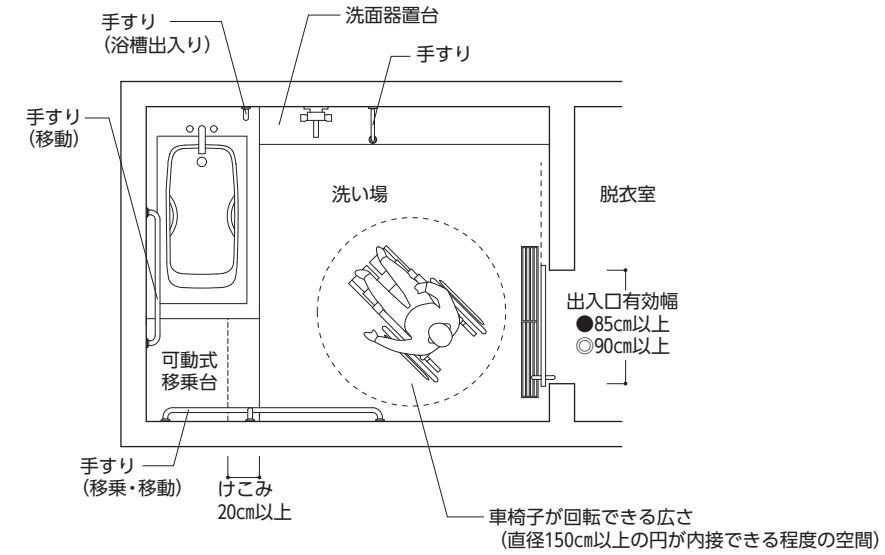
床面	● 浴槽内や浴室等の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗い場は滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。 ● 水仕舞との関係を工夫し、出入口から浴槽又はシャワーブースまでの床面には、車椅子使用者の通行の支障となる段差を設けない。	→2cm 以下の段差は許容
(1)設備	● 「浴槽、シャワー、手すり等」とは、具体的には、浴槽、シャワー、手すりのほかに、水栓金具、非常用の呼出しボタン、車椅子から移乗できる移乗台などが挙げられる。 ● 浴室又はシャワー室は、高齢者や障害者等にとって転倒等の危険性の高い場所であり、障害の種類、程度、介助者の有無等を考慮して、浴室又はシャワー室の形状や設備を計画する必要がある。	→【図 9.1】【図 9.2】参照
(浴槽)	● 浴槽のわきに、車椅子から乗り移り、浴槽に移動できるような移乗台を設ける。 ● 移乗台の高さは 40cm から 45cm 程度とし、高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とする。	
(手すり)	● 手すりは、浴槽、洗い場又はシャワーブースの周囲に設ける。 ● 水平・垂直の両タイプとする。特に洗い場と浴槽での移動に際して、立ち上がる動作を補助するための垂直タイプの手すりを設ける。	
(シャワー)	● シャワー、水栓金具は座ったまま届く位置に設ける。 ● シャワーはハンドシャワーとし、シャワーヘッドかけを使いやすい位置に上下 2 箇所設けるか、垂直方向にスライド調整できるものとする。	
(水栓金具)	● 水栓金具は、温水の混合操作を容易にするため、自動温度調節器（サーモスタット）の付いたレバー式など、簡単に操作できるものとする。	
(呼出しボタン)	● 非常用の呼出しボタンを設ける場合は、洗場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつける。	
(2)スペース	● 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、車椅子が回転できる広さ（直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間）を確保する（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。）。	
(3)出入口 (有効幅)	● 出入口の有効幅は 85cm 以上とする。	
(戸)	● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式開き戸は、突然に開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● 車椅子使用者が円滑に浴室等に入れるように、戸の前後に段差を設けない。	→【図 9.3】参照

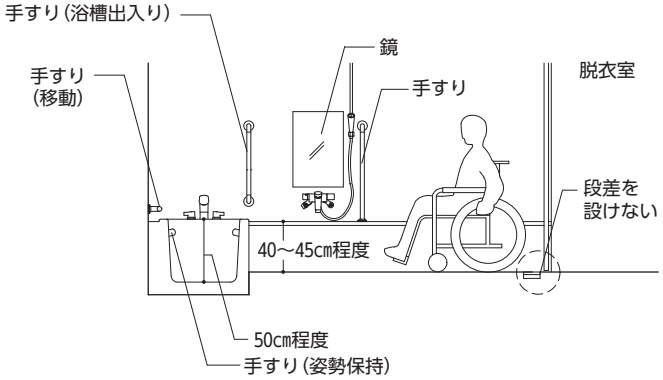
■望ましい整備

	◎　全ての浴室等を基準に適合させる。	
出入口	◎　出入口の有効幅は 90cm 以上とする。 ◎　出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm 角以上の水平なスペースを設ける。	
シャワー、手すり等	◎　必要に応じ、手すりを連続させる。 ◎　片麻痺等の利用を考慮して両側に設置する。	
スペース	◎　車椅子で浴槽に接近できるスペースを確保する。 ◎　浴槽のまわりには三方向から介助できるスペースをとる。	
段差	◎　水仕舞との関係を工夫し、出入口から、浴槽又はシャワーブースまでの床面には段差を設けない。	
浴室	◎　浴槽は和洋折衷のものとし、深さは 50cm 程度とする。 ◎　個室用の浴槽には、浴槽の縁の 1 箇所に、車椅子から移乗できる広縁を設ける。広縁の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は 45cm 以上とする。	
シャワー室	◎　障害者の利用が多い施設ではシャワー用の車椅子を用意する。 ◎　扉等にガラスを使用する場合、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。	
その他の注意事項	◎　床及び壁の仕上げは、転倒や衝突をした場合を考慮し、体を傷つけない仕上げとする。 ◎　視覚障害者が利用しやすいように、水栓の冷温水の区分や、使用方法は、点字による表示や浮き彫り文字にするとともに、音声による案内を併用する。 ◎　シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設ける。 ◎　緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。	

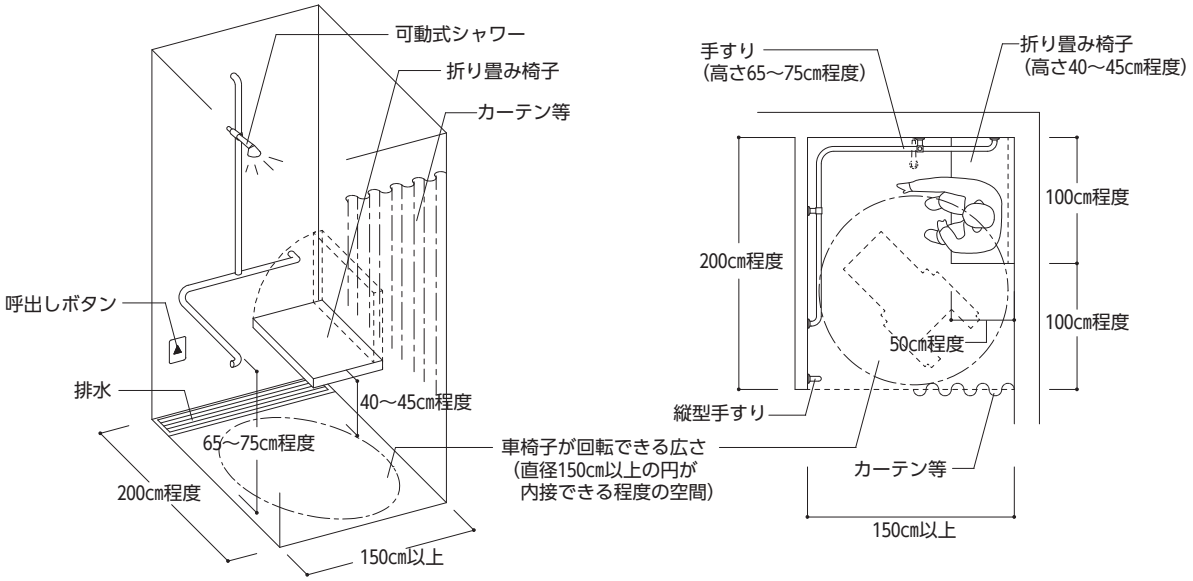
《 参 考 図 》

【図9.1】小規模な浴室の例





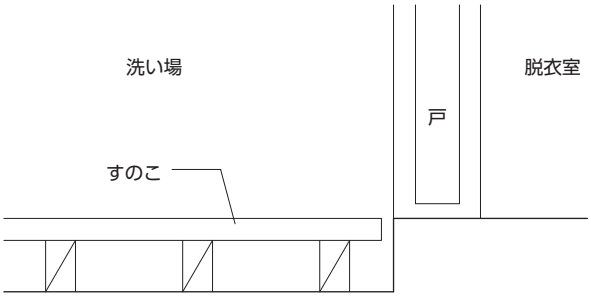
【図9.2】車椅子使用者ブースの例



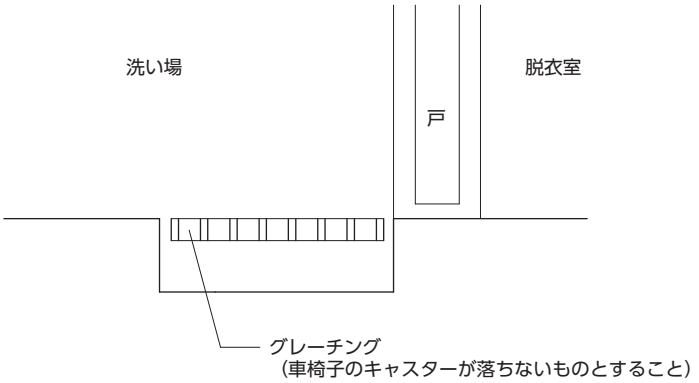
《 参 考 図 》

【図9.3】出入口の段差解消例

■すのこによる場合



■グレーチングによる場合



⑩宿泊施設の客室

【基本的考え方】

宿泊機能を持つ施設においては、車椅子使用者、視覚障害者などに配慮した客室を設けるとともに、それ以外の客室についても段差解消など高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 宿泊施設には、客室の総数が 50 以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に 1/100 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上設けなければならない。	[1] 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を、当該宿泊施設の客室の全客室数が 200 室以下の場合は当該客室数に 1/50 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全客室数が 200 室を超える場合は当該客室数に 1/100 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数以上設けなければならない。
[2] 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	[2] 同左
(1) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。	(1) 便所は、次に掲げるものであること。
―	[ｱ] 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
[ｱ] 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。	[ｲ] 同左
(ｱ) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	(ｱ) 同左
(ｲ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	(ｲ) 同左
[ｲ] 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	[ｳ] 同左
(ｱ) 幅は、80cm 以上とすること。	(ｱ) 同左
(ｲ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(ｲ) 同左
(2) 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。	(2) 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。

－	［ｱ］床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
［ｱ］車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。	［ｲ］同左
(ｱ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	(ｱ) 同左
(ｲ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。	(ｲ) 同左
［ｲ］出入口は、(1)の［ｲ］に掲げるものであること。	［ｳ］出入口は、(1)の［ｳ］に掲げるものであること。
［3］ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。	［3］ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。
(1) 宿泊者特定経路を 1 以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	－
(2) 一般客室（和室部分を除く。(3)及び(4)において同じ。）の出入口の幅は、80㎝ 以上とすること。	(1) 同左
(3) 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、75 ㎝以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。(5)において同じ。）が 15 ㎡未満の場合にあっては、70 ㎝以上）とすること。	(2) 同左
(4) 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次の［ｱ］から［ｳ］までに掲げる場合に応じ、当該［ｱ］から［ｳ］までに定める部分を除く。	(3) 同左
［ｱ］同一客室内において複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分	［ｱ］同左
［ｲ］勾配が、1/12 を超えない傾斜路を併設する場合当該傾斜路が併設された階段又は段の部分	［ｲ］同左
［ｳ］浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分	［ｳ］同左
(5) (3)の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の一以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100 ㎝以上（一般客室の床面積が 15 ㎡未満の場合にあっては、80 ㎝以上）とすること。	(4) 同左

(6) 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性により(1)の規定によることが困難である場合における(1)の規定の適用については、⑴中「宿泊者特定経路」とあるのは「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。	－
(7) 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、⑴及び⑹の規定は適用しない。	－

■整備基準の解説

◆宿泊施設の客室

車椅子使用者用客室の設置数	● 客室の総数が 50 以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室総数の 1%以上設置する。 ○ 車椅子使用者用客室の数は、次のとおりとする。 全室 200 室以下の場合：全数×1/50 室以上とする。 全室 200 室を超える場合：全数×1/100 室＋2 室以上とする。	

◆車椅子使用者用客室

	● 車椅子使用者用客室は利用居室であるため、車椅子使用者用客室までの経路は移動等円滑化経路等として整備する。	→P1-5 参照
客室の出入口	● 車椅子使用者用客室は利用居室であるため、出入口の有効幅は 85cm 以上とする。 ● 出入口の前後に車椅子が直進でき、転回できる空間を設ける。 ○ 全ての客室は利用居室等に該当するため、出入口の有効幅は 85cm 以上とする。	→P1-5 参照
(1)便所床面	○ 床の表面は滑りにくい仕上げとする。	
車椅子使用者用便房	● 車椅子使用者用客室の便所内に、車椅子使用者用便房を設ける。 ● ただし、車椅子使用者用客室のある階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられているもの）が 1 以上（男女別の場合はそれぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。 ○ 車椅子使用者用客室のある階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられているもの）が設けられていても、車椅子使用者用客室の便所内には、車椅子使用者用便房を設ける。	→【図 10.1】【図 10.2】参照
(構造)	● 車椅子使用者用便房は、車椅子が回転できる広さ（直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間）又はそれとほぼ同様の動作が可能な広さを確保する。 ● 「⑧便所」の整備基準の解説「車椅子使用者用便房」の「手すり」「その他の注意事項」を準用する。	
(出入口の有効幅)	● 車椅子使用者用便房、車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。	

(戸)	● 「⑧便所」の整備基準の解説「車椅子使用者用便房」の「戸」を準用する。	
(2)浴室等	● 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は、整備基準に適合させる。 ● ただし、建築物内に「⑨浴室又はシャワー室」に掲げた浴室又はシャワー室が1以上（男女別の場合はそれぞれ1以上）設けられているときは、この限りでない。	
(床面)	○ 浴槽内や浴室の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗い場は滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。	
(構造)	● 浴室等は、車椅子が回転できる広さ（直径150㎝以上の円が内接できる程度の空間）又はそれとほぼ同様の動作が可能な広さを確保する。 ● 「⑨浴室又はシャワー室」の整備基準の解説「(1)設備」を準用する。	
(出入口の有効幅)	● 車椅子使用者用客室に設けられる浴室等の出入口の有効幅は、80㎝以上とする。	
(戸)	● 「⑨浴室又はシャワー室」の整備基準の解説「(3)出入口」の「戸」を準用する。	
その他の注意事項	● 通行の支障となる段差を設けないこと。 ● 車椅子使用者の通路となる部分に、通行の支障となるものを設置しないこと。 ● 毛足の長いじゅうたんなどを使用することは避ける。 ● 車椅子からの移乗のしやすさや横になりたいときにすぐ利用できるなどの観点から、ベッド使用を基本とし、高さは、車椅子の座面の高さ（40～45㎝）程度とする。 ● ベッドの側面には、車椅子使用者の寄り付きに配慮して80㎝以上のスペースを確保する。 ● コンセント、スイッチ、収納棚などは、車椅子使用者の使用に適する高さ及び位置とする。	→【図10.3】参照 →「㉕コンセント・スイッチ」参照

◆一般客室

定義	● 一般客室とは、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（車椅子使用者用客室）以外の各客室である。	
[3]対象となる施設	● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第６項第４号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第２条第３項に規定する簡易宿所営業の施設を除くホテル又は旅館	
(1)宿泊者特定経路	● 道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の一般客室までの経路には、階段又は段を設けない。 ● 宿泊者特定経路上にある傾斜路、エレベーター及び特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、各整備項目の宿泊者特定経路の整備基準に適合させる。 ● 敷地内の通路が地形の特性により宿泊者特定経路として整備できない場合は、当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路を宿泊者特定経路として整備する。 ● 宿泊者特定経路が移動等円滑化経路等と重複する場合は、宿泊者特定経路の基準は適用しない。 ○ 移動等円滑化経路等として整備する。	→「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」参照
(2)客室の出入口	● 高齢者や障害者等が利用できるよう一般客室（和室部分を除く）の出入口の有効幅は 80 ㎝以上とする。	
(3)(5)便所及び浴室等の出入口等	● 客室の床面積が 15 ㎡以上の場合（和室部分等を除く）は、電動車椅子を含む車椅子が直角に曲がって便所及び浴室内に入れるよう、1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の有効幅は 75 ㎝以上、出入口に接する通路の幅は 100 ㎝以上とする。 ● 客室の床面積が 15 ㎡未満の場合（和室部分等を除く）は、高齢者や障害者等の利用に配慮し、1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の有効幅は 70 ㎝以上、出入口に接する通路の幅は 80 ㎝以上とする。	→【図 10.6】参照
	● 客室の床面積が 15 ㎡以上の場合（和室部分等を除く）において、便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室や洗面室等がある場合には、電動車椅子を含む車椅子が円滑に便所及び浴室内を利用できるよう、脱衣室や洗面室等の出入口の 1 以上を有効幅 100 ㎝以上、これに接する通路を幅 100 ㎝以上とする。ただし、直角に曲がることなく便所及び浴室等に到達できる場合は、この限りではない。 ● 客室の床面積が 15 ㎡未満の場合（和室部分等を除く）において、便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室や洗面室等がある場合には、高齢者や障害者等の利用に配慮し、脱衣室や洗面室等の出入口の 1 以上を有効幅 80 ㎝以上、これに接する通路を幅 80 ㎝以上とする。ただし、直角に曲がることなく便所及び浴室等に到達できる場合は、この限りではない。	→【図 10.7】参照
段差	● 客室内に階段又は段を設けない。ただし、同一客室内において複数の階がある場合、勾配 1/12 を超えず幅 70㎝ 以上の傾斜路を併設する場合又は浴室の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合は、この限りでない。	

■望ましい整備

◆車椅子使用者用客室

客室の出入口（有効幅）	◎　客室出入口の有効幅は、90㎝ 以上とする。 ◎　客室出入口の前後には、戸の開閉が容易にできるようなスペースを確保する。	
（戸）	◎　ドアスコープは、一般客室と同じ高さのほかに、床面から 100～120㎝ 程度の車椅子使用者が見やすい高さに設ける。または、ドアの外部を確認するモニターを設けるよう配慮する。 ◎　客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅 45㎝程度以上の接近スペースを設ける。	
ベッド周辺	◎　ベッド廻り、入口廻りには、車椅子で移動・回転できる空間（直径 150㎝ 以上）を確保する。（下部において車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていればその部分も算入可） ◎　介助者を考慮してベッドは 2 以上設置する。 ◎　ベッドの下は、車椅子のフットサポートが入るようにする。 ◎　ヘッドボードについては、高さはマットレス上面より 30 ㎝以上とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。 ◎　ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より 10㎝ 程度高くする。	
構造（家具及び仕上げ）	◎　ベッド脇のテーブルには、車椅子のフットサポート等の先端がぶつからないスペースを設ける。それ以外のテーブルには、車椅子使用者の膝下部分がぶつからないスペースを設ける。	
（窓及びガラス戸）	◎　ベランダに通じる出入口がある場合は、車椅子使用者等が利用できるよう、幅（85㎝ 以上）や段差等について配慮する。 ◎　窓やカーテン等は、車椅子使用者も開閉できるよう床面から 110㎝ 程度の高さで操作できるようにする。	
（便所）	◎　車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅 80 ㎝以上×奥行き 120 ㎝以上のスペースを設ける。	
既存客室の改善・改修	◎　客室内に車椅子の回転スペース等を確保したり、車椅子使用者用便房・浴室を設置するためには、一定の客室の広さが必要であるが、1 室では客室面積が不足する場合には、例えば 2 つの客室の間仕切り壁を撤去して 1 室とし、室の間取りを変更する。 ◎　既存客室より便所・浴室の床が高い等の場合には、改善・改修によって車椅子使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとあわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設ける。	
その他の注意事項	◎　車椅子使用者用客室を設ける場合は、エレベーターからできるだけ近い位置に設ける。	

◆一般客室

空間の確保	◎　客室内には、車椅子で移動・回転できる空間（直径 150 ㎝以上）を確保する。（下部において車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も算入可） ◎　ベッドの側面には、車椅子使用者の寄付きに配慮して 80㎝ 以上のスペースを確保する。 ◎　便所及び浴室等の出入口の有効幅は 80 ㎝以上とする。	
便所	◎　車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅 80 ㎝以上×奥行き 120 ㎝以上のスペースを設ける。	
浴室等	◎　全ての部屋をバスタブ付きの浴室とするのではなく、シャワー室の客室も整備し、多様なニーズに応えられるようにすることが望ましい。	

◆その他の注意事項

客室の出入口（表示）	◎　全ての客室を車椅子使用者用客室の基準に適合させる。 ◎　客室出入口の戸には、高齢者・障害者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障害者への対応として、点字と浮き彫り文字による表示を併用する。 ◎　客室出入口には、取っ手側の壁面又は出入口の戸の高さ 140㎝ 程度の位置に室名（部屋番号等）を点字で表示する。 ◎　客室出入口左右の手すりの一定の位置に、室名（部屋番号等）の墨字と点字を表示する。	→【図 10.10】参照
（戸）	◎　ドアの内側には、大きな文字で色にコントラストを付けた、避難情報及び避難経路の表示サインを低い位置に掲示する。また、漢字以外にひらがなや外国語を併記するとともに、図記号を使用するなど、高齢者や障害者等に分かりやすく表示する。 ◎　ドアにはレバータイプやプッシュプルハンドル等の操作しやすいハンドルを取り付ける。 ◎　戸の開閉動作は、開き戸より引き戸の方が開閉しやすいことにも配慮する。その際は車椅子使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けないこと。 ◎　ドアクローザーは、軽い力で動きを停止でき、開閉速度が調整できるものとする。 ◎　視覚障害者等に配慮し、客室の鍵は、分かりやすく操作しやすいものとする。	
ベッド周辺	◎　客室内にテレビを設置する場合には、字幕放送の表示が可能なものとする。 ◎　照明、緊急通報ボタン及び電話機は、ベッドの上からでも操作できるものとする。 ◎　非常灯は、枕元から手の届く位置に設置する。	
構造（スイッチ及び操作パネル類）	◎　スタンド・ランプのスイッチは分かりやすい場所に設け、誰でも操作しやすい構造のものとする。また、スイッチ類を遠隔操作できるリモコンを設置する。	
改善・改修の工夫	◎　一般客室の改善・改修に当たっては、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるように環境を整えることが重要である。また、改善・改修での対応が著しく困	

	難な場合には、備品の貸出や人的対応などソフト面での対応の充実を図ることも重要となる。 ◎　限られた空間で必要なスペースを確保できるよう、室の間取りの変更等に加え、家具の配置を変える。 ◎　便房・浴室等の出入口の段差解消や必要なスペースを確保するためには、ユニットバスの交換や戸の形式を引き戸や外開き戸とする等の方法も検討する。	

◆ソフト面の工夫

	◎　視覚に障害のある人が客室を１人で使用する場合は、スタッフが客室内の家具の位置や館内における施設の位置情報、緊急時の避難方法を案内時に説明する。 ◎　客室内の聴覚障害者への連絡を円滑に行えるよう、点滅や振動等によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）や通信機器等の貸し出し、携帯電話等のメールによる各種情報の配信等を行う。 ◎　補助犬ユーザーがホテルを利用する場合、補助犬の種類を確認した上で、排泄場所、受け入れの方法等を宿泊者に説明する。 ◎　車椅子使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、緊急時・災害時等の情報伝達や誘導、救助等を速やかに行える位置の客室に案内する。また、障害者等が宿泊する客室の位置について、スタッフが十分に把握する。 ◎　シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設ける。 ◎　障害者等が車椅子使用者用客室等を円滑に利用できるよう、次の情報についてホームページ等により事前の情報提供を行う。 ・　車椅子使用者用客室等の有無及び客室の概要 ・　備品等の貸出の有無 ・　出入口（客室、浴室、便所）の幅や客室内の通路等の寸法 ・　客室内の設備、備品の配置や大きさ等が分かる平面図及び写真 ・　客室や施設全体のバリアフリー状況等の情報 ・　室内の設備の使用方法 ・　スタッフによる対応の内容及び受付方法 ・　最寄駅等からのバリアフリー経路情報	→「㉖緊急時の設備・施設」参照

車椅子使用者用客室（利用者櫛津のため移動等円滑化経路として整備する）　－一般基準－

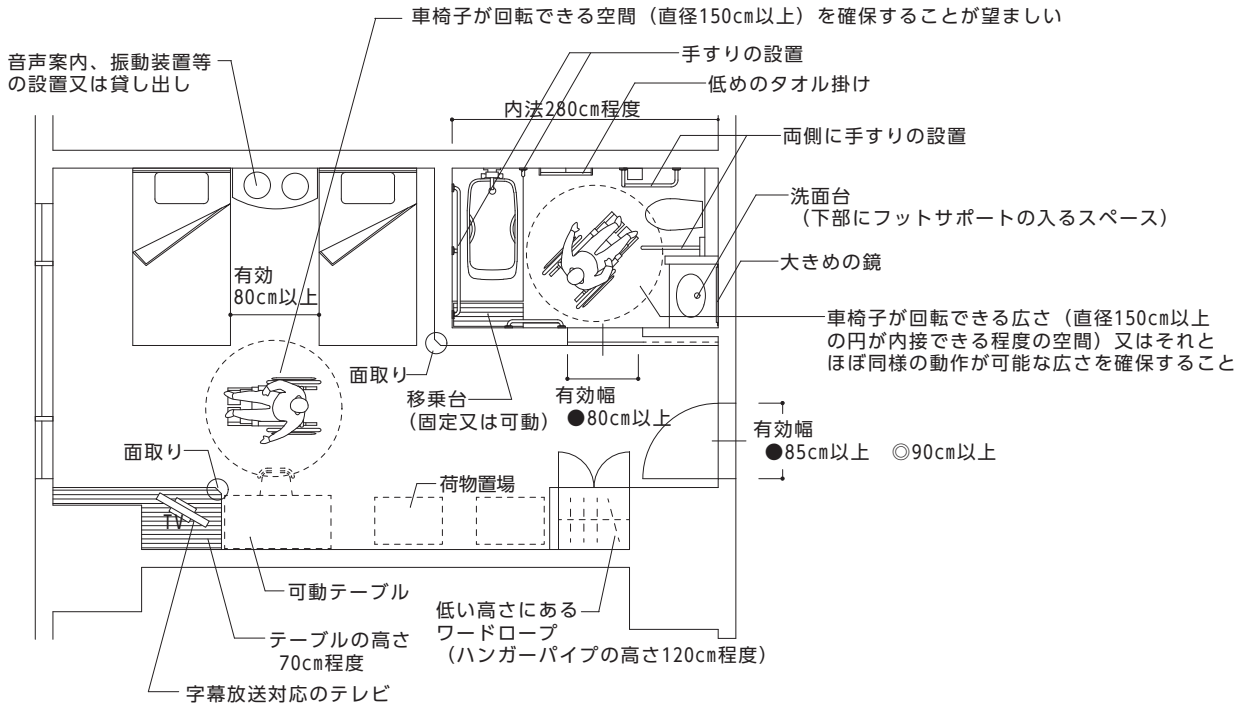
		遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
一般基準	出入口の幅	85ｃｍ以上	85ｃｍ以上	90ｃｍ以上	②出入口 ⑩宿泊施設の客室
	便所・ 浴室シャワー室等 の出入口の幅	80ｃｍ以上	80ｃｍ以上	－	⑩宿泊施設の客室

車椅子使用者用客室以外の一般客室　－一般基準－

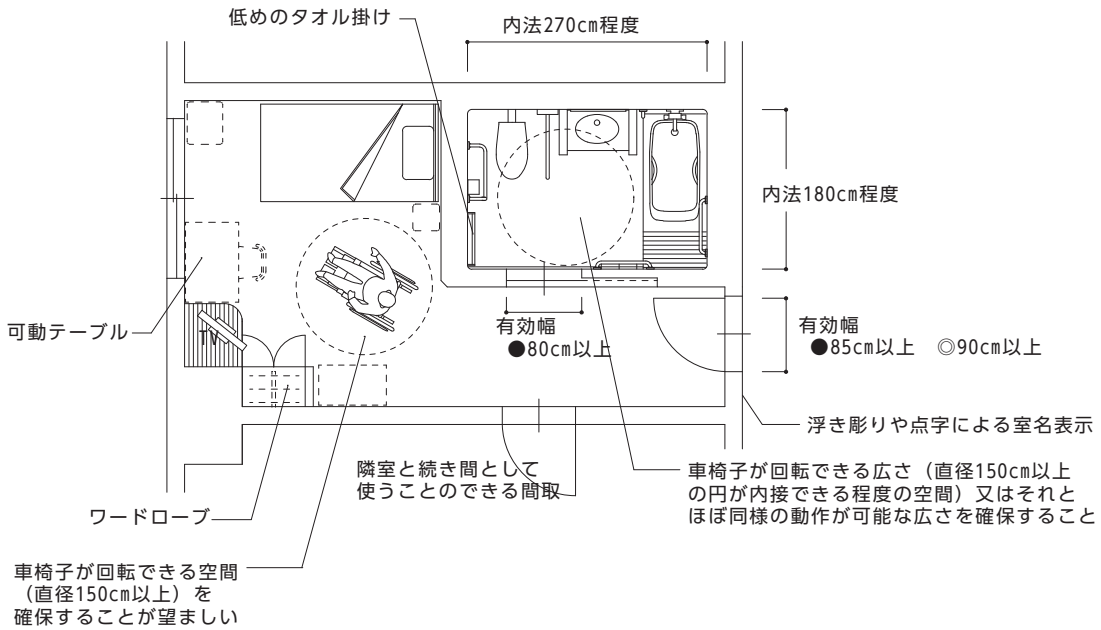
		遵守基準	努力基準	望ましい整備	整備項目
段差		客室内に階段又は段を設けない。	客室内に階段又は段を設けない。	－	⑩宿泊施設の客室
１以上の便所及び浴室等の出入口の幅	客室面積15㎡未満	70㎝以上	70㎝以上	80㎝以上	⑩宿泊施設の客室
	客室面積15㎡以上	75㎝以上	75㎝以上		
１以上の便所及び浴室等前の通路幅	客室面積15㎡未満	80㎝以上	80㎝以上	－	⑩宿泊施設の客室
	客室面積15㎡以上	100㎝以上	100㎝以上		
客室の出入口幅		80㎝以上	80㎝以上	90㎝以上	⑩宿泊施設の客室

《 参 考 図 》

【図10.1】車椅子使用者用客室（ツインルーム）の例

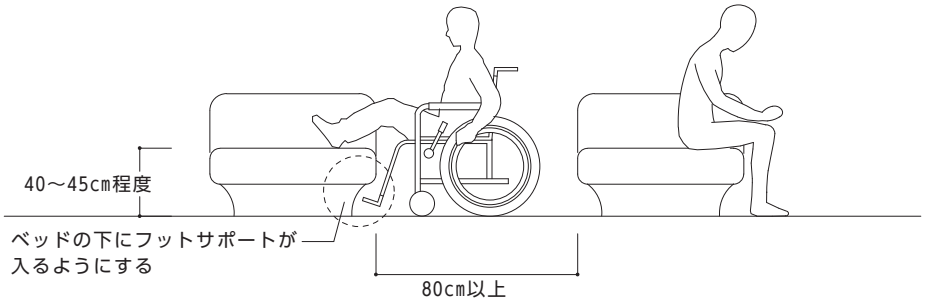


【図10.2】車椅子使用者用客室（シングルルーム）の例



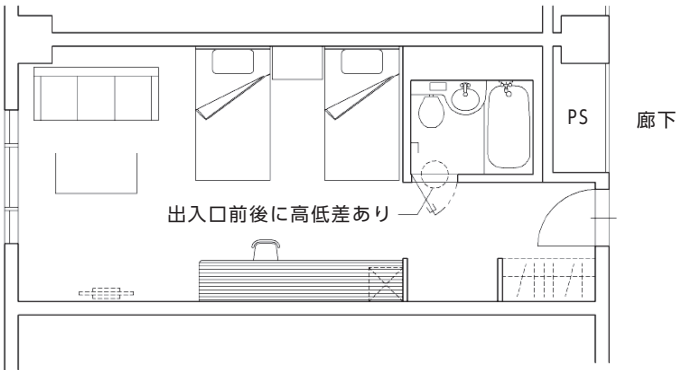
《 参 考 図 》

【図10.3】ベッドの高さ

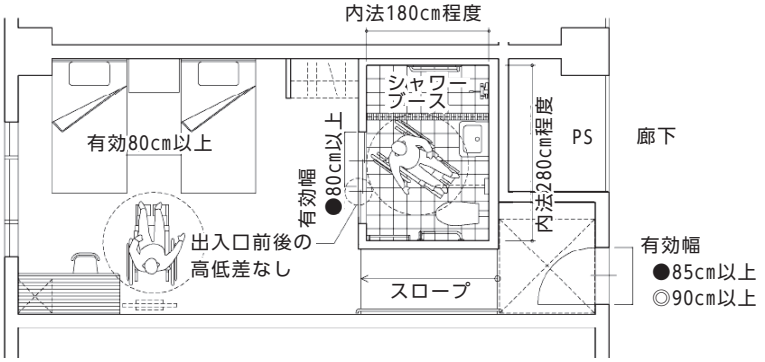


【図10.4】一般客室１室を車椅子使用者用客室１室に改善する例

■改善前



■改善後

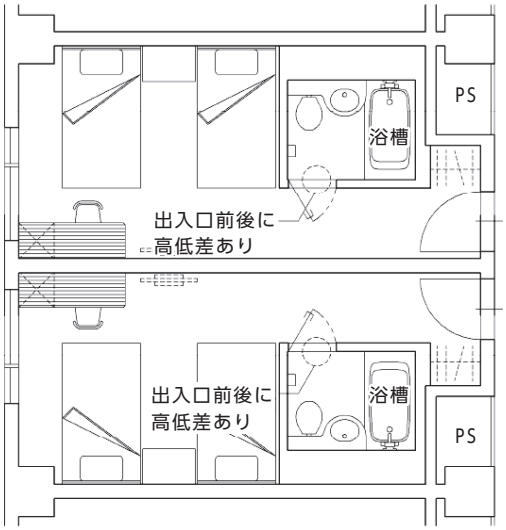


出典：高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省　平成29年3月）

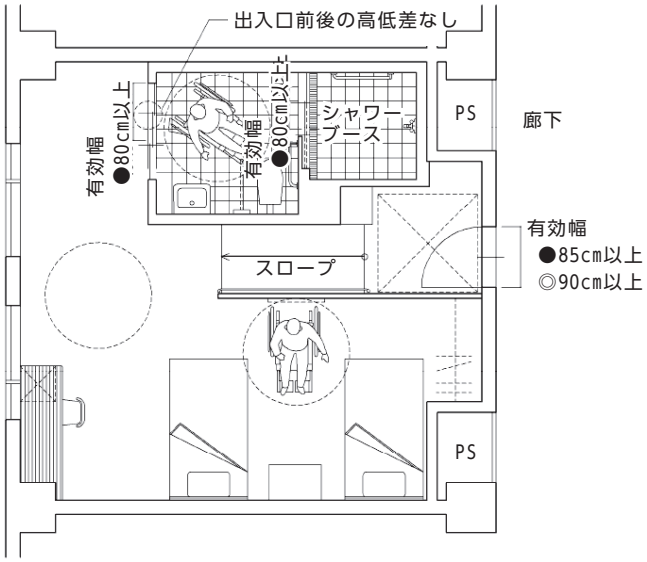
《 参 考 図 》

【図10.5】一般客室２室を車椅子使用者用客室１室に改善する例

■改善前

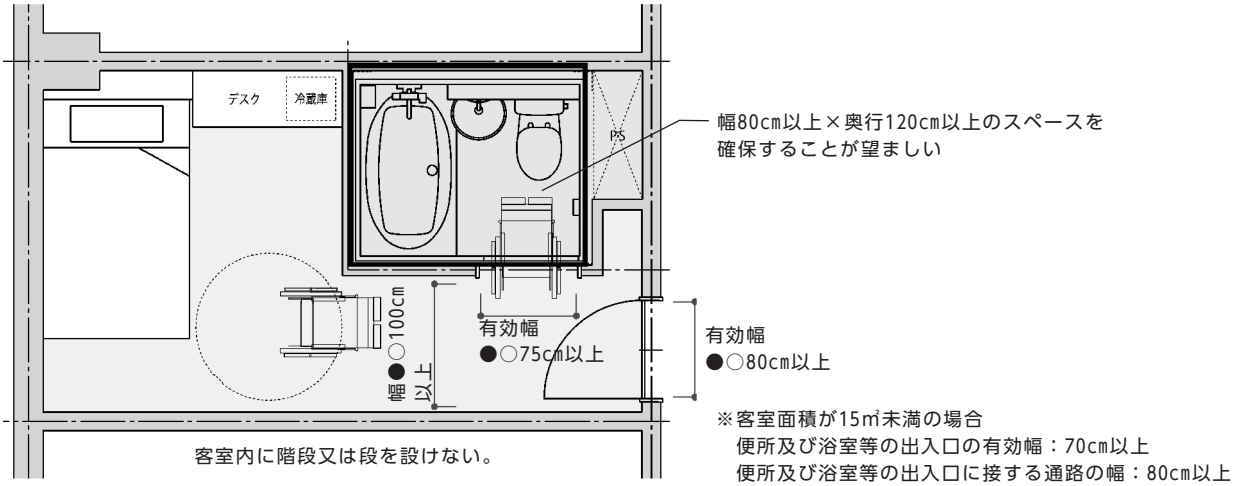


■改善後



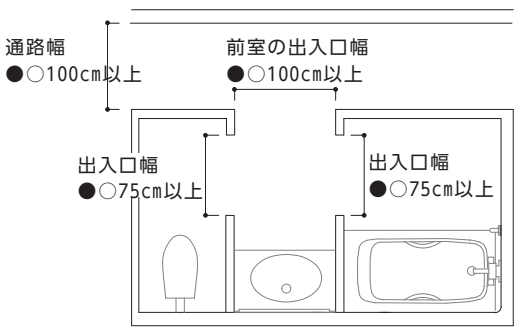
出典：高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省　平成29年3月）

【図10.6】一般客室の例（客室面積15㎡）

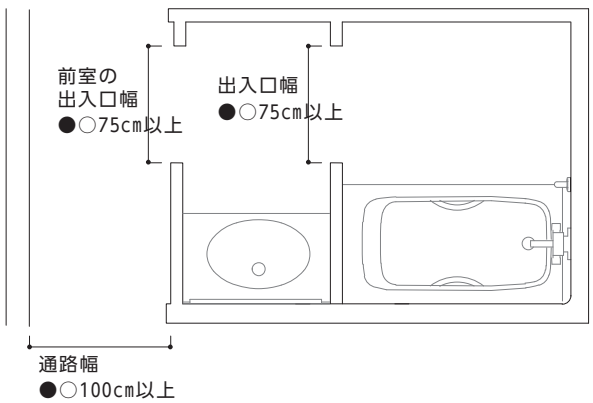


【図10.7】一般客室の便所及び浴室等の出入口、通路の例

■客室面積15㎡以上



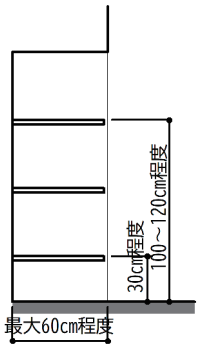
■客室面積15㎡以上（直角に曲がることなく
便所及び浴室等に到達できる場合）



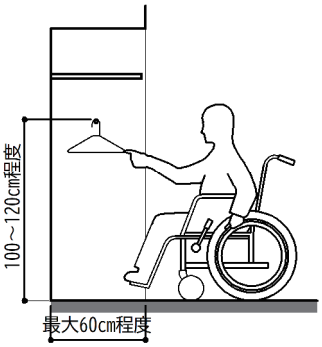
《 参 考 図 》

【図10.8】収納の例

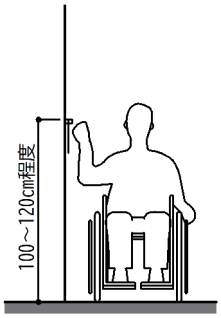
■棚



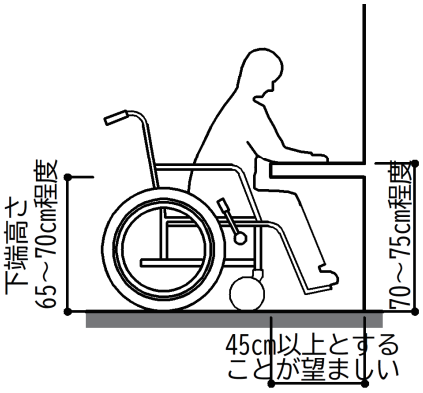
■ハンガーパイプ



■フック（壁掛け）



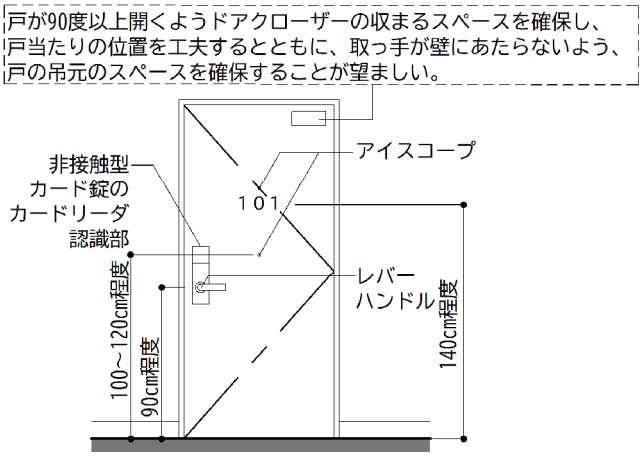
【図10.9】カウンターの例



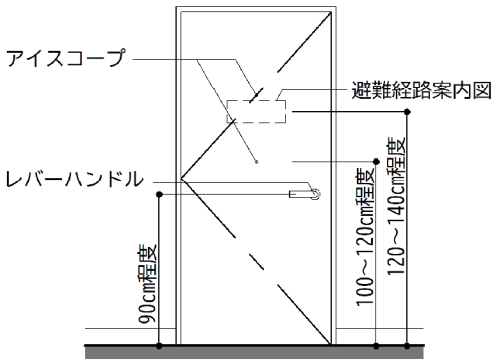
《 参 考 図 》

【図10.10】客室出入口の開き戸の例

■廊下側の例

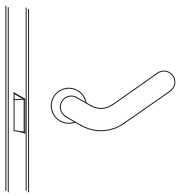


■客室側の例

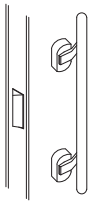


【図10.11】ハンドルの例

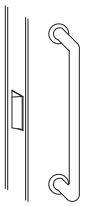
■レバーハンドル ○



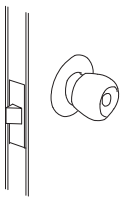
■プッシュプルハンドル ○



■棒状 ○



■握り玉 ✕



⑪観覧席・客席

【基本的考え方】

出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に車椅子使用者が利用できるスペース及び高齢者、障害者等用の設備を配慮したスペースを設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。
[1] 当該観覧席又は客席の各階には、(1)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を(3)に掲げる位置に設けなければならない。	[1] 同左
(1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。	(1) 同左
[ア] 当該階に設ける座席の数が 266 以下の場合 2	[ア] 同左
[イ] 当該階に設ける座席の数が 266 を超える場合 当該座席の数に 3/400 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	[イ] 同左
(2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
[ア] 幅は、90cm 以上とすること。	[ア] 同左
[イ] 奥行きは、135cm 以上とすること。	[イ] 同左
[ウ] 床は平らとすること。	[ウ] 同左
[エ] 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。	[エ] 同左
[オ] 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ 1 以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。	[オ] 同左
[カ] 2 以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが[オ]の同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。	[カ] 同左
(3) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする	(3) 同左
[ア] 当該階に設ける座席の数が 400 を超える場合 車椅子使用者用部分の間（(2)[オ]及び[カ]の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち 1 以上に縦通路が存するよう分散すること。	[ア] 同左
[イ] 当該階に設ける座席の数が 1,000 を超える場合 [ア]に定めるところによるほか、車椅子使用	[イ] 同左

者用部分の間のうち 1 以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあっては、分散していないものとみなす	
[2] 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。	[2] 同左

■整備基準の解説

[1]設置数	● 車椅子使用者用部分の必要設置数は、以下のとおりとする。 ① 当該階に設ける座席の数が 266 以下の場合 ⇒2 ② 当該階に設ける座席の数が 266 を超える場合 ⇒【当該座席の数】×3／400（端数は切り上げ）	→【解説 11.1】参照
移動等円滑化経路等	● 客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用部分へ至る客席内の通路（車椅子使用者用経路）のうち 1 以上は移動等円滑化経路として整備する。（詳細は移動等円滑化経路の各基準を参照すること） ○ 楽屋は利用居室等に該当するため、楽屋までの経路は移動等円滑化経路等とする。	→【解説 11.2】参照
基準	● 車椅子使用者用部分の床は水平とする。 ● 車椅子使用者用部分は 1 席あたり、幅 90cm、奥行き 135cm 以上とする。 ● 車椅子使用者用部分が他の客席・観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。	
サイトライン	● 前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインに配慮する。 ○ サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。 ○ 車椅子使用者用部分の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。 ○ 建築物の構造等により、車椅子使用者用部分からのサイトラインが確保しにくい場合には、車椅子使用者用部分と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。	
配置	● 同伴者とともに観覧ができるよう、同伴者用のスペースを車椅子使用者用部分に隣接して設ける。 ● 車椅子使用者用部分は、同時に 2 以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして確保する。	
分散	● 当該階の座席の数が 400 を超える場合の水平分散（横）は【解説 11.3】を参照 ● 当該階の座席の数が 1,000 を超える場合の水平分散（縦）は【解説 11.3】を参照 ● 同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものは水平（縦方向）に分散していないものとみなす。	→【解説 11.4】参照
[2]設備	● 聴覚障害者のための集団補聴設備（赤外線送受信装置、FM 送受信装置、ヒアリングループ等）、字幕や文字情報を表示する装置（電子文字標示盤等）、視覚障害者	

	のための音声装置などの、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設け、その旨の表示を行う。	

■望ましい整備

観覧席・客席	◎　車椅子使用者用部分を配置する際には、劇場等の出入口から車椅子使用者用部分までの距離だけではなく、舞台等の見え方・見やすさを含め、一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な客席の選択を可能とすることを踏まえる。 ◎　観覧席、客席は可動式とし、車椅子使用者が利用できるよう配慮する。 ◎　車椅子使用者用部分を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者用の座席又はスペースも設ける。 ◎　より柔軟な対応を可能とするため、火災予防条例等に則り可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者用の客席は固定席ではなく可動椅子とする。 ◎　車椅子を使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、長身や横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席（付加アメニティ座席）を全席数の１％以上設ける。 ◎　通常の車椅子よりも大きなリクライニング式の車椅子等の使用者にも対応するため、奥行き 140 ㎝以上の車椅子使用者用部分も設ける。 ◎　車椅子使用者用部分においては、電動車椅子充電用の電源等の必要性に配慮する。 ◎　乳幼児連れ、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された客席（センサリールーム等）を設ける。 ◎　センサリールーム等には室内照明の調光ができるカームダウンルーム又はカームダウンスペースを設置する。 ◎　通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいようはね上げ式や水平可動式とする。 ◎　座席番号、行、列や案内表示（避難経路や便所位置等）等は、分かりやすく読みやすいように大きさ、デザイン、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。 ◎　避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとする。 ◎　固定位置に設けた車椅子使用者用部分の床面、又は手すり等には、車椅子使用者用部分であることを、座席番号とともに表示する。 ◎　高齢者、障害者等が容易に舞台に上がれるよう、段差のない動線の確保や、昇降機の設置等に配慮する。 ◎　楽屋内部も使えるような配慮を行う。 ◎　壁面に接している通路で段差がある部分については、壁側に手すりを設ける。 ◎　すり鉢式のホール等で壁面がなく、段差がある部分については、できるだけ手すりを設置する。 ◎　一般客席への車椅子使用者の移乗等を想定し、客席や観覧席の近くに車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。	
サイトライン	◎　スポーツやコンサート等のイベント中に観客が立つことが想定される施設の客席では、車椅子使用者用客席の段床高さは、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する。	
設備	◎　手話通訳スポット設備、OHP 用一部暗設備を設ける。 ◎　要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者用作業スペース等を設ける。 ◎　歩行の安全を図るため、客席、観覧席が暗い場合は、通路にフットライト等を設	

	ける。 ◎　上演時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保する。 ◎　会議室等においても、高齢者、障害者等の利用に配慮して移動型のヒアリングループ（磁気ループ）等を使用できるよう、施設に備えておく。 ◎　楽屋・控室等には、非常時の情報や開演、集合時間等の文字情報を表示するディスプレイ等を設ける。	

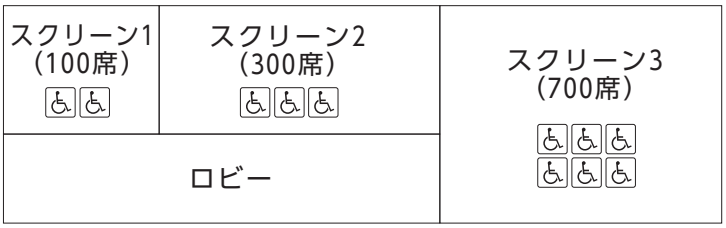
◆ソフト面の工夫

	◎　車椅子使用者等に対応した客席を必要としている人が利用できるよう、当該座席やチケット販売について、施設のホームページで情報提供するとともに、チケット販売の方法についても配慮する。 ◎　既存建築物の改善・改修等において、車椅子使用者用部分からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。 ◎　複数の同伴者がいる場合には、利用状況を考慮の上で、他の車椅子使用者の同伴者スペースも利用できるようにするなど、様々なニーズに対する柔軟な対応を行う。 ◎　集団補聴設備等の障害者、高齢者の利用に配慮した設備を設ける場合には、必要としている人が利用できるよう、設置の有無や利用等について施設のホームページで事前に利用者に情報提供する。	

《 解 説 》

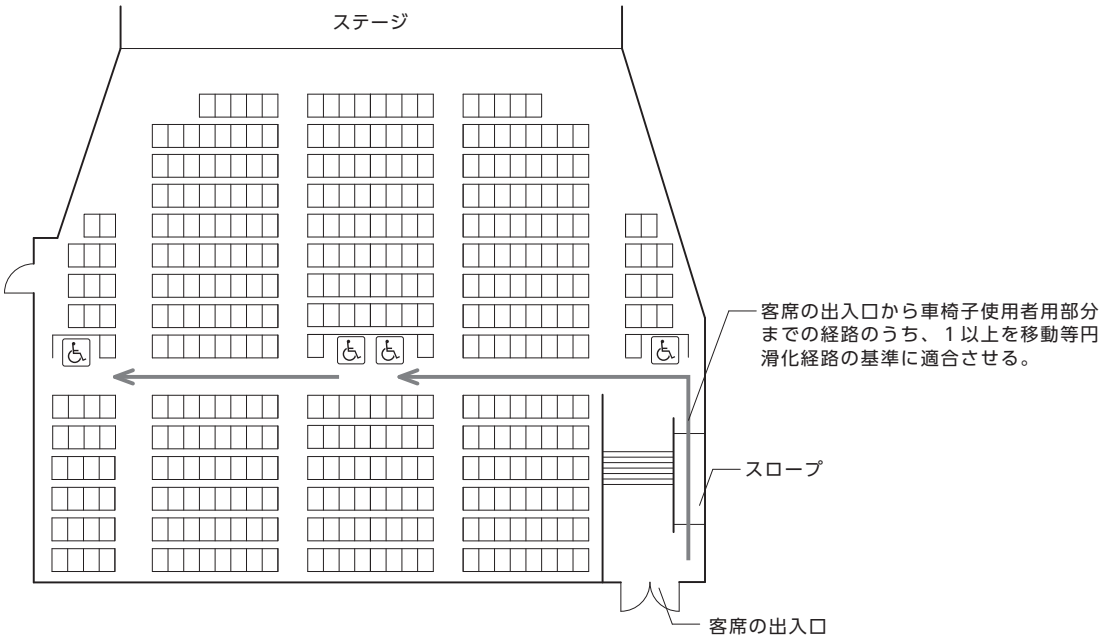
【解説11.1】当該階に複数の劇場等の客席がある場合

各階に複数のスクリーンが設置されているなど、当該階に複数の劇場等の客席がある場合は、それぞれの座席総数を基に車椅子使用者用部分の数を算定するものとする。



《 解 説 》

【解説11.2】車椅子使用者用部分までの経路のイメージ

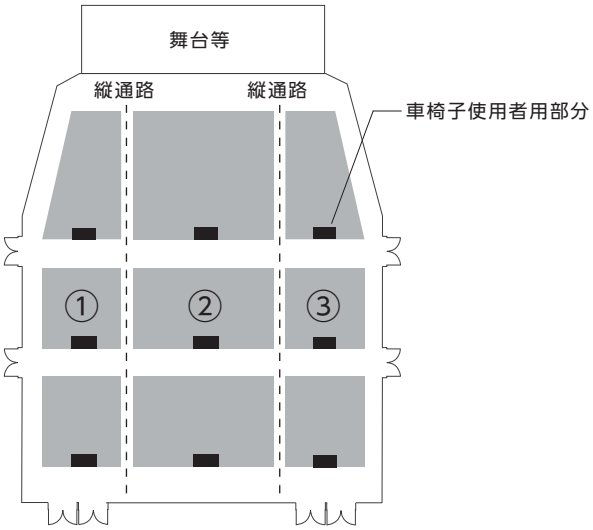


《 解 説 》

【解説11.3】車椅子使用者用部分の配置（水平分散）

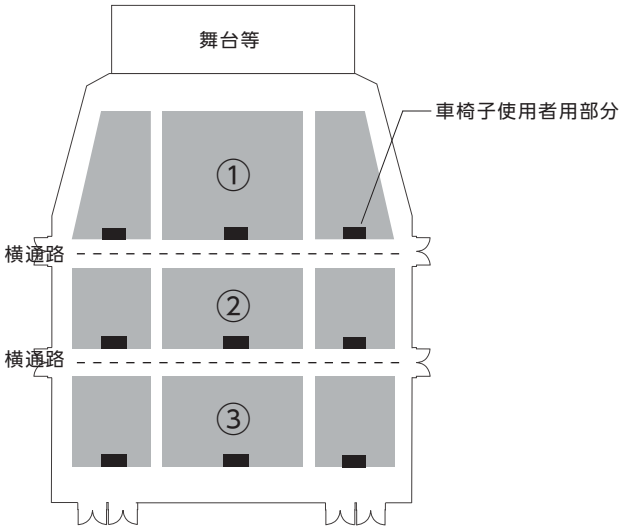
■水平分散：横（座席総数401席以上の階の場合）

客席を「縦通路」で分割し、①～③に対して車椅子使用者用部分を２以上設ける。

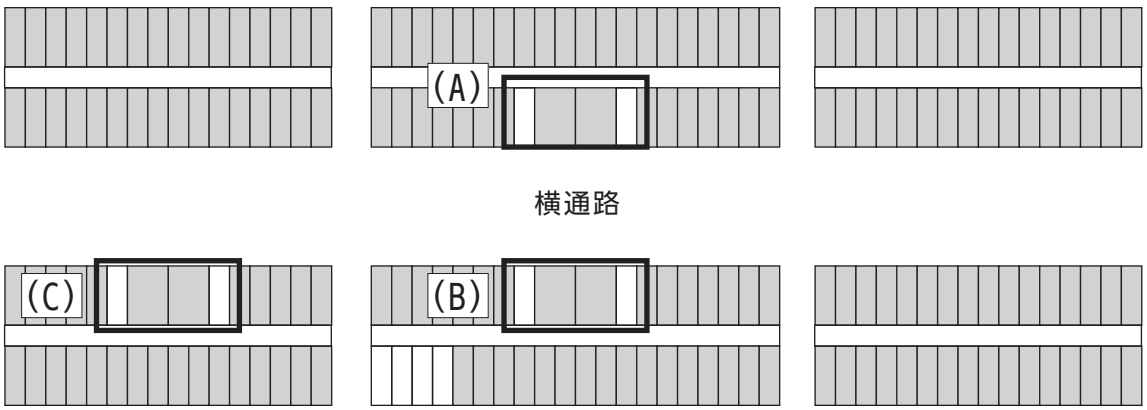


■水平分散：縦（座席総数1,001席以上の階の場合）

客席を「横通路」で分割し、①～③に対して車椅子使用者用部分を２以上設ける。



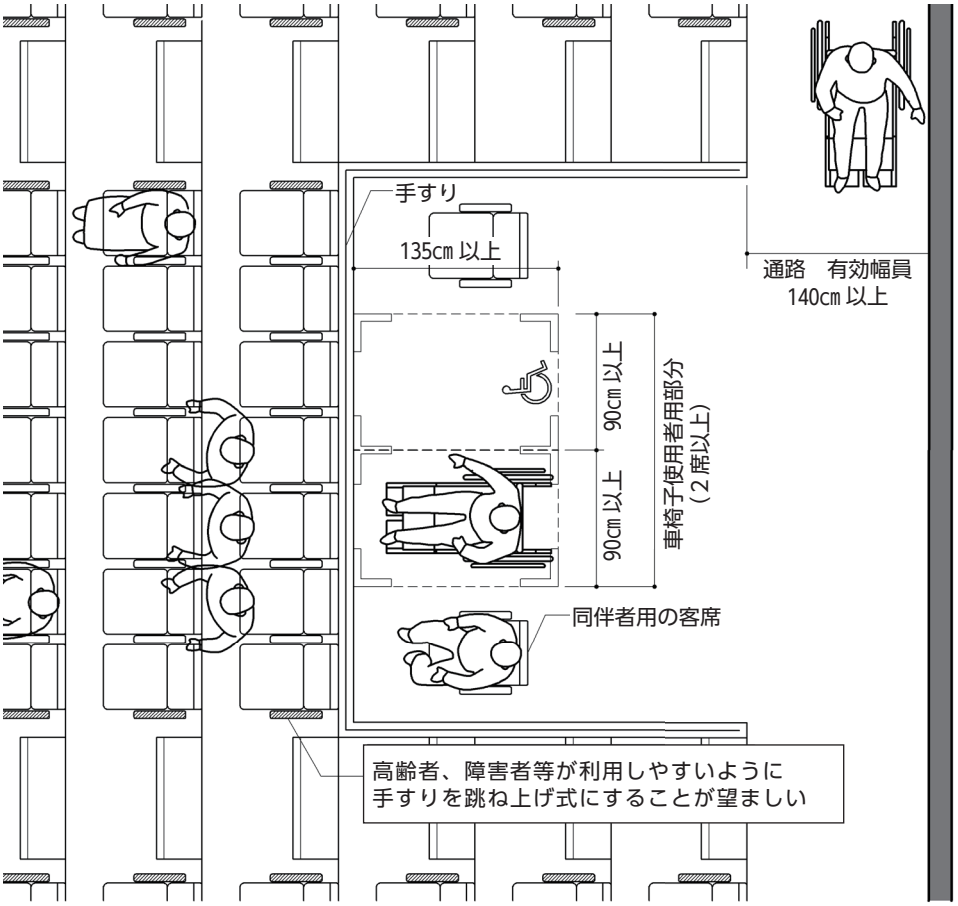
【解説11.4】車椅子使用者用部分の配置（水平（縦方向）の分散の考え方）

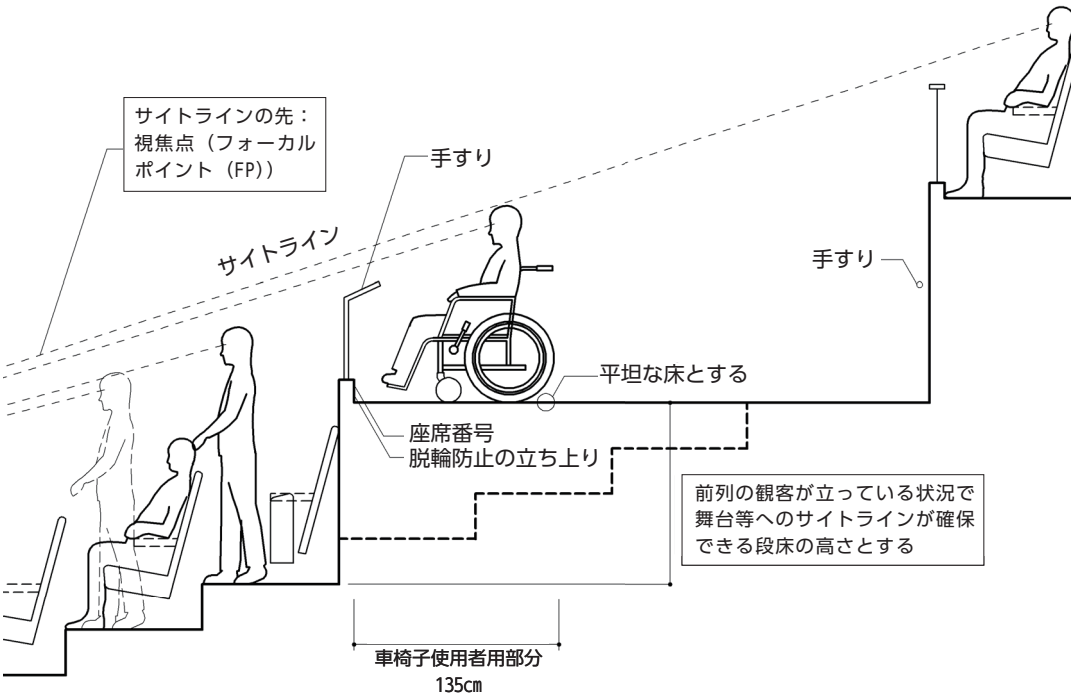


※ＡとＢ、ＡとＣ：間に横通路が存するが、同一の横通路に接するため水平（縦方向）に分散していない。
※ＢとＣ：間に横通路が存しないので、水平（縦方向）に分散していない。

《 参 考 図 》

【図11.1】観覧席・客席の例





《 参 考 図 》

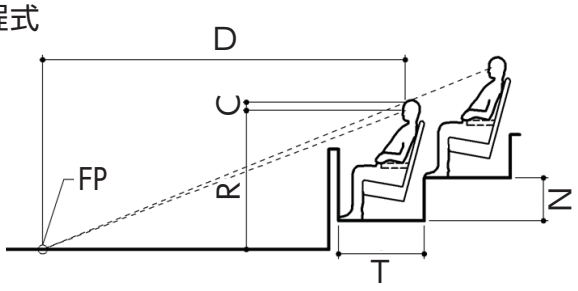
【図11.2】車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例
《C値（Cバリュー）＊を用いたチェック・検証方法》

＊C値（Cバリュー）とは、サイトラインを評価するものであり、観客が視焦点（フォーカルポイント（FP））を視認するときの視線が前列の観客の視点上を通るときの高さの差を示す可変数である。

＊C値（Cバリュー）用いたチェック・検証方法の特徴は、サイトライン確保の状況を定量的に数値化して判断できることである。

（1）C値（Cバリュー）の一般的な方程式

$$C値=\frac{D\ (N+R)}{D+T}-R$$



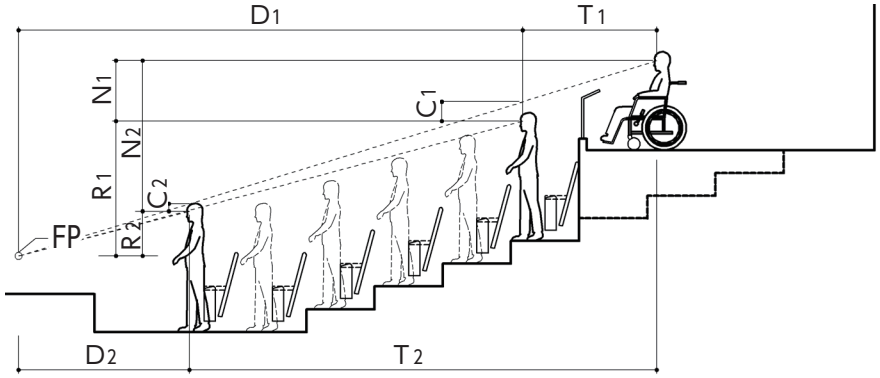
D＝座席の観客からFPまでの水平距離
N＝座席のある列の１段ごとの高さ
R＝座席の観客の目の高さとFTとの間の垂直線上の高さ
T＝座席のある列の奥行き

（2）C値（Cバリュー）の評価の目安

C値	評価
60㎜以上	許容可能な視線
90㎜以上	良好な視線
120㎜以上	理想的な視線

＊ACCESSIBILITY GUIDE OCTOBER 2020（IPC）（パラリンピック開催のガイドライン）には、「すべての新しいスタジアムやスタンドでは、C値90㎜以上で許容可能な観戦基準が得られる。」と記載されている。

（3）C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証のイメージ

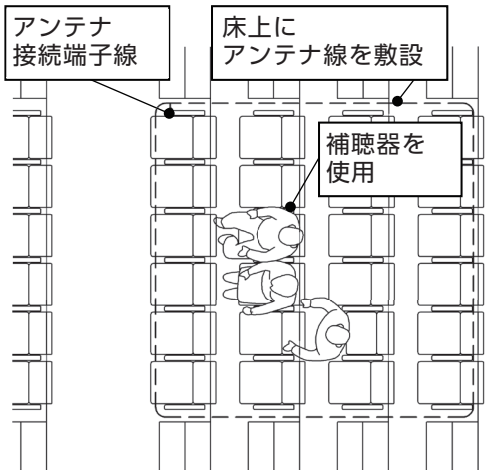


C1：直近の座席に対する車椅子使用者用客席のC値
C2：最前列の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

＊その他のチェック・検証方法については、「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した設計標準（国土交通省　令和７年５月）」を参照

《 参 考 図 》

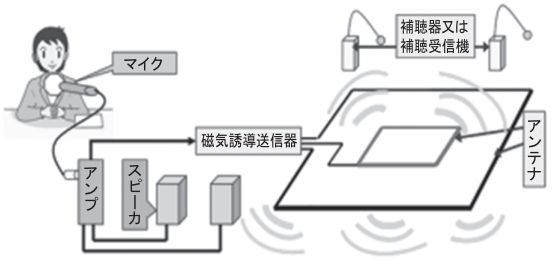
【図11.3】ヒアリングループ（磁気ループ）の設置例



ヒアリングループ（磁気ループ）

聴覚障害者や聴力の弱い高齢者などで補聴器を使用している方が、広い空間や騒音の多い場所において、音声を正確に聞き取るために聴力を補うための集団補聴設備の一種。ヒアリングループは、客席の床面等に、音声データから変換された磁気を発生させるワイヤーをループ状に敷設し、ワイヤーから発生された磁気を、ループの内側にある補聴器で受信して音声信号に変えることで、目的の音声を届けることができる設備。

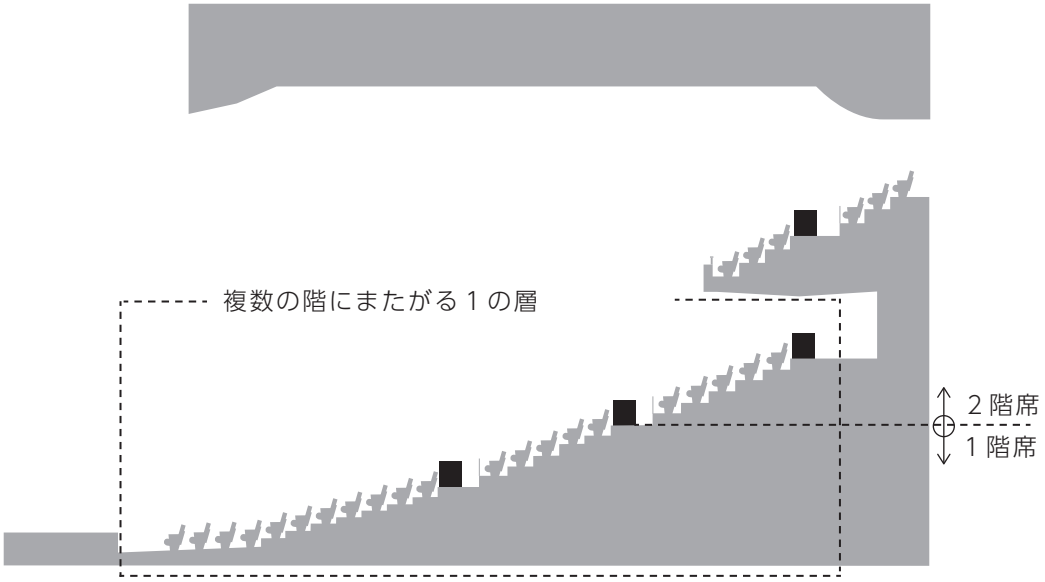
建物施工時に、ワイヤーを床下や天井に埋設・固定する「常設型」と、持ち運び可能な磁気発生アンプと巻き取り式のワイヤーを用いて必要な場所にループを設置できる「移動型」がある。なお、ヒアリングループ内で音声を聞き取るためには、補聴器をＴモードにすることが必要。



《 参 考 図 》

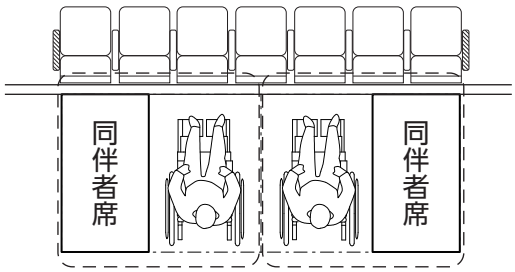
【図11.4】劇場等の客席

■車椅子使用者用部分の配置



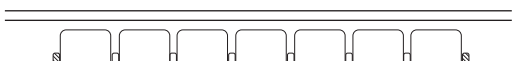
※劇場等の客席が複数の「層」に分かれていて、当該「１の層」が建築物の複数の階にまたがっている場合は、当該「１の層」を「客席の各階」の「階」と考えるものとする。

■同伴者席



同伴者の座席を車椅子使用者用部分に隣接して設ける

通路（移動等円滑化経路）



《 参 考 図 》

【写真11.1】乳幼児や子供等の利用に配慮して設けられた、親子鑑賞席（区画された客席）の例



提供：刈谷市総合文化センター

【写真11.2】感覚過敏により大きな音に敏感な人が、家族等とともに観戦することができるセンサリールームの例



提供：エディオンピースウイング広島

・歓声や場内放送の音量が室外に比べて小さくなるよう、ピッチ側には二重ガラスを採用
・室内照明の調光ができるカームダウンルームを併設
・センサリールームから室外に設けられた客席に出ることも可能

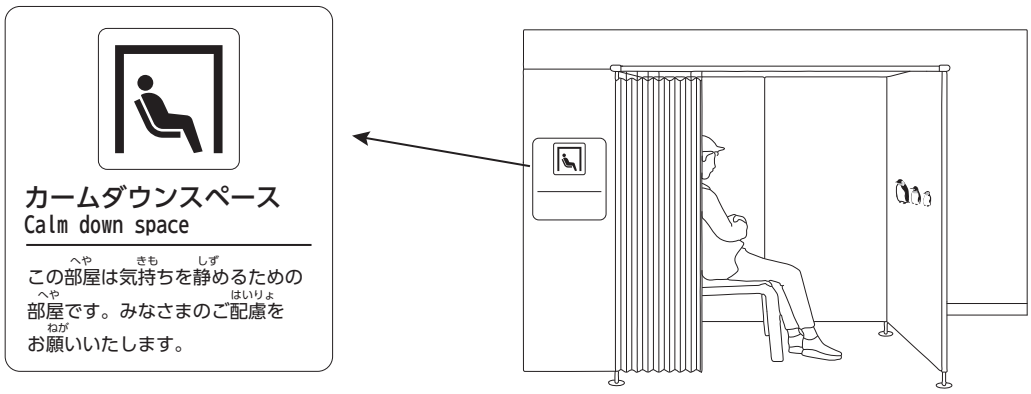
■カームダウンスペース（Calm down space）

簡易的に作られたスペースは、「カームダウンスペース（Calm down space）」として、必要な方が使うための場所であることをわかりやすく表示する。また、説明文として「この場所は、気持ちを静めるためのスペースです。みなさまのご配慮をお願いいたします。」などの補助表示（ルビ付きが望ましい）をするとよい。

・ポイント

1.パーティション（間仕切り）などを活用し、部屋の中を部分的に仕切った場合、防犯上の理由から足下が見えるカーテンやロールスクリーンで仕切るようにする(設置場所の要件によって変わる)。
2.照明は、気分が落ち着くように少し暗めの間接照明が望ましい。
3.スペースの外側に案内サイン「カームダウンルーム（Calm down space）」を設置する。
4.一点に集中し気分を落ち着かせるために、動物などのイラストやキャラクター、数字などの「アイキャッチャー」を設置することも効果的
5.スペースは既存のものを活用するなどの工夫でも対応できる。

・ピクトグラムの表示例



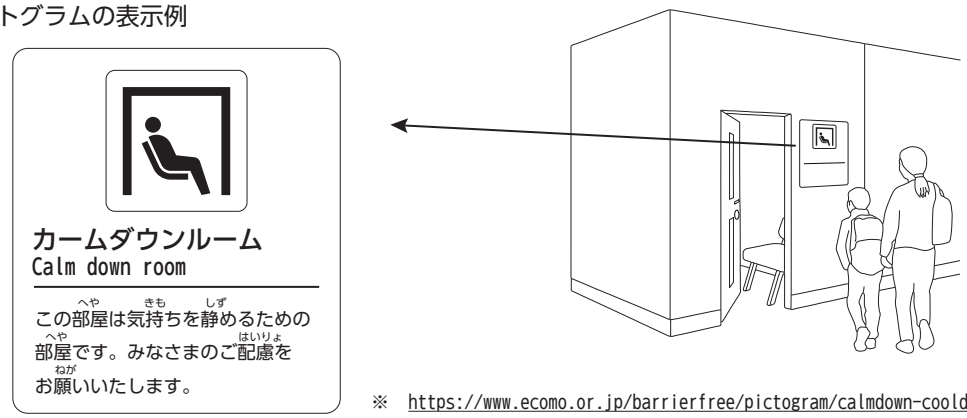
■カームダウンルーム（Calm down room）

独立した部屋の場合は、「カームダウンルーム（Calm down room）」として、必要な方の利用が優先できるようにすることが望ましい。また、説明文として「この部屋は、気持ちを静めるための部屋です。みなさまのご配慮をお願いいたします。」などの補助表示（ルビ付きが望ましい）をするとよい。

・ポイント

1.部屋は空調を備えた個室とし、中から施錠できる方が望ましい。
2.照明は、気分が落ち着くように少し暗めの間接照明とし、照明(調光や色調)をコントロールできることが望ましい。
3.部屋の入口には案内サイン「カームダウンルーム（Calm down room）」を設置する。
4.一点に集中し気分を落ち着かせるために、動物などのイラストやキャラクター、数字などの「アイキャッチャー」を設置することも効果的
5.部屋は既存のものを活用するなどの工夫でも対応できる。

・ピクトグラムの表示例



※ https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/calmdown-cooldown/を参考に作成

⑫敷地内の通路

【基本的考え方】

建築物自体には細かい配慮がなされていても、その建築物にアプローチできなければ全く利用できないことになる。このような道路から通路を経て建築物の出入口に至る部分を整備し、高齢者、障害者等を含む全ての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう配慮する必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。
(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 同左
(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。	(2) 同左
[ｱ] 手すりを設けること。	[ｱ] 同左
[ｲ] 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	[ｲ] 同左
[ｳ] 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	[ｳ] 同左
－	[ｴ] 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。
(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。	(3) 同左
[ｱ] 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	[ｱ] 手すりを設けること。
[ｲ] その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	[ｲ] 同左
[2] 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	[2] 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
(1) 幅は、140cm 以上とすること。	(1) 同左
(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(2) 同左
(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。	(3) 同左
[ｱ] 幅は、段に代わるものにあっては 140cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。	[ｱ] 同左
[ｲ] 勾配は、1/20 を超えないこと。	[ｲ] 同左
[ｳ] 手すりを設けること。	－
[ｴ] 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	[ｳ] 同左

［オ］傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	［エ］同左
－	［オ］高さが 75cm を超えるものにあっては、75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。
［3］ 1 の項［1］の(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により［2］の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1 の項［1］の(1)中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。	［3］ 1 の項［1］の(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により［2］の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1 の項［1］の(1)中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。

■整備基準の解説

◆一般基準

(1)表面	● 雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ● アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動けなくなるだけでなく、転倒の危険もある。	→【図 12.1】参照
(2)段がある部分	● 段がある部分には、手すりを設置する。 ● 踏面の色と段鼻（滑り止め）の色を対比させることにより、段を識別しやすいものとする。	
	● けこみは 2cm 以下とする。	→【図 4.3】参照
	● けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。	→【図 4.4】参照
	● 段鼻を突き出すと、つま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。	
	● 杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm 以上）を設ける。	→【図 4.5】参照
	○ 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設する。	→P1-12・13 参照
	○ 主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障害者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、点状ブロック等の代わりに音声誘導装置を設置する、仕上げの色を変える等でも可とする。	
(3)傾斜路	● 手すりは、車椅子使用者はもちろんその他の歩行困難者にとっても歩行の補助になるので、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分、高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ● 手すりは両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けることにより、歩行困難者の補助となり得る。 ○ 手すりは勾配や高さに関係なく、全ての傾斜路に設ける。 ● 傾斜のある部分は、平坦部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 ● 傾斜路が長くなりすぎる場合は、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設置することも考えられる。	
その他の注意事項	● 敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。	

◆移動等円滑化経路等

(1)有効幅	● 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅が 140㎝ である。	→【図 12.2】参照
(2)戸	● 「②出入口」の整備基準の解説「戸」を準用する。	
(3)傾斜路 (幅)	● 階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため 90㎝ 以上とすることができる。	→【図 12.3】参照
(勾配)	● 車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。敷地内の通路に設ける傾斜路は、雨に濡れると滑りやすくなるため、車椅子使用者が自力で上りやすいよう、傾斜路の勾配は、1/20 以下とする。	
(手すり)	● 手すりは、勾配に関係なく設ける。	
(立ち上がり)	● 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35㎝ 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5㎝ 以上とすることができる。	
(平坦部)	● 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150㎝ 以上の平坦部を設ける。	→【図 12.4】参照
(踊場)	○ 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では高さ 75㎝ 以内ごとに長さ 150㎝ 以上の踊場を設置する。 ○ 車椅子使用者は傾斜路の途中で転回するのが困難であるので、安全に転回するためには水平な踊場が必要である。	

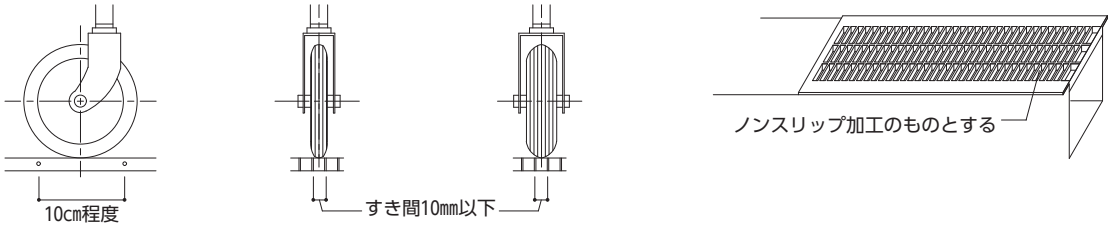
■望ましい整備

	◎　全ての敷地内の通路を基準に適合させる。また、原則として段差を設けてはならないが、階段や傾斜路を設ける場合においては、「④階段」及び「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」に定める構造とし、かつ、それぞれの望ましい整備にも適合するものとすること。	
有効幅	◎　道路から主要な出入口に至る通路の有効幅は車椅子使用者同士がすれ違えるよう 180cm 以上とする。 ◎　傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては 150cm 以上、段に併設するものにあっては 120cm 以上とする。	
手すり	◎　移動等円滑化経路等として整備した敷地内の通路の傾斜路及び階段には、両側に手すりを設ける。 ◎　傾斜路の始点、終点の手すりには点字表示を行う。	→「㉗手すり」参照
点状ブロック等	◎　車路に接する部分、車路を横断する部分には点状ブロック等を敷設する。 ◎　歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は道路管理者と協議のうえ、連続性に配慮する。	
その他の注意事項	◎　片麻痺者等は階段の方が昇り降りしやすい場合もあるため、傾斜路には緩勾配の手すり付階段を併設する。 ◎　敷地が広い場合などは、遠くからでも傾斜路の位置が分かるように案内標示をする。 ◎　視覚障害者の白杖の位置に配慮し、やむを得ず高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は突き出し部分を 10cm 以下とする。 ◎　照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置する。 ◎　施設の地域的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設ける。 ◎　屋外においては、屋根又はひさしを設ける。 ◎　敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L 形側溝や縁石の立ち上がり部分の切り下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。	

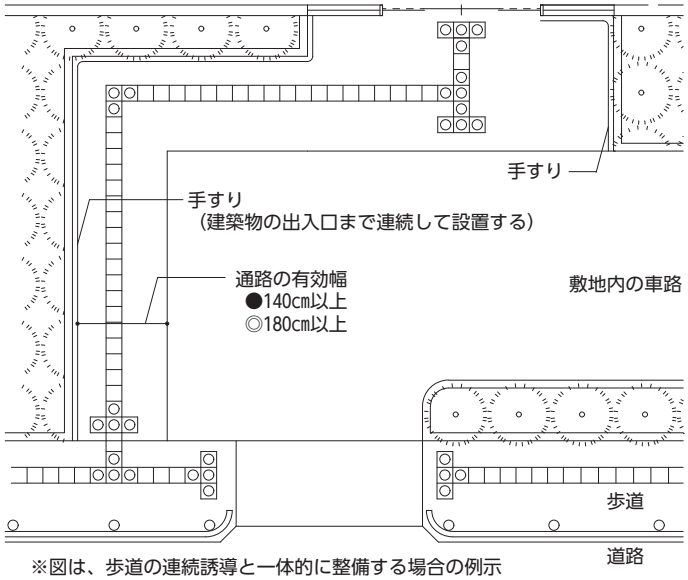
《 参 考 図 》

【図12.1】車椅子の前輪が落下しない配慮

■車椅子前輪の大きさ　■手動車椅子　■電動車椅子　■蓋の概要



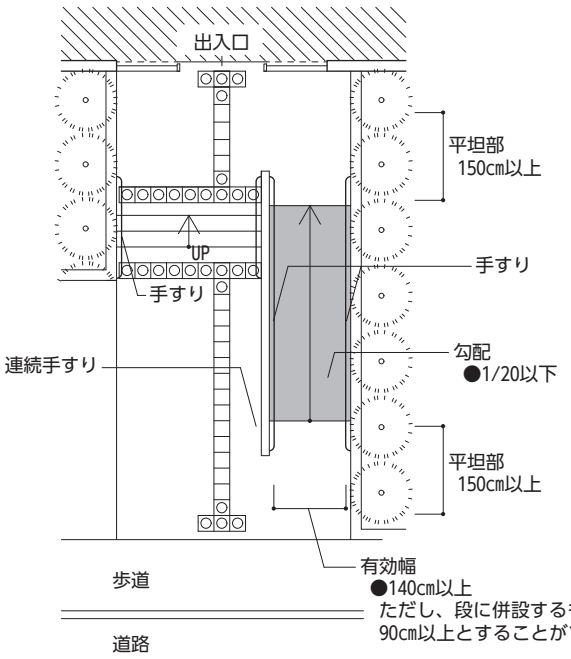
【図12.2】敷地内の通路



・敷地内の車路とは別に通路を設ける
・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する
（原則黄色）

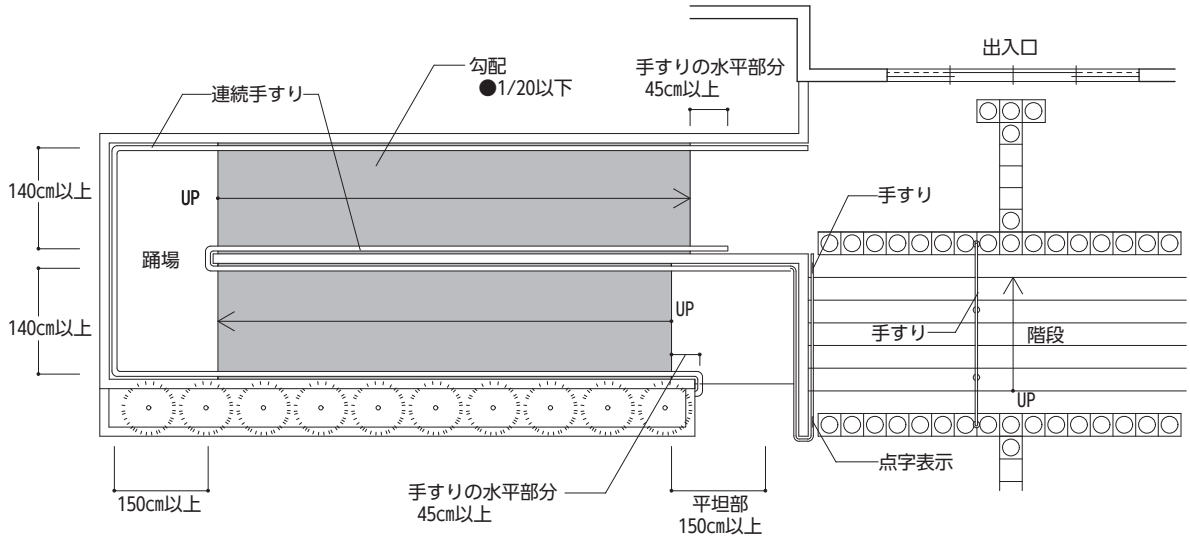
※図は、歩道の連続誘導と一体的に整備する場合の例示
歩道が切り下げ形式である場合、歩道の誘導用ブロックは
連続して敷設させる

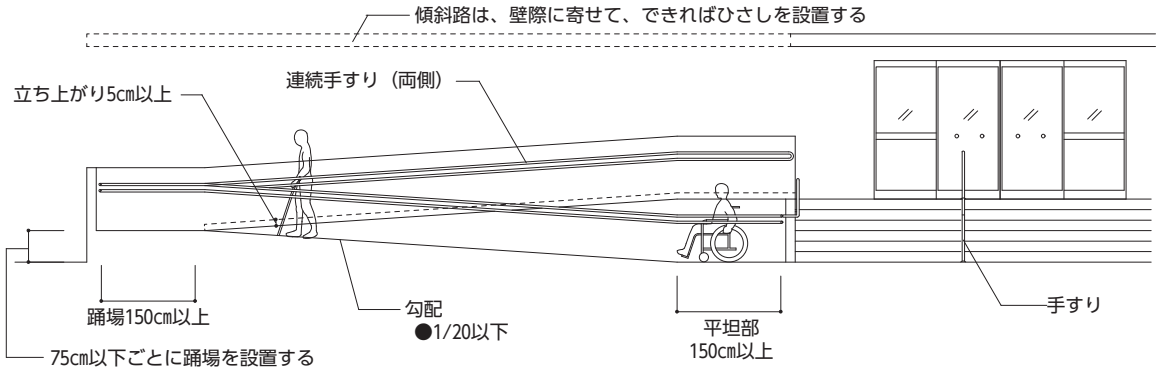
【図12.3】階段と傾斜路を併設した敷地内の通路



《 参 考 図 》

【図12.4】敷地内の通路に傾斜路を設けた例





⑬駐車場

【基本的考え方】

全ての建築物について、車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い車椅子使用者用駐車施設等を設置する必要がある。また、車椅子使用者等、必要としている人が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に1/50を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。
(1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(2)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	－
(2) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に２を加えた数	－
[2] [1]の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。	－
(1) 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下この項において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられている場合	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられている場合
(2) 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合	(2) (1)に規定する駐車場及び(1)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合
[ｱ] 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する	[ｱ] 当該(1)に規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可

ことが可能な場所が１以上設けられていること。	能な場所が１以上設けられていること。
［イ］当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が［1］に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。	［イ］当該(1)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該［1］に規定する駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該(1)に規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイにおいて同じ。）及び当該(1)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者駐車施設の総数）の合計数が、当該(1)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該(1)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に 1/50 を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。
(3) 改修を行う場合であって、次の［ア］又は［イ］に掲げる場合の区分に応じ、当該［ア］又は［イ］に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合	－
［ア］当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める数	－
(ｱ) 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(ｱ)及び(ｲ)において同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 1/50 を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	－
(ｲ) 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 1/100 を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に２を加えた数	－
［イ］当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合　1	－
［3］車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	［2］同左

(1) 幅は、350cm 以上とすること。	(1) 同左
(2) 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。[4]において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	(2) 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。[3]において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
[4] 不特定多数利用駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。	[3] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

■整備基準の解説

[1]設置数	● 車椅子使用者用駐車施設の必要設置数は、【解説 13.1】を参照。 ● 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、すべての駐車場の駐車台数を合算した数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。 ● 建築物の改修の際に駐車施設を増設しない場合、駐車場全体で 1 以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。	→【解説 13.2】参照
[2]機械式駐車場	● 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を設ける場合の、車椅子使用者用駐車施設の必要設置数は、【解説 13.3】を参照。	→P48 コラム参照
[3]構造 （有効幅）	● 車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅 140cm 以上）を見込んだものである。	→【図 13.2】参照
（経路）	● 車椅子使用者用駐車施設から各利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等とする。 ● 建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障害者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設ける。	→「①移動等円滑化経路等」参照 →【図 13.4】参照
[4]誘導表示	● 誘導表示は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの誘導ができるものとし、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに設ける。 ● 大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景との色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。 ● 一般用駐車スペースと区別するため、車椅子使用者駐車施設の駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。 （車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。） ● 車椅子使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。 ● 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設けることとし、駐車場の入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。	→【図 13.5】参照 →「⑭標識」参照

その他の注意事項	● 床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平にする。	→1/100 程度の水勾配は許容

■望ましい整備

スペース	◎ 車体スペースの両側に 140㎝ 以上の乗降用スペースを設ける。 ◎ 複数台分のスペースを設ける場合は、2 台以上のスペースを並べて設ける。 ◎ バンタイプの車椅子使用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに奥行きについても配慮する。 ◎ 車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮し、奥行き 8m 以上のスペースを確保する。ただし、奥行き 8m 以上を確保することが困難な場合には、停車用スペースを別に確保する。	→【図 13.6】参照
設備	◎ 雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮して、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用駐車施設から駐車場へ通ずる出入口への通路、停車用スペースに、屋根又はひさしを設ける。 ◎ 車椅子使用者駐車施設に屋根を設ける場合は、車椅子用リフト付車両を想定し、車両高さ 230㎝ 以上に対応した必要な高さ（梁下高さ等）を確保する。また、建物内に駐車場を設ける場合の天井の高さについても同様とする。 ◎ 見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。 ◎ 発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。	→【図 13.7】参照
表示	◎ 「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 ◎ 車椅子使用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画（優先駐車区画）を整備し、利用対象者を明示した標識（ヘルプマーク等）を設置する。	→【図 13.8】参照

◆ソフト面の工夫

	◎ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員を配置し、車椅子使用者等に対する案内や巡回時の声掛けを行うことや、カラーコーン等を置いて、利用者が来たときに移動するなどの人的対応も有効である。ただし、カラーコーン等を置く場合は、すぐに移動できる人員体制の整備が必要である。 ◎ 施設管理者が、利用対象者に対して利用証を発行し、利用の際にダッシュボード上に掲示してもらう。 ◎ 館内放送やポスターを掲示することにより、駐車施設を必要としている人への理解を求め、必要のない人の利用を控えるよう呼びかける。 ◎ 車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮した奥行き８m以上のスペース等を設ける場合には、施設のホームページ等で情報提供する。	

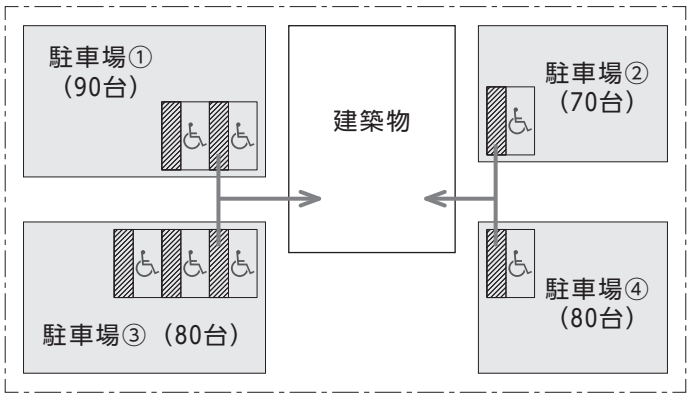
《 解 説 》

【解説13.1】車椅子使用者用駐車施設の設置基準

駐車施設の総数		1～50	51～100	101～150	151～200	201以上
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	遵守基準	1以上	2以上	3以上	4以上	総数×1/100＋2（1未満は切り上げ）
	努力基準					総数×1/50（1未満は切り上げ）
		総数×1/50（1未満は切り上げ）				

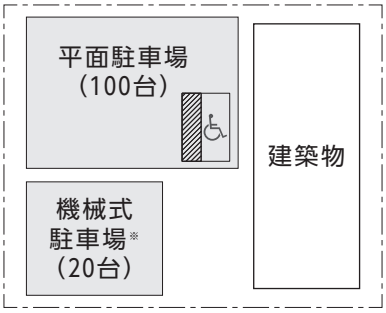
【解説13.2】複数の駐車場を設ける場合

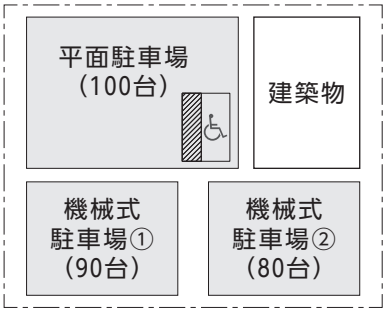
同一建築物に複数の駐車場を設ける場合、**駐車施設の総数に対して**必要な車椅子使用者用駐車施設の**数を算定**する。

車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ		
駐車施設の総数		90＋70＋80＋80＝320台
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	遵守基準	320台×1/100＋2＝5.2（1未満切り上げ） ⇒ **6以上**　※駐車場①～④での配置は任意
	努力基準	320台×1/50＝6.4（1未満切り上げ） ⇒ **7以上**　※駐車場①～④での配置は任意

《 解 説 》

【解説13.3】機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>ケース１</th><th>ケース２</th></tr>
<tr><td colspan="2">車椅子使用者用
駐車施設の
設置イメージ</td><td>

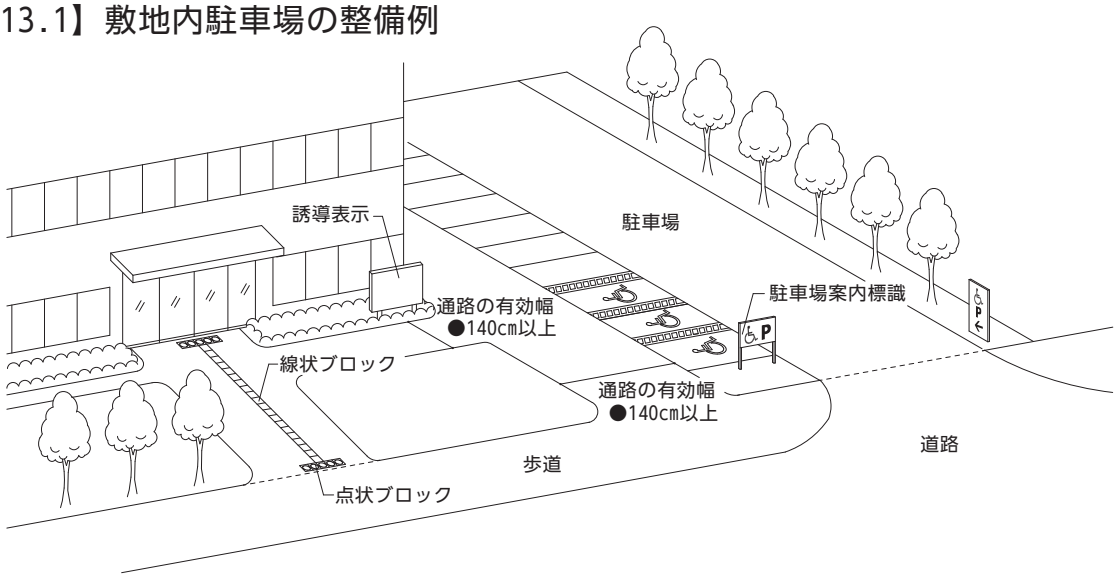
※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場</td><td>

①90台分の駐車施設のうち、10台分が車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場
②車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けていない機械式駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車施設の総数</td><td>100＋20＝120台</td><td>100＋90＋80＝270台</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車椅子使用者用
駐車施設の
必要設置数（A）
※駐車場での配置は任意</td><td>遵守基準</td><td rowspan="2">120台×1/50＝2.4（１未満切り上げ）
⇒ ３以上</td><td>270台×1/100＋２＝4.7（１未満切り上げ）
⇒ ５以上</td></tr>
<tr><td>努力基準</td><td>270台×1/50＝5.4（１未満切り上げ）
⇒ ６以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">車椅子使用者用
駐車施設の数（B）</td><td>平面１台＋機械式20台＝21台</td><td>平面１台＋機械式①10台＝11台</td></tr>
</table>

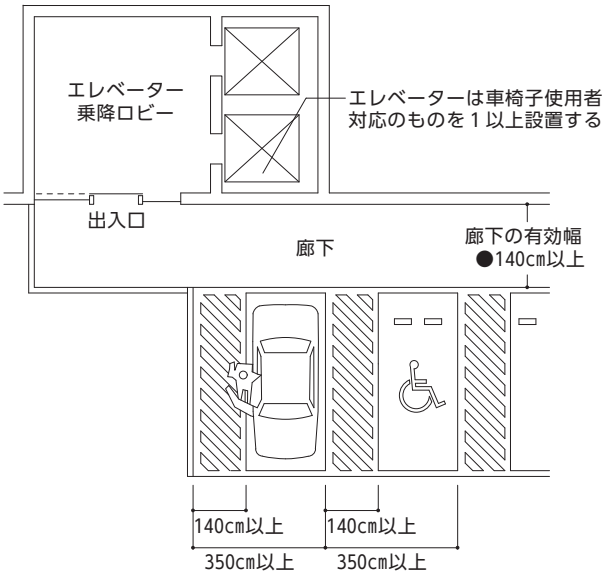
（（B）の数が、必要設置数の（A）よりも多いため、基準を満たしている）

《 参 考 図 》

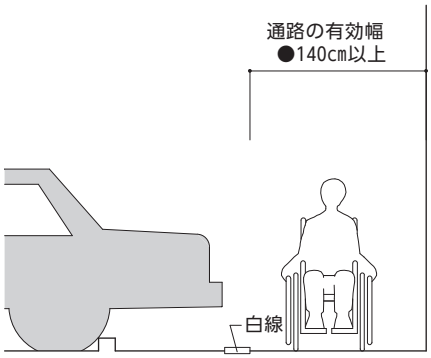
【図13.1】敷地内駐車場の整備例



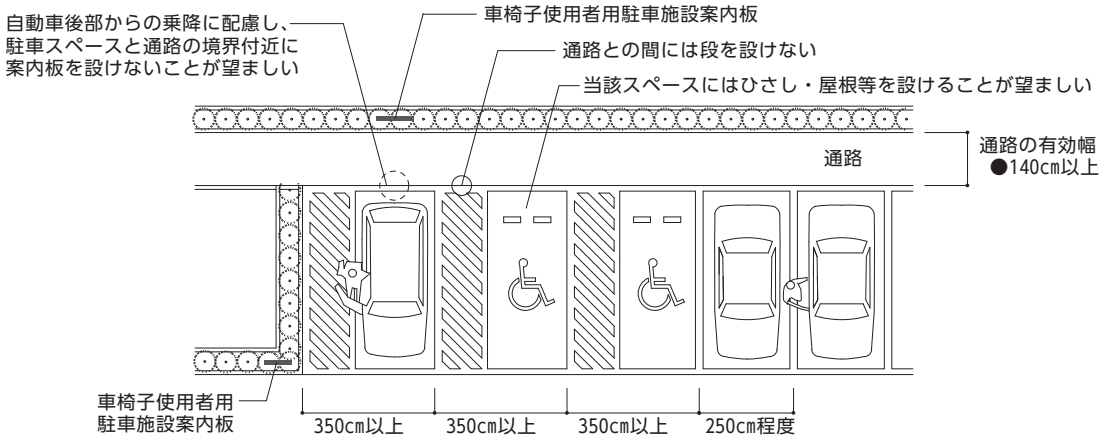
【図13.2】地下駐車場の整備例



【図13.3】駐車スペース後ろに通路を設ける場合



【図13.4】駐車場の整備例

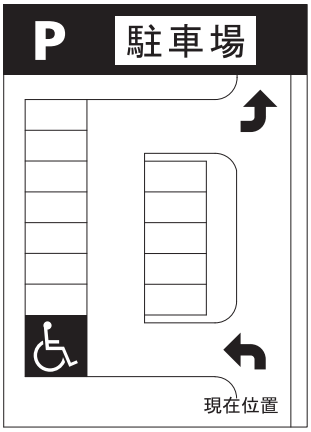


《 参 考 図 》

【図13.5】立札による表示例







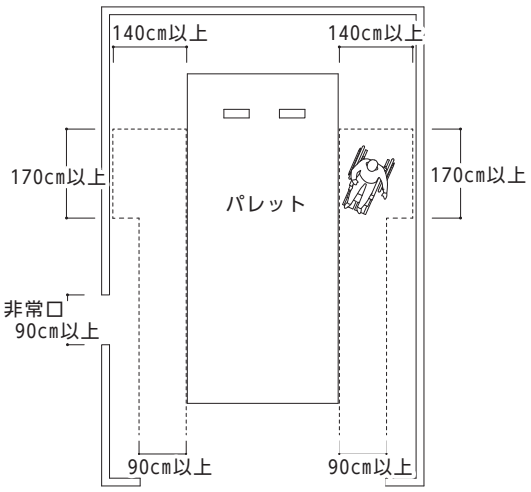
《コラム》

■機械式駐車場

車椅子使用者用駐車施設は平置きを原則とする。ただし、敷地の状況等により機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、整備基準に適合するものとし、高齢者、障害者等が車の乗降に支障なく、円滑に利用できるものとする。そのため、車椅子使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとし、人的介助のみを前提とした通常の機械式駐車場は該当しない。また、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は移動等円滑化経路等、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は特定経路等となるため、経路上に段差を設けてはならない。

さらに、機械式駐車場技術基準のバリアフリー対応駐車装置の基準を参考とする。

機械式駐車場に車椅子使用者用
駐車施設を設けた例

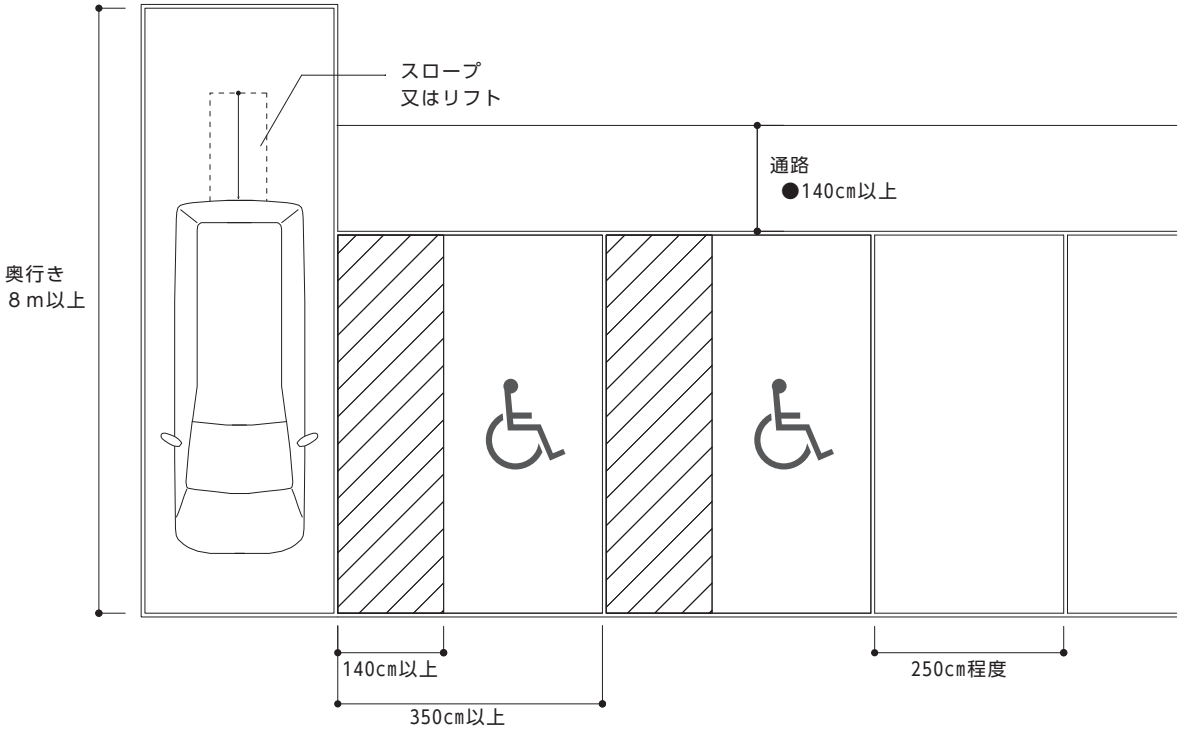


【参考】機械式駐車場技術基準（主な内容）

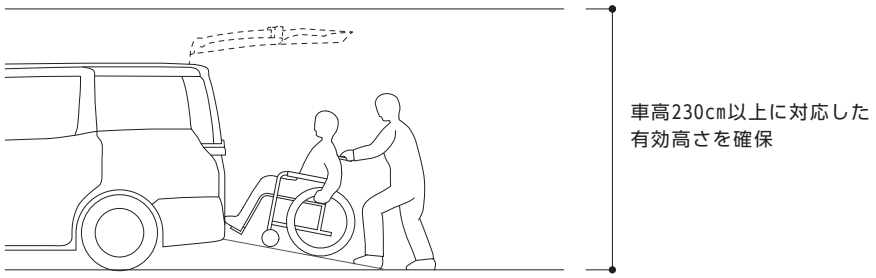
- 人の通路は、幅90cm以上、高さ190cm以上、段差及びすき間は2cm以下とすること。
- 非常口へ通ずる通路も上記に準ずることとし、非常口は、90cm以上、高さ190cm以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- 自動車への乗降部分は車椅子の転回を考慮して、車椅子の進行方向に対して幅140cm以上、奥行き170cm以上の空間を確保すること。
- バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも１面は、車椅子に乗ったままで操作できるよう床面から100cm程度の高さに設けること。
- 一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。
- その他の基準については、「機械式駐車場技術基準・同解説 2017年版」（公益社団法人 立体駐車場工業会）を参照すること。

《 参 考 図 》

【図13.6】奥行き８ｍ以上の駐車スペースの例



【図13.7】高さ230cm以上の例



《 参 考 図 》

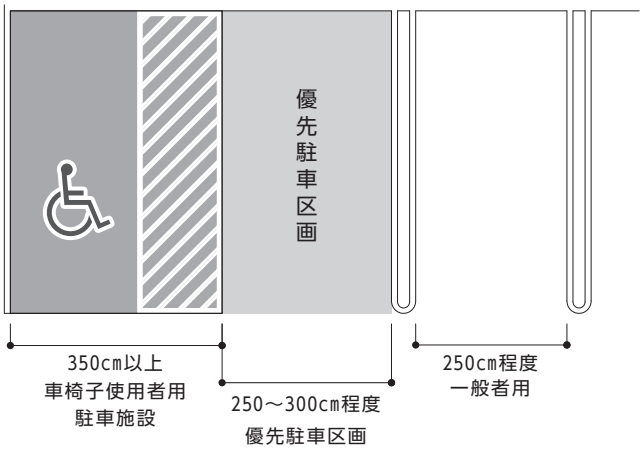
【図13.8】駐車施設に設置する看板の記載例

	車椅子使用者用駐車施設	優先駐車区画
マーク		
説明文	この場所は、車椅子使用者など身体の不自由な方が利用する車両専用です。 一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、身体の不自由な方、身体内部に障害のある方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。

優先駐車区画

- 定義
 車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供されている、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画。
- 利用対象者
 地域の実状や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊産婦等移動に配慮が必要な者を想定。
- 設置場所
 可能な限り出入口に近い場所。
- 設置台数
 各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
 通常の駐車区画と同等（250cm程度）。可能であれば300cm程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
 利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
 ① 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示をする。
 ② 車椅子使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。
 ③ 対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない。）

【区画の整備例】



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。



⑭標識

【基本的考え方】

だれでもが、目的の場所に容易に到達できるよう、標識を設置する。標識の設置にあたっては、だれでもが見やすい高さ及び位置に設置し、車椅子使用者、視覚障害者等の通行の妨げとならないよう、設置高さ、位置等について配慮する。

また、表示されている内容を読み取ることが難しいこともあるため、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても、統一されたデザインによる表示は有効である。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。	同左
[1] 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	[1] 同左
[2] 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合すること。）。	[2] 同左

■整備基準の解説

	● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを設置した便所及び車椅子使用者用駐車施設の付近には、標識を設置する。	→【図 14.1】参照
[1]表示位置	● 標識は、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに取り付ける。 ● 突出型又はつり下げ型の標識を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならない位置（高さ 200㎝ 以上）に設ける。	→【図 14.2】 【図 14.3】参照
[2]表示内容	● 表示内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合させる。 ● 文字や記号が大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、地板の色とコントラストをつける。 ● 施設の利用者の状況を踏まえて、子供や外国人にも分かるように、振り仮名や外国語を併記する。その場合、遠くからでも見えやすいよう、文字の大きさ等に配慮する。 ● 逆光又は反射グレアが生じないように、仕上げや、設置位置、照明に配慮する。（グレアとは、必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象）	→資-247～249 参照
その他の注意事項	● 一般便所及び子育て支援環境（ベビーチェア等・ベビーベッド等・授乳及びおむつ交換ができる場所）の付近には、標識を設置する。 ● 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設ける。	→「⑱子育て支援環境の整備」参照 →「⑬駐車場」参照

■望ましい整備

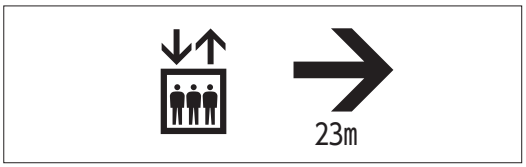
表示位置	◎　立て置き型の標識は視覚障害者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため原則として使用しない。 ◎　同一建築物内では、同じデザインとし、各階とも同じ位置に取り付ける。	
表示内容	◎　高齢者の白内障による黄変化視界でも分かりやすいものとする。	
構造	◎　色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・図記号（ピクトグラム）を組み合わせて、色だけに頼らないサインとする。 ◎　暗い場所に設置する場合は、照明器具を内蔵したものとする。	
案内標示	◎　誘導用の案内標示を、曲がり角ごとに分かりやすい位置に設置する。 ◎　手すりの端部、曲がり角、階段及び傾斜路の始終点などの要所には、行き先、現在位置などを点字で表示する。	
その他の注意事項	◎　表示とあわせて音声で案内する。その際、音声が聞き取りやすくなるよう配慮し、案内設備の場所まで誘導できる内容を含むものとする。 ◎　外国人にも配慮して、多言語による音声案内を行う。 ◎　通路や出入口等において、利用時間が決まっている、又は、工事中で一時的に利用できない等、利用に支障が生じる情報は、分かりやすく案内表示するとともに、ホームページ等で情報提供する。	

《 参 考 図 》

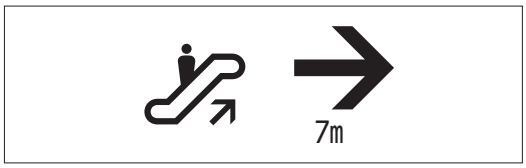
【図14.1】案内標示の例

■誘導サイン（つり下げ型等の形式）

① エレベーター



② 上りエスカレーター

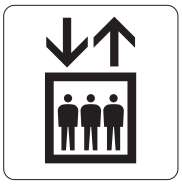


③ トイレ（便房内に設置された設備のピクトグラムをあわせて表示）



■位置サイン

① エレベーター



② 上りエスカレーター



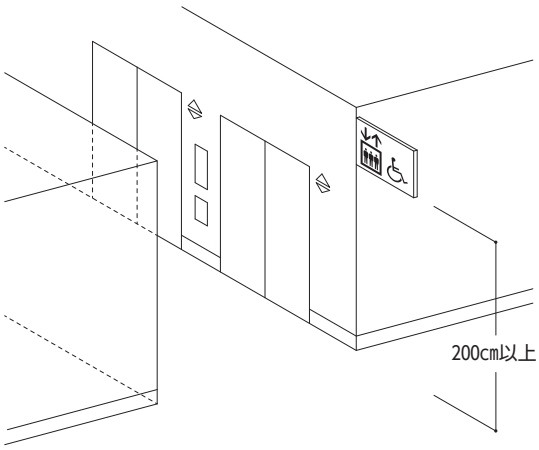
③ 車椅子使用者用便房



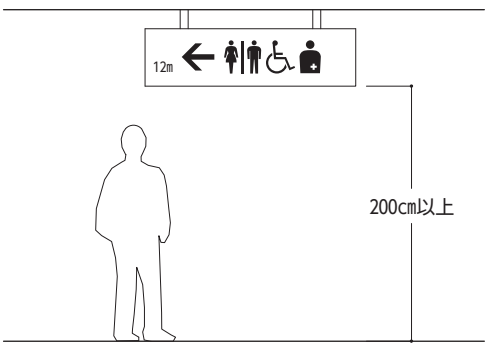
④ トイレ（便房内に設置された設備のピクトグラムをあわせて表示）



【図14.2】突出型標識の例



【図14.3】つり下げ型標識の例



⑮案内設備

【基本的考え方】

だれでもが円滑に目的の場所へ到達できるよう、施設の状況に応じた案内設備を分かりやすい位置に設置する。案内板等の設置にあたっては、高齢者、障害者等が見やすく、かつ視覚障害者の通行の妨げにならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。また、視覚障害者にとっては、照明や採光も位置を特定することに有効なので、あわせて配慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	[1] 同左
[2] 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	[2] 同左
(1) 文字等の浮き彫り	(1) 同左
(2) 音による案内	(2) 同左
(3) 点字及び(1)又は(2)に類するもの	(3) 同左
[3] 案内所を設ける場合には、[1]及び[2]の規定は適用しない。	[3] 同左

■整備基準の解説

[1]案内板等	● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを設置した便所及び車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等を、建築物又はその敷地内に設ける。	→【図 15.1】【図 15.2】参照
[2]視覚障害者のための設備	● エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房の配置を、以下の方法により視覚障害者に示すための設備を建築物又はその敷地内の主要な出入口付近に設ける。 ① 文字等の浮き彫り　② 音による案内 ③ 点字及び①又は②に類するもの	
その他の注意事項	● 案内板に表示する図記号（ピクトグラム）は、エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設等とし、JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。	→資-247～249 参照
	● 点字については、JIS T 0921 に準じ、墨字を併記する。	→資-232・233 参照
	● 触知案内板については、JIS T 0922 に準ずる。	→資-234～236 参照

■望ましい整備

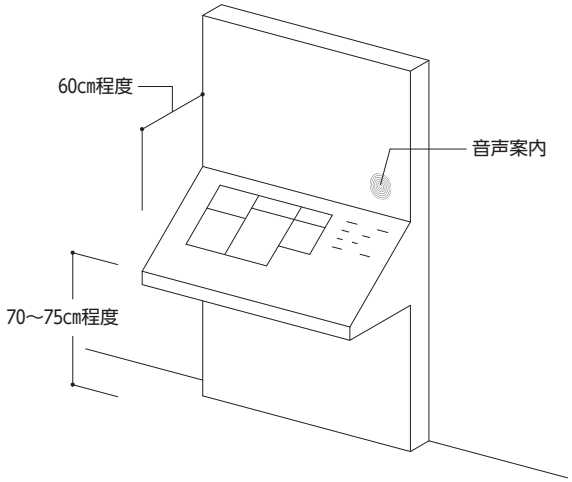
注意事項	◎　案内所を設ける場合にも、案内板等や視覚障害者のための設備を設ける。 ◎　一建築物内に、複数の種類や大きさの便房（車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を備えた便房、ベビーチェアやベビーベッドを備えた便房など）、授乳及びおむつ替えのできる場所などがある場合は、便房の大きさや機能を表示するなどして、利用できる便房や設備がどこにあるかが分かるような表示を行う。 ◎　数字による情報等については、浮き出し文字（一般の数字の形を浮き出しにして触察できるようにしたもの）をあわせて表示する。 ◎　案内板、表示板等にケースがある場合、光の反射により見にくくならないよう設置位置、照明に配慮する。 ◎　JIS Z 8210 案内用図記号に定められていない図記号（ピクトグラム）については、標準案内用図記号ガイドライン 2021 によることや、標準化された図記号（ピクトグラム）を用いる。 ◎　標準化された図記号の例としては、JIS Z 8210 案内用図記号、標準案内図記号ガイドライン 2021 以外に以下のようなものがある ア　国際シンボルマーク イ　コミュニケーション支援用絵記号	→公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「標準案内用図記号ガイドライン 2021」参照

◆ソフト面の工夫

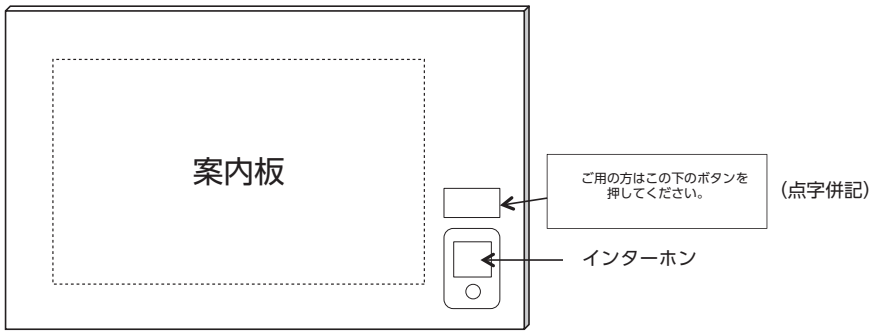
	◎　案内所には、利用者に対応できる施設職員等を配置する。	

《 参 考 図 》

【図15.1】案内板の設置例

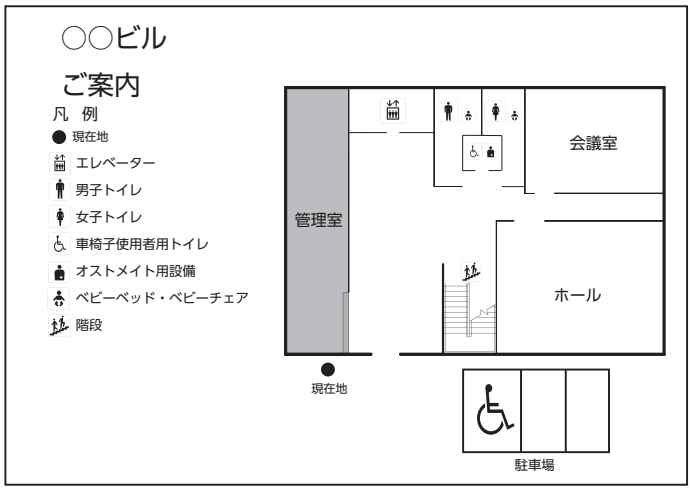


■インターホンを設置し、垂直に取り付けた案内設備の例



・設置高さは目線の低い車椅子使用者にも配慮する。
・表示方法等は JIS T 0922 に準じる。

【図15.2】案内板の表示例



・大きめの文字や分かりやすい図とし、色や明度差に配慮し、弱視者、色弱者にも見えやすいようにする。
・表示方法等は JIS T 0922 に準じる。

⑯案内設備までの経路

【基本的考え方】

道等から視覚障害者のための案内設備までの経路のうち１以上は、視覚障害者が円滑に移動できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロックや音声等で誘導する。また、視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 道等か 15 の項 [2] の規定による設備又は 15 の項 [3] の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち１以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。	[1] 道等から 15 の項 [2] の規定による設備又は 15 の項 [3] の規定による案内所までの経路は、そのうち１以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。
(1) 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が [2] に定める基準に適合するものである場合	(1) 同左
(2) 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの	－
[2] 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。	[2] 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。
(1) 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	(1) 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
(2) 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
[ｱ] 車路に近接する部分	[ｱ] 同左
[ｲ] 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分は除く。）	[ｲ] 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分は除く。）
(ｱ) 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	(ｱ) 同左
(ｲ) 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	(ｲ) 同左

(ｳ) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等	(ｳ) 同左

■整備基準の解説

視覚障害者移動等円滑化経路等	● 道等から視覚障害者のための案内設備又は案内所までの経路は、そのうち１以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（視覚障害者移動等円滑化経路）とする。 ● 建築物内にある案内所（管理人等が常時勤務するもの）から直接地上へ通ずる出入口が容易に視認できるときは、道等から当該出入口までのみを視覚障害者移動等円滑化経路等とすることができる。 ● 視覚障害者が移動の方向や経路を認識しやすいこと、および一般の歩行動線と著しく異ならないように配慮する。 ○ 全ての建築物において、道等から案内設備、案内所までの経路は、そのうち１以上を視覚障害者移動等円滑化経路等とする。 ○ 自動車の駐車の用に供する施設に設けられる道等から案内設備又は案内所までの経路であっても、そのうち１以上を視覚障害者移動等円滑化経路等とする。	→【図 16.1】参照
誘導	● 視覚障害者移動等円滑化経路等には、できるだけ分かりやすい経路となるよう線状ブロック等を直進で敷設することを原則とする。ただし、敷地の状況等により直進で敷設できない場合は、線状ブロック等・点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する。	→【図 16.1】参照
（視覚障害者誘導用ブロック）	● 進行方向を変更する必要のない風除室内は、線状ブロック等・点状ブロック等を敷設しなくてもよい。 ○ 進行方向を変更する必要のない風除室内であっても、風除室の形状や建築物の状況、利用者の特性に応じて、線状ブロック等・点状ブロック等の敷設を考慮する。 ● 視覚障害者誘導用ブロックは JIS T 9251 による形状のものを使用する。 ① 注意喚起をする点状ブロック ② 移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック ● 点状ブロック等は段差部分、危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設する。 ● 線状ブロック等は、誘導方向と線状突起の方向を平行にし、連続して敷設する。 ● 敷設幅は 30㎝ 以上とする。 ● 弱視者に配慮し、誘導用ブロックの色は、黄色を原則とするが、白や薄いグレーの床に黄色の誘導用ブロックを敷設した場合は見にくいため、他の色を選択するなど、周辺の色との明度差、輝度比などに配慮する必要がある。 ● 誘導用ブロックと周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上確保する。 ● 敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また、視覚障害者が壁や塀、電柱等の路上施設等に衝突しないよう、敷設位置には十分注意する。	→【図 16.2】 【図 16.3】 【図 16.4】 【図 16.5】 資-238～240 参照
（音声案内）	● 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の一例として、音声誘導装置（視覚障害者の持つ発信機等にセンサーが反応して音声により、誘導、案内を行う装置）が挙げられる。 ● 必要に応じ、案内設備の位置等を知らせるための誘導鈴を設ける。 ● 必要に応じ、音声又は放送による案内を行う。	

点状 ブロック等	● 車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対する警告用の点状ブロック等を敷設する。 ● ただし、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16㎝ を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等については、この限りでない。 ○ 段がある部分の下端に近接する部分にも、点状ブロック等を敷設する。	

■望ましい整備

視覚障害者 誘導用 ブロック	◎ 視覚障害者誘導用ブロック等上にものを置いたり、立ち止まらないよう注意喚起のための表示等を行う。 ◎ 歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者との十分な協議を行ったうえで、連続性に配慮する。 ◎ 材質は敷設場所、周囲の床材料との対比を考慮し、視覚障害者が触知しやすいものとするとともに、適切な耐久性を確保し、滑りにくいものとする。 ◎ 案内所が設けられている場合は、案内設備への誘導に加えて、建築物の出入口から案内所まで誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。 ◎ 案内所が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外に、エレベーターへ誘導するように視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。 ◎ 官公署等の日常的に多様な人が利用する施設では、案内設備以外に、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまで誘導するように視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。 ◎ 視覚障害者移動等円滑化経路等に音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けた場合にも、道等から案内設備や案内所まで誘導するよう視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。 ◎ 敷地内に設けられた枡蓋等により、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図る。	

音声による案内・誘導について

・公共施設等で日常的に多様な人が利用する施設の敷地や建築物の出入口に設置することが有効である。
・音声による案内は開発途上であり、各種の方式がある。今後共通化、標準化が課題である。

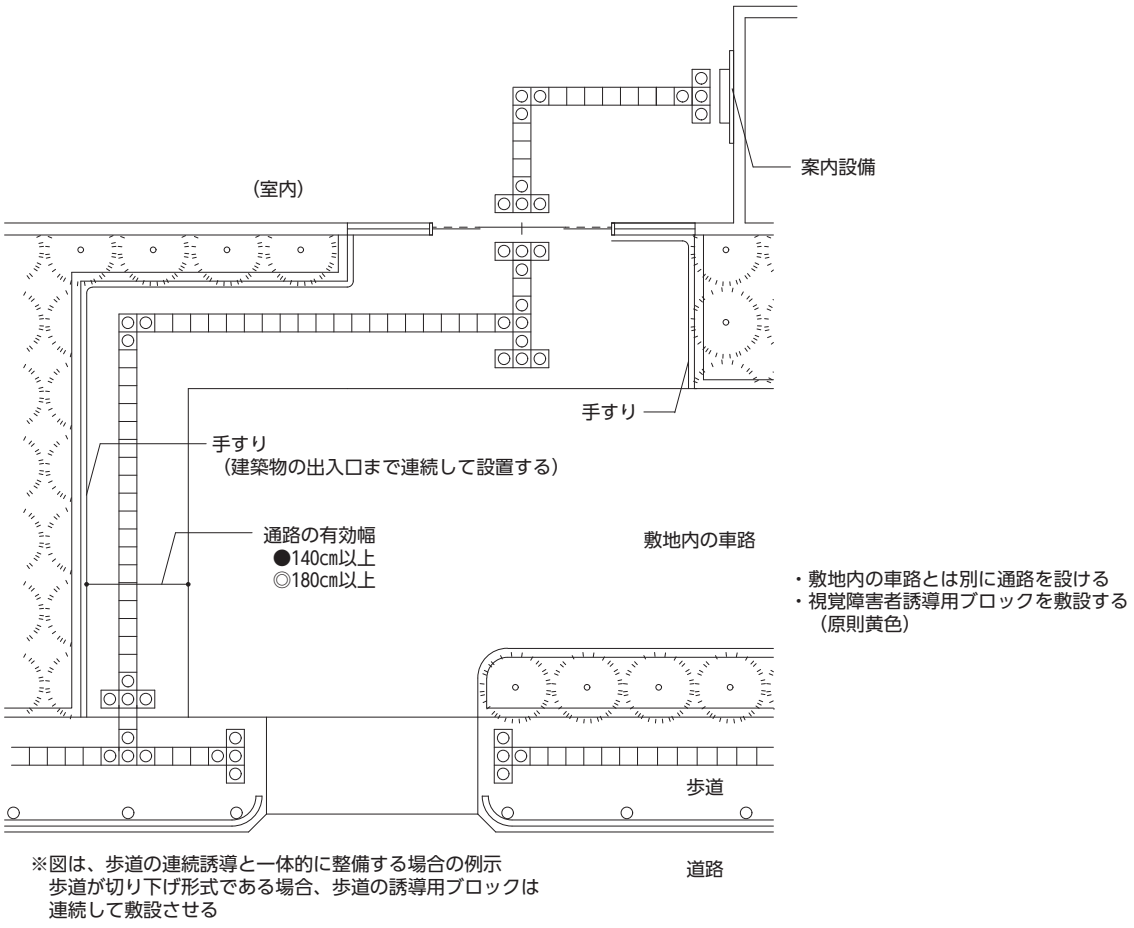
①電波方式
　視覚障害者が送信機を持ち、施設に設置されたアンテナに電波が送信され、主装置を介して、固定スピーカーから音声案内が行われる。

②赤外線方式
　視覚障害者の持つ小型の受信機が、施設に設置された電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われる。

③その他
　磁気センサー、人感センサーによる方式や IC タグ、携帯電話等の GPS 機能により位置情報を得る方式等もある。

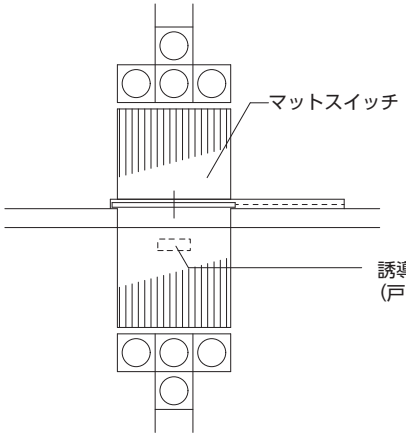
《 参 考 図 》

【図16.1】案内設備までの経路

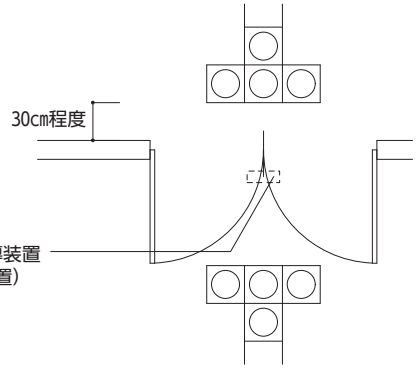


【図16.2】出入口（玄関）付近での設置例

■自動扉の場合
（マットスイッチを設けた場合）

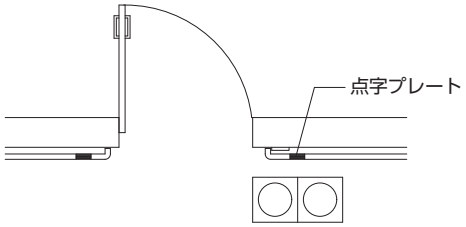


■開き扉の場合



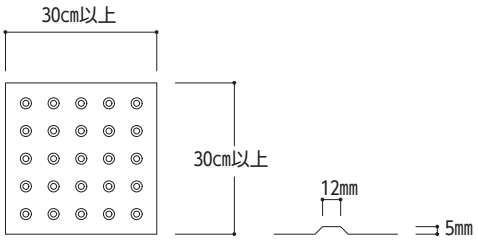
《 参 考 図 》

【図16.3】出入口（居室等）付近での設置例

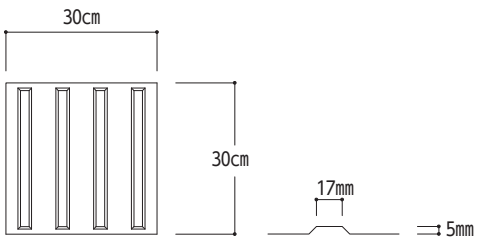


【図16.4】種類（JIS T 9251による 資-238～240 参照）

■点状ブロック



■線状ブロック



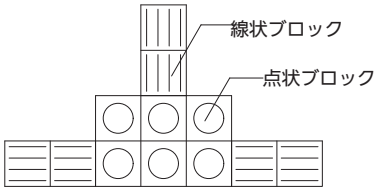
《 参 考 図 》

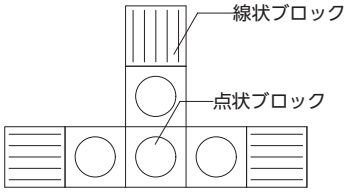
【図16.5】経路分岐点における標準的な敷設方法の例

■30cm角の場合

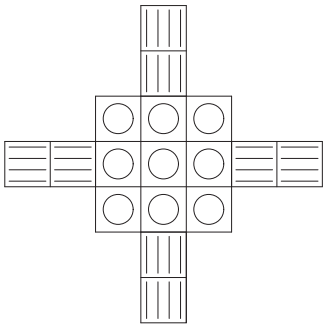
■40cm角の場合

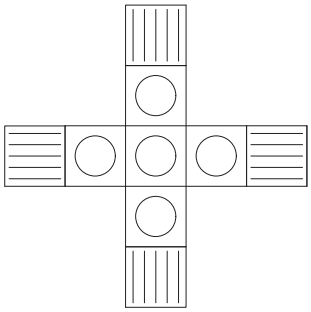
T字形



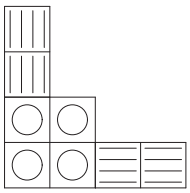


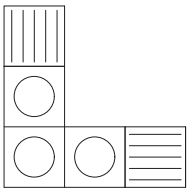
十字形



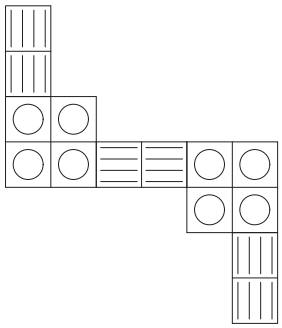


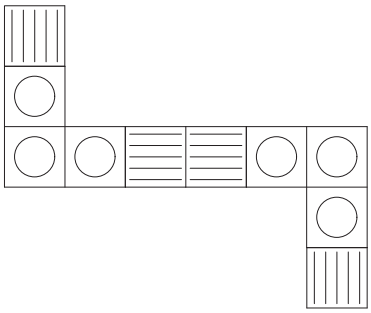
L字形





クランク





⑰公共的通路

【基本的考え方】

面的なバリアフリー化を進めるため、人の通行機能を補完する歩行者デッキ、交通機関連絡通路、歩道状空地等、不特定かつ多数の者の利用に供される公開空地等のうち公共的通路部分について整備する。公共的通路は、都市計画で定める都市再生特別地区内や建築基準法に基づく総合設計許可等により設けられる公開空地等のうち専ら人の通行の用に供する通路部分とし、高齢者、障害者等を含む全ての人が安全で円滑に通行できるように配慮する。なお、公開空地等のうち公園的要素が強い広場部分については、原則として適用しないが、公園編の整備基準に適合するよう整備することが望ましい。また、計画に際しては周辺の道路等との連続性に配慮する。

なお、公共的通路上にやむを得ず段差が生じる場合は、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機を組み合わせて設置し、高齢者や障害者等を含む全ての人が円滑に利用できるよう、分かりやすい動線計画とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準／努力基準）
都市計画法又は建築基準法の規定に基づき建築物内及び当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分（以下「公共的通路」という。）の１以上は、次に掲げる構造とすること。
[1] 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。
(1) 通路の幅は、200cm 以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。
(2) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は６の項[1]若しくは７の項[1]に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 [ｱ] 手すりを設けること。 [ｲ] その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 [ｳ] 幅は、段に代わるものにあっては 140cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。 [ｴ] 勾配は、1/20 を超えないこと。 [ｵ] 高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。 [ｶ] 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 [ｷ] 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
(4) 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
(5) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。 [ｱ] 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。 [ｲ] 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 [ｳ] 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 [ｴ] 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場（250cm 以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 [ｵ] 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 [ｶ] けあげの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とすること。 [ｷ] 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。）は、120cm 以上とすること。

［2］屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。

(1) 通路部分の幅は、200cm 以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを 250cm 以上とすること。

(2) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は６の項[1]若しくは７の項[1]に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

［ｱ］手すりを設けること。

［ｲ］その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

［ｳ］傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、又は直進で、長さが 250cm 以下の踊場に設けるものについては、この限りでない。

［ｴ］幅は、段に代わるものにあっては 140cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。

［ｵ］勾配は、1/12 を超えないこと。

［ｶ］高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。

［ｷ］両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

［ｸ］傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(4) 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(5) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。

［ｱ］踊場を含めて、両側に手すりを設けること。

［ｲ］踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

［ｳ］段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

［ｴ］段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場（250cm 以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

［ｵ］主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

［ｶ］けあげの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とすること。

［ｷ］階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。）は、120cm 以上とすること。

■整備基準の解説

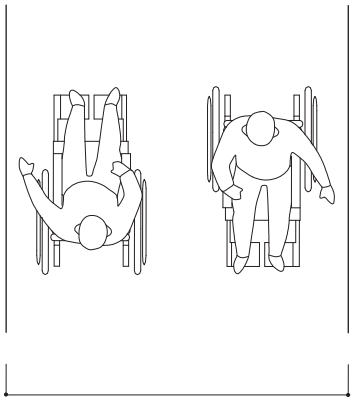
	● 本項による整備対象となる公共的通路は、道路又は隣地の公共的通路から敷地内又は建築物内を経由して道路又は隣地の公共的通路に通ずる経路部分に設ける公共的通路である。	
有効幅	● 建築物外部及び内部に設ける公共的通路の有効幅 200cm は、車椅子使用者同士がよりすれ違いやすい寸法である。	→【図 17.1】参照
通路面（段差）	● 公共的通路部分には段差を設けない。ただし、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」、「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」を設ける。なお、傾斜路は、屋外にあっては、整備基準[1](2)[ア]から[キ]に定めるもの、屋内にあっては、整備基準2[ア]から[ク]に定めるものとする。	
通路面（表面）	● 砂利敷や段差のある石畳などは、高齢者、障害者等には移動しにくいのでできるだけ避ける。 ● 床材は雨等により濡れた状態でも滑りにくい材料を用いる。 ● 通路面には原則として縦断する排水溝等を設けない。やむを得ず設ける場合には、蓋等を設け、車椅子使用者、杖使用者の通行に支障がないものとする。	
通路面（誘導）	● 視覚障害者誘導用ブロックは、道路その他の公共的通路との接続部分の連続性を考慮して設ける。なお、設置方法は「⑯案内設備までの経路」の整備基準の解説「視覚障害者誘導用ブロック」によるものとする。 ● ただし、敷地外の歩道と一体的に歩道上空地が設けられている場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。	→【図 16.4】 【図 16.5】参照
階段	● 階段を設ける場合には、整備基準に規定する構造とする。 ● 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障害者等が衝突する危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。	→【図 17.2】参照
その他の注意事項	● 「公共的通路の 1 以上」とは、交通機関連絡通路、歩行者デッキ、歩道状空地等を各々複数設ける場合には、原則として当該複数施設毎に 1 以上をこの基準に適合するように整備することである。なお、当該敷地が枢要な地区にある場合や建築物の配置計画等によっては、高齢者、障害者等の通行動線が同一施設でも複数整備する。ただし、幅 200cm 未満の歩道状空地の場合や道路に歩道が設けられている場合等では、本基準によらないことができる。 ● 公共的通路部分は公開空地等の整備や維持に担保性があるものに限られ、単に敷地の庭を通路として任意に公開した部分については本基準は適用しない。また、公開空地等でも公共的通路以外の広場部分については、本基準は適用しない。	
建築限界の確保	● 安心して通行できる歩行者空間を確保するため、公共的通路は床から高さ 250cm 以上の空間を連続して確保する。	→【図 17.3】参照

■望ましい整備

有効幅	◎　円滑でゆとりのある歩行者空間の確保を図るため、建築物外部に設ける公共的通路の有効幅は、道路の最低幅員と同じく 4m 以上とし、建築物内に設ける公共的通路の有効幅は地下街の通路幅員と同じく 6m 以上とする。	
通路面	◎　公共的通路に上屋を設けるなど通路面の凍結、雪対策を講ずる。 ◎　公共用通路はできるだけ直線を主体とした線形で整備し、原則としては整備基準の適用が除外されている広場部分のうち、回遊性を有する通路状部分にも公共的通路等との連続性を確保しつつ視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 ◎　車路に接する部分又は車路を横断する部分の公共的通路部分には、点状ブロックを設置する。	
階段	◎　階段及び傾斜路を設ける場合には、「④階段」及び「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の望ましい整備によるものとする。	
その他の注意事項	◎　地下鉄連絡通路から建築物に至る階段等の手すりの始点には、行き先を示す点字表示を設ける。 ◎　敷地が広く、敷地内に複数の建築物又は公共的通路がある場合などは、案内板を設置する。 ◎　敷地が広い場合等は、遠くからでも傾斜路の位置が分かる案内標示を設置する。 ◎　エレベーターその他の昇降機は、「⑥エレベーター及びその乗降ロビー」「⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」の望ましい整備によるものとする。 ◎　通路部分には、立て置き型の看板等、視覚障害者の通行の障害となるものは設置しない。 ◎　公共用通路には休息のためのスペース又は施設を適切な位置に設ける。なお、建築物内の公共的通路の有効幅以外の構造は、「③廊下等」に定める望ましい整備によるものとする。 ◎　公共用通路には足元灯を設けるなどできるだけ通路面が見やすい明るさの確保を図る。 ◎　公共的通路部分とその他の廊下及び通路状部分とが識別しやすい計画とする。	→公園編「⑬ベンチ」及び「⑭野外卓」参照
建築限界の確保	◎　ゆとりある公共的通路として床から高さ 5m（2 階の天井の高さ程度）以上の歩行者空間を確保する。	

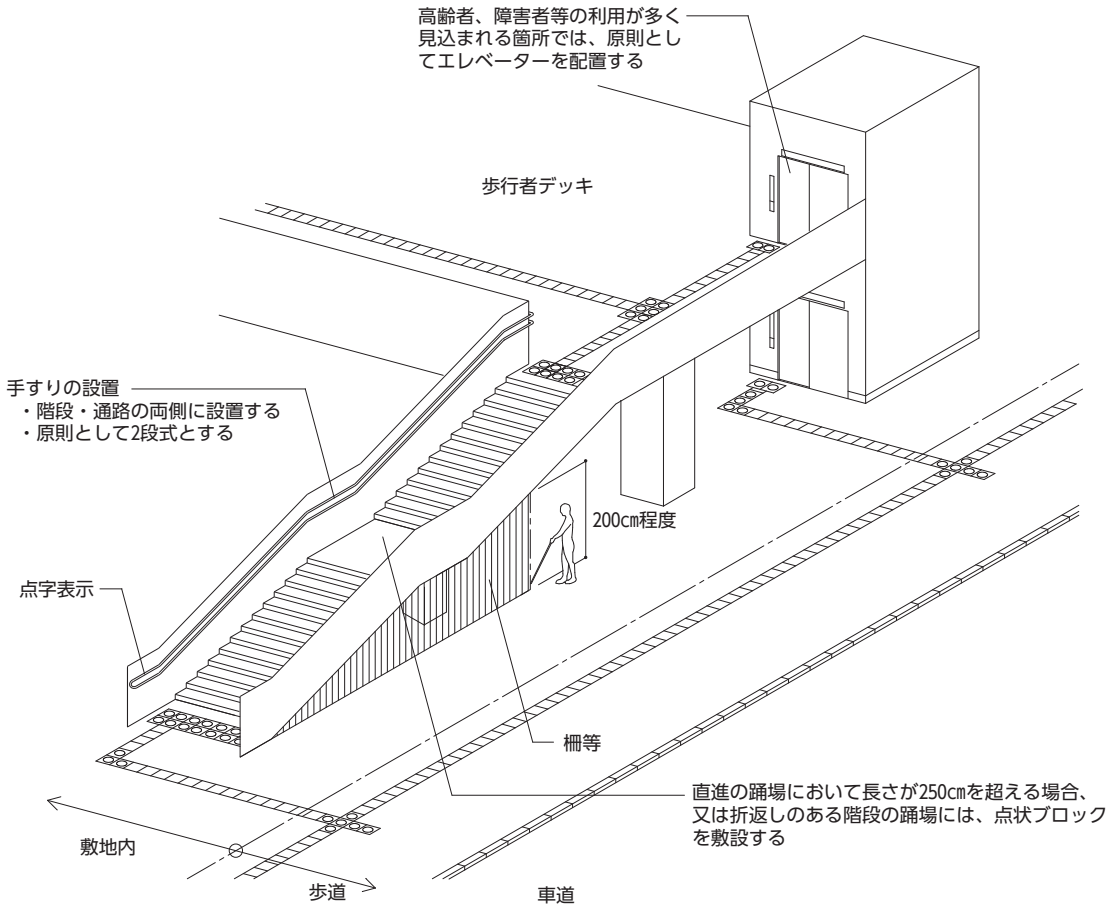
《 参 考 図 》

【図17.1】公共的通路の幅



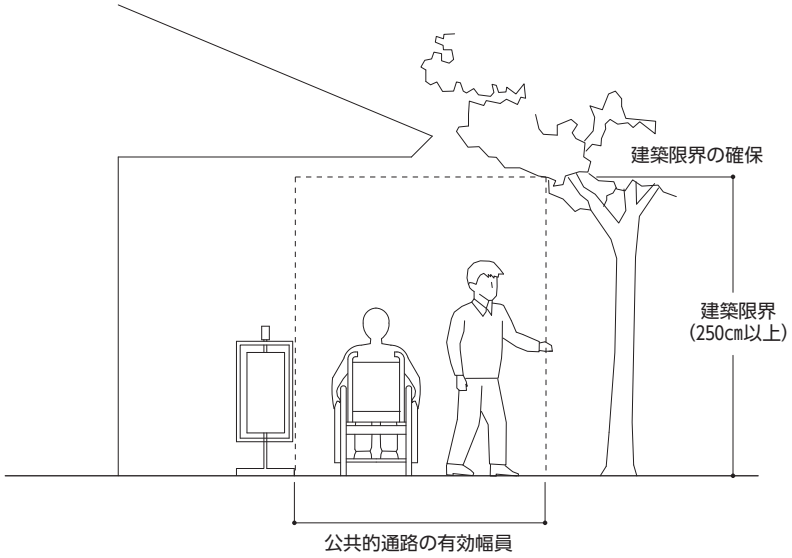
※車椅子使用者同士が、よりすれ違いやすい幅

【図17.2】歩行者デッキの例



《 参 考 図 》

【図17.3】公共的通路の有効幅と建築限界（高さ空間の確保）



⑱子育て支援環境の整備

【基本的考え方】

乳幼児を連れた者が自由に外出するためには、ベビーチェア・ベビーベッドを便所に設けるとともに、授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける必要がある。

■整備基準　－再掲載－（規則で定めた基準）

③廊下等

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[2] 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	[2] 同左
(4) 授乳及びおむつ交換のできる場所を１以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。	(3) 同左

⑧便所

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[2] [1]の便所〔不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所〕のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものとすること。	[2] [1]の便所〔不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所〕のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものとすること。
(3) 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	(3) 同左
(4) 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。	(4) 同左

■整備基準の解説

◆授乳及びおむつ交換ができる場所

スペース	● 授乳及びおむつ替えができる場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合には、待合室等の一部を利用して授乳コーナーを整備することもできる。 ● ベビーベッドや椅子は、適切に配置し、ベビーカー等での通行にも配慮する。授乳スペースには、カーテン、ついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する。	→【図 18.1】【図 18.2】参照
表示	● 授乳及びおむつ替えができる場所の出入口付近には、分かりやすい案内標示を行う。 ● 案内板等に、授乳及びおむつ替えができる場所の位置を表示する。	→【図 18.7】参照
その他の注意事項	● 個室となる場合は、防犯面にも留意する。	

◆ベビーチェア、ベビーベッド

ベビーチェア	● ベビーチェアは、乳幼児を連れた者が、乳幼児を側に座らせて便所を利用することができるようにするために必要な便房内の設備である。 ● ベビーチェアは、ベルト等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。	→【図 18.4】参照
	● 便所に男子用と女子用の区別がされている場合は、それぞれに 1 以上設置する必要がある。 ● 車椅子使用者用便房内に設ける場合は、車椅子使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。	→【図 18.3】参照
ベビーベッド	● 便所に男子用と女子用の区別がされている場合は、それぞれに 1 以上設置する必要がある。 ● 乳幼児を連れた者の利用が特に多い建築物については、便房外に設けたほうが、便所の混み具合に左右されないため効率的であり、利用しやすい。	→【図 18.3】参照
	● ベビーベッドには、転落防止のため固定用ベルトを設ける。また必要に応じて、転落の危険がある旨の表示をするなどの注意喚起をする。 ● 車椅子使用者用便房内に設ける場合は、車椅子使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。	→【図 18.5】参照
表示	● ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備及びベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、分かりやすい案内標示を行う。 ● 案内板等に、ベビーチェアやベビーベッドを設置した便所の位置を表示する。	→【図 18.7】参照

■望ましい整備

◆授乳及びおむつ交換ができる場所

おむつ交換場所	◎ おむつ交換台の下部又は付近には、荷物棚を設ける。また、ベビーカーを収納できるスペースを設ける。 ◎ おむつ交換台は、車椅子使用者に配慮し、幅が広く、シートの高さが低いものを設ける。 ◎ 大きめのおむつ用汚物入れを設け、利用者が子供から離れずにすむようにベッドの近くに設置する。	
授乳スペース	◎ 人目を気にせず母乳をあげられるように、専用の授乳室を設ける。また、入口には「授乳室（授乳スペース）」である旨の標示や、男性の入室を禁じる注意標示を行う。 ◎ 授乳用の椅子は、体勢が安定する背もたれ付きのものとする。	
設備	◎ 手洗器、哺乳びんの洗浄用の流し台、調乳用の給湯器を設ける。 ◎ 利用者が乳幼児に離乳食をあげる時、乳幼児を座らせることができる高めの椅子と、保護者用の椅子を設ける。	
その他の注意事項	◎ ベビー休憩室を利用する際、同伴者が休憩できるように、入口に近い位置に休憩できる椅子を設置する。また、哺乳瓶による授乳のための椅子として利用できる構造とする。 ◎ 男女にかかわらず利用できるスペース（おむつ替えのできる場所や離乳食をあげる場所等）を設けるように配慮する。	

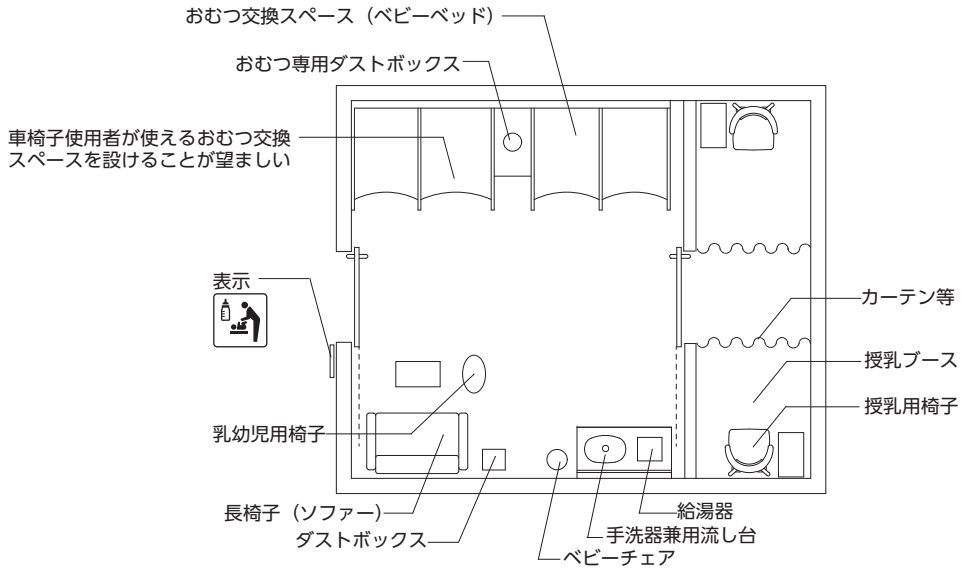
	◎　男性の哺乳びんでの授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況が分かるよう表示する。	

◆ベビーチェア、ベビーベッド

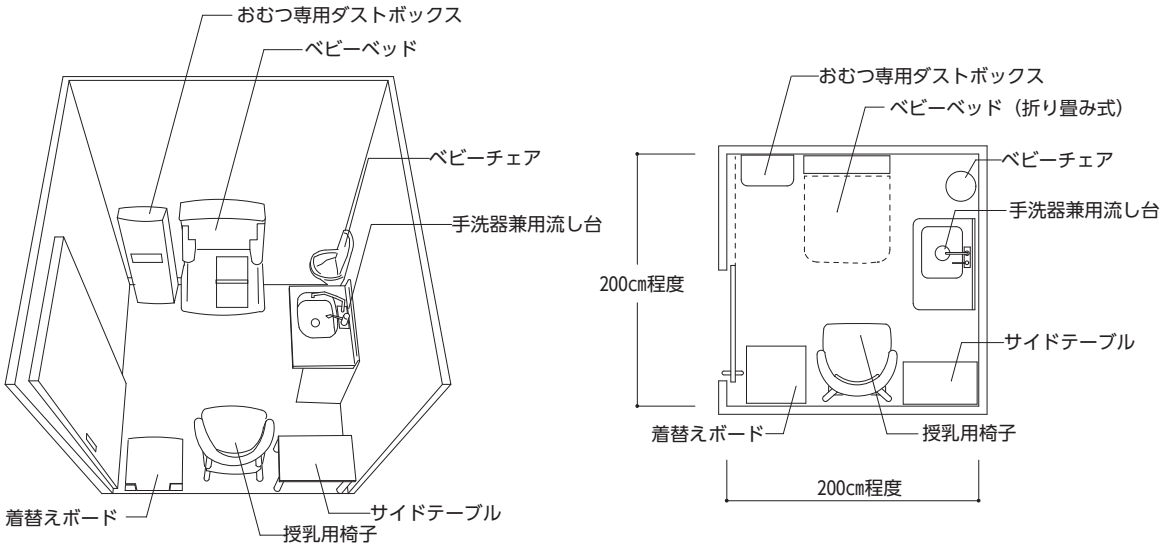
ベビーチェア	◎　ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を、複数（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれに複数）設ける。	
ベビーベッド	◎　ベビーベッドの付近には荷物置場を設ける。 ◎　立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣用の着替え台を設置する。 ◎　車椅子使用者等の利用の重複に配慮して、車椅子使用者用便房内には設置しない。	→【図 18.6】参照
その他の注意事項	◎　子育て支援環境の整備に配慮した設備を有する便所では、ベビーカーと共に入ることができる大きさの便房を設ける。	

《 参 考 図 》

【図18.1】授乳室（複数利用）の配置例

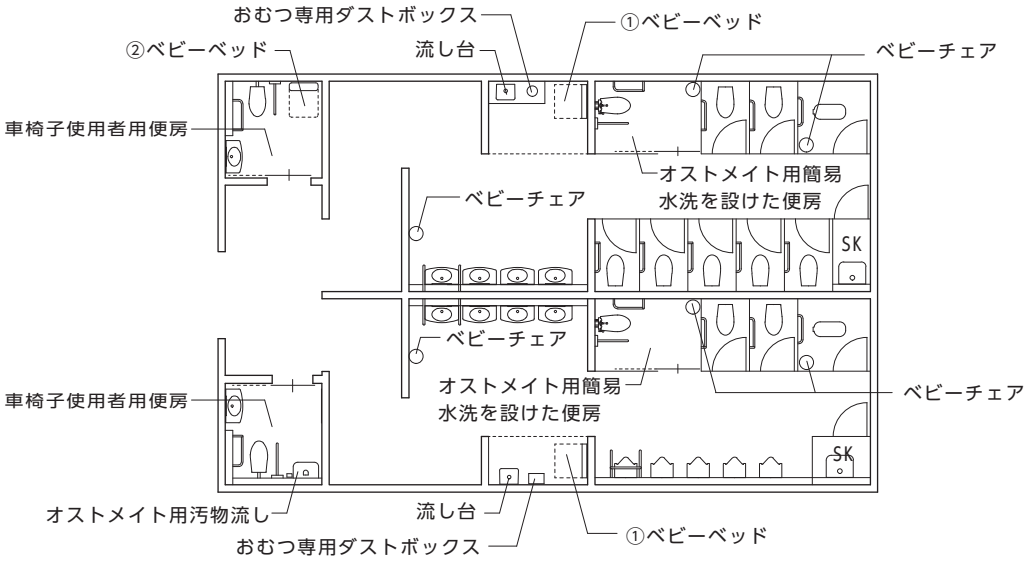


【図18.2】授乳室（個人利用）の配置例



《 参 考 図 》

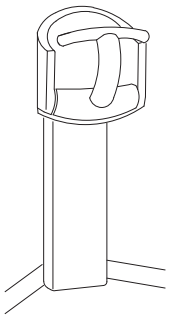
【図18.3】ベビーチェア・ベビーベッドのレイアウト例



①ベビーベッドを便房以外に設ける場合
　便所の混み具合に左右されずに、ベビーベッドを使用することができるため、乳幼児を連れた者の利用が特に多い施設については有効である。

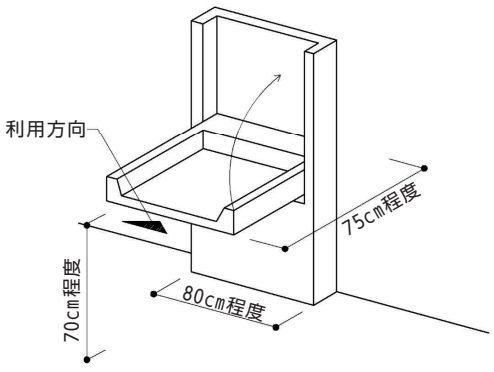
②ベビーベッドを車椅子使用者用便房内に設ける場合
　ベビーカーごと中に入れることができ、ベビーベッドが使用できる。なお、車椅子使用者が正面から便器へアプローチする際や、ドアへ接近する際に、ベビーベッドが支障とならないよう配慮する。

【図18.4】ベビーチェアの例

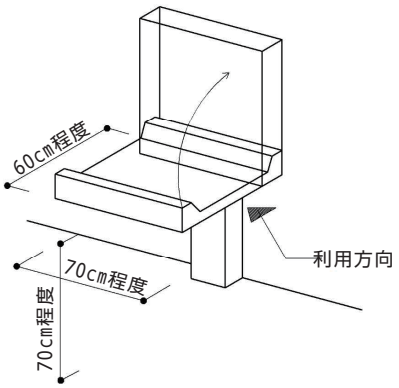


【図18.5】ベビーベッドの例

■壁・床取り付け方式



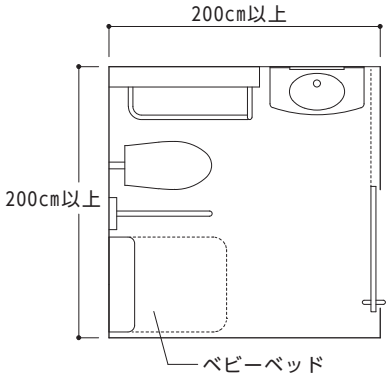
■壁取り付け方式



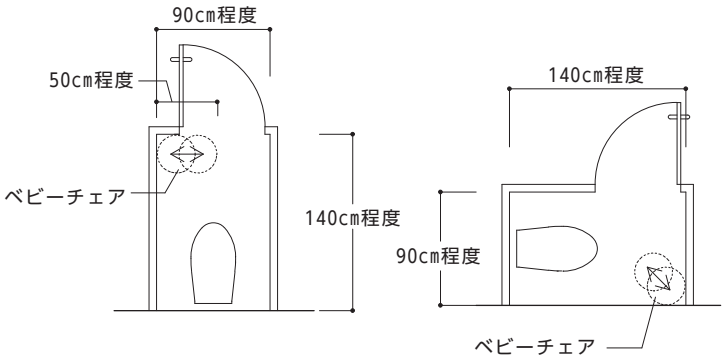
《 参 考 図 》

【図18.6】便房内にベビーベッド、ベビーチェアを設ける例

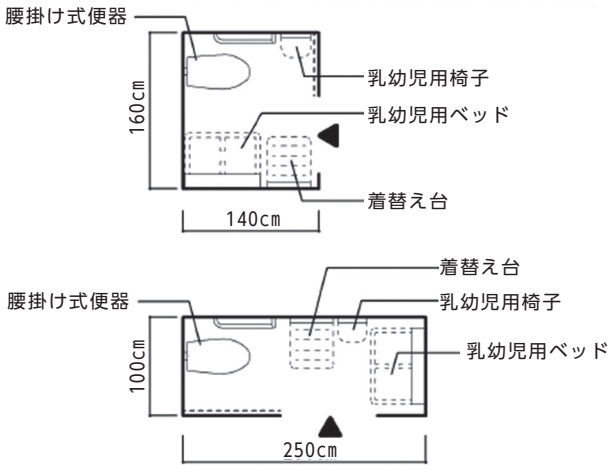
■車椅子使用者用便房内に設ける場合



■一般便房内に設ける場合



■子育て支援設備を設けた便房の例
（ベビーカーと共に入ることができる寸法）



【図18.7】表示例



ベビーチェア　おむつ交換台　ベビーケアルーム

⑲洗面所

【基本的考え方】

車椅子使用者用便房以外に設けられた洗面・手洗器も、1 以上を高齢者、障害者等の利用に配慮したものとし、車椅子使用者も円滑に利用できるものとする。

■必要な整備

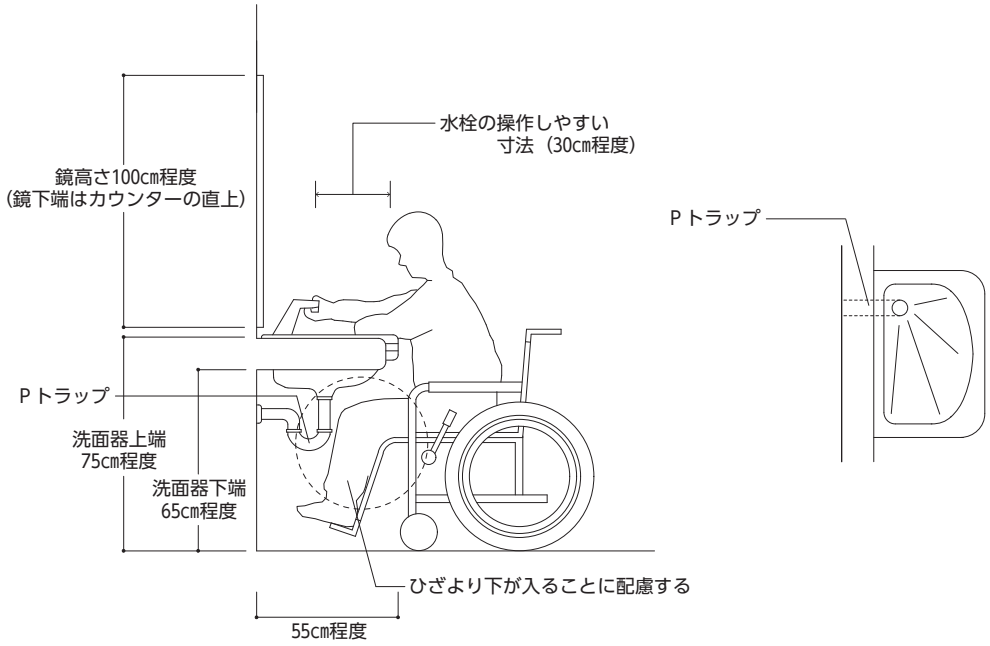
洗面器	・　壁に堅固に取り付ける。 ・　車椅子使用者が利用可能な洗面器（以下「車椅子対応洗面器」という。）を 1 以上設ける。 ・　車椅子対応洗面器は、下部に高さ 65cm 程度、奥行き 55cm 程度の空間を確保し、ひざや足先が入るスペースを設ける。 ・　洗面器の上端の高さは 75cm 程度とする。	→【図 19.1】参照
手すり等	・　洗面器のうち 1 以上には、歩行困難者が利用しやすいよう手すりや左右にカウンターを設け、寄りかかれる等の配慮を行う。ただし、車椅子使用者専用となる洗面器には手すりを設けなくてもよい。	→【図 19.2】参照
水栓金具	・　光感知式等の自動式が最も良いが、手動式の場合はレバー式など簡単に操作できるものとする。 ・　水が跳ねないものを使用する。	
トラップ	・　車椅子使用の際に支障とならないよう横引きタイプ（P トラップ）とする。	→【図 19.1】参照
鏡	・　車椅子対応洗面器の鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設置する。	→【図 19.1】参照
床面	・　床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	
その他の注意事項	・　手荷物棚や車椅子使用者が使いやすい高さの荷物掛けフックを設ける。 ・　洗面台の前面には車椅子の転回に必要なスペース（幅 140cm 程度）を確保する。	

■望ましい整備

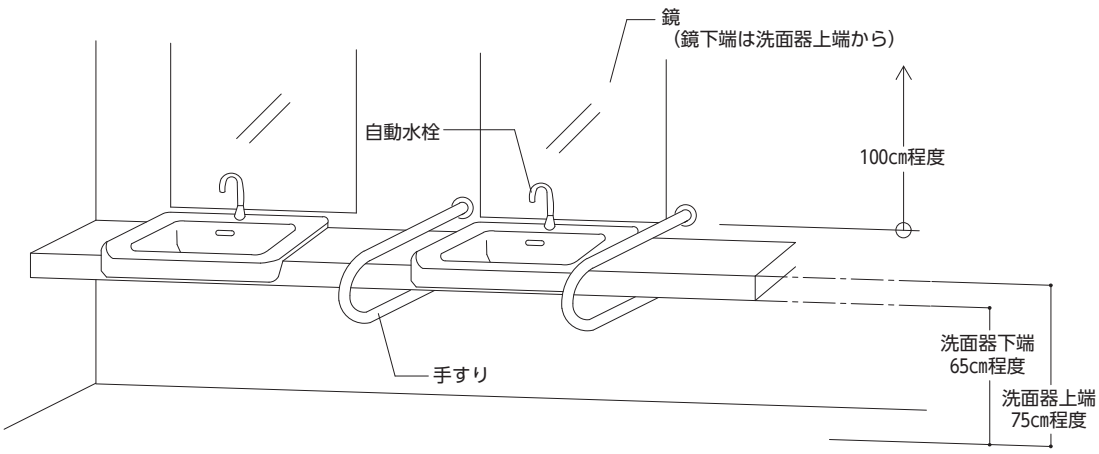
洗面器	・　車椅子使用者と歩行困難者に配慮したものを分けて 2 か所以上に設ける。 ・　子供等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ 55cm 程度、奥行き 45cm 以内、洗面台の端部から吐水口まで 30cm 以内の洗面器も設ける。	
その他の注意事項	・　洗面台周りの附属品（石けん容器、ペーパータオル等）は、仕上がり床面から 80cm～100cm の高さで、洗面台中央から 75cm 程度の利用しやすい位置に設置する。	

《 参 考 図 》

【図19.1】車椅子使用者が利用しやすい洗面台



【図19.2】手すり付き洗面化粧台



⑳更衣室・脱衣室

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が更衣及び入浴のための脱衣を円滑に行いやすい形状、位置に設け、一連の動作が円滑に行えるよう形状等に配慮する。

■必要な整備

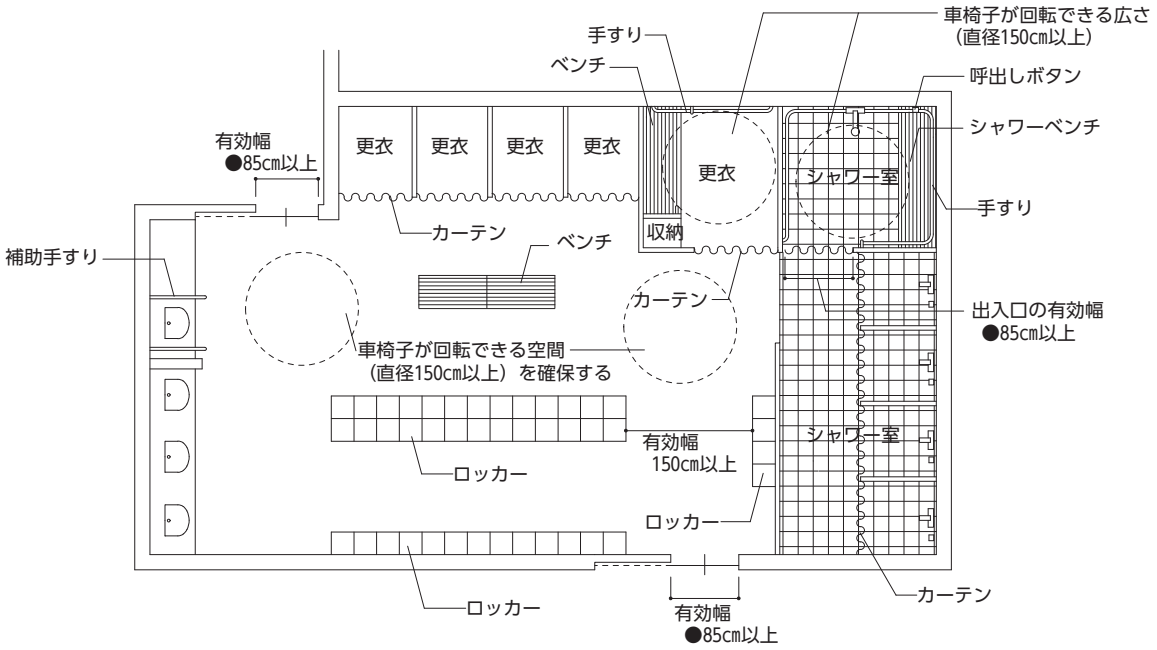
	移動等円滑化の措置がとられた浴室等と一体となる更衣室・脱衣室の出入口及び床面の仕上げは、建築物（共同住宅等以外）の整備基準「⑨浴室又はシャワー室」による整備が必要となる。	
出入口	・　出入口の有効幅は 85cm 以上とする。 ・　更衣室、脱衣室へ入るための通路、出入口は段差その他の障害物を設けない。 ・　出入口前後に車椅子使用者が方向を転回できるスペースを設ける。 ・　戸を設ける場合は上つり引き戸とする。 ・　ブースなどはカーテンとする。	→【図 20.1】参照
手すり	・　室内の周囲に手すりを水平に、また必要に応じて垂直に設ける。	
脱衣ベンチ	・　更衣室には脱衣ベンチを置く。 ・　高さは車椅子の座面高さ（40～45cm）と同程度とし、幅は 180cm 程度以上、奥行きは 60cm 程度以上とする。 ・　ベンチの表面及び上体の寄りかかる壁などの部分はクッション付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。 ・　利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。 ・　必要に応じ、上部にぶら下がり用つり輪を設ける。	→【図 20.1】 【図 20.2】参照
ロッカー	・　ロッカーは車椅子でも使用できる高さに取り付け、下部は車椅子のフットサポートが入るようスペースを確保する。 ・　車椅子での使用に適する高さ及び位置は、下端床から 30cm 程度、上端床から 120cm 程度、奥行き 60cm 程度である。 ・　ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から 120 cm程度の低い位置とするか、高さの調整ができるものとする。 ・　ロッカーは補助具を入れるための大きめのものも設ける。 ・　ロッカーに番号等を付ける場合は、大きめの文字を使用するなど分かりやすい標示とする。	→【図 20.2】参照
床面	・　床面は滑りにくい仕上げとする。 ・　床面は転倒しても衝撃の少ない材料を用いる。	
その他の注意事項	・　介助者が異性の場合を考慮し、一般用の更衣室とは別に独立した室を設ける等の配慮をする。	

■望ましい整備

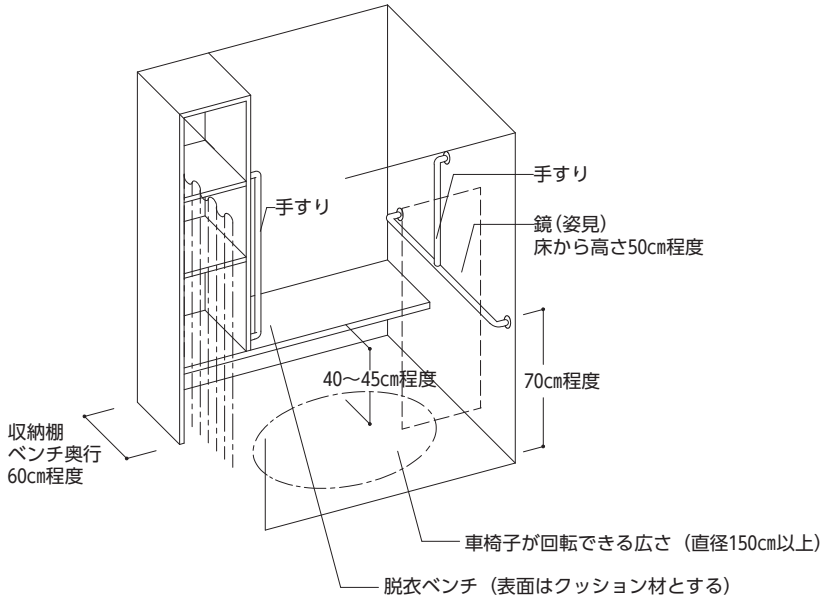
出入口	・　主な出入口の有効幅は 90cm 以上とする。	

《 参 考 図 》

【図20.1】更衣室・脱衣室の例



【図20.2】更衣ブースの例



㉑屋上・バルコニー

【基本的考え方】

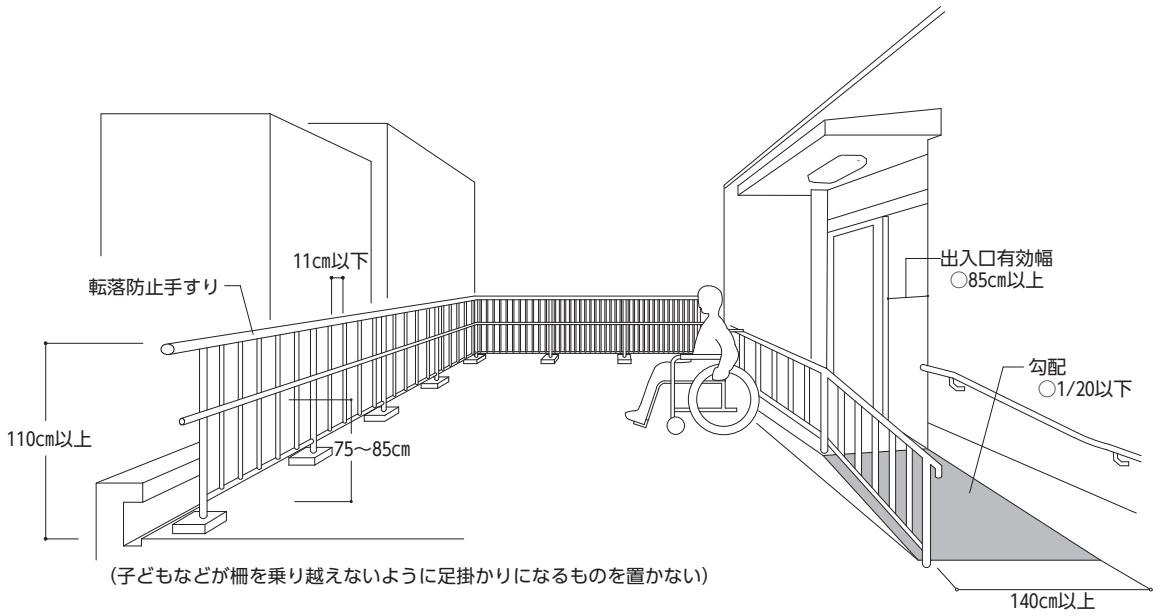
屋上・バルコニーは避難上有効な場所であると同時に、生活上うるおいの場であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。また、屋上・バルコニーは利用居室等に該当するため、そこまでの経路を移動等円滑化経路等として整備する必要がある。

■必要な整備

床面 （表面）	・　床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	
（段差）	・　通行動線上には段差を設けない。段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子使用者が円滑に通行できるものとする。	→【図 21.1】参照
スペース	・　車椅子で移動・回転できるスペースを確保する。	→【図 21.2】参照
手すり	・　転落防止用の手すり（高さ 110㎝ 以上）の他、転落防止に十分配慮したうえで誘導用の手すりを設ける。 ・　転落防止用の手すりの足元周辺には、子供が踏み台の代わりにしてしまうようなものを設けない。	→【図 21.1】参照
屋根･ひさし	・　屋上への出入口及びバルコニーには屋根又はひさしを設ける。	→【図 21.2】参照

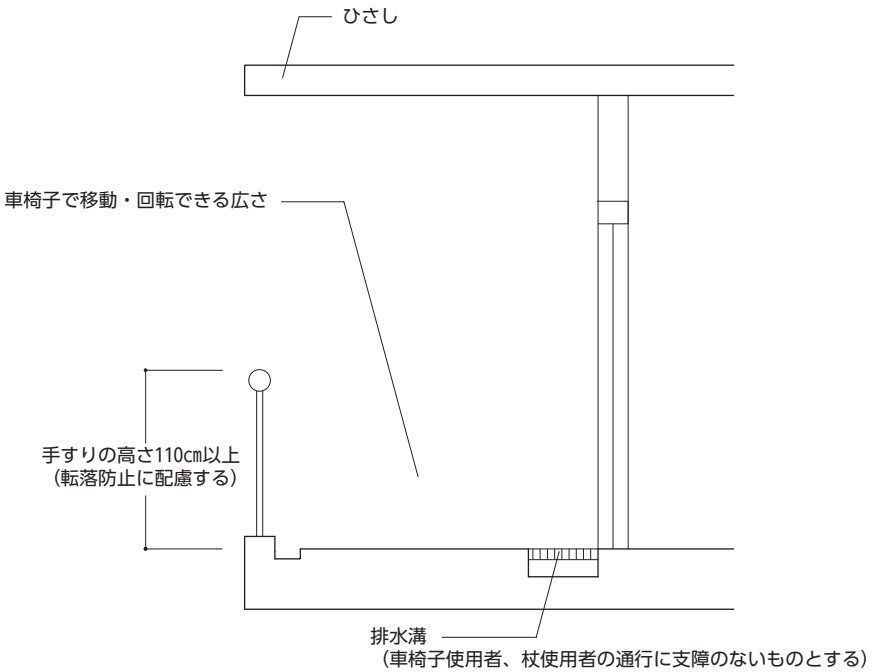
《 参 考 図 》

【図21.1】屋上の整備例



【図21.2】出入口の雨水処理

■排水溝を設けた場合



㉒カウンター

【基本的考え方】

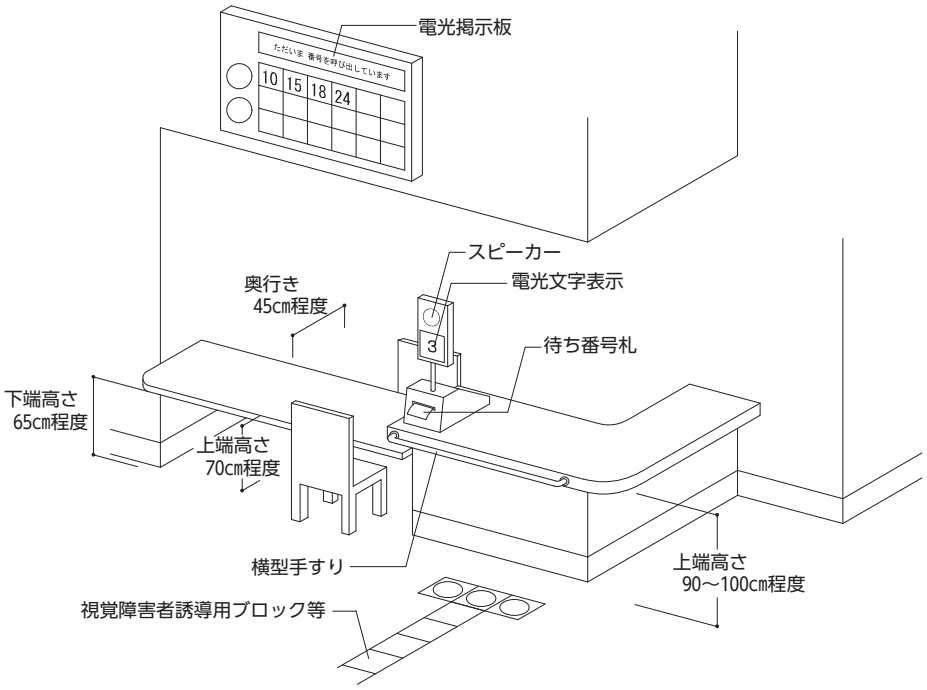
カウンター・記載台は、物品の受け渡し、筆記による応対、対話による応対などの内容に応じて仕様を検討し、高齢者、障害者等が使用しやすい形状、位置に設ける。

■必要な整備

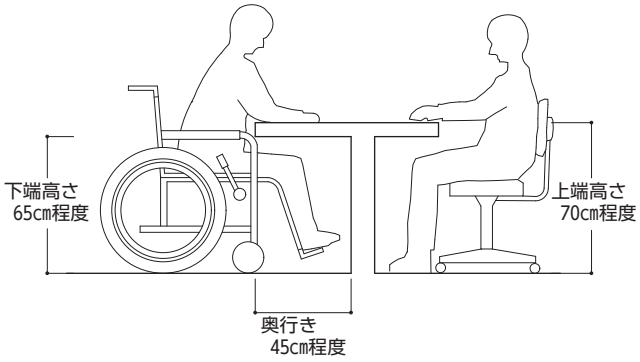
高さ	・　車椅子使用者が利用できるカウンターを設け、カウンター下部には車椅子使用者のひざが入るように、高さ 65cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設ける。また、机上面の高さは 70cm 程度とする。	→【図 22.1】【図 22.2】参照
	・　車椅子使用者用以外のカウンターは使用目的に応じて高さを配慮する。 （例）椅子を使用する場合：机上面高さ 70～80cm 程度 立位で使用する場合：机上面高さ 90～100cm 程度	→【図 22.1】参照
	・　杖使用者用に椅子を設け、杖を立てかける場所を設ける。	→【図 22.3】参照
スペース	・　車椅子使用者が接近できるように、カウンター等の前面に車椅子使用者が回転できる十分なスペース（150cm 角以上）を確保する。	
手すり	・　立位で使用するカウンター等は、体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのための手すりを設ける。	→【図 22.1】参照
呼出しカウンター	・　官公署、銀行、病院等で呼出しを行うカウンターでは、音声による案内のほか、聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して、電光掲示板等を併せて設置する。 ・　赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくいことがあるため、色相に配慮している機器を導入する。 ・　施設用途や必要性を考慮した上で必要に応じ、聴覚障害者等への情報伝達のため、室内信号装置を設置する、又は室内信号装置の受信機を貸し出す。	→【図 22.1】参照
筆談用具等	・　筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を準備して、障害者等とのコミュニケーションに配慮する。 ・　見やすく分かりやすい位置に、筆談用具等がある旨の表示をする。 ・　障害者や外国人等とのコミュニケーションを円滑に行えるよう、ICT 機器の活用も有効である。	
ベビーチェア	・　小さな子供を連れた利用者がスムーズに書類に記入できるように、記載台の付近にベビーチェアを設置することが望ましい。	

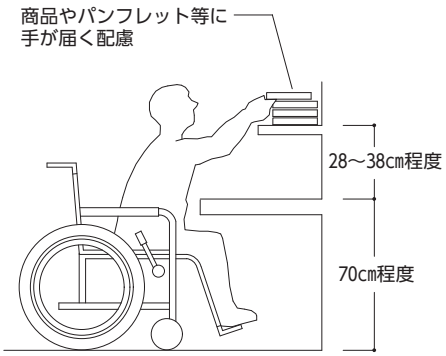
《 参 考 図 》

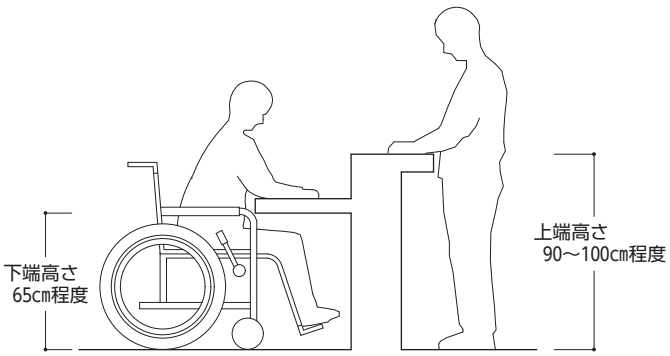
【図22.1】カウンターの整備例



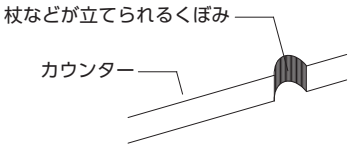
【図22.2】カウンターの基本寸法







【図22.3】カウンターにくぼみを付けた例



㉓公衆電話

【基本的考え方】

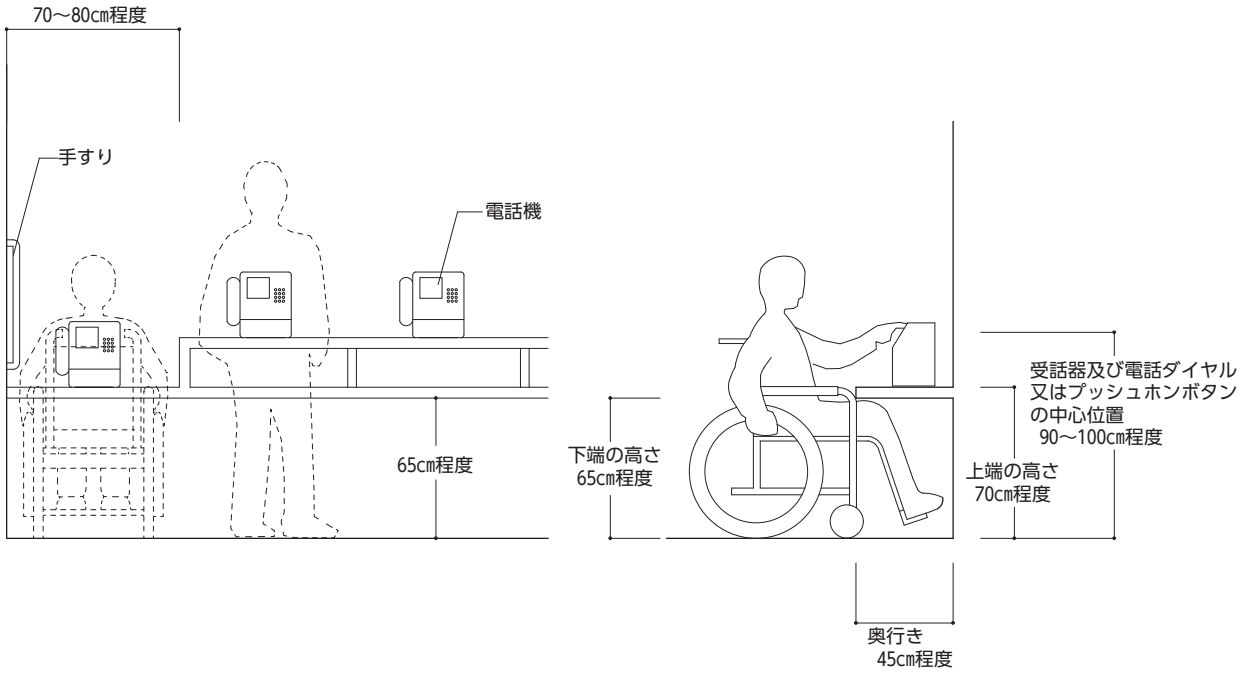
高齢者、障害者等が利用することができる公衆電話を、玄関ホールなどの分かりやすい場所に設置する。

■必要な整備

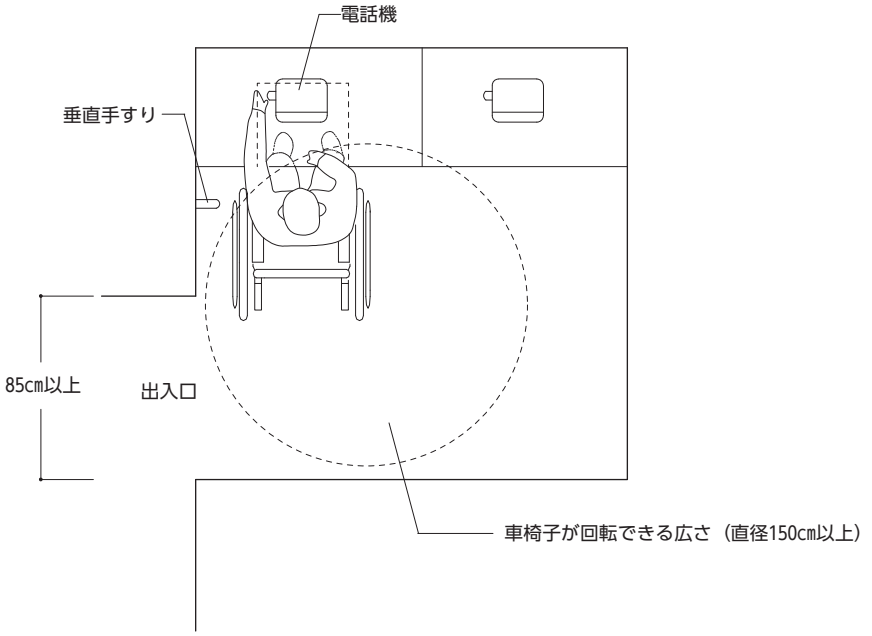
電話台	・　車椅子使用者の利用する電話台の高さは 70㎝ 程度とし、下部に車椅子のフットサポート及びひざが入るよう、高さ 65㎝ 程度、奥行き 45㎝ 程度のスペースを確保する。 ・　車椅子使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように、受話器及び電話ダイヤル又はプッシュホンボタンの中心の高さは、90～100㎝ 程度とする。 ・　電話番号の検索、メモ等に支障がないよう、照明に配慮し、必要に応じ、手元灯を設置する。 ・　パーソナルコンピューターを置く場所を設ける。	→【図 23.1】参照
電話機等	・　視覚障害者用ダイヤル、聴覚障害者用音量増幅装置付受話器、及び上肢の巧緻障害用プッシュホン式等の電話機を設置する。 ・　聴覚障害者、言語障害者のためのファクシミリを設置する。 ・　通信モデム端子を有する公衆電話を設置する。	
周囲	・　周囲に、車椅子使用者が近づけるようなスペースを確保する。	→【図 23.2】参照
手すり等	・　杖使用者など歩行困難者のため、体を支える手すり又は壁面を設置し、杖を立てかける場所を設ける。	
標示	・　障害者の利用を配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、見やすい場所にその旨を表示する。	

《 参 考 図 》

【図23.1】電話台等の基本寸法



【図23.2】電話台周辺の整備例



㉔自動販売機・水飲み器

【基本的考え方】

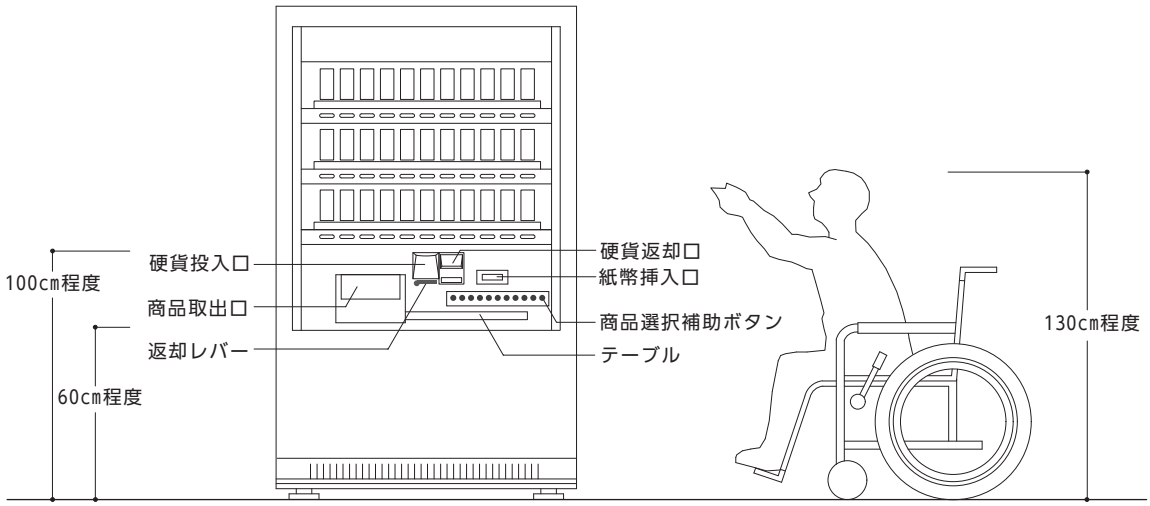
自動販売機･水飲み器はできるだけ設計段階で、だれでもが使用しやすい位置と形状に配慮とするとともに、通行の支障とならないよう配慮する。

■必要な整備

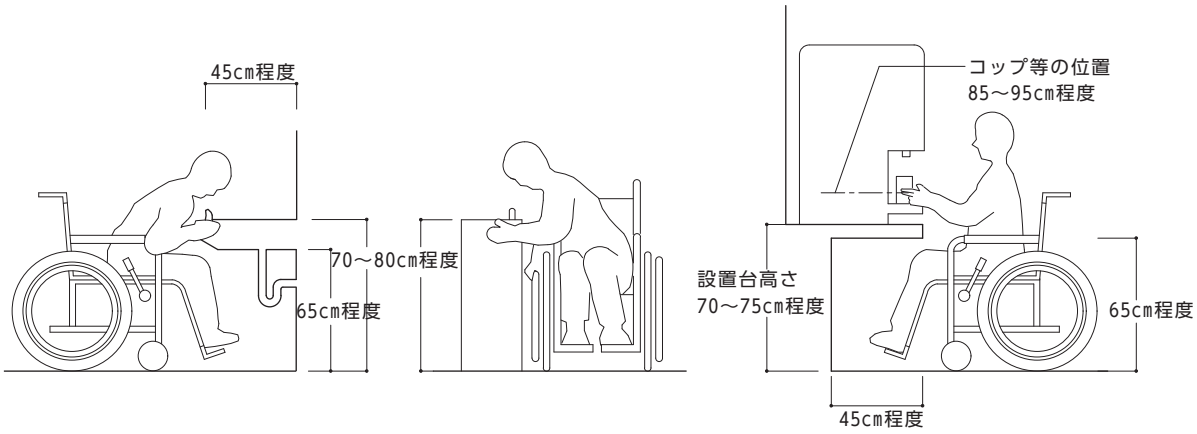
自動販売機	・　転倒防止金物により壁や床に固定する。 ・　車椅子使用者が接近できるようなスペースを確保する。 ・　金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ 60㎝～100㎝ 程度の範囲に収まるものを設置する。 ・　自動販売機の下部には車椅子のフットサポートが入り込める空間を設ける。 ・　操作ボタンには、品目、金額等を点字で表示する。 ・　自動販売機のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外に平仮名を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。 ・　金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。 ・　金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差がある縁取りなどにより識別しやすいものとする。	→【図 24.1】参照
水飲み器	・　水飲み器の型式は壁掛式とするなどにより下部に車椅子使用者のひざが入るスペースを確保する。 ・　壁から突出している水飲み器は、視覚障害者にとって衝突の危険があるので、アルコーブを設け、その中に設置する。 ・　水飲み器、自動販売機等の周辺には、車椅子使用者が接近できる水平部分を確保する。 ・　水平部分は、間口 150㎝ 以上、奥行き 150㎝ 以上のスペースとする。 ・　車椅子使用者用に周囲に十分なスペースを確保する。 ・　飲み口は、高さ 70㎝～80㎝ 程度とする。 ・　飲み口は、上向きとする。 ・　給水栓は、光電管式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のものは手動式のものと併設する。なお、使用の始めに勢いよく水がでないよう給水栓を調節する。 ・　給水量の調節ができるものとする。 ・　杖をたてかける場所、フック等又は椅子を設置する。	→【図 24.2】【図 24.3】参照 →【図 24.2】【図 24.3】参照
その他の注意事項	・　タッチパネル方式の自動販売機は、視覚障害者にとって分かりづらいため、テンキーをつけるなど、視覚障害者が支障なく利用できるよう配慮する。	

《 参 考 図 》

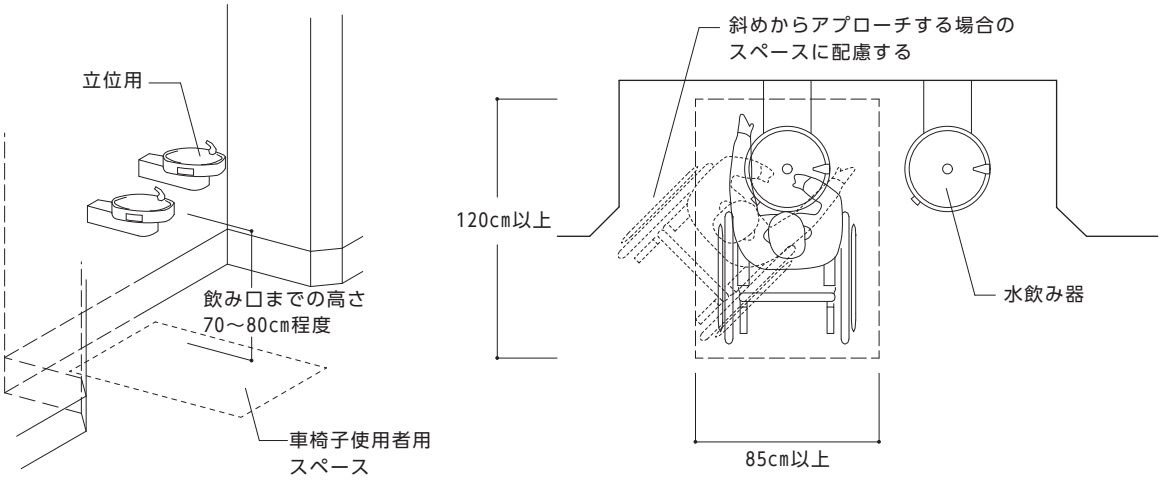
【図24.1】自動販売機の例



【図24.2】水飲み器の基本寸法



【図24.3】高さが異なる水飲み器の例



㉕コンセント・スイッチ

【基本的考え方】

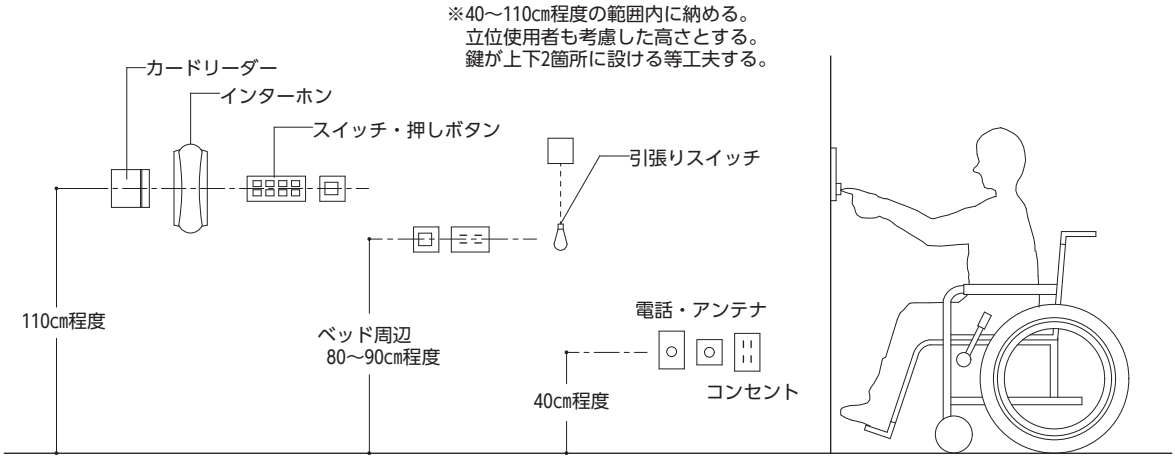
主要なコンセント･スイッチ類は､車椅子使用者と立位の歩行困難者等の両者に対応できるような位置に設け､視覚障害者を含むだれもが使用しやすい形状とする。

■必要な整備

高さ・形状	・　コンセント類は、中心の高さが床上 40cm 程度に設置する。 ・　スイッチ類は、中心の高さが床上 110cm 程度に設置する。 ・　ベッド周辺に設置するコンセント・スイッチ類は、中心の高さが床上 80～90cm 程度に設置する。 ・　インターホンは、受話器及び操作部の中心の高さが床上 110cm 程度となるよう設置する。 ・　側面に壁がある場合、車椅子での寄りつきを考慮して、空きを 40cm 以上確保する。 ・　スイッチ、ボタンなどは、大型で操作が容易なタンブラースイッチなどを設置する。 ・　操作方法やオン・オフの状態が分かりやすいものとする。 ・　同一用途のスイッチ類は建築物内で統一したデザインとする。 ・　コンセント・スイッチ類は、周囲の色との対比を明確にし、認識しやすいものとする。	→【図 25.1】参照 →【図 25.2】参照
標示	・　必要に応じ点字表示を行う。 ・　浮き彫りのシンボルマークや文字等によりスイッチの機能を簡単に説明する。	

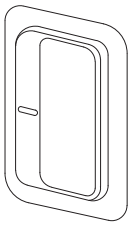
《 参 考 図 》

【図25.1】コンセント、スイッチの高さの例



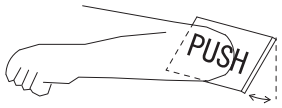
【図25.2】大型スイッチの例

■タンブラースイッチ



スイッチの位置が分かりやすい
パイロットスイッチ付

■プッシュスイッチ



㉖緊急時の設備・施設

【基本的考え方】

危険の標示は、見落とされたり誤認されたりすると、人命に関わるので、目につきやすい場所に設け、緊急時の情報を確実に伝える設備とする。避難に関わる設備・施設については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は分かりやすく、最短の経路とすることが重要である。

■必要な整備

警報装置	・　警報装置は光及び音声によって非常事態の発生を告げる装置とする。 ・　警報装置には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字や図記号（ピクトグラム）により知らせる文字標示装置を設ける。	→【図 26.1】参照
避難経路・非常口	・　想定される避難経路上には段差を設けない。 ・　避難経路となる階段は、暗くても段鼻や手すりが見えるよう配慮する。 ・　避難経路には点滅誘導灯及び誘導音響装置を設けるとともに、煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さにも併設する。 ・　非常口には段差を設けない。やむを得ない場合は「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」に定める構造とし、かつ望ましい整備に適合する傾斜路を設ける。	→【図 26.2】参照
一時待避スペース	・　車椅子使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時待避スペースを設ける。 ・　非常用エレベーター付近や階段踊場等に 90×120㎝ の一時待避スペースを設ける。 ・　階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段の付室等に設置し、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。 ・　車椅子使用者が待機するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。 ・　一時待避スペースであることを、分かりやすく表示する。 ・　階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示する。 ・　一時待避スペースには、緊急時に連絡がとれるようインターホンを設置する。 ・　救援まで時間のかかる場合を考慮し、携帯トイレ等の防災用品を備えておく。	→【図 26.3】 【図 26.4】 【図 26.5】 【図 26.6】 【図 26.7】参照 →【図 26.8】参照
救急処置室・休憩室	・　多数の利用者が見込まれる場合は、体調が悪くなった人等に備えて、救急処置室や休憩できるスペースを設ける。	
非常放送設備等	・　非常放送設備を設置する建築物には、視覚障害者、聴覚障害者に配慮し、光、文字、音、音声等による非常放送設備を併設する。 ・　非常放送設備に加え、通報装置も設置する。	

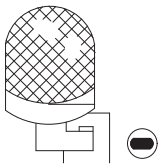
◆ソフト面の工夫

	・　聴覚障害者には連絡先を把握し、メール等で緊急時の連絡をすることも有効である。 ・　災害時等に避難経路を適切に利用できるよう、利用者や施設職員に対して避難方法や連絡手段等を日頃から周知するとともに、高齢者や障害者、外国人等の避難を想定した防災訓練等を実施する。	

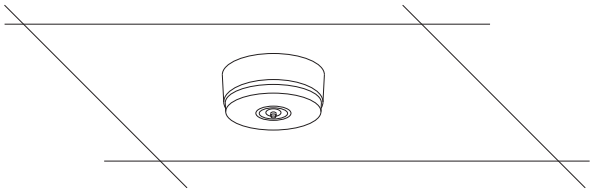
《 参 考 図 》

【図26.1】警報装置の例

■非常ランプ

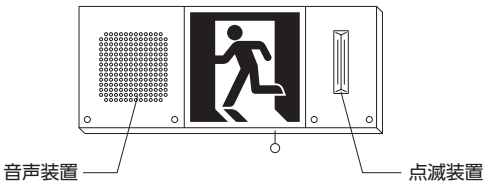


■光警報装置



【図26.2】情報伝達設備

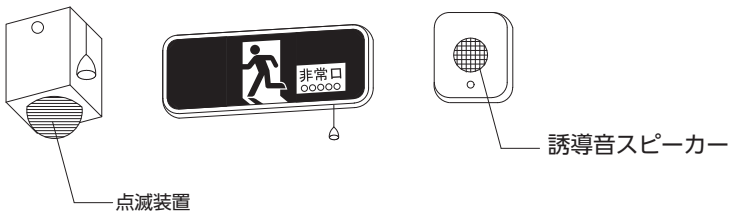
■点滅式誘導音付加誘導灯（壁埋め込み型）



■点滅型誘導灯（天井直付型）

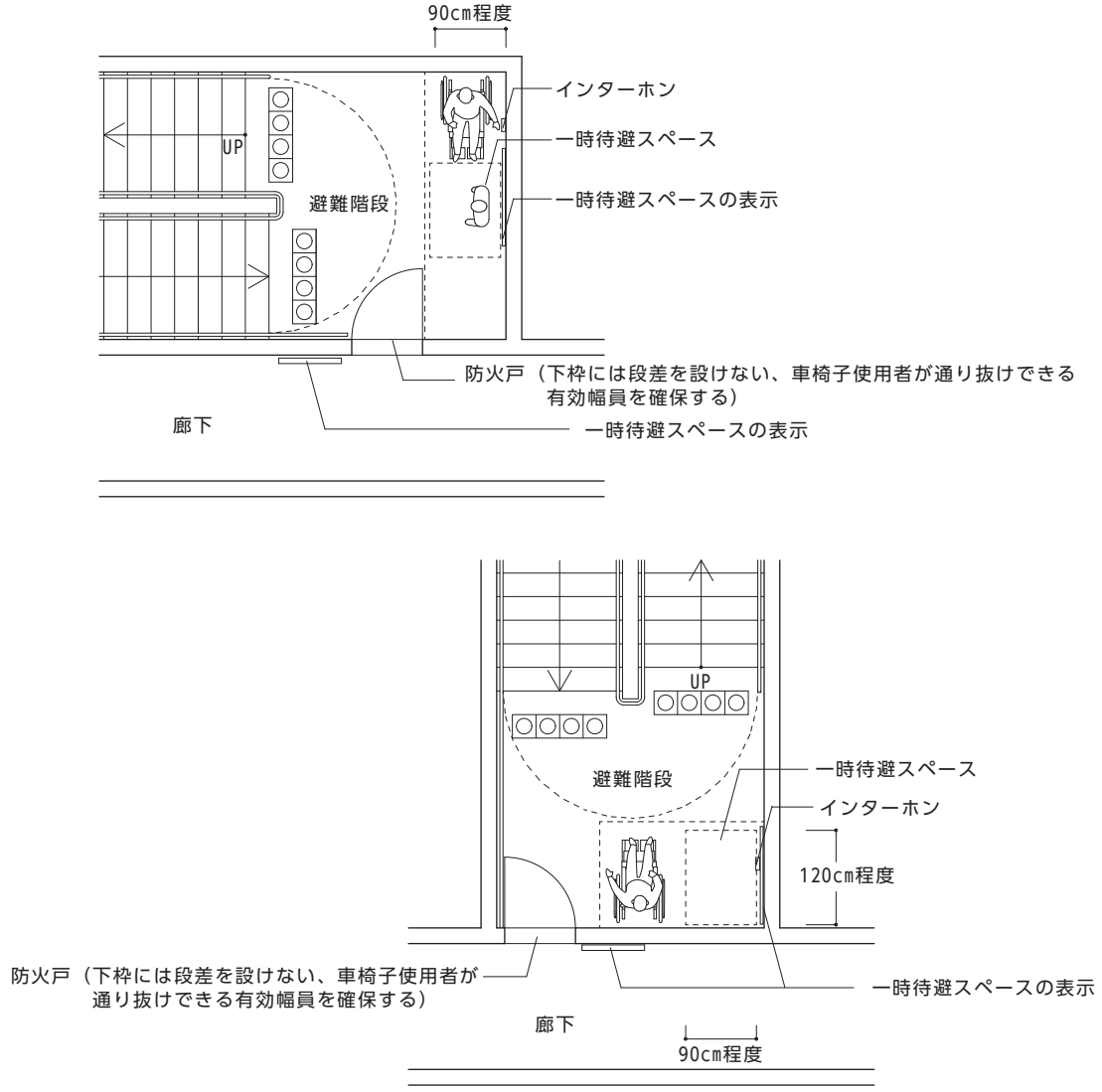


■既設誘導灯に追加取付する方法

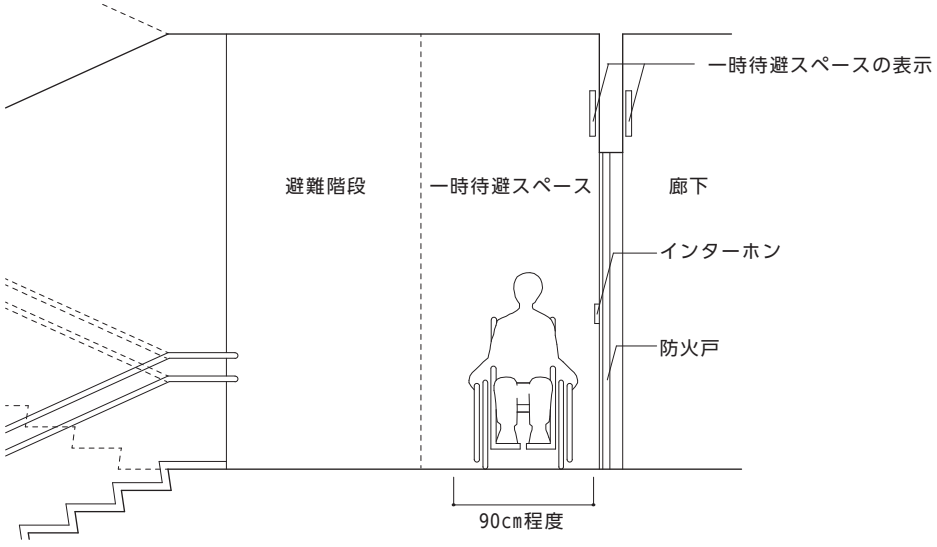


《 参 考 図 》

【図26.3】階段の一時待避スペースの例

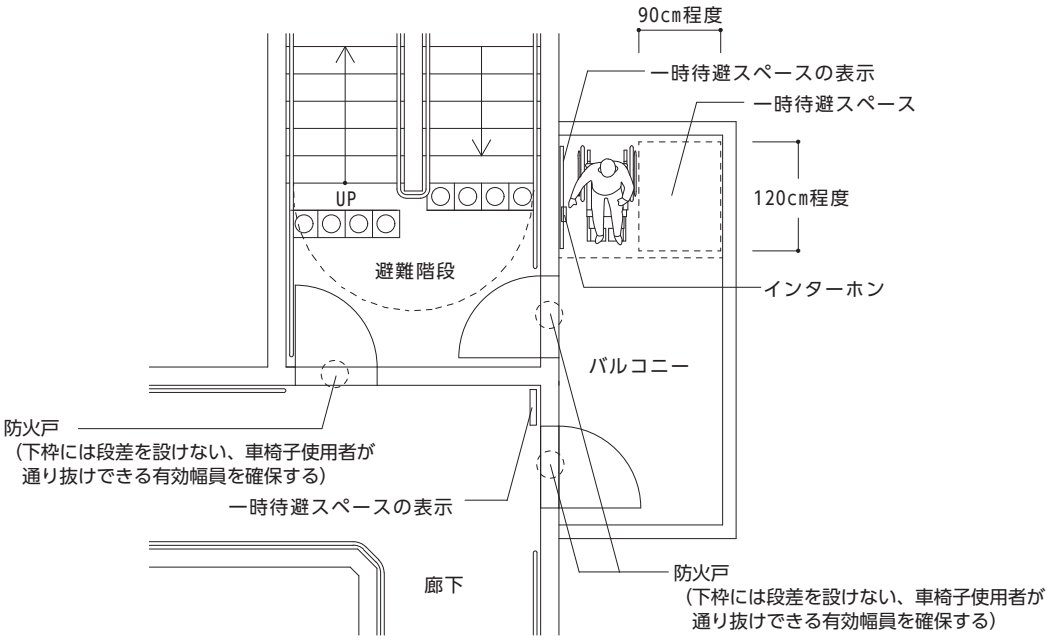


【図26.4】一時待避スペースの断面イメージ（避難階段）

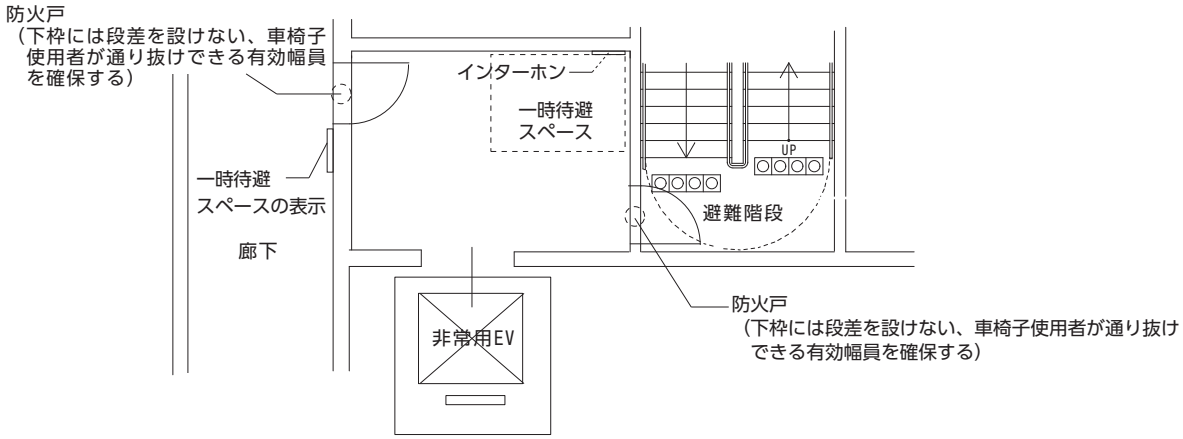


《 参 考 図 》

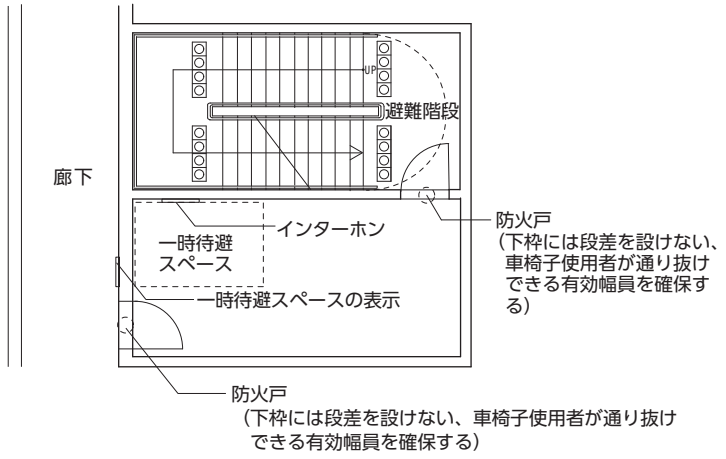
【図26.5】バルコニー等の一時待避スペースの例



【図26.6】非常用エレベーターの兼用ロビーに設定する例



【図26.7】避難階段に連結して設定する例



【図26.8】一時待避エリアの表示例



※一時待避エリアの要件を満たす場合に限る。
※一時待避エリアについては、「高層建築物等
における歩行困難者等に係る避難安全対策」
（平成25年 東京消防庁）を参照すること。

㉗手すり

【基本的考え方】

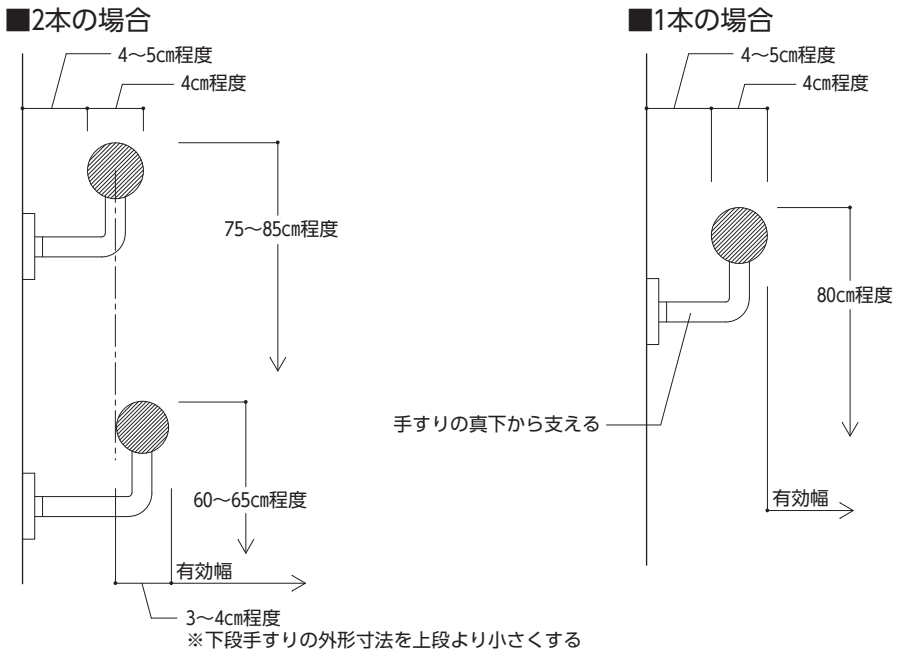
手すりは、高齢者、障害者等の誘導、転落防止、移乗動作の補助等について有効な設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する。

■必要な整備

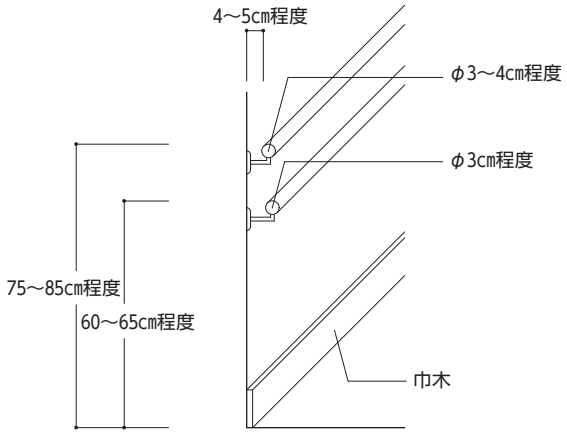
種別	・　手すり（廊下、階段、スロープなど）の取り付け高さは、1 段の場合は 75cm～85cm 程度、2 段の場合は 60cm～65cm 程度及び 75cm～85cm 程度とし、誘導を考慮して連続して設ける。 ・　2 段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置する。 ・　移乗等動作補助用手すり（便所、浴室など）は動作に応じて、水平・垂直型のものを設ける。	→【図 27.1】【図 27.2】参照
形状	・　外径 3～4cm 程度の円形又は楕円形とする。（下段にあっては 3cm）	→【図 27.1】参照
壁との関係	・　壁との空きは、4～5cm 程度とし、手すりの下側で支持する。 ・　手すりが取り付く壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。	
端部	・　端部は下方又は壁面方向に曲げる。	→【図 27.3】参照
水平部分	・　階段の手すり端部の水平部分は、降り口と踊場は 45cm 以上、昇り口は 30cm 以上とする。	→【図 27.4】参照
	・　傾斜路の手すり端部の水平部分は、45cm 以上とする。	→【図 27.5】参照
材質	・　手ざわり、耐久性、耐食性などを取付箇所に見合ったものとする。 ・　階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。 ・　壁等周囲と識別しやすい色とする。	
標示	・　廊下等の手すりの端や曲がり角及び階段の始終点などの要所には現在位置や行き先などを点字で表示する。	→【図 27.6】参照
	・　階段および傾斜路の手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、昇降以前の水平部分に表示する。	→【図 27.7】参照
その他の注意事項	・　高齢者や障害者等が主に利用する施設においては、玄関や廊下等にも連続して手すりを設ける。また、屋内にも手すりを設ける。 ・　視覚障害者の誘導が必要な施設では、手すりに加えて、音声案内装置の設置や施設の職員等による誘導を行う。	

《 参 考 図 》

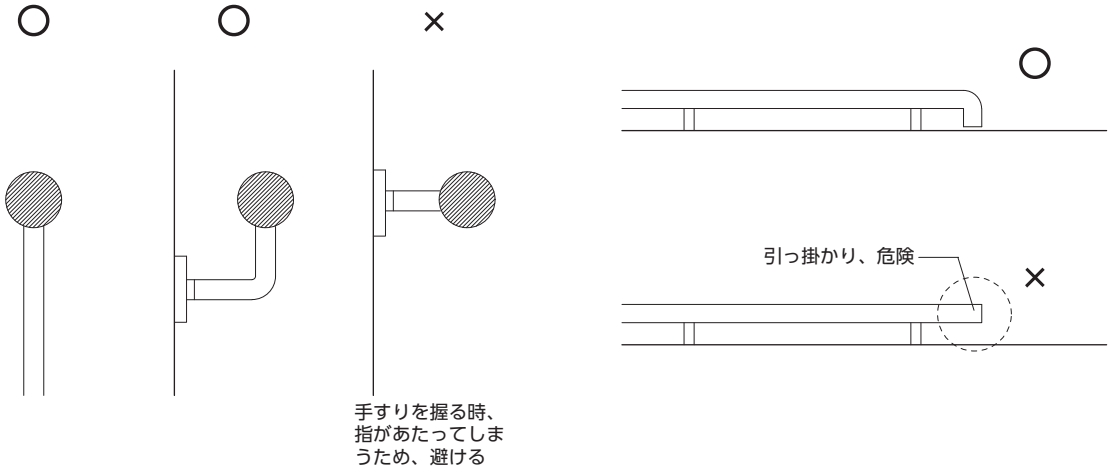
【図27.1】手すりの位置と形状



【図27.2】壁面の設置例

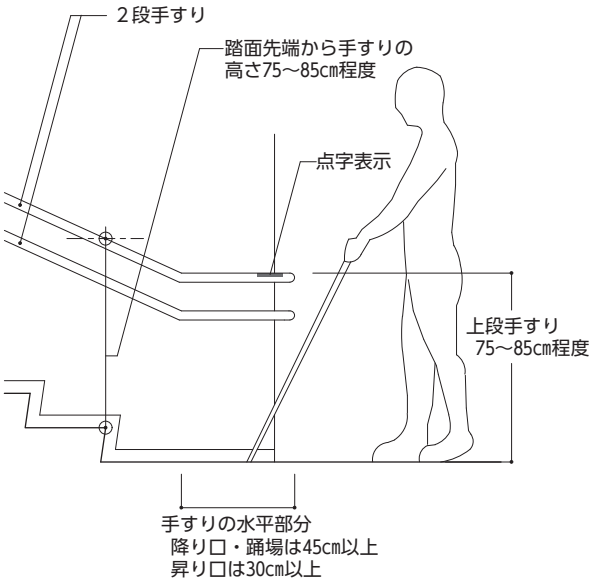


【図27.3】手すりの形状

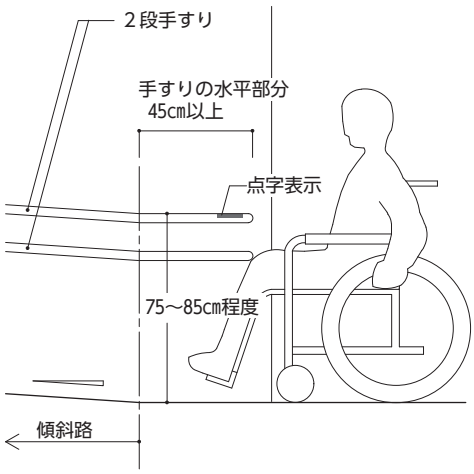


《 参 考 図 》

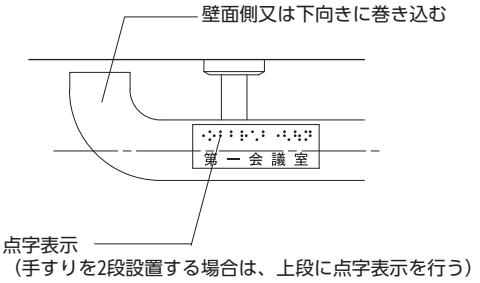
【図27.4】階段の手すりの例

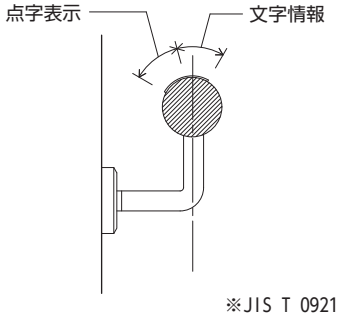


【図27.5】傾斜路の手すりの例



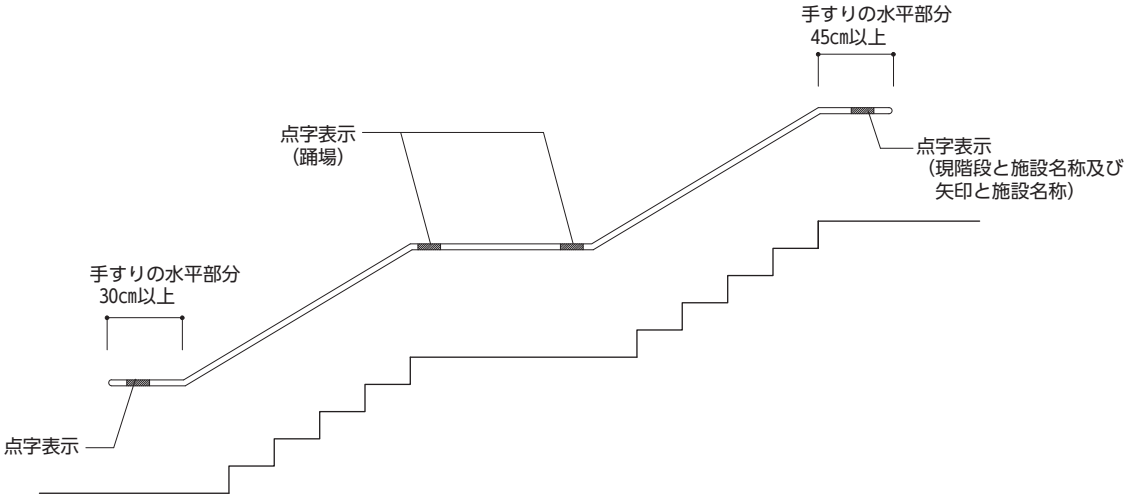
【図27.6】手すりの端部と点字表示





※JIS T 0921参照

【図27.7】階段手すりと点字表示取付例



㉘床の滑り

【基本的考え方】

床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

■必要な整備

評価指標

・　床の滑りにくさの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）や JIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法-第 12 部：耐滑り性試験方法）によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R・B）を用いる。

・　石材などの高分子系張り床材や陶磁器質タイル以外の床材についても、これらの試験方法によって滑り抵抗値を測定することが可能である。

→【図 28.1】参照（滑り試験機の例）

材料・仕上げ

(1)履物を履いて動作する床

・　床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案した上で、表－1 の滑り抵抗係数（C.S.R）の推奨値（案）※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

■表-1　履物着用の場合の滑り　日本建築学会の推奨値（案）

床の種類	単位空間	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R＝0.4 以上
	傾斜路（傾斜角：θ）	C.S.R-sinθ＝0.4 以上
	客室の床	C.S.R＝0.3 以上

※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会　床工事 WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月）

(2)素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床

・　床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案した上で、表－2 の滑り抵抗値（C.S.R・B）の推奨値（案）※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

■表-2　素足の場合の滑り　日本建築学会の推奨値（案）

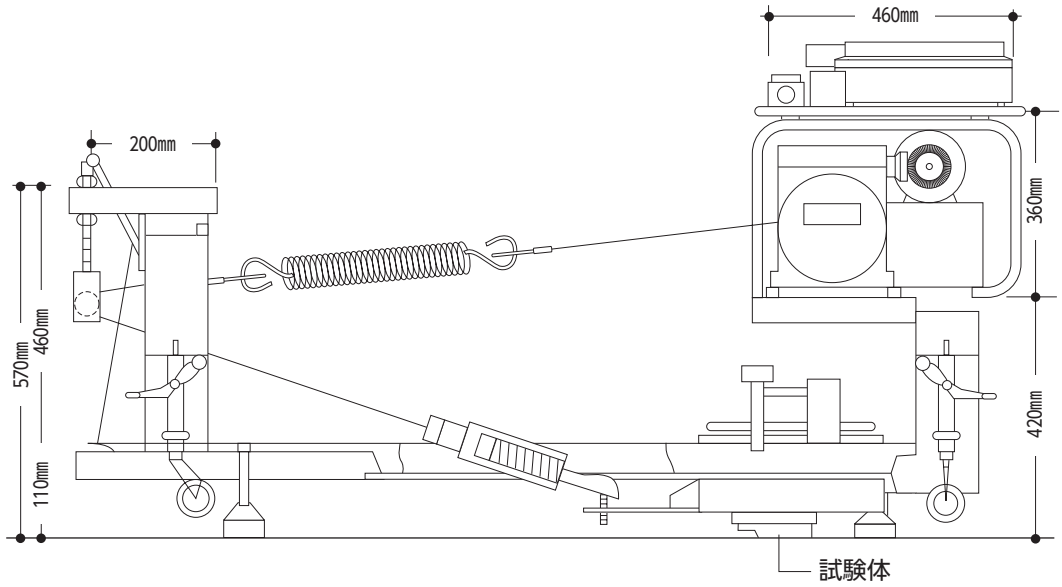
床の種類	単位空間	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B＝0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B＝0.6 以上

※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会　床工事 WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月）

使用条件	・　履物の有無や種類、ほこりや、水分の付着の有無により滑りやすさは大きく異なるので、材料・仕上げの C.S.R 値等を確認するときは、床の使用時に想定される次の条件を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認する。 ・下足（靴、運動靴、サンダル等）、上足（靴下・スリッパ等）又は素足 ・雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等	
滑りの差	・　突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避ける。	
留意事項	・　階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶ。 ・　特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがある。 ・　滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜り等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意する。 ・　一般的に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石けん水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、滑り片を靴下とした C.S.R 値で安全側に評価できる可能性が高い。 ・　金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮する。 ・　グレーチングやマンホール蓋は雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮する。 ・　床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗や清掃状況により、竣工時の状況から変化することに留意して、清掃や適切なメンテナンスを行う。	

《 参 考 図 》

【図28.1】滑り試験機（O-Y・PSM）の概要



㉙店舗内の通路や座席

【基本的考え方】

整備基準では利用居室等の出入口までの整備を定めているが、高齢者、障害者等が円滑に店舗を利用するためには、店舗内の通路や座席の配置について配慮する必要がある。

■必要な整備

店舗内通路	・　車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）が、テーブルや目的の棚まで行けるような幅員（90㎝ 程度）を確保する。飲食店の場合は、椅子に座った状態でも 90㎝ 程度を確保する。 ・　飲食店の配膳カウンターまでの通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180 ㎝程度を確保する。 ・　会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140 ㎝以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は 120 ㎝以上とする。 ・　店舗内において、車椅子使用者が転回できる場所（原則 140㎝ 角以上）を 1 以上確保する。 ・　商品や広告等を通路にはみ出して幅を狭めないようにする。 ・　段差を設けない。やむを得ず段差が生じてしまう場合は、傾斜路の設置やスロープの用意を行う。	
店舗内での配慮 （座席）	・　車椅子のまま利用できる席は店内全体に分散させ、席を選べることが望ましい。 ・　複数の車椅子使用者が一緒に利用できる席を確保することが望ましい。 ・　小規模の店舗等で通路幅を広く確保することが難しい場合でも、飲食店の場合は最低でも 1 箇所のテーブルまで車椅子使用者が単独で行けるようにする。	
（待合）	・　サービス店舗や飲食店等の待合には、高齢者、障害者等の休憩のように供する設備（ベンチ等）を設ける。その際、通行の妨げにならないよう配慮する。 ・　車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する（ベンチ等の移動による対応も可とする）。 ・　車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子 1 台につき 90 ㎝以上とし、奥行きは 120 ㎝以上とする（可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可とする）。	
飲食店での配慮 （座席）	・　車椅子使用者のひざが入るよう、テーブルの下部に高さ 65㎝ 程度、幅 70㎝ 程度、奥行き 45㎝ 程度のスペースを設ける。 ・　肘掛け椅子と肘掛けのない椅子を取り混ぜて配置することが望ましい。 ・　車椅子使用者が車椅子のまま席につけるよう、固定していない椅子で、テーブル席・カウンター席を用意する。また、椅子は軽く、位置を変えやすいものとする。 ・　テーブル席・カウンター席の高さは、「㉒カウンター」を参照 ・　座席の、蹴込みは座面奥行きの 1/3 以上を確保し、椅子の支柱や対角材が、蹴込みの妨げにならないよう配慮する。 ・　座席間の間仕切りは、可動式とする。 ・　車椅子使用者が車椅子のまま食事ができる等、原則として可動式の椅子席とする。 ・　固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の 1/2 以上の席を可動式の椅子席とする。 ・　可動式の椅子席を設けるとともに、テーブルも可動式とすることで、レイアウト	→「㉒カウンター」参照

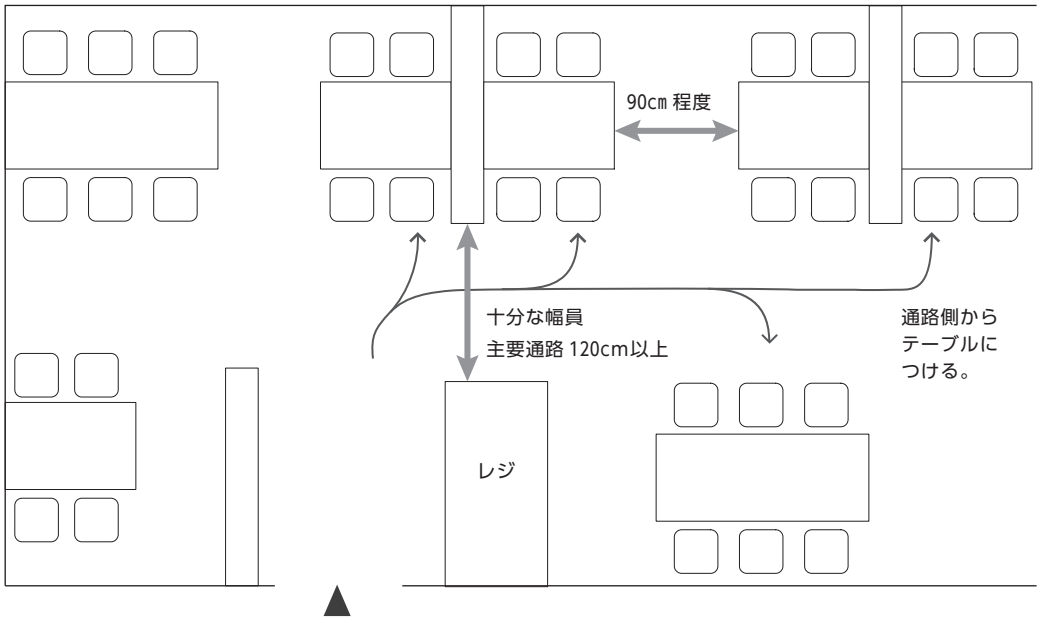
	変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにする。 ・　可動式の椅子等は、車椅子使用者と同伴者、又は 2 人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。 ・　可動式の椅子席等は、車椅子使用者だけに特別に対応するものではなく、他の利用者も共通して利用できるものとして設ける。	
（その他）	・　視覚障害や聴覚障害等、障害特性に応じて、点字や写真を活用した注文のしやすいメニューを用意する。 ・　点字メニューがない場合には、店員がメニューを読み上げる等により、視覚障害者に配慮する。 ・　知的障害者、発達障害者、精神障害者等が落ち着いて食事を行うことや、子ども連れの方が安心して食事を行うこと等、多様なニーズへの対応として個室（簡易な仕切りや間仕切り等を含む）を用意する。 ・　セルフサービスの飲食店やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設ける。	
物販店での配慮 （商品棚）	・　セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。 ・　車椅子使用者や子供の視線でも選びやすく、手が届きやすくなるよう棚の高さに配慮するとともに、商品を整理して陳列する。 ・　外国人にも分かりやすいよう、多言語表記を行う。 ・　主要な経路上の通路で商品棚間の有効幅員は 120 ㎝以上とする。（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする。）ただし、片側商品棚の場合は 90 ㎝以上とする。	
（レジカウンター）	・　客と店員が円滑にお金や商品のやりとりや会話ができるレジカウンターの高さ及び車椅子使用者やベビーカー使用者等が使えるレジの通路幅を確保する。 ・　客側からも金額を確認できるようにする。 ・　手荷物や杖を置いて財布の出し入れができるように、レジ前に荷物や杖を一時的における台などを設置する。	
（試着室）	・　車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。 ・　車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ（120 ㎝以上×90 ㎝以上）を確保する。 ・　試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の座面高を 42～45 ㎝程度とする。 ・　試着室の前室に介助者等の待合スペースを設ける。 ・　車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫する。	
（その他）	・　客へのお知らせは、音声情報と視覚情報との両方で伝えるよう工夫する。 ・　車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台（購入済の商品を袋詰めするための台）を 1 以上設ける。	

◆ソフト面の工夫

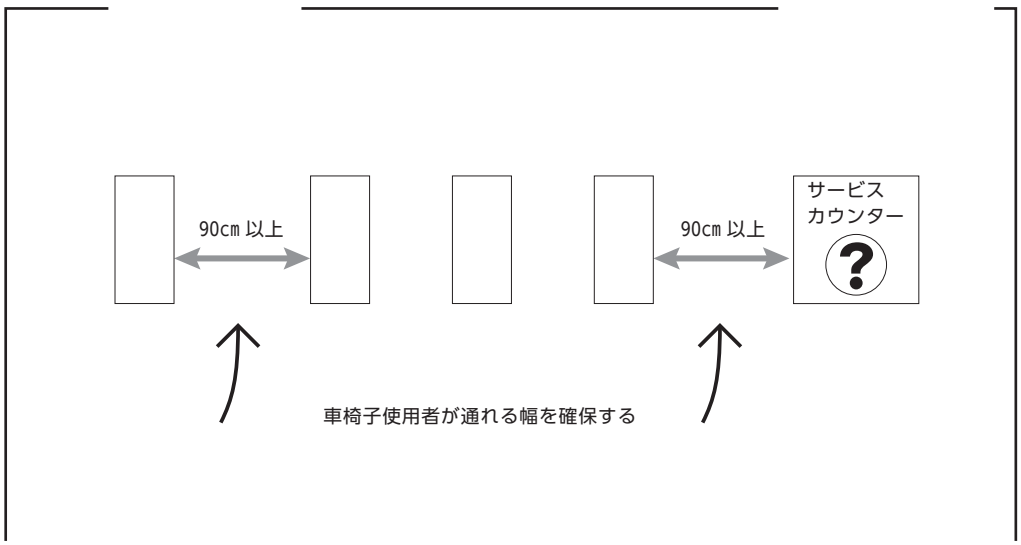
	・　施設の円滑な利用や、施設内の整備が困難な場所の利用をできるようにするため、施設の職員等に対して接遇向上のための研修を行い、様々な利用者に対して、適切に対応できるようにする。	

《 参 考 図 》

【図29.1】店舗内通路

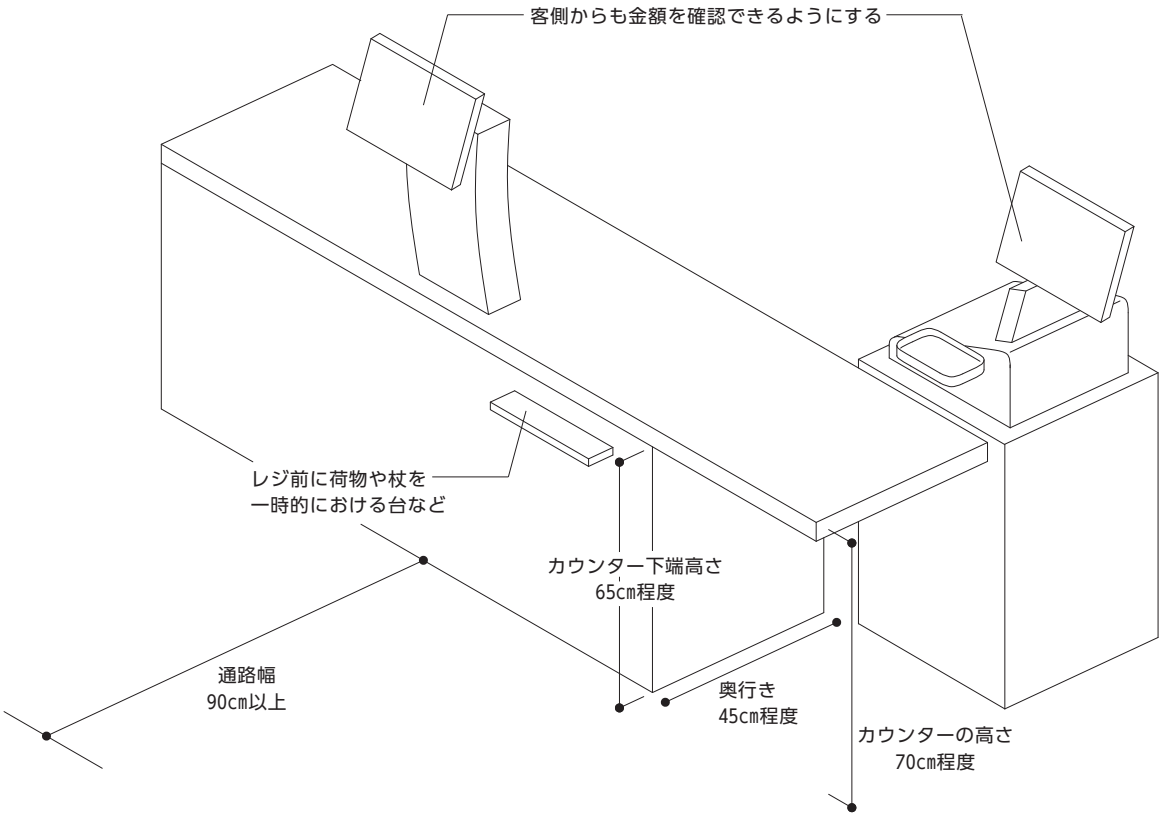


【図29.2】店舗内通路（レジカウンターまわり）

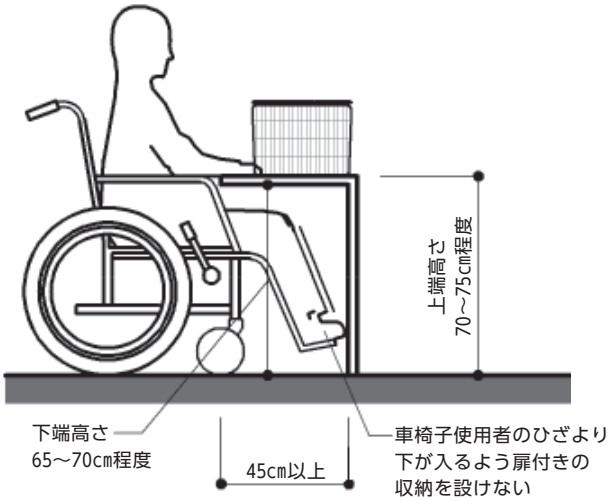


《 参 考 図 》

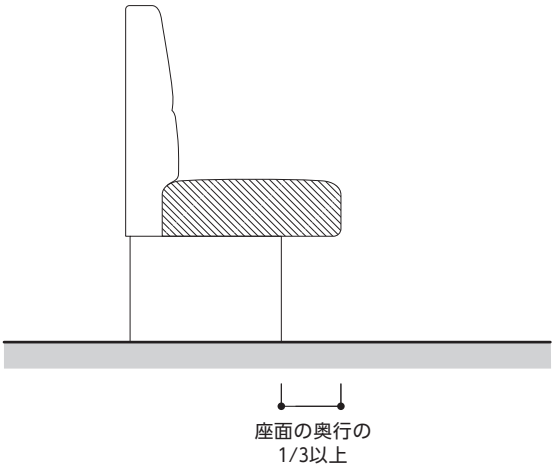
【図29.3】レジカウンター



【図29.4】サッカー台の例

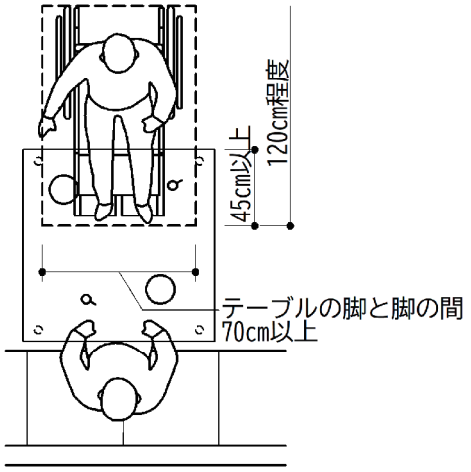


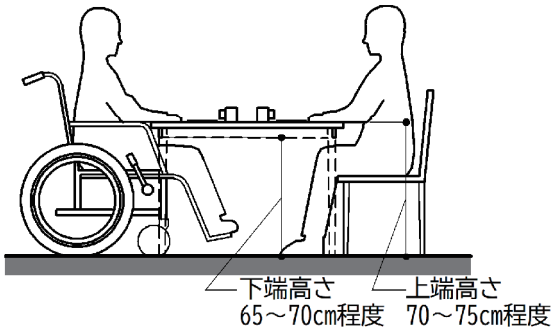
【図29.5】座席の蹴込みスペース



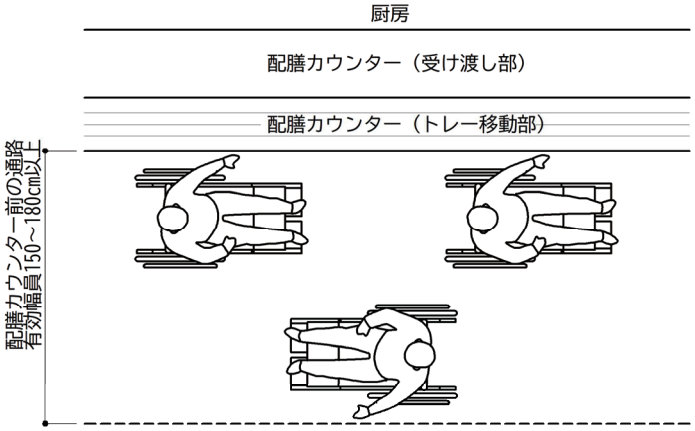
《 参 考 図 》

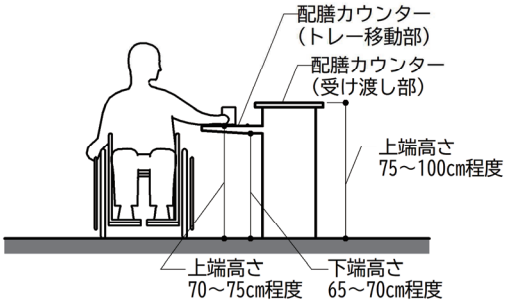
【図29.6】可動式の椅子席の例





【図29.7】配膳カウンターと通路の例





《 参 考 図 》

【図29.8】サービス店舗の例

